

DB
2266
2006

(HG)

筑波大学博士(文学)学位請求論文

近代における水害常襲地域の構造と展開
— 天竜川下流域を事例として—

山下 琢巳

2006年度

寄贈
山下琢巳氏

目次	i
序章 本研究の課題と視角	1
1 研究の課題と目的	1
2 時代設定と研究対象地域	2
1) 近代化の視座	2
2) 研究対象地域の選定	3
3) 天竜川下流域の地域構造	5
3 河川研究と本研究の意義	10
1) 近代技術の受容	10
2) 災害史的視点	11
3) 地理学的視点	12
4 本研究の構成	15
序章注記	19
第I章 天竜川下流域の水害史	21
1 天竜川下流域における水害とその頻度	21
1) 「水害年表」の分類方法	21
2) 開発初段階の天竜川下流域	22
3) 被害頻発地点の変転	39
a. 連続堤防化と水害	39
b. 南部輪中地帯の特徴	41
2 堤防復旧までの期間	44
3 河川改修後の天竜川下流域	47
第I章注記	49
第II章 水害頻発期における天竜川下流域の存立基盤	50
1 流路の統合と下流域の開発	50
1) 彦助堤の存在	50
2) 「浜松御領分絵図」に見られる下流域の景観	51
3) 乱流路の締切と農地開発	57
2 水害状況の復原と復旧の特徴	62
1) 下流域全体の水害状況－文政11年－	62
2) 集落レベルにおける水害状況	65
a. 慶応4年西堀村の場合	65
b. 明治期における岡村の場合	68
3) 水害からの復旧とその特徴	74
a. 土砂の堆積	75
b. 旧低水路の被害と「島畑」景観	77
c. 天保5年宮本村での「起返」	83
d. 明治4年松本村での「起返」とその規模	85
e. 復旧活動と他地域との関係	87

3 農業生産とその特徴	89
1) 畑作物の特徴	89
2) 下流域における綿作	92
3) 綿製品流通における天竜川下流域の位置づけ	95
a. 在地問屋と下流域農村	95
b. 綿の全国流通と天竜川下流域	97
4 天竜川下流域における水防組合の意味	100
1) 堤防普請に関する制度と水防組合の意味	100
2) 天保水防組の活動	103
3) 天保水防組の実態と加入村の対応	105
a. 内郷村の活動状況	105
b. 浜部村出役者の内訳	109
4) 水害頻発期における地域構造	112
第Ⅱ章 注記	115
第Ⅲ章 河川改修工事と天竜川下流域への影響	118
1 内務省直轄河川改修工事	118
1) 明治初期における政府の河川政策	118
2) 天竜川における直轄工事の概要	120
a. 工事の基本方針	120
b. 工事の終了と追加工事	125
c. 下流域南部での工事とその限界	126
3) 工事の内容から見た直轄工事の特徴	129
a. 掛塚輪中における工事の種目と施工区間	129
b. 工事費用の増減と地域への影響	133
2 土木工事専門業者の進出	134
1) 工事請負人の存在とその特徴	134
2) 工事契約とその特徴	138
3 水防組合の活動とその役割	140
1) 明治期における水防組合の組織的変遷	140
2) 天竜川増水時における水防活動	144
3) 堤塘の維持・補修活動とその特徴	150
4) 治水請願と天竜川東縁水防組合長の行動	152
a. 大橋頼模の年譜と活動	153
b. 日記に見られる水防組合長の行動	155
c. 中央政府との利害調整	157
第Ⅲ章 注記	163

第IV章 水害減少期における天竜川下流域の地域構造	165
1 農業生産と村落構造	165
1) 農業生産の特徴	165
a. 遠州4品の栽培	165
b. 一般蔬菜の生産拡大	170
2) 集約的土地利用と輪作体系	174
3) 温室による蔬菜促成栽培の発展	177
a. 温室の導入	177
b. 組合事業に見られる集落構造の変容	179
2 材木流通と天竜川の機能	183
1) 天竜川における材木流通の推移	183
a. 商業的林業の成立過程	183
b. 製材業の推移	185
2) 天竜川における材木流通の特徴	190
a. 資金の流れと中・下流域の関係	190
b. 流出材の発生と流筏の体系	193
3) 天竜川における流出材の処理とその帰属	195
a. 流出材の実態と回収の行程	195
b. 流出材発生の具体例	197
c. 沿岸村が有する権利と流出材との関係	201
3 水防組合の活動と村落組織	202
1) 明治44年の水害とその実態	202
a. 左岸岩田村における家屋の浸水状況	203
b. 右岸中瀬村・竜池村における被害の実態	204
c. 右岸南部における農地の浸水状況	206
2) 水防組合の活動と復旧工事の特徴	210
a. 右岸中ノ町村での水防活動	210
b. 東縁水防組合の活動と岩田村の被害状況	213
c. 復旧工事とその特徴	215
3) 水害減少期における地域構造	218
第IV章 注 記	222
結 章 天竜川下流域における地域構造	225
1 地域像の提示と展望	225
2 今後の課題	228
参考文献一覧	230

図表目次

<図目次>

序-1図 研究対象地域	6
序-2図 天竜川下流域の地形分類	7
序-3図 天竜川下流域の地形地域区分	18
第I-1a図 彦助堤周辺の土地利用-明治中期-	36
第I-1b図 天竜川下流域北部-明治中期-	38
第I-2図 天竜川下流域中央部-明治中期-	40
第I-3図 天竜川下流域南部-明治中期-	42
第II-1図 天竜川下流域における乱流路の状況と治水設備-延宝8年(1680)頃-	52
第II-2図 彦助堤の規模	56
第II-3図 天竜川下流域における旧低水路の開発-延宝元年(1673)-	58
第II-4図 本沢村・蟹沢村とその周辺-明治中期-	59
第II-5図 天竜川下流域における大規模水害の様子-文政11年(1828)-	63
第II-6図 西堀村における洪水被害-慶応4年(1868)-	66
第II-7図 西堀村およびその周辺-明治中期-	67
第II-8図 岡村およびその周辺-明治中期-	69
第II-9図 岡村における土地利用と水害時の地目変更-明治22年(1889)-	70
第II-10図 元禄11年(1698)水害の関係村位置関係	76
第II-11図 匂坂中之郷村とその周辺-明治中期-	78
第II-12図 匂坂中之郷村における土砂の流入-天保5年(1838)-	79
第II-13図 匂坂中之郷村の土地利用-明治7年(1874)-	81
第II-14図 松本村における起返の進展-明治4年(1871)-	86
第II-15図 小島村とその周辺-明治中期-	90
第II-16図 在地綿問屋和泉屋の取引範囲-江戸時代後期-	98
第II-17図 池田村とその周辺-明治中期-	103
第II-18図 天保水防組所属村の分布	105
第II-19図 浜部村における堤防工事出役者の土地所有-幕末頃-	111
第III-1図 天竜川下流域北部・中央部-明治中期-	121
第III-2図 天竜川における第一次改修の施工状況	124
第III-3図 鶴見輪中・掛塚輪中とその周辺-明治中期-	128
第III-4図 掛塚輪中-明治中期-	130
第III-5図 天竜川下流域沿岸の町村と所属水防組合-明治22年(1889)-	145
第III-6図 中瀬堤防とその周辺-明治中期-	147
第III-7図 中野町堤防付近における大字の位置関係-明治中期-	148
第IV-1図 浜名郡におけるへちま生産の推移-明治中期~大正期-	167
第IV-2図 老間・大柳とその周辺-明治中期-	173
第IV-3図 飯田村における専業農家の畑作物農事暦-大正10年(1921)-	175

第Ⅳ-4図	飯田村・芳川村大字の位置関係—明治中期—	176
第Ⅳ-5図	丸浜温室園芸組合加入者の市町村別所有温室坪数—昭和10年(1935)代—	182
第Ⅳ-6図	天竜川流域の材木産出地帯—明治～大正期—	184
第Ⅳ-7図	天竜川流域における製材所の分布とその変化—明治期—	187
第Ⅳ-8図	中野町～半場間の材木関連施設—明治40年(1907)頃—	189
第Ⅳ-9図	天竜川における流出材の割合と流筏費との関係 —明治22年～大正11年(1899～1922)—	194
第Ⅳ-10図	天竜川下流域に漂着した流出材数—大正3年(1914)—	198
第Ⅳ-11図	天竜川下流域における流出材の担当区域と収集請負人の居所—大正3年(1914)—	198
第Ⅳ-12図	天竜川下流域北部周辺の大字と位置関係—明治中期—	200
第Ⅳ-13図	岩田村付近—明治中期—	203
第Ⅳ-14図	飯田・芳川・河輪3村の位置関係—明治中期—	207
第Ⅳ-15図	明治44年(1911)水害における飯田・芳川・河輪各村の浸水被害	209
第Ⅳ-16図	岩田村における堤防決壊地点と周辺の土地利用—明治40年(1907)頃—	214
第Ⅳ-17図	水害減少期における天竜川下流域の地域構造概念図	220
写真Ⅳ-1a	昭和初期における温室の概観	178
写真Ⅳ-1b	大正末期における温室の概観	178
写真Ⅳ-2	水窪川・天竜川合流地点の渡場—昭和初期—	185
写真Ⅳ-3	和田村半場付近の製材所と貯木の様子—大正期—	188

<表目次>

序-1表	河川下流域平野における水田と畑の割合	4
第Ⅰ-1表	天竜川下流域における水害	23
第Ⅰ-2表	明治初・中期における天竜川下流域右岸の破堤状況	45
第Ⅱ-1表	本沢村旧流路開発地とその所有者—延宝元年(1673)—	61
第Ⅱ-2表	岡村における農地と被害の面積—明治20年(1887)頃—	72
第Ⅱ-3表	天竜川下流域における水害時の土砂堆積量—元禄11年(1698)—	77
第Ⅱ-4表	宮本村における農地被害と起返の面積—天保5年(1845)—	84
第Ⅱ-5表	松本村における田畑の被害反別—明治4年(1871)—	87
第Ⅱ-6表	天竜川下流域沿岸村の畑作物—享保2年(1717)—	91
第Ⅱ-7表	天竜川下流域沿岸村の畑作物—慶応2年(1866)—	93
第Ⅱ-8表	高菌村における農産物—明治7年(1874)—	94
第Ⅱ-9表	和泉屋の木綿関係取引件数—寛政11年～天保6年(1799～1835)—	96
第Ⅱ-10表	中安家におけるくり綿・白木綿等の取引先—天保2年(1831)—	99
第Ⅱ-11表	川附村から内郷村への岡村堤防防禦に関する指示と浜部村からの出役状況 —安政4, 5年(1857, 58)—	107
第Ⅱ-12表	浜部村より岡村堤防工事に出役した人夫—安政4年(1857)—	110
第Ⅱ-13表	水害頻発期における天竜川下流域の地域構造	113

第Ⅲ-1表	明治初期における政府の河川管轄官庁の変遷	119
第Ⅲ-2表	天竜川第一次改修における掛塚付近の施工状況—明治23年～27年(1890～1894)—	131
第Ⅲ-3表	天竜川第一次改修における工事個所と請負人—明治26年(1893)—	136
第Ⅲ-4表	天竜川下流域における水防組合組織の変遷—江戸時代末期～明治時代—	142
第Ⅲ-5表	天竜川増水時における水防活動と人員の動き—明治26年(1893)—	146
第Ⅲ-6表	天竜川増水後に行われた応急工事の進展—明治26年(1893)—	151
第Ⅲ-7表	大橋頼模年譜	154
第Ⅲ-8表	日記より見た大橋頼模の行動—明治43年(1910)—	156
第Ⅲ-9表	天竜川第二次改修決定までの関係者の動き—明治43, 44年(1910, 11)—	158
第Ⅳ-1表	遠州4品のうちヘチマ・トウガラシ・ショウガの収支および反当収量—大正9年(1920)—	169
第Ⅳ-2表	天竜川下流域における農産物とその作付面積—明治末期—	171
第Ⅳ-3表	掛塚港より移出された物品—明治12年(1879)—	186
第Ⅳ-4表	天竜川における材木流通資金の流れ—明治期—	191
第Ⅳ-5表	川合渡場平賀回漕店が扱った筏の状況—大正7年(1918)7月～12月—	192
第Ⅳ-6表	漂着した有印材とその所有者—明治44年(1911)4月11日—	196
第Ⅳ-7表	天竜川における流出材の収集請負人—大正3年(1914)—	199
第Ⅳ-8表	天竜川における流出材の請負区間と収集請負人—明治37年(1904)—	199
第Ⅳ-9表	竜池村新野・高菌に漂着した材木と報酬額—大正元年(1912)—	202
第Ⅳ-10表	明治44年(1911)水害における岩田村の被害状況	204
第Ⅳ-11表	中瀬村・竜池村における洪水被害—明治44年(1911)—	205
第Ⅳ-12表	寺谷村自普請における水防組合加入村の人夫内訳—明治44年(1911)—	215
第Ⅳ-13表	寺谷新田堤復旧工事における周辺各村の人夫出役状況—明治44年(1911)—	217

序章 本研究の課題と視角

1 研究の課題と目的

日本の気象条件では、夏から秋を中心に降水量が増大し、北日本や日本海側を中心に冬季には降雪がみられる。これらを原因として発生する河川の増水は、その程度が大きくなり、ある一定量を超えると「洪水」となる。この洪水が及ぶ範囲に人々の土地利用や経済活動が存在し、洪水によってその活動が阻害されることがあれば、それは「水害」として認知されることとなる。古来より人々はこの「洪水」を「水害」にしないため様々な方策を試み、河川との共存を図ってきた。そして今日までに、「水害」の原因である「洪水」そのものを克服すべく、土木技術を駆使してきた。

国土交通省は平成 18 年（2006）夏、上流はダム建設によって、下流では大きな堤防によって、河川が増水してもその水を一滴たりとも人々の暮らす堤内地に出さないというこれまでの治水政策を変更した。今後は河川の自然条件に合わせ、河川は溢れるものという前提のもと、遊水地等の整備を行うこともあり得るという見解を発表した。

他方で、集中豪雨などによる人命や家屋被害は毎年のように繰り返されており、洪水、水害をめぐる「治水」の問題は未だに完全な解決策を持たない、古くて新しい問題である。

ところで、現在のように河川や洪水そのものを人の力で制御するという手法は、明治時代末期から始まった「高水工法¹⁾」による堤防の構築と、昭和 20 年代後半から開始される水資源開発と関連した上流域での大規模ダム建設によってようやく可能となったものであった。すなわち、それ以前の時代には、洪水そのものを制御することは到底不可能であり、人々の河川に対する認識も今日とは異なっており、その中で社会経済が展開されていたことが想像される。

本研究の目的は、かつて水害が頻発し、そのことにより条件不利地域として捉えられる河川下流域において、そこに居住する人々がいかにして社会経済活動を継続していたのか、そして、それが明治時代以降導入された土木技術による水害の減少を通じて、いかに変容していったのかを、歴史地理学的手法を用いて明らかにすることである。

一般的に地理学では、現象を把握する基本的な単位として「地域」を設定し、その概念を以って事象の解明を目指す。この場合、例えば日本という大きな枠組みを設定することもできるし、過疎化により 1 軒しか居住していないような山間地域の場合でも、その家の行動範囲や、所在地を手がかりに地域を設定することができる。すなわち地域とは、明らかにしたい現象に対して、自由な尺度で設定することが可能であり、そこに必要な条件は、

「何かを空間的に解明するに際して必要な、最低限の共通事項の存在」があるかどうかということのみである。

これを踏まえて、本研究の課題として設定した河川と人間活動との関係に、地域概念を設定してみよう。前述したように、河川が引き起こす洪水は、その規模の大小にかかわらず行き渡る「範囲」が存在している。この「範囲」は、自然地理学では「沖積平野²⁾」と規定され、地形的な一つの特徴を形作っている。また、広範囲にわたって洪水の影響が出るのは、河川が山間部の谷底を流れている間ではなく、谷口を抜けて海に注ぐまでの間、すなわち、この沖積平野上での現象となる。このように、洪水の行き届く範囲こそが、本研究で設定する「河川下流域」なのである。

2 時代設定と研究対象地域

1) 近代化の視座

本研究において議論する内容のおおまかな構成を確認しながら、課題を解明するために設定した論点を整理し、既存の研究と対応させつつ本研究の立場を明確にしていこう。

欧米の水理学や土木工学を導入した河川改修工事は、政府の治水事業として明治 10 年 (1877) 代頃から本格的に開始された。すなわち、土木技術の近代化が、水害減少に大きく寄与することとなったといえる。

一方で、治水工事が進展していく明治 20 年 (1887) 前後は、我が国の産業発達が緒についた時代にも相当し、いわゆる「近代日本の形成期」としても位置づけられる。明治時代に始まった日本の産業革命をその端緒とし、東京、大阪という二つの大都市を中心に、軽工業生産の増加が見られた³⁾。これには、地方からの労働力の流入や、賃金労働者の増加による消費力の増加などが関連しており、工業化と大都市の発展が結びついていった⁴⁾。

一方、地方においては、農作物をはじめとし、加工原料や材木など、大都市の需要の増大に合わせて市場の拡大がみられた。そして、これらは、鉄道の開通などによる交通路の整備により、早く、安価に、そして大量に輸送が可能となったことが大きく影響していた。

また、農村においては一部で新たな農法⁵⁾や、化学肥料の導入が行われた。農業組織自体も、中央から末端にまで至る全国的に編成された「農会」によって、農業政策の中央集権化が一応の成果を見せていた⁶⁾。また、産業組合⁷⁾の設立も盛んであり、農業を基礎とする加工業や、ある特定の農作物を栽培するに際して、組合を利用することも多くなった。

このように大都市の発展は、都市への諸物資の供給能力を地方や農村が有していたからこそ可能となった。しかし一方では、大都市に市場ができたからこそ地方の発展があった

という考えも存在しよう。これらはどちらが先かを問うよりも、両者が相互補完的な関係を持って展開されてきたと考える方が自然であろう。

それゆえ、本研究が解明を目指す水害常襲地域の変容期とは、大都市とその他「地方」との関係性の発展期にも相当する。すなわち、大都市の発展を支えることができた地方の潜在的な力に注目し、それがいかなる構造をもっていたのかについて検討を行っていく。なぜなら、明治時代の大都市の発展を支えたのは、それ以前から地方の農村地域において存在したなんらかの素地に、鉄道の開通、都市の需要が重なったことが重要であったと考えられるからである。

2) 研究対象地域の選定

東京・大阪の発展と相互に影響し、地域間関係を有するのは、明治という時代背景を考慮すると、おそらく日本中のすべての地域が相当するであろう。それゆえ本稿では指標の一つとして、東京・大阪（神戸）の両都市を結ぶ東海道本線の存在に注目する。この鉄道沿線は、ほぼそれと並行して江戸時代の東海道が通っており、歴史的に交通路としての重要性を有していたことが明らかである。

ところで、この東海道に沿った地域には、何本もの河川が存在し、そのほとんどは東海道と直交する形で流れ下る。換言するなら、旧東海道以来の交通路は、これら河川の下流域に相当する、沖積平野上を横断しているのである。そして沖積平野上には、城下町や宿場町、あるいは在郷町などが数多く存在し、それぞれが後背地を持つ中心地機能を有していた。このように、各河川下流域において、流路に沿った南北方向を「縦軸」とするなら、東海道は「横軸」として機能しており、これら縦横の基軸によって地域の性格が決定付けられていたのである。

これらの条件を有する河川を、東から順に列挙すると、代表的な河川としては、多摩川、相模川、酒匂川、富士川、安倍川、大井川、天竜川、豊川、矢作川、木曾川、長良川、揖斐川などが挙げられる。このうち、木曾川とそれ以西の2河川は、下流域において離合を繰り返す同一の自然環境を形成していると考えてよい。また、関ヶ原以西（旧東海道は鈴鹿山脈以西）には、琵琶湖周辺の中小河川と淀川が存在しているが、地質的に西南日本⁸⁾の特徴を有するこれら河川は、淀川を除くと河川自体の「縦軸」としての機能が小さい。また、淀川は下流域に大阪市街を有するため、その発展との結びつきが大きいという特徴がある。

以上の条件を考慮し、この中から、事例地域としてふさわしい河川とその沖積平野を選定していく。

各河川の自然条件に注目すると、列挙した河川の多くは、中部地方の山岳地帯にその本流や大きな支流の水源を持ち、流量が多く、かつ土砂の堆積量の多い河川である。これら河川は、増水時に破壊的な水流となって河道を流れ下るため、一般的に制御が困難で、流域で展開される社会経済活動は、常に水害の危険と隣り合わせであった。土砂堆積量の程度は、下流域の自然条件や、そこに暮らす人々の土地利用を決定付ける。そこで、東海道の沿ったいくつかの河川について、統計等を利用して自然条件の予察的な検討を行った。沖積平野では、後背湿地の農業的土地利用は水田となることが多く、土砂の堆積によってできた自然堤防などは畑となることが一般的である⁹⁾。それゆえ、土砂堆積の特徴を示す、水田と畑の比率を比較するための一覧表を作成した（序-1表）。以下、その内容から明らかになる点を論述してみよう。

本表の作成に当たり使用した統計は、大規模な農地の改変が見られず、伝統的な土地利用形態が残存していたと考えられる昭和25年の農林業センサスに記載された農地面積である。ここで注目されるのは、天竜川下流域での田畑の面積比率であり、水田51に対して、畑49と、ほぼ1対1の割合となっている。他の河川では、日本有数の急流といわれる富士川で66対34であり、その程度はほぼ2対1となっている。また、多くの輪中を有し、自然堤防が卓越することで有名な木曾川、長良川、揖斐川の流れる濃尾平野中西部でさえも、その比率は84対16である。

序-1表 河川下流域平野における水田と畑の割合

河川名および当該区間	当該区間河川延長 (km)	田畑面積		田畑比率 水田：畑
		水田(町)	畑(町)	
甲府盆地(笛吹・釜無・荒川)	36.4	4,731	2,823	63:37
富士川	6.6	1,677	863	66:34
大井川	18.6	6,201	675	90:10
天竜川	24.2	3,578	3,371	51:49
矢作川	30.2	13,604	4,764	74:26
木曾川左岸	38.6	6,970	1,883	79:21
木曾・揖斐・長良川輪中(東海道本線以南)	36.0	13,560	2,584	84:16
琵琶湖東岸(日野・野洲川)	17.1	3,446	271	93:7
淀川(旧巨椋池～門真)	34.6	5,359	558	91:9

(「1950年世界農林業センサス市町村別統計書」より作成)

- 1) 範囲の設定、河川延長の算出は、当該地域の20万分の1地勢図、5万分の1地形図を用いた。その方法は、5万分の1地形図より沖積平野を50%以上領域として含む市町村を抜き出し、センサスに記載された当該市町村の田畑面積を合計したものを、当該河川の沖積平野田畑面積とした。

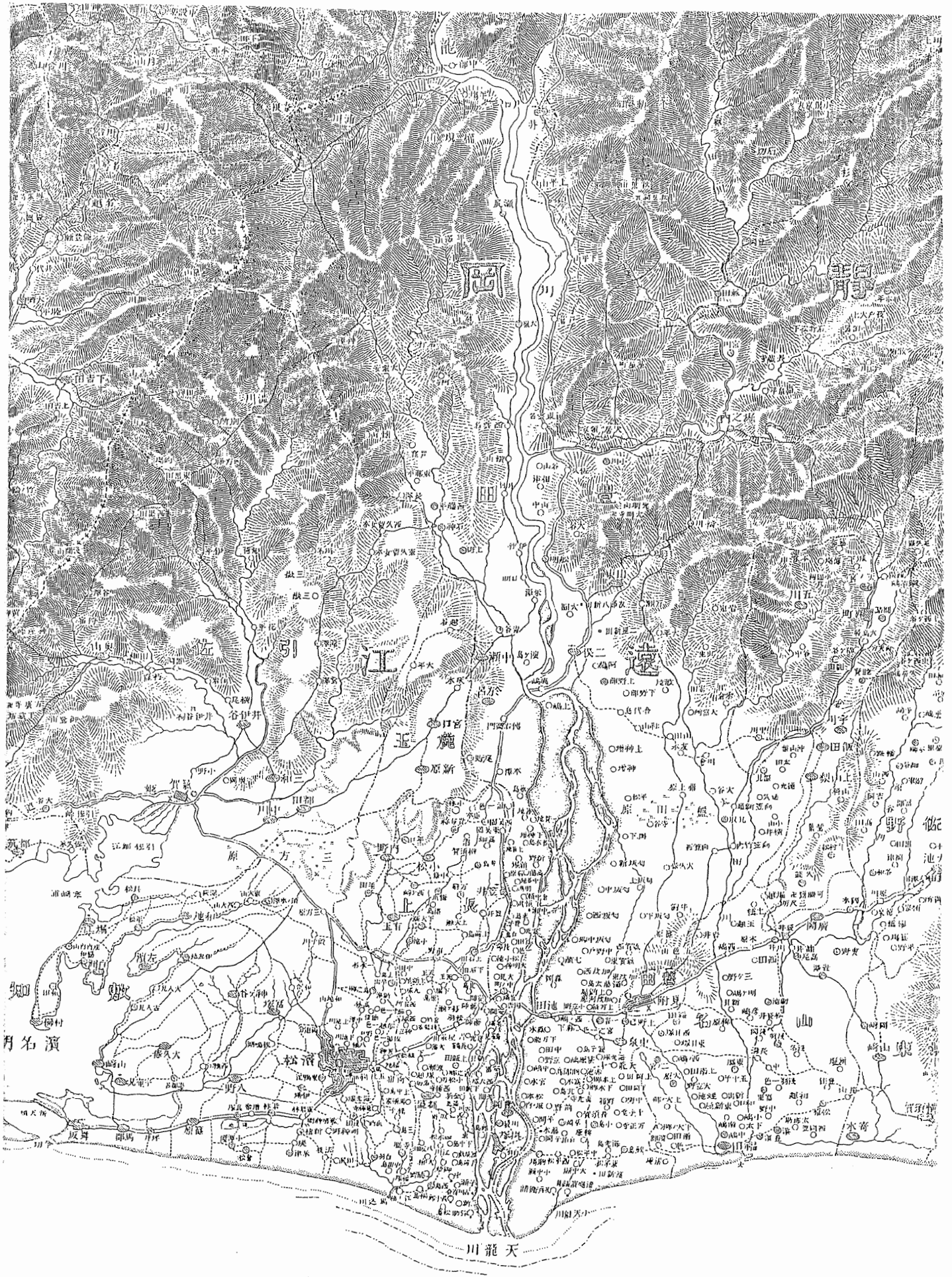
このように、一般的な河川下流域での農業的土地利用は、水田の比率が高く、畑の比率は低い傾向にあり、水田での稲作を中心とし、そこに畑作物の生産が加わるという形で展開されていたことが明らかである。しかし、天竜川ではその比率がほぼ 1 対 1 となり、他の河川に比べて畑の面積が特に大きい。このことは、天竜川下流域を取り巻く地形的特徴が大きく影響している。天竜川は、二俣市街から半島状に西に突き出す鳥羽山にさえぎられて蛇行し、さらにその南で赤佐の椎ヶ脇神社の所在する標高 70m 程の山に行く手をさえぎられて、東向きに谷口を形成している。それ以南の平野は東側を磐田原台地に、西南方向を三方原台地に挟まれており、南北 25km、東西の幅は最大で 7~8km の規模を有している（序-1 図）。この東西の台地の存在が天竜川の氾濫原を限定させるため、後背湿地の発達が見られず、流れてきた土砂はすべて平野上に堆積を繰り返すこととなる。このことは地形分類図¹⁰⁾からも明らかであり、平野は網目状の乱流路と自然堤防からなる自然的特徴が形成された（序-2 図）。

天竜川は、このような自然条件の沖積平野を 20km 以上にわたって流れ下るといふ、東海道に沿った河川群の中でも治水対策の特に困難な河川の一つという特徴が指摘できる。ここに、本研究の事例とする、天竜川下流域の重要性が認識されることとなる。

3) 天竜川下流域の地域構造

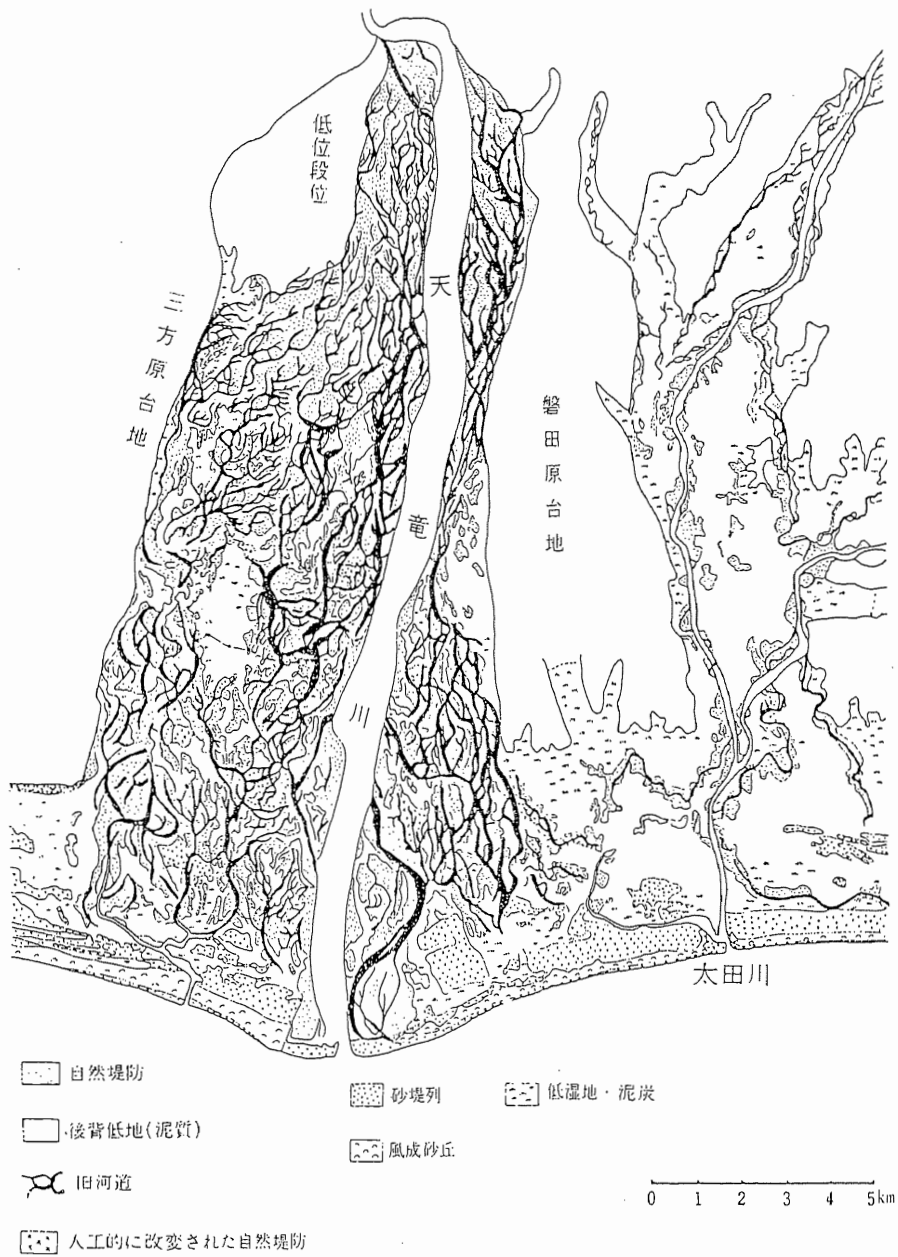
河川とそこに展開される人間活動との関係のうち、特に河川の氾濫原への永続的な居住と耕地化を行おうとする場合、土木技術が未発達時代には、水害を克服することは極めて困難であった。本研究が事例とする天竜川下流域においてもそれは同様であり、自然条件にいかに対応していくかが、社会経済活動を持続する上で重要な条件となっていた。それゆえ、天竜川下流域で展開される社会経済活動は、水害を「前提」あるいは「考慮」した上で成り立つものであったといえる。

そして、その「前提」は、いくつかの特徴的な要素から成り立ち、それらが相互に関連することによって、「地域構造」を形成していたと考えられる。本節では、天竜川下流域において社会経済活動が持続し得た要素を抽出し、それらの連関について論じてみたい。ところで水害の発生自体は、降雨の状況と密接に関わっている。それゆえ、水害常襲地域といえども、気象条件によっては大きな洪水が見られず、従って水害が発生しない場合も存在する。季節性に注目した場合、天竜川が大きな増水を見るのは夏から秋にかけてであり、冬から春にかけてはその被害に遭うことはほとんどない。また、数年間の長期的なスパンで見た場合にも、急激な降雨量の増加をもたらす長雨や台風の通過が少なかった場合は、年間を通して水害に遭わない年が存在することになる。この水害時に対して「平時」と



図一 研究対象地域

(明治20年測量20万分の1地勢図「豊橋」、明治25年測量「伊良湖岬」を使用)



序-2図 天竜川下流域の地形分類
(門村 1965 による)

表現しうる、水害に被災しない期間は、いずれかの時に水害が発生して以降、どれほど持続するかはわからないとはいえ、次の水害に遭遇するまでの間、この地域に安定した社会経済活動の基盤を提供することとなる。水害常襲地域とは、このいつまで続くかわからない「平時」と、いつかは発生する「水害時」との両面を併せ持つ地域なのである。しかも、水害を克服できない時代においては、平時の社会経済活動そのものが水害を「前提」とすることを余儀なくされていた。

この重層性を考慮に入れて、天竜川下流域の地域構造を構成する要素を取り上げる。ただしここでは、複雑な両者の関係を捉えやすくするため水害時、平時の要素を個別に説明した後、それらがいかに関連しているのかを論述していく。

水害を「前提」にしている地域の特徴は、まず景観の特徴から見出すことができ、それらは関わる主体の違いから三段階の空間的な広がりを持っている。このうち、最も広範囲なものが治水施設として存在する堤防であり、これにより「右岸」、「左岸」といった「沿岸」が限定されるとともに、そこに堤防を介した運命共同体を形成する。例えば、右岸の堤防のうち、最も上流に近い部分が決壊した場合には、洪水流はその周辺部だけではなく、右岸全域にまで広がる危険をもはらんでいるのである。第二の段階としては集落の立地があり、とくに天竜川下流域では、中州状に存在する自然堤防上に「集居村」の形で現れる。これら集落の立地は、堤防が決壊したり洪水流が堤防を乗り越えてきた際の水害を、最小限に押さえることを意図しているのである。そして第3の段階として、居住者個々のレベルでの土地利用が挙げられる。とくに、農業的土地利用をみた場合、自然堤防上の畑、乱流路の水田というように、自然条件と土地利用とが対応しているのである。

しかも、天竜川の氾濫原は、全域で同じ自然条件を有しているため、主要な流路との距離に関係なく、等しくこのような景観が形成されたと考えられる。

一方で水害を前提として形成された景観的特徴それ自体も、水害によって幾度も破壊され、そのたびに土地の再開発が行われてきた。すなわち、これらの景観は、ある段階で固定されたものをいうのではなく、何度も繰り返されてきた水害の上に成り立つものである。それゆえ、水害発生時の避難の状況や、その後に行われる土地の復旧作業も、景観形成と密接に関連している。また、水害の予防を目的としたり、被災後の混乱を最小限にするための社会組織も機能していた。その一つが水防組合であり、天竜川下流域では堤防の保護を目的に流域の村々によって組織され、増水時には堤防の防御を、平時においても損傷した堤防や水制工の維持補修を行っていた。また、支配層である領主への嘆願や、被災しなかった地域との関連、いわゆる、人的・物的支援の体制も、水害後一定の期間にのみ機能する地域間関係として捉えられる。

これらが、繰り返される水害の発生によって形成されてきた、水害を前提として機能している地域の構成要素である。

つぎに、これらを平時の視点から捉えなおしてみよう。水害時に氾濫原に堆積する肥沃な土砂の供給により、天竜川下流域は潜在的な土地生産性の高さを有している。それゆえ農業生産は、土地を基盤にした社会経済活動の中心に位置づけられるものであったが、この基盤そのものが「安定」したのではなく、水害に制約されて「不安定」に存在していることが最大の特徴である。一方で、乱流路上を利用する水田は常に浸水の危険があるため、天竜川下流域では畑の利用が重要であった。その際、主に栽培されたのは綿、蔬菜などであり、これら商品作物の流通を通じて、平時の天竜川下流域における経済活動の展開を導くことが可能である。

以上の諸要素が関連することにより、土木技術が未発達で人々の自然条件への働きかけが水害を克服するには至っていない水害を前提としていた時代、すなわち、「水害頻発期」の地域構造が成り立っていたと考えられる。他方で本研究では、この水害頻発期だけでなく、それが近代の土木技術により水害を克服できるようになった時代に至り、その構造がいかに変化していったのかを検討することまでを考察の視野に入れている。そこで、この「水害減少期」として捉えられる明治時代以降の天竜川下流域についても、地域構造を構成する要素を明らかにする必要がある。地域構造の変容過程そのものは本論において検討することとし、ここでは構成要素のうち特に筆者が重要と考えるものについて論じてみたい。

まず、水害がもはや「存在しない」ものへと近づいた時期にあっても、堤防、集落立地、土地利用の形態に大きな変化はみられない。これは、引き続き下流域の自然条件を基盤として、社会経済活動が行われているからである。しかしながら、新たに築造された堅固な堤防の完成は、破堤や損傷を前提としておらず、水害からの復旧頻度や水防組合にかかる負担が、それまでよりも少なくなるであろうことは容易に想像できる。しかも、この堤防によって主要な流路が固定され、他方では大都市の需要が増加したことも重なり、天竜川では、それまで以上に輸送路としての重要性が高まった。そして、それは特に筏流しによる材木流通の形で特徴的となった。

これらの諸要素から天竜川下流域の地域構造を論じていくが、このうち水害頻発期では、主として景観形成の歴史的展開と土地利用、水害の状況と復旧の過程、農業生産、そして水防組合組織を取り上げる。そして、水害減少期としては、農業生産、材木流通、水害の状況と水防組合組織を取り上げる。それぞれに共通するものと、しないものが存在するが、例えば水害頻発期にのみ取り上げる景観形成の歴史的展開の場合、水害減少期においても

景観は維持され、それを基盤として社会経済活動が継続しているためである。それゆえ、同じ特徴や機能のまま推移している構成要素については検討の対象としていない。むしろ、両者に存在する要素を比較し、水害の減少による地域構造の変容を明らかにすることが、本研究の目的に即していることは、これまでの論述からも明らかであろう。

以上の検討は、本稿では第Ⅱ章以下で論じることとし、次節では、本研究が取り上げる河川研究に関する既存の成果を概括しながら、課題を明らかにしていくとともに、本研究の意義を位置づけてみたい。

3 河川研究と本研究の意義

1)近代技術の受容

地域構造の変容をもたらした要因の一つとして、治水技術の近代化の存在がある。

河川工学の立場から、大熊¹²⁾は技術の近代化が治水に果たした意味を、以下のように順序だてて論じた。すなわち、治水の進展は、土木技術の発展、河川環境の認識、技術の担い手、という3つが関連していることを指摘し、水害を克服し河川を制御するに至る現在までの歴史的展開を紐解くことが、治水史であるとした。具体的には、土木技術の発展は、「自然に対して受け身」の技術から、やがて「自然と調和する」技術へと移り、最後には「自然を征服する」、3つの段階を経て、今日に至ることが論じられた。そして、これらを実行に移す技術の担い手にも3つの段階が存在しており、それらは為政者がその河川をどう扱うかという「公共的段階」、流域住民が地域をどう守るかという「共同体的段階」、そして、自分や家族の生命と財産をいかに守るかという「私的段階」の3つを示している。

一方で、各河川の性質の違いと同様に、同一河川であっても、例えば谷口の扇状地と最下流部の三角州地帯とでは、自然条件が異なっている。大熊はそれらに対して、多様性を発揮しながら推移してきた技術力と、それを受容してきた過程の解明こそが河川工学的観点の意義であるとし、先に示した3つの指標を観点として、江戸時代から現代までの利根川治水に関する論考を発表している¹³⁾。そして、複雑に絡み合った乱流路などの自然条件と、治水・利水工事を実行する技術力の進歩という2つをキーワードとして、為政者が利根川をどのように利用し、関東平野全体の中にどう組み込もうとしていたのかを明らかにした。利根川ほど、人為的な改変が断続的に行われた河川は他に例がないため、大熊はいわば河川工学における、「技術の標本」のような河川として位置づけた。

河川が形成した自然条件と、その上で展開される人々の暮らしとの関連を指摘したものとしては、小出¹⁴⁾の研究が上げられる。小出は、河川流域の地質をはじめとする自然条件

や、河川の傾斜を元に算出される河況係数の相違によって、「河床」にいくつかの特徴が現れることを、日本の数多くの大河川の比較を通して明らかにした。そして、下流域に形成される沖積平野を、「比較的広い幅をゆったりと流れる河川」と、「土砂供給が多く、網目状に乱流しながら沖積平野を形成する河川」の二つに大きく分類した。また、沖積平野の規模によっては、扇状地的な特徴を持つ谷口周辺、乱流路を形成する中央部、そして、ゆったり流れる最下流部というような性質の違いがあることも示した。小出の考察の優れている点は、この河床の違いによって、そこに展開される人文地理的事象に相違が生じることを予察的に明らかにしている点である。小出の指摘する「土砂の供給量が多く、網目状に乱流しながら沖積平野を形成する河川」は、本研究で扱う天竜川や、そのほか東海道線が横切る多くの河川と共通する特徴として位置づけられる。

2) 災害史的視点

治水史研究では、大熊の研究を至高とし、他の河川に関する研究も、この視座の上に成り立っていると見てよい。これとは別の視点から水害を論じたものとしては、自然災害そのものの研究が挙げられる¹⁵⁾。これらは、地震、火山噴火、そのほか気象などに起因する災害について、その人的被害の把握を目的とするものであり、水害も気象災害の一つとして位置づけられている。災害研究では、ある特定の災害で発生した被害状況の詳細な復原や、その災害によってもたらされた経済活動の停滞が、社会にどのような影響を与えていたかといったことが分析される。被災範囲や社会的影響の範囲を空間的に解明する手法は、本研究にも共通するものである。

しかし、災害史研究では、発生した被害という、いわば「負」の側面を明らかにすることを主眼としているため、「なぜ、災害に繰り返し遭遇することを認識しつつも、その場所で社会経済活動が引き続き展開されるのか」という疑問に答えるには、これとは異なった研究手法や概念に照らし合わせる必要が生じる。そしてそれには、自然災害が頻発する地域においても、災害のおこっていない、いわゆる「平時」の生活が存在するのであり、「災害時」と「平時」という両面に注目することで初めて地域構造の把握が可能となる。

また、これに関連し、過去に発生した様々な災害を人々がどう認識し、それを普段の生活に取り入れているかという研究が、民俗学などを中心に存在している。笹本¹⁶⁾はそれらを「災害文化史」ととらえ、歴史的災害の痕跡が、地域の文化的事象の中に様々な形で存在していることを示した。三陸地方における津波の伝承や、木曾地方における地すべり跡を示す「蛇」や「抜」地名の存在、あるいは、様々な災害を記録した慰霊碑の存在などが、災害の痕跡を文化として捉える指標であるとしている。

ところで、災害の中でも特に水害は、火山活動や地震などと比べて発生する頻度が極めて高く、しかも直接的な被害にあう範囲を、常におおよそ特定できるという特徴がある。この、いわば常習化した災害をどう捉えるかという課題は、長年にわたり地理学の分野からも研究が行われてきた。水害常襲地域における過去の水害は、それを後年まで記憶に留めるための「記念碑」的な痕跡としてではなく、その被害想定範囲が常に水害を考慮に入れた形で存在している。これらは、地域の土地利用の状況や、社会組織の展開の中からその「痕跡」を見出すことが必要となる。

3) 地理学的視点

地理学における河川研究は、自然地理学、人文地理学の両面において、古くからの課題として位置づけられてきた。ここでは、地質や地形など、自然地理学の専門知識を必要とする分野については検討を省略するが、これまでの研究史を踏まえつつ残された課題を抽出してみよう。

地形学で取り上げられる沖積平野の中の微地形を示す用語である自然堤防単体を、初めて各地の事例を交えて体系的に考察したものとしては、籠瀬¹⁷⁾の研究が挙げられる。この中では空中写真の判読や、25cm～1m 間隔の等高線を用いて作成された超大縮尺の実測図を活用し、現地調査を組み合わせ、高さ数メートルほどの平野上の高まりである自然堤防の実例を数多く挙げている。そして、仙台平野、越後平野、埼玉低地帯といった面積の大きい沖積平野と、河川の狭窄部を取り上げ、堆積物、集落立地、交通線、土地利用の関連から、それぞれの場所に形成される自然堤防の特徴を明らかにした。この研究では、事例として明らかにした各河川の実態から、自然堤防を類型化する検討を行っている。しかし、籠瀬の主眼は、大縮尺地図の判読や現地調査を通して「どこに自然堤防が存在しているか」という対象の検出にあり、そこに暮らす人々の河川とのかかわりや、自然条件への働きかけに関する検討は、「自然堤防を見つける手がかりの一つ」として取り上げられるにとどまっている。一方で「人間の生活舞台として」の自然堤防は、その種別・類型差、地域差、個別差が強く影響しており、自然災害、すなわち水害との関連では、河川氾濫原上に存在する危険性に言及している。

これら個別性は、小出の観点にもつながるものであり、河川下流域の自然条件がいかにか形成され、その影響下で進展していく開発の傾向が、どのように決定付けられていくのかを明確に示すものであるといえる。

一方、人文地理学的な視点に立った研究から、藤井・渡辺¹⁸⁾は、地主・小作関係を手がかりに「水害抵抗性」という概念を導き出した。この研究は、水害をある特定の年次に発

生じた被害としてとらえるのではなく、幾度も繰り返される水害に対して、そこに居住する人々が生業活動を持続しうる社会構造を総合的に捉える必要性を論じている。

これに対する事例として、一つの水害常襲地域を多面的に分析した研究も数多く存在する¹⁹⁾。このうち、最も著名なものとしては、輪中地域の研究が挙げられよう。輪中研究は、人文地理的な研究手法により、その分析の主眼を「景観」においていることを特徴としている。輪中景観は岐阜県と愛知県を中心とした、木曾川・長良川・揖斐川の通称「木曾三川」合流地帯にひろがる景観である。江戸時代初期に木曾川のうち尾張藩への氾濫被害を防ぐべく左岸の堤防を強固に構築して以降、水害は右岸を中心に発生することとなった。流域住民は、沖積平野上を新たな農地開発の場としたが、その結果洪水の遊水地となる面積が減少したため、輪中が発達したとされる。堤防で囲われた「輪中」では、その中に居住する人々は運命共同体であり、輪中形成に至る経緯を明らかにするためには、地域の自然条件の検討や、その時代ごとの治水政策、そして、各輪中において展開された水利慣行や堤防の維持など、社会環境にまで視点を広げた複合的な検討が必要である。またこのことは、前述した大熊の示した治水史における3つの段階にも関連している。

輪中は、第二次世界大戦前からの研究蓄積を持つが²⁰⁾、このうち、自然条件から社会組織までを分析した安藤²¹⁾の研究が多くを示唆を与えている。このほかに『本阿弥輪中²²⁾』など、一つの輪中に限定し、その開発過程から農業生産の実態まで詳細に分析を試みた研究や、水田の高畝利用²³⁾など、輪中の特徴の一つを限定的に分析した研究も存在している。

水害から地域を守るという点に注目すると、河川流域には、その目的に特化した機能集団である、「水防組合」の研究が挙げられる²⁴⁾。内田は、全国の水防組合を指標に、河川ごとの自然環境によって住民の利害関係が決定付けられ、そのことが水防活動設立の動機や活動形態の違いとなって現れることを示した。そして、水防組合の活動基盤となる負担金の分析から、水防組合活動によって最も恩恵を受ける場所、すなわち、堤防に至近であったり、遊水地の周辺地区などに賦課の割合を高く設定した「受益者負担」の構造によって成り立っていることを示した。

また、内田はこれまで研究が偏りがちであった大河川流域だけではなく、国や県の主導が見込めず、それゆえ大きな予算規模の河川改修工事が行われなかった中小河川の治水事業に注目し、その中心に水防組合が存在していたことを明らかにした²⁵⁾。これら一連の研究は、水防組合の規約類の分析を中心とした国内河川の比較研究であるため、内田自身が指摘しているように、組合の担い手や、地域の成り立ちとの関係までには言及されていない。

本研究においても、検討の中心となる天竜川下流域の水防組合は、天保3年(1832)の

結成以来、地域の治水に関する様々な活動の中心となってきた。水防組合の担い手はそこに居住する住民達であり、夏から秋にかけての河川増水期は、農繁期にも相当するため、これらの労働力をいかにして調達可能としたのかという疑問にも答える必要が生じよう。このような水害に関連した機能集団の活動が、日々の暮らしとどのように関連し、意味づけられるのかを検討するためにも、本研究の目指す水害常襲地域の地域構造の解明が有効であると考えられる。

一方でこのような地域構造の解明を目的とする場合、下流域だけでなく、河川流域全体の地域間関係からの視点も重要である。このうち、一般的に河川の上流域に相当する山村研究は、高度や日照、平地の少なさに依拠する農業生産性の低さといった、平野部に比較して条件不利な要素を持つことを前提に、集落地理学や社会地理学の分野から研究が行われてきた²⁶⁾。なかでも、山村の地域経済的側面に注目した諸分野では、山村の存立基盤として最も重要であった林業に注目し、その先進地域であった奈良県吉野地方や長野県木曾地方などを事例に、主として林業経営を中心とした分析がなされてきた²⁷⁾。地理学の視点から林業地域を捉えなおした藤田²⁸⁾は、天然林の採取林業から育成林業への転換期や、その地域性に注目し、全国の林業地域の形成過程を論じた。材木の再生産を目的とし、副次的に治山につながる育成林業の展開は、河川の上流域、下流域を一つの機能地域として捉える重要な視点である。また、材木が河川を介して上流から下流に輸送されることに付随する、人や資金の動きも検討されており、上流域に立脚点を置いて、下流域との関係を論じた研究として興味深い。

天竜川は、諏訪湖から伊那谷にかけての上流部が、河岸段丘の発達した比較的平坦な中を流下する。一般的な河川の上流部、すなわち「山村」に相当するのは天竜峡以南の中流部を意味する。材木流通の展開は、大塚²⁹⁾が浜松市外の工業化の過程で重要な要因として指摘したように、上・下流域を結びつける重要な存在として位置づけられる。しかし、これまでの天竜川中流域に関する研究は、林業経営や、その前段階の土地利用のあり方を検討したものであり、下流域との関係は、材木輸送を通じた河口港、掛塚との関係から言及されるにとどまっている³⁰⁾。

このように地域構造は、河川下流域内のみで完結しない場合も視野に入れて検討されるべきであるが、これに関してはこれまで地理学が多くの考察を加えてきたとは言いがたい。それゆえ本稿で検討する地域構造は、中流域の存在も視野に入れたものとなっている。

4 本研究の構成

水害常襲地域の社会構造の変容を明らかにするため、天竜川下流域を事例として検討を行う視座とその意義は、前節までに述べたとおりである。ここでは、各章において検討する内容と使用する史料、その他本研究が使用する用語や、統一事項などについて記載したい。

本研究の構成は、以下のようになっている。

第 1 章において、天竜川は過去にどれほどの頻度で水害を繰り返してきたのかを、年表の作成を通して明らかにする。その中から、被害が確認できる地点に注目し、その頻度と被害程度の大小に注目する。また、それらを経年的に追うことで、時代によって被害に頻繁に遭う地点が変化していくことを指摘し、当時の社会経済状況といかに関連しているのかを跡付ける。そのことから水害年表を元に天竜川下流域での水害の発生傾向を 3 期に分類し、それぞれの時代的特徴について言及していく。

第 2 章では、水害頻発期として、江戸時代を中心とする天竜川下流域の地域構造を明らかにしていく。天竜川下流域においては、江戸時代初期が自然条件に対応しつつ人々が氾濫原を開発していく発展期であった。そのことを示す当時の絵図類から、自然条件に対応した景観形成の過程と土地利用、水害の状況と復旧の過程を明らかにする。そして、それら景観的特徴を有する天竜川下流域において展開されていた農業生産のうち、とくに畑での綿作とその流通の特徴を明らかにする。一方で、この地域では流域住民の手によって天竜川の治水も行われ、それにはいくつかの重層的な活動が含まれていた。このことを明らかにするため、天竜川の洪水に対処する機能集団である、水防組合の役割に注目し、脆弱であるがゆえに頻繁に行われた堤防修復作業に注目する。そして、景観、被害と復旧、農業、水防活動を通じた住民の生業活動と水害とのせめぎ合いを、水害頻発期における天竜川下流域の地域構造として捉える。

第 3 章では、前章において明らかにした地域構造を変容させる最大の要因とみられる、明治中期の内務省直轄による堤防工事を取り上げる。明治時代初期より欧米から移入された、河川を制御する土木技術、すなわち、近代的治水技術とはどのようなものであったのかについて、地域の実態に即して明らかにする。

天竜川での河川改修工事は、全長 20 数キロメートルと南北に長い下流域を、いくつかの「工区」に分割して段階的に行われていった。これは特に水害の危険の大きい地点から優先的に河川改修を進めたことと、限られた予算の中で改修を進めていったことが関係している。そして、工事資材、現場の工事を統括する立場にあった人物や組織に注目し、河川改修工事がどのような過程を経て、実際の現場が機能していったのかということを確認する。

にする。

工事の進捗中であっても、天竜川の増水時や、それにより損傷した堤防補修は、江戸時代以来の水防組合によって防禦の活動が行われていた。それゆえ、水害頻発期、水害減少期とを分割する画期に相当するこの第 3 章においても、水防組合活動の分析は、地域構造の変容に至るまでの、いわば「過渡期」の天竜川下流域を知る手がかりとなる。本章では、この水防組合が作成した、工事や水防活動に関する帳簿などを分析し、その実態を解明していく。

他方で、この工事は水害の完全な除去のためには不可欠な、輸中の解消などを行っておらず、第二次改修工事に向けた要望が下流域の中で大きくなっていくことになる。それらを取りまとめた人物に、天竜川東縁水防組合長を務めた大橋頼模がおり、彼の残した日記を元に、地域と中央政府とがいかにか結びつけられていくのかについて言及する。

第 4 章では、内務省直轄河川工事の終了後、水害が著しく減少した天竜川下流域の地域構造について言及する。そのために、ここでは、まず蔬菜栽培から高度な施設園芸導入へと変貌した農業生産の実態に注目する。そして、この地域の農業的發展を牽引した「丸浜温室園芸組合」の関係資料を用い、農業組織の展開から天竜川下流域を捉える。

続いて、天竜川を「輸送路」として使用する材木流通について言及する。材木流通は、天竜川中流域の山間部で切り出された材木を筏に組み、下流部まで流すことによって成り立っていた。天竜川では、江戸時代にはすでにこのような材木流通体系が存在し、材木は河口に位置する掛塚湊で船に積み替えられ、主として江戸の木場に向かって出荷された。明治 22 年（1889）に東海道本線が全通し、輸送手段の「近代化」がなされて以降、筏の水揚げ地点は鉄道橋周辺に集積し、取り扱う材木量も急増していく。この材木流通の發展は、明治中期以降、天竜川を「輸送路」とする重要性が高まったことを示すものであり、治水だけではない河川利用の側面からも、地域の特徴を明らかにし得る。

そのための手段として、本稿では従来までの林業研究とは異なり、筏に組む前に増水とともに発生する「流出材」の存在とその取り扱いに注目する。天竜川下流域では、この増加する流出材を收拾し、再び正規の流通経路に戻すために、流域沿岸町村が協力していた。

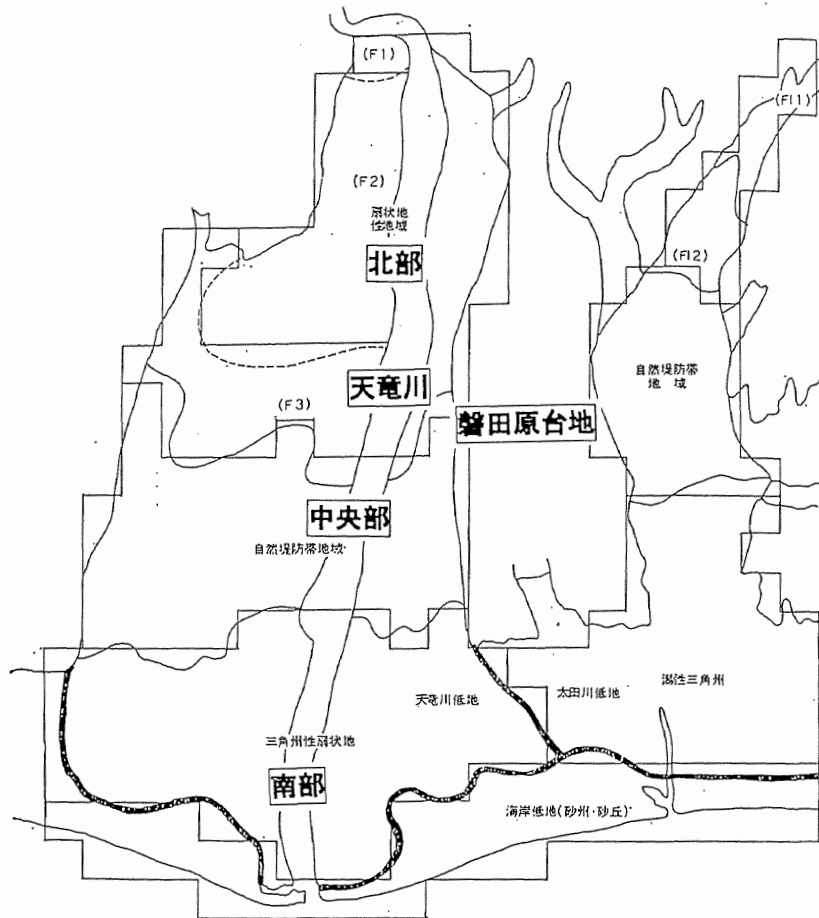
また、材木は伐採から輸送、そして最終消費地での販売に至るまでに様々な権利関係が生じる。これらは順調に輸送されることを前提としているため、流出材木にもさまざまな権利が生じ、材木流通を取り仕切っていた天竜川材木商同業組合はその差配のために様々な帳簿類を残している。本研究では、これらを分析することにより、流出材木の実態を把握し、流域町村との関係を明らかにしていく。そして、本来は材木流通に関連する諸産業とは無関係である、下流域住民の流出材木への関与を、地域の近代化そのものを象徴する

現象として捉える。

そして、本章の最後において、明治 44 年（1911）に発生した水害の状況と、その際の水防組合の活動について言及する。天竜川下流域では、明治 31 年（1898）に終了した河川改修工事の後、しばらくは河床の安定状態が続いた後、明治 44 年（1911）に大規模な水害に襲われることとなる。その際、決壊箇所から堤内地への洪水流の侵入を食い止めるために行われた、堤防の応急工事の状況を、水防組合の活動記録を元に検討を行う。そして、農業生産、材木流通、水害の状況と水防組合組織のあり方を、水害減少期の地域構造と位置づける。

本研究では水害減少期の時代区分を明治末期、すなわち、明治 44 年水害を中心に検討しており、それ以降の地域の状況については言及していない。明治 44 年水害を契機に開始された内務省直轄による第 2 次天竜川改修工事では、完全な高水工法によって施工された。それ以降、天竜川下流域において堤防の損傷が発生したのは、大正 9 年（1920）に 1 回と、昭和 20 年に 1 回の、計 2 回のみである。しかも、昭和 20 年の堤防決壊は、堤防の斜面に防空壕を掘ったことによる完全な「人災」であった。このように、明治 44 年水害が、この地域での社会構造の変容を表す事例として最も適当であると考えるが、資料の制約や、社会構造の変容をより鮮明に描き出すために、農業の実態に関しては昭和初期までを考察の対象としていく。

また、第 I 章で検討する水害の増減傾向を検討する上では、門村によって示された地形の地域区分³¹⁾を参考にしている（序-3 図）。この図においては、平野の地形的な特徴を 4 つに区分し、それらの境界となる等高線とともに明らかにしている。本研究では、北から順に「扇状地性地域」を「北部」、「自然堤防帯地帯」を「中央部」、「三角州性扇状地」と「海岸低地（砂州・砂丘）」の区分を一括し「南部」としている。



序-3図 天竜川下流域の地形地域区分
 (門村 1965 を加筆して作成)

序章 注記

- 1) 増水時における河川の最大流量をあらかじめ算出した上で、その計画量の放水に見合う連続堤防を構築し、堤内地への溢流を防ぐ治水方法。
- 2) ①中野尊正(1956)『日本の平野』、古今書院、②大矢雅彦(1993)『河川地理学』、古今書院。
- 3) 神立春樹(1985)産業革命と地域社会、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史近代 2』、東京大学出版会、121～165 ページ。
- 4) 山中進(1991)『農村地域の工業化』、大明堂。
- 5) 岡光夫(1983)耕地改良と乾田牛馬耕－明治農法の前提－、永原慶二ほか編『講座日本技術の社会史第1巻』、日本評論社。
- 6) 大日本農会編・発行(1980)『大日本農会百年史』。
- 7) 産業組合史編さん会編・発行(1965)『産業組合発達史』。
- 8) 小出博(1970)『日本の河川－自然史と社会史－』、東京大学出版会、13～16 ページ、では、地質構造区の区分方法で、糸魚川－静岡線よりも西側を西南日本とする。
- 9) ①斉藤享治(1988)『日本の扇状地』、古今書院、②籠瀬良明(1990)『自然堤防の諸類型－河岸平野と水害－』、古今書院。
- 10) 門村浩(1965)航空写真による軟弱地盤の判読－第1報－、写真測量 4-4、65～78 ページ。
- 11) ①佐久間町編・発行(1982)『佐久間町史(下)』、②村瀬 典章(1992)天竜川における樽木の川下げと通船、地方史研究 42-4、54～59 ページ。
- 12) 大熊孝編(1994)『川を制した近代技術：叢書近代日本の技術と社会』、平凡社。
- 13) 大熊孝(1981)『利根川治水の変遷と水害』、東京大学出版会。
- 14) 前掲 8)。
- 15) ①菊池万雄(1986)『日本の歴史災害－明治編－』、古今書院、②大八木規夫(1991)自然災害とその研究史、地学雑誌 100、79～92 ページ。
- 16) 笹本正治(2003)『災害文化史の研究』、高志書院。
- 17) 前掲 9)。
- 18) 藤井泰介・渡辺操(1956)常習水害地における農業の変貌、地理学評論 29-10、64～66。
- 19) 例えば①九学会連合利根川流域調査委員会(1971)『利根川－自然・文化・社会－』、弘文堂、②
- 20) 安藤萬壽男編(1988)『輪中－その形成と推移－』、大明堂、によると、論考として「輪中」の用語が初めて登場するのは中沢弁次郎監修(1936)『輪中聚落地誌』においてであるとしている。
- 21) ①安藤萬壽男編(1975)『輪中－その展開と構造－』、古今書院、②前掲 20)。
- 22) 松原義継(1977)『本阿弥輪中』、二宮書店。
- 23) ①元木靖(1997)日本における滞水性低地の開発－クリーク水田地域の比較歴史地理学序説－、歴史地理学 39-1、18～35 ページ、②有薊正一郎(1997)低湿地水田における冬季高畦の研究、歴史地理学 39-1、36～52 ページ。
- 24) 内田和子(1994)『近代日本の水害地域社会史』、古今書院。

- 25) 内田和子(1989)水害常習地における治水政策の受容とその費用負担に関する一考察－明治期の鶴見川流域を例として－、地学雑誌 98-7、853～870 ページ。
- 26) 上野福男編(1986)『日本の山村と地理学』、農林統計協会。
- 27) ①藤田佳久(1998)『吉野林業地帯』、古今書院、②荻野敏雄(1975)『戦前期における木曾材経済史』、農林出版。
- 28) 藤田佳久(1995)『日本・育成林業地域形成論』、古今書院。
- 29) 大塚昌利(1986)『地方都市工業の地域構造』、古今書院。
- 30) ①島田錦蔵(1978)近世天竜林業地における資金流通過程、徳川林政史研究所研究紀要昭和 53 年度、29～81 ページ②村瀬典章(1986)遠州掛塚湊における廻船問屋－天竜川水運に関連して－、日本歴史 459、34～50 ページ。
- 31) 前掲 10)。

第 I 章 天竜川下流域の水害史

1 天竜川下流域における水害とその頻度

1)「水害年表」の分類方法

天竜川では、過去にどれだけの洪水被害が発生していたのであろうか。本章では、その回数や頻度を把握した上で、被害地点の判明する個所について微地形を中心とした自然条件との関連を考察する。そして、洪水や被害の発生地点を、右岸、左岸、平野北部、南部といった「区域」の中に位置づけ、それらが時代ごとにどのような特徴をもっていたのかについて言及し、天竜川の水害史としての全体像を明らかにしていくことを意図する。

天竜川の洪水やその被害を把握するために、年表を作成した(第 I - 1 表)。作成にあたっては、天竜川での増水が何らかの形で記録として残っていることを前提としている。そして、洪水の発生した年月日、堤防の決壊や浸水範囲といった被害の具体例や場所が特定される場合は、その地名や被害程度を示した。月日は、史料に記載されたものをそのまま使用しており、明治 5 年(1872)までは旧暦によっている。被害程度のうち、堤防の損傷・決壊が明らかな場合には「破堤」とし、他と区別した。そして、破堤地点とその規模が判明する場合には、村名と破堤した長さをメートル換算で示した。村名は、明治 22 年(1889)の市町村制施行以前の場合であっても、下流域のどのあたりなのかを明確にするため、括弧の中に行政村名を入れた。

被害程度では、このほかに「増水」、「地震」を分類した。「増水」は、破堤被害の有無が不明なものを示した。そのため、史料によっては流域に被害が確認できても、どこが破堤したのか判明しない場合は、すべて「増水」とした。「地震」は、いわゆる「海溝型」の巨大地震が百年、二百年を周期として発生する東海地方であるため、時として大きな揺れに見舞われている。その際、堤防が崩れることがあり、これは水害の頻度と比べて発生回数は極めて少ないものの、堤防破堤の遠因になっている場合もあるため、年表に記した。

また、水害への対応として、同じ時系列の中に「治水工事」という欄を設けた。この欄は、特定の水害に対応する工事だけではなく、利水、治水に関する様々な工事が行われた場合にはここに記してある。例えば、下流域での用水が完成した年や、為政者が新たな政策を展開した時、あるいは天竜川流域から治水の機運が盛り上がり、それらをまとめた陳情を当時の為政者に行っていることが明確である場合には、この欄に明記した。このことにより、実行された政策、普請・工事が、それ以前に発生した水害といかに関連しているかということも明らかとなろう。

以上のような分類から、水害史の中に認められる特徴的な事象を抽出し、当時の社会状況と照らし合わせながら検討を行いたい。

2) 開発初段階の天竜川下流域

一般的に「洪水」、「増水」というのは、主に降雨と関連して河川がひき起こす自然現象である。それが「水害」になるのは、河川に対して人間が何かしらの介入を行っているからであり、仮に天竜川下流域の沖積平野全域が湛水するような大洪水が起こったとしても、そこに人の居住や、土地の利用がなければ「水害」とはならない。そのことを考慮に入れて、年表の初めの方、すなわち、古い時代からさかのぼってみよう。天竜川での最古の水害記録は大宝元年(701)のものであり、記載の内容から上流域の信濃国で発生したものらしい。天平宝字 5 年(761)には、鹿玉河(天竜川の古代の名称)に大洪水が発生し、流域の人々を動員して堤防を修築したという内容が「続日本紀¹⁾」に記載されている。これ以降、10 世紀までの天竜川では、水害の記録が極めて少ない。その間にも自然現象としての洪水は何度も発生していたはずで、この頃は天竜川の洪水が及ぶ沖積平野の利用がほとんど進んでおらず、それゆえ被害に遭うことも極めて少なかったということができよう。他方で、古代遠江の国分寺は天竜川左岸の磐田原台地上に存在していた²⁾。当時の行政の中心地は、天竜川を避けて存在していたのである。

中世には、現在の池田を中心とする下流域の沖積平野に、松尾神社領の荘園が存在していた³⁾。この頃から沖積平野の開発や居住が展開していたのであろうが、この荘園の洪水被害となると、記録に残されていない。天竜川の洪水被害が頻繁に記録されるようになるのは、戦国時代末期から江戸時代初期になるのを待たねばならない。この頃特筆される出来事としては、被害とは直接関係しないが、天正元年(1573)から始まったとされる寺谷用水の開削があげられる。このことは、天竜川の沖積平野に開墾が進み、平野の水田化が本格的に進行していったことを示すものと考えられる。これ以降の平野の開発は、右岸・左岸、そして、平野の北部、中央部、南部ごとに水害頻度の高低として現れてくる。以下それに即して特徴を述べていくこととする。

江戸時代初期に注目されるのは、明暦 2 年(1656)に築堤されたといわれる、彦助堤の存在である。この堤防が築堤される以前にも、おそらく小規模な堤防が周辺の自然堤防を守るように配置されていたと考えられる。しかし、設置された水制工の規模や、それらを管理する主体、そして堤防、水制工の材料や築堤費用などについて、堤防の利害を共にする関係村の間でなんらかの取り決めができたのが、この 17 世紀中頃であったのではなかろうか。築堤に関する詳しい内容は後述するが、この彦助堤のある位置は地形図からも、天竜川本流からは距離をおいた、いふなれば「内堤」や「控堤」と解される位置に存在していることがわかる(第 I-1a 図)。すなわち、この堤防は、本流そのものを制御しようとするものではなく、通常の流路から溢れるような増水があった際に、堤内(西側一帯)の部分には浸水しないように洪水をくい止めるために設置されたものと解釈できる。17 世紀中頃の下流域右岸では、沖積平野の開発とその主たる利用は、いまだ本流に面した地点までは到達しておらず、むしろそのような場所は遊水地的な利用がなされ、堤防などが

第I-1表 天竜川下流域における水害

年	月 日	場所	被害地点	区間	被害程度	被害内容	治水工事
大宝元年	701				増水	天竜川水系最古の水害記録	
和銅2年	709	5月20日			増水		
霊龜元年	715	5月25日			増水	大地震の後洪水になった	
養老3年	719				増水		
神龜3年	726	12月			増水		
天平宝字5年	761	7月19日	麿玉川堤防	1000m	増水	天平堤が残る(現、浜北市)	
天慶3年	940				増水		
天慶9年	946				増水		
建徳元年	1370	8月20日			増水		
応永3年	1396				地震		
応永13年	1406				増水		
文明18年	1486	8月4日			増水		
明応元年	1492	5月29日			増水		
明応5年	1496	8月17日			増水		
明応8年	1499	6月			増水		
天文13年	1544	7月9日			増水		
元龜元年	1570	8月21日			増水	三・遠二州の被害甚大	
天正元年	1573						家康この地を領地とし、御普請制度を設けて築堤を行う。小天竜締切と右岸築堤、寺谷用水取入口と左岸築
天正16年	1588						寺谷用水完成と伝わる
慶長9年	1604				洪水	熊野御前遺物、この時流失すると伝わる	
慶長10年	1605	4月			増水		
		7月20日			増水		
慶長11年	1606	3月28日			増水		
慶長12年	1607	8月14日			増水		
							角倉了以に信州から掛塚までの航路を見立てさせる
慶長13年	1608	4月21日			増水		
慶長14年	1609	8月9日			増水		
慶長15年	1610	5月7日			増水		
		6月12日			増水		
慶長17年	1612	6月22日			増水		
		9月2日			増水		
慶長19年	1614	4月27日			増水		
		5月12日			増水		

		6月4日				増水		
元和7年	1621							幕府は中ノ町村に代官所を設置
寛永2年	1625		気子島			増水	水損引91石	
寛永8年	1631		北鹿島			増水	住行寺が流失	
寛永13年	1636	9月	油一色	堤防		破堤		
寛永14年	1637	8月7日				増水		
承応2年	1653	6月6日				増水		
		8月6日				増水		
明暦元年	1655							
明暦2年	1656						彦助堤築堤	
万治3年	1660	8月4日				増水		
寛文6年	1665		油一色				川成引分が耕地の8割以上を占める	
延宝2年	1674	8月11日		彦助堤		破堤	彼岸の中日まで彦助堤以南に水が流れる。浜松城下田町, 7日間家の軒まで浸水	
延宝3年	1675							彦助堤復旧, 高さ3m, 馬踏10.8m, 敷27m, 蛇籠多数で補強
延宝8年	1680	8月6日	北鹿島			増水	家屋流失5戸, 全壊1, 破損15	
天和元年	1681					増水		
貞享3年	1686		高菌				集落流失し, 石高218石は127石に減じる	
元禄4年	1691		油一色			増水	冠水被害あり	
元禄6年	1693					増水		
元禄7年	1694		油一色				新田の水害による高引, 5割	
元禄11年	1698	7月26日	中野町川越島	堤防		破堤	中ノ町, 萱場, 安間, 橋羽, 永田, 植松まで濁流が押し寄せる。東海道不通, 川下住民屋根裏に10日間寝	
元禄13年	1700					増水	浸水被害多し	
宝永2年	1705	6月28日	北鹿島				家屋流失17戸, 全半壊11戸	
			長森	堤防		破堤		
宝永4年	1707			堤防損傷			大地震あり	
								池田村渡方と宿方が, 川除堤の状況と出しの数を代官に報告した中に石垣工法あり
宝永5年	1708	7月2日				増水		
正徳元年	1711	7月28日				増水		
正徳2年	1712	8月18日				増水		
		4月22日				増水		
		7月8日				増水		
		8月9日				増水		

正徳5年	1715	6月18～24日				増水	未の満水, 180年来の水害	
享保2年	1717					増水		
享保3年	1718					増水		
享保6年	1721	7月16日	寺島				浸水被害	
			八幡				浸水被害	
享保7年	1722							池田村他12ヶ村組合(い組)は萩原源左衛門の命により水防の義務を負う
		8月14日				増水		
享保12年	1727					増水		
享保13年	1728	7月8日	北鹿島				家屋流失4戸	
			飯田	堤防		破堤	被害大きい	
			寺島				被害大きい	
			八幡				被害大きい	
享保19	1734		安間川			増水	氾濫	
元文3年	1738	8月18日	西鹿島				全壊1戸, 半壊5戸	
			掛塚				家屋流失多数	
元文5年	1740	7月17日				満水	水量3m	
寛保3年	1743					増水	船明の樽木留網が切れる	
延享2年	1745							彦助堤が破堤した際の水害区域を幕府, 浜松藩に差しだし
宝暦2年	1752		岩田村				増参寺史料に堤防大破, 死者多数	
宝暦3年	1753	6月						幕府は竹蛇籠の規格を径1.5～4尺から1.5～1.7尺に統一
		8月16～19日	豊岡村平松				村ごと流失, 磐田原台地に移転	
宝暦6年	1756	9月16日				増水		
宝暦7年	1757	5月2～6日	池田	堤防		破堤		
			小立野				8月21日まで水田を洪水流が流れる。役人衆検分し, 御蔵米を出す	
			中瀬蠟燭島				河道が変わり流失	
			中瀬細島				河道が変わり流失	
								彦助堤, 蛇籠を用いて復旧
宝暦8年	1758					増水		
明和2年	1765		匂坂西村	堤防		破堤		水下27ヶ村は国役普請を陳情, 取り上げられる
明和8年	1771							寺谷用水1番塚に寄洲ができ, 新堤築堤と取水口固定の普請
明和9年	1772	8月2日				増水		

安政元年		8月20日				増水		
安永2年	1773	6月18日				増水	被害あり。西の満水	
安永7年	1778							慶安年間からこの頃の間、天竜川右岸は彦助堤を基準に、連続堤ができあがる
安永8年	1779	7月23日				増水		
		8月3日				増水		
		8月25日	森本村福王寺西彦太夫下	堤防		破堤		
天明4年	1784	6月					1年で同じ堤防が二ヶ所切れる	池田村地方名主が江戸表に陳情
天明5年	1785	8月12日				増水		
天明6年	1786		井通村内			増水	出水被害多し	
寛政元年	1789	6月18日	中瀬村	堤防	1450m	破堤	上島村の人家、24戸67人流失、うち22人死亡。屋根を切り抜き三ツ家村に漂着、船に救助される	
			匂坂西	堤防		破堤	付近一帯荒廃	
			中ノ町	堤防		破堤	人家流失、住人、家畜に溺死あり	
寛政2年	1790	8月19～20日				増水		
寛政4年	1792					増水		
寛政5年	1793							彦助堤国役普請、菱牛、沈杵、蛇籠を使用する
寛政7年	1795		小立野村	堤防		破堤	東海道通行止まる	
寛政10年	1798	4月8日	七蔵新田	堤防		破堤	池田村水没	
								豊田郡34ヶ村総代、匂坂西村での国役普請を願い出
寛政12年	1800	7月5日				増水	上流の御樽木が大量に流出	
享和元年	1801	6月29日				増水		
		8月6日				増水		
文化元年	1804					増水		
文化3年	1806		富田・一色	堤防		破堤		
文化4年	1807	10月	富岡村七蔵新田	堤防		破堤	西之島、森下、宮之一色村浸水	
文化5年	1808					増水		
文化6年	1809					増水		
文化11年	1814		一色	堤防		破堤		
文化12年	1815	6月27日				増水		
		7月	常光	堤防		破堤		
文化13年	1816	8月4日	竜池八幡	堤防		破堤	田畑の半分は荒廃	
			高菌	堤防		破堤		
			中ノ町一色	堤防		破堤		
			富田	堤防		破堤		
			国吉	堤防		破堤		

文化14年	1817							彦助堤籠工完成
文政5年	1822		匂坂西	堤防		破堤		
文政8年	1825	8月14日				増水		
文政9年	1826	10月	立野村長森	堤防		破堤	稲作皆無	
文政10年	1827	6月21～ 23日	富岡村七蔵新田	堤防		破堤		
			井通村森本	堤防	545m	破堤		
			下米村高木・宮本	堤防		破堤		
		7月16日				増水	浸水被害あり	
文政11年	1828	6月30日 ～7月1日	匂坂中	堤防		破堤	人家流失, 寺谷大堤大破	
			井通村森本	堤防		破堤		
			下米村亦池・中島	堤防		破堤	大池ができる	
			宮本・堀之内				土砂流入, 大きな丘のようになり「二つ森」と呼ばれる	
			鮫島	汐除堤防		破堤	4km北まで, 浸水する	
							去年, 今年の水害で乞食となる住民多し	
文政12年	1829		豊西村常光	堤防		破堤		
天保元年	1830	7月		堤防		破堤		
天保2年	1831	3月						天保水防組結成
天保3年	1832							仿僧川岡村から南へ付け替え
天保4年	1833							上小島宇枝ヶ瀬～三ツ家村上へ堤防新築, 1847年の出水で破壊
天保6年	1835		井通村以南	堤防		破堤	家屋流失, 田畑荒廃	
			池田村	堤防		破堤	家屋流失, 田畑荒廃	
天保7年	1836		竜池村八幡	堤防	110m	破堤		
			富田	堤防		破堤		
天保8年	1837		中ノ町村白鳥	堤防	36m	破損	12番出から15番出	
天保9年	1838							流域村々, 河川工作物保護の誓約
								中瀬村村役普請, 川袋村自普請など定式普請の代行あり
天保10年	1839							西鹿島村天竜川通り川除御普請
天保14年		9月10日	立野村長森	堤防		破損	寺谷用水, 土砂が大量に入る	
弘化元年	1844							この頃の天竜川本堤, 高さ4.5m, 馬踏3.6～5.4m
								この年国領は浜松藩領となる。定式普請から浜松藩自普請に
弘化3年	1846	7月7日				増水		以樋方お役所が, 浜松領内の治水事務を臨時に取り扱う
嘉永元年	1848	5月				増水		

嘉永3年	1850	7月19～ 23日	中瀬村下小島	堤防		破堤	一村流失，中瀬村へ借地	この出水で大平川ができる
			池田村北部	堤防	76m	破堤	40数日間浸水。船方の多くは船を流失	
			十束村内	堤防		破堤		
			常光	堤防	76m	破堤	家屋流失，農地浸水。面積は49町7反5畝，40数日間	
			末島	堤防		破堤		
		7月23日	富田村子安の森	堤防		破堤		
嘉永5年	1852			堤防		破堤	所々で堤防が大破	
嘉永7年	1854	7月7日	池田村	堤防		破堤	家屋流失	
安政元年		11月4日		堤防		破損	安政地震(M8.4)堤防破損多数	
安政2年	1855	7月27日	掛塚敷地	堤防		破堤	田畑荒廃	
			七蔵新田・池田	堤防	180m	破堤	小立野，西之島まで30日間浸水	
		8月20日						
安政4年	1857		一貫地				一貫地集落流失し，村内の川洲に引越し	
安政5年	1858	6月12日				増水		
万延元年	1860	5月10～ 11日	右岸は白鳥など 10か所	堤防	延長530m	破堤	浜名郡内59町6反2畝荒れ地に。氾濫流は浜名湖まで達する	
			富岡村七蔵新田				中野戸・加茂西方面一帯水没，明治末期に，中野戸に1町の池が残る	
			掛塚江口・西堀	堤防	180m	破堤	田の荒廃数十町，江口は2ヶ所破堤し，南の破堤地点は池になった	
							東縁では池田・立野・長森・堀之内・岡で被害大きい	
文久2年	1862		白鳥	堤防	100m	破堤		
元治元年	1864					増水		
								この頃から浜松藩主が丈夫築人夫に弁当を支給
慶応元年	1865	5月18日	掛塚藤木・岡間	堤防		破堤	農地浸水，万延元年水害の荒地復旧中再び荒地に	
			松ノ木島	堤防		破堤		
慶応3年	1867		掛塚藤木・岡間	堤防		破堤		
明治元年	1868	5月19日	中瀬村太平	堤防	1000m	破堤	100日間水に浸かった地点あり	
			中瀬村小島	堤防	818m	破堤	長上郡の8割，豊田郡の全て，敷地郡の東南部，山名郡東部に被害	
			三原蔵前	堤防	909m	破堤	中瀬村上小島は20数戸，農地のほとんどを流失	
			竜池村高箇	堤防	272m	破堤	中善地は10数戸流失	
			竜池村新堀	堤防	763m	破堤		
			竜池村中善地	堤防	180m	破堤		
			竜池村倉中瀬	堤防	454m	破堤		
			飯田村新貝	堤防	545m	破堤	掛塚で50戸流失	

			芳川村老間	堤防	63m	破堤	
			弥助新田	堤防	104m	破堤	
			三ツ家		363m		
			松ノ木島		363m		家屋流出, 各所に池, 川, 荒れ地が生じる
			袖浦藤木・岡		727m		東大塚の大半, 西堀西新田流失
			掛塚敷地		43m		
			掛塚東大塚	堤防	108m	破堤	
			掛塚豊岡内堤	堤防	270m	破堤	
			掛塚本町	堤防	254m	破堤	
			掛塚川袋	堤防	272m	破堤	
		8月14日					金原明善, 天竜川治水案を民政局へ建白, 翌年総督府へ建白書を差し出す
明治2年	1869	7月12日				増水	
		9月11日	中瀬村荻原	堤防	171m	破堤	
							天竜川15m増水, 文政年間以来の洪水
							池田・七蔵新田間, 村役参加の定式普請, 静岡藩水利保程掛, 堤防御用掛が管理 金原明善, 水下各村の総代, 水防御用掛に任命
明治3年	1870	7月29日				増水	浸水被害あり
		9月7日				増水	
		10月					工部省設置
明治4年	1871						池田村に急場御普請, 静岡水利郡方が管理 金原明善, 天竜川の川幅8町(873m)が理想と考える
明治5年	1872		三ツ家	堤防	48m	破堤	
							浜松県, 鹿島付近の派川締切を命令 佐久間村矢高濤一, 浜松県庁より堤防方附属に任命, 天竜川普請を命ぜられる 金原明善は浜松藩から天竜川普請専務を命ぜられる
明治6年	1873	5月	三ツ家	堤防	90m	破堤	
		8月					天竜川, 国費負担一等河川に 池田村に定式普請, 浜松県令が管理 金原明善, 天竜川下流締切工事を計画
明治7年	1874	6月					金原明善天竜川通堤防会社を起こす
明治8年	1875	6月					オランダ人技師リンドウ, 天竜川を調査(9月まで) 鹿島に量水標設置 相川合流点, 工事完成
明治9年	1876	9月13日	掛塚敷地	堤防	230m	破堤	人家数戸流失, 浸水3m~90cm

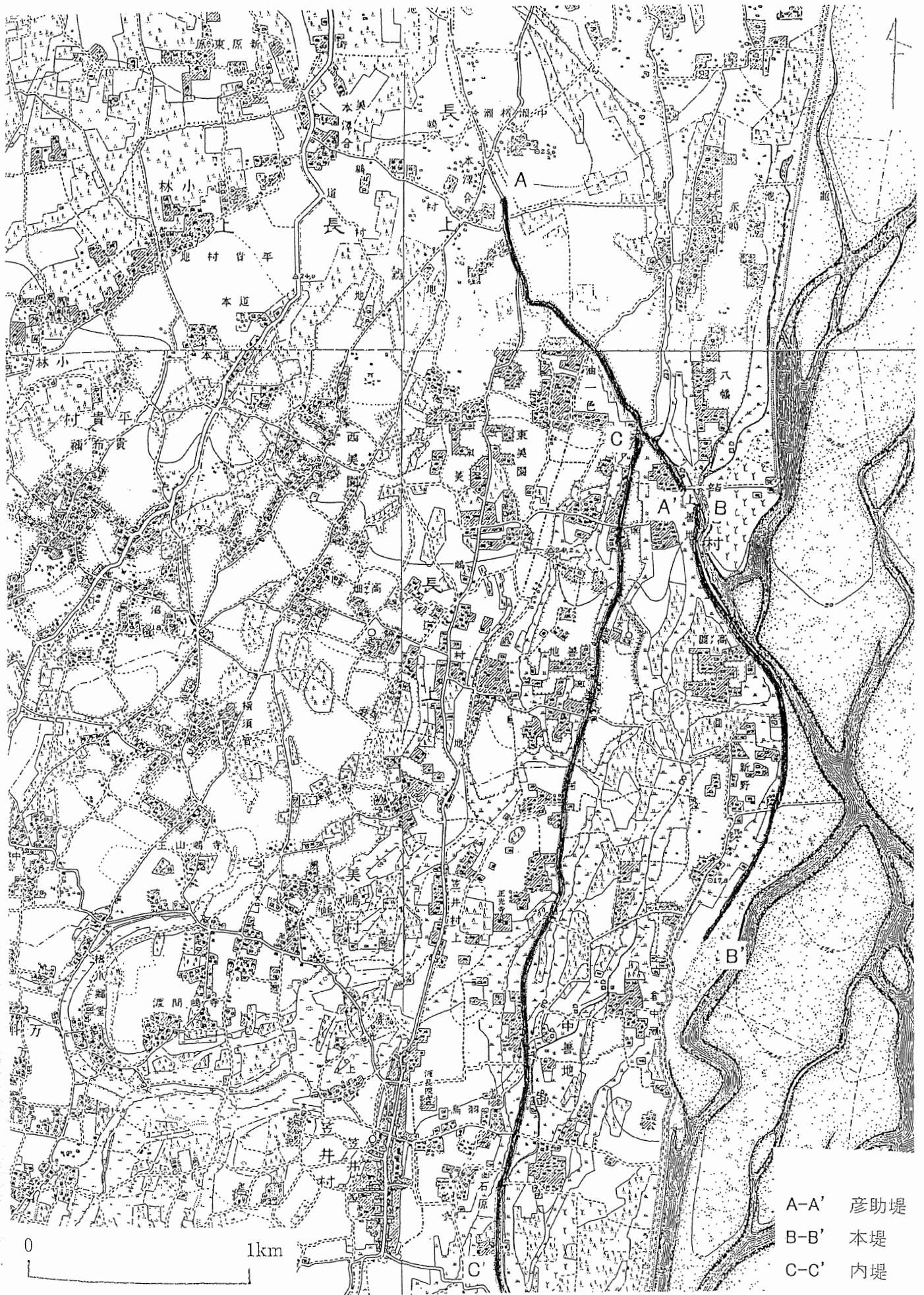
			掛塚金洗・東町境	堤防		破堤		
			竜光寺新田	堤防		破堤		
			松ノ木島	堤防	108m	破堤		
			河輪村弥助新田	堤防	140m	破堤		
			安間川合流点	堤防	90m	破堤		
			河輪村東	堤防	36m	破堤		
			飯田村新貝	堤防	90m	破堤		
			芳川村老間	堤防	54m	破堤		
			河輪村東飛地	堤防	72m	破堤	井通村西之島から池田一帯は浸水被害	
		11月						金原明善, 改修工事開始, 会社名を治水協力社と命名
明治10年	1877		松ノ木島	堤防	236m	破堤		水防規則7ヶ条発布, 金原明善遠江河川取締役に
		9月14日				増水		
明治11年	1878					増水		
								浜松県条例制定, 二俣・掛塚間堤防修築は, 治水協力社に請け負わせる
明治12年	1879					増水		金原明善, 安間川を自費で改修
								東縁80ヶ村, 西縁117ヶ村がそれぞれ相好水防組合を結成
明治13年	1880	7月1日				増水		
		10月3日				増水		
明治14年	1881	5月	松ノ木島	堤防	90m	破堤		
		8月	三ツ家	堤防	200m	破堤		
		11月						4郡237ヶ村を甲乙丙丁四水防組に分ける
								金原明善天竜川全測量終了
								太政官布告により, 地元請負組織解散, 国あるいは県の直轄へ
明治15年	1882	1月						中ノ町量水標設置
								内務省, 天竜川の調査測量を開始
		8月5日				増水		
		8月24日				増水		
		9月	河輪村東飛地	堤防	81m	破堤		
			芳川村老間	堤防	43m	破堤		
			芳川村東金折	堤防	47m	破堤		
		10月1日	上野部	堤防	90m	破堤		

			松之木島	堤防	190m	破堤	
			上神増	堤防	454m	破堤	
			中瀬村中瀬	堤防	545m	破堤	
			中瀬村元屋敷	堤防	192m	破堤	
			中瀬村上島	堤防	36m	破堤	
			河輪村弥助新田	堤防	52m	破堤	
			河輪村東飛地	堤防	72m	破堤	
			芳川村老間	堤防	36m	破堤	
			芳川村東金折	堤防	27m	破堤	
			掛塚十郎島新田	堤防	270m	破堤	
明治16年	1883	9月					デレーケ, 天竜川へ実地検分
		9月11日				増水	
明治17年	1884	6月30日				増水	
		8月	河輪村弥助新田	堤防	52m	決壊	
明治18年	1885	1月					掛塚量水標設置, 天竜川, 政府の直轄河川に編入 第一次改修工事開始
		4月	中瀬村中瀬	堤防	63m	決壊	
			中瀬村元屋敷	堤防	192m	決壊	
		5月	三ツ家	堤防	272m	決壊	
		6月	松之木島	堤防	72m	決壊	
		6月30日 ~7月1日	中瀬村旧上小島	堤防	873m	決壊	
			八幡	堤防	690m	決壊	
			上善地	内堤防	54m	決壊	
			上野部・神田	堤防	727m	決壊	
				天竜橋		流失	
			池田村				浸水被害
		10月15日				増水	
明治19年	1886	9月19日				増水	
		12月					豊田町域において天竜川改修工事開始 金原明善瀬尻官林への植林開始
明治20年	1887	9月13日				増水	
							十郎島家, 駒形, 天竜川改修工事のため買収
明治21年	1888	7月	松ノ木島	堤防	90m	決壊	
		8月31日				増水	
							内務省, 池田地先の岩出し180m削る
明治22年	1889	7月14日		天竜橋	15m	流失	

		7月24日		天竜橋	30m	流失		
		8月21日		天竜橋	57m	流失		
				池田橋		流失		
		9月19日		豊田橋		流失		
				天竜橋	727m	流失		
			神田	堤防	27m	決壊	全壊27, 半壊38, 被害家屋780	
			三ツ家	堤防	1334m	決壊		
			中瀬村小島	堤防	909m	決壊		
			竜池村新野	堤防	14m	決壊		
			竜池村末島	堤防	174m	決壊		
			竜池村松小池	堤防	300m	決壊		
			飯田村月之輪	堤防	54m	決壊		
			芳川村西大塚	堤防	51m	決壊		
			芳川村東金折	堤防	47m	決壊		
			掛塚町前新田	堤防	93m	決壊	全壊6, 半壊11, 稲作被害4割, 被害見積4,400円, 畑作被害見積6,000円	
			掛塚町竜光寺	堤防	117,55m	決壊	材木流失6,200本	
			掛塚町西堀	堤防	21m	破損		
			掛塚町	栄橋	432m	流失		
			掛塚町	大当町橋	363m	流失		
			掛塚町	江口・平間橋	218m	流失		
			掛塚町	長豊橋	309m	流失		
			中ノ町				浸水被害	
			中瀬				浸水被害	
			上島				浸水被害	
			三ツ家・松ノ木島	堤防	1450m	決壊	宅地, 耕地流亡	
		9月						郡長は, 県知事に三ツ家, 松ノ木島の集落移転を建言
明治23年	1890	6月1日		池田橋	36m	流失		
		6月						水防組合は堤塘の請負工事もできるようになる。
		7月15日				増水		
		9月12日				増水		
明治24年	1891	9月29日	天竜, 長野, 井通, 池田, 富岡, 岩田, 広瀬				浸水罹災民に, 小屋掛料, 食料の給与	
		10月30日	池田村池田	堤防		破損	応急工事	
明治25年	1892	9月4日	岩田, 井通	堤防		決壊	岩田村被害全壊56, 半壊70, 農地被害甚大	
								三ツ家・一貫地間の東派川締切工事

明治26年	1893	8月18日		天竜橋	162m	流失		
				堤防		破損個所多数		
明治27年	1894	8月10～12日	十束, 富岡, 天竜, 於保, 福島			増水	浸水罹災民に, 小屋掛料, 食料の給与	
明治28年	1895	6月27日				増水		
明治29年	1896	4月8日		池田橋		流失		
				豊田橋		流失		
				堤防		破損個所多数		
		4月						河川法施行
明治30年	1897	9月6～9日	井通村	堤防	2か所27m	決壊	全壊8, 半壊5, 破損50	
				堤防	2か所21.6m	破損		
		9月28～30日		天竜橋	63m	流失		
明治31年	1898	5月5～7日		天竜橋		流失		
		6月	河輪村弥助新田	堤防	249m	決壊		
		7月	中瀬村大平	堤防	378m	決壊		
			中瀬村中瀬蠟燭	堤防	63m	決壊		
			上島村上島	堤防	201m	決壊		
		8月6～7日		天竜橋	760m	流失		
				池田橋		流失		
		10月6日		天竜橋	710m	流失		
								掛塚町東大塚堤防, 東西2340m改修工事開始
明治33年	1900	3月31日						第一次改修工事竣功
		8月20～21日	岩田村				農地浸水	
			袖浦村				農地浸水	
		9月28日	全域			増水		
								天竜川に河川法を施行
明治34年	1901	6月30日～7月3日	岩田村			増水		
明治35年	1902	5月5～6日	十束村高木	堤防		破損		
			袖浦村岡	堤防		破損		
明治36年	1903	7月8日	中瀬村	堤防	180m	決壊	家屋, 農地浸水	
			十束村中島	堤防・水勢工		破損	14番出の下	

昭和6年	1931	10月7～8日				増水	材木流出多数	
昭和7年	1932	2月28日						広瀬堤改修工事着手
昭和10年	1935	4月16日						東派川締切工事着手
昭和10年	1935	8月27～29日	中ノ町			増水	通常時より3m増水	
昭和12年	1937	3月12日						大平川締切工事着手
昭和13年	1938	6月28日～7月5日	上島	堤防		決壊	堤防決壊	
		2月26日						中瀬地区から水制工事開始
昭和14年	1939	5月15日						大平川締切工事完成
			和田村安間	堤防			浸水50戸	
			和田村半場	堤防・貨物引き込み線			床上浸水60戸	
昭和20年	1945	10月5日	芳川村金折	堤防	40m		死者23, 浸水500戸	
昭和25年	1950	4月1日						西派川締め切り工事着手
昭和26年	1951	3月31日						西派川締め切り工事完成



A-A' 彦助堤
 B-B' 本堤
 C-C' 内堤

第 I - 1a 図 彦助堤周辺の土地利用—明治中期—
 (明治 23 年測量 2 万分の 1 地形図「二俣町」「亀玉村」「笠向村」「三方原」を縮小して使用)

築かれずにいたと考えられる。そしてこのことは、天竜川が「関東流」といわれる河川の流路を広く取り、霞堤などであらかじめ水の溢流する遊水地機能を残して増水に対処する方法⁴⁾によって治水が行われていたことを示している。天竜川下流域での霞堤配置は、扇状地的な性格の強い平野北部において顕著にみられ、彦助堤の他にも兩岸に存在している(第 I - 1b 図)。

ところで、この明暦 2 年に完成をみた彦助堤は、延宝 2 年(1674)に破堤し、その地点から流入した洪水流によって右岸地域に大きな被害を発生させている。被害の内容によると、8 月 11 日に堤防が破堤して以降、彼岸の中日までとのことなので、約 1ヶ月半の間、破堤地点以南に天竜川の水が流れ込んでいた。

彦助堤は、決壊すると浜松城下にまで被害がおよぶため、右岸の生命線といえるほど、重要な意味を持つ堤防であることがわかる。このように戦国時代末期から江戸時代初期には、天竜川沖積平野の北部において、用水を開削した左岸と、浜松城下を守るため堤防を構築した右岸と、その対応には大きな相違があった。しかし平野北部という性格上、どちらも下流側に利害関係を持つ村々が集中し、その旧流路沿いに運命共同体を形成しているという点では、両者は共通していた。

貞享 6 年(1686)の高菌、元禄 4、7 年(1691、94)の油一色、元禄 11 年(1698)の中野町川越島と、1600 年代を概観すると右岸での破堤被害が多くなっている。この要因は、次のように考えられよう。すなわち、戦国時代末期からそれまで平野上を自由に乱流していた天竜川の流路を何本かに統合し、締め切られた河床を中心に新田開発が盛んとなっていった。そして、かつては本流となっていたような、主要な乱流路の 1 本であった磐田原台地麓に沿った流路は寺谷用水となった。この用水路の開削を命じた為政者側の徳川家康⁵⁾にしてみれば、自領の米の安定的な収穫は最も重要な施策の一つである。そのため、寺谷用水の開削と同時に、用水の取水口であり、かつての天竜川の分流点でもある寺谷村の周辺を、治水の重要地点としたことは容易に想像できる。

戦国時代末期より用水を設け、有効な治水対策を施していたであろう左岸北部では、「洪水」は発生してもそれが「水害」となることは少なかった。換言するなら、取水口のある左岸を守ることは、当時の治水技術においては、結果的に右岸の乱流路を「遊水地機能」として残すことであったと考えられる。右岸では、寺谷用水の開削から遅れること約 70 年にして、ようやく彦助堤を改築、延長して連続堤防を構築し、乱流路の統合・締切に着手していく。江戸時代初期に右岸北部において水害が多く発生しているのは、左岸の寺谷用水を守るという大前提の元に、天竜川の治水システムを維持しようとしたことに要因があった。しかし、右岸においても、後に旧流路を統合していくような大きな開発が緒についており、遊水地機能と開発前線という相反する土地利用のせめぎ合いが、水害の多さとして現れているといえる。



第 I - 1b 図 天竜川下流域北部—明治中期—

1) 堤防の位置は、筆者が加筆。

(明治 23 年測量 5 万分の 1 地形図「秋葉山」「見附町」を使用)

3) 被害頻発地点の変転

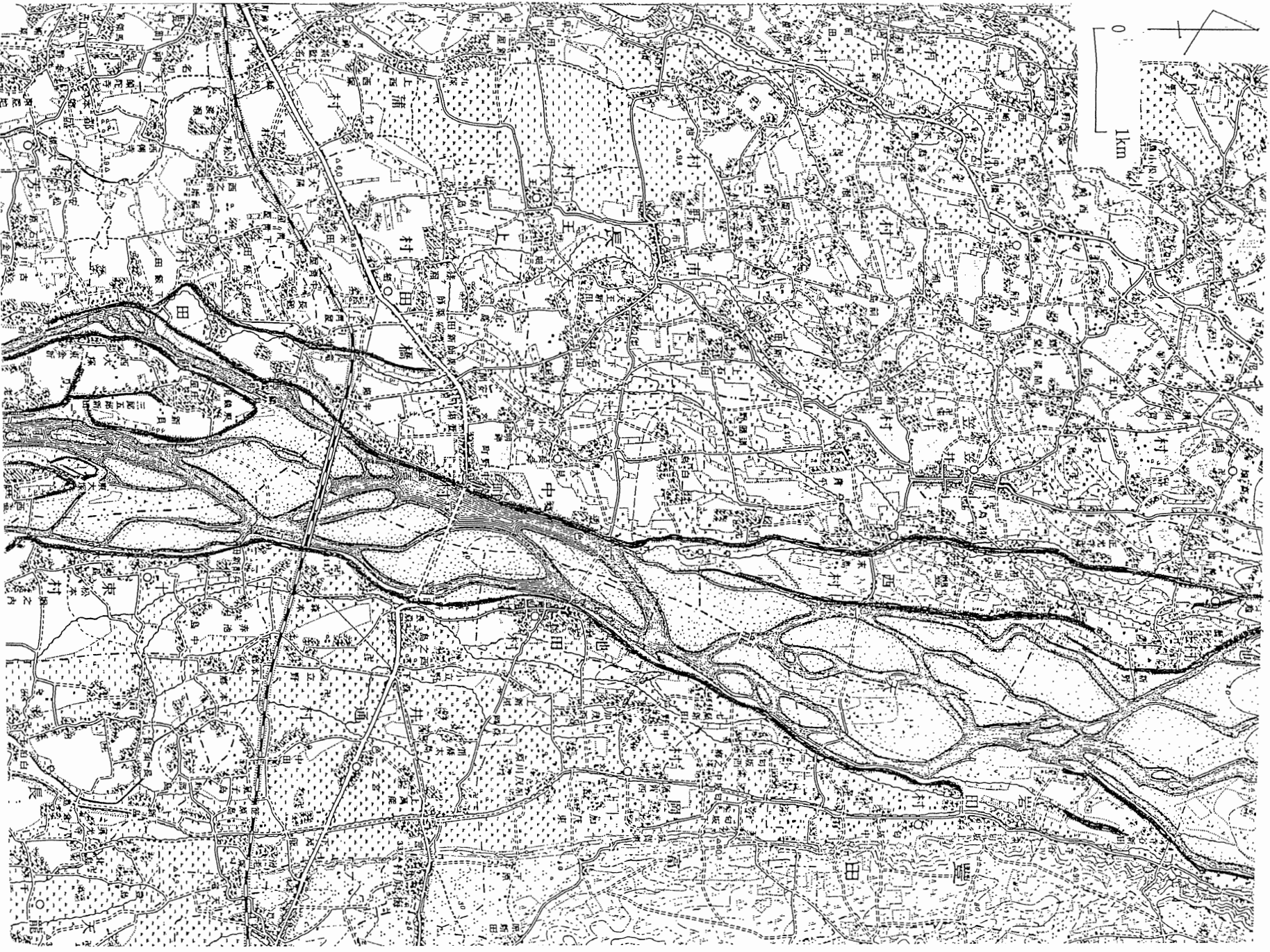
a. 連続堤防化と水害

1700年代になると、それまで水害の少なかった左岸においても被害が確認できるようになる。左岸での被害が最初に確認できるのは、寛永2年(1625)の気子島であるが、このあと80年ほど被害記載がなく、宝永2年(1705)になって長森の破堤があり、宝暦2年(1752)から断続的に左岸の地名が現れてくる。なお、元文3年(1738)8月18日に掛塚で家屋流失多数の被害が発生しているが、掛塚は昭和20年代まで兩岸を天竜川に挟まれた、「輪中」として存在していたため、右岸、左岸の検討からは、一旦外すことにする。なお、掛塚を含めた平野南部の水害については、後に詳しく述べる。

宝暦2年(1752)に、岩田村付近において大きな水害が発生しており、それ以降になると池田、小立野、匂坂西といった村々が初めて被害地点として登場してくる。ここで注目したいのは、宝暦7年(1757)5月に発生した水害で、右岸の被害に中瀬地区の大字であった蠟燭島と細島が「河道が変わり流失」となっていることである。この水害によって、それまで乱流を統合することによって一応の治水、利水システムを形成していた天竜川下流域が、ある区間に関しては新たに川の本流となるなど、再び不安定な状態に陥った可能性がある。このことは、年表では洪水から14年が経過した明和8年(1771)の記載にある、「寺谷用水一番塚に寄洲ができ、新堤築堤と取水口固定の普請」に関連があると考えられる。つまり、宝暦7年頃から天竜川の流路がそれまでの統合した流れではなく、乱流時代のどれか別の一本が主要な河道となってしまった。そしてその流れに沿って、新たな微高地が堆積しはじめたため、水の取り入れに差し障りが生じてしまったのである。この流路の移動以降、それまで遊水地機能の残っていたであろう彦助堤付近にも、同様に洪水流の流れ込みが少なくなり、結果として平野北部が比較的安定した状態を保つこととなった。一方で、水害は井通、池田などの左岸を中心に増加した。そして左岸だけでなく井通・池田の対岸に位置する、竜池村南部の常光、八幡から中ノ町村にかけての一带が、この時代の水害頻発地域として顕著となっていった。

このように、1700年代の中頃からは、下流域の中央部(第I-2図)において水害の発生する回数が増える傾向にあった。当初は左岸に被害が多くみられたが、徐々に右岸も同程度に被害が多くなっていった。その要因としては、天竜川の流路が当初予期していた場所から変転したことがあげられる。

一方で、この時代に採用されていた治水システムに注目すると、流路の変転とは異なるもう一つの要因が浮かび上がる。それは、1700年中頃から、遊水地を廃して連続堤防を構築し、河道をその中に固定させるという、紀州流の治水技術が導入されていたことである。安永7年(1778)年頃は、右岸において彦助堤以南の連続堤が完成した時期に相当している。左岸の連



第1—2図 天竜川下流域中央部—明治中期—

1) 堤防の位置は、筆者が加筆

(明治23年測量5万分の1地形図「見附町」を使用)

続堤防の完成時期は不明であるが、年表の享保 7 年(1722)に「池田村他 12 ヶ村組合」が「水防の義務を負う」という記載が見られ、おそらくこのころには複数の村々を防御するような、ある程度の長さで規模を持つ堤防が存在していたのであろう。堤防の距離が長くなれば、洪水の際に決壊する危険も同様に大きくなる。初期の洪水頻発地として現れた平野北部の堤防は、流路を 1 本の河動に向けて統合していった関係で霞堤を採用している箇所が多く、増水の勢いを直接に受ける連続堤防とは治水の対応が異なっていた。このような堤防の配置の違いも、北部と中央部の水害回数が増減に関係していたと考えられる。

b. 南部輪中地帯の特徴

天竜川下流域南部は、鶴見・掛塚両輪中の存在と、輪中間において天竜川本川が3本に分流することが特徴である(第 I - 3 図)。

1800 年代になると、被害程度や、大きな災害となった場合にはその内容が、詳細に記述されるようになる。特に、江戸時代末期の 1850 年代になると、平野中央部と並んで南部での被害記載が顕著となってくる。先に見たように、単発的には掛塚で元文 3 年(1738)などの被害が確認できるが、嘉永 3 年(1850)以降極めて頻繁となってくる。この嘉永 3 年には十束村に於いて堤防の破堤があり、5 年後の安政 2 年(1855)には掛塚輪中の敷地において、万延元年(1860)には同輪中の江口、西堀において破堤被害が発生している。嘉永 3 年から、江戸時代最後の被害である慶応 3 年(1867)の 17 年間をみても、破堤被害のあった 8 回の洪水のうち、南部での被害は 5 回となっている。同じように、北部、中央部地域を数えると、それぞれ 3 回、6 回となり、中央部は大きな増水があると必ずどこかの堤防が破堤する、慢性的な水害発生地となっている。これは連続堤への負担が大きかったことを意味している。しかし、この年代になると、南部においても徐々に水害の危険が高まっていることがわかる。

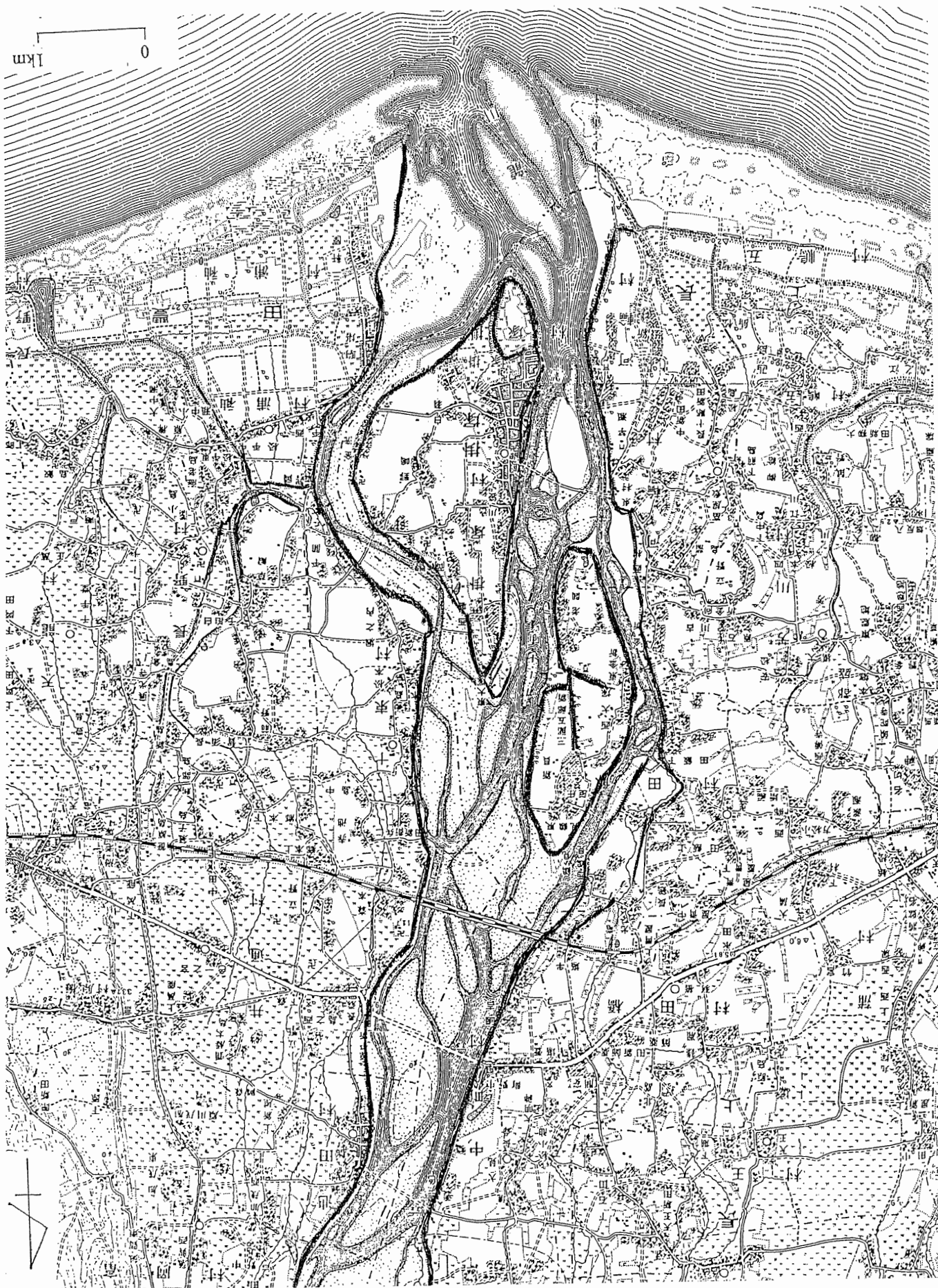
平野南部における洪水の増加は、明治時代に入ると更に顕著なものとなる。その様子を、明治元年(1868)、明治 9 年(1876)、明治 15 年(1882)の 3 年次を例に検討してみよう。明治元年で破堤被害があったのは、北から順に記載すると北部左岸 2、北部右岸 6、中央部 0、南部 9 となる。明治 9 年の場合は北部右岸 2、南部 9 であり、明治 15 年は 9 月、10 月を合わせて、北部左岸 3、北部右岸 3、中央部 0、南部 8 という破堤数となる。このうち南部で注目されるのは、1 ヶ所のみではなく、複数の地点で破堤が発生していることである。また、このような場合には中央部が被害に遭うことが非常に少ない。反対に、明治 18 年(1885)のように中央部で破堤があった場合には、南部にそのような被害が出ていない。

ここで南部と一括している地域について、破堤が起こった場所と、周辺の本支流の複雑な関連に注目し、上記 3 回の洪水被害をもう一度見てみたい。南部地域は、鶴見輪中を形成する西派

(明治23年測量5万分の1地形図「見附町」天龍河口を使用)

1) 堤防の位置は、筆者が加筆

第1-3図 天龍川下流域南部-明治中期-



川の分流が始まる、明治 22 年 (1889) 以降でいうならば東海道本線の鉄橋付近をその境界とする。両輪中間に位置する天竜川本川の幅は、平野の中では最も狭い区間であり、その距離は 800m 程である。西派川は、鶴見輪中の南で再び天竜川本川に合流するが、東派川は河口部まで独立して流れる。

この三川ごとに、先の洪水被害を数え直してみよう。東派川・本川・西派川の順にそれぞれあげてみると、明治元年には 2・5・2、同 9 年は 1・3・5、同 15 年は 0・2・6 となり、同じ南部でも、東派川は破堤の頻度が少なく、本川と西派川での破堤が多いことが特徴的である。破堤回数の多い本川と西派川について、破堤個所に注目すると、3 回すべて破堤している地点として、老間と、弥助新田の 2 ヶ所が明らかとなる。老間は鶴見輪中の最南端に位置しているため、西派川、本川の両方から洪水流が押し寄せる危険があった。しかも本川側は、天竜川下流域での最狭窄部である、川岸 800m の部分にも相当する。一方弥助新田は西派川と本川の合流地点の南に存在している。

このように破堤地点は、天竜川の微地形や流路に関連した水流の強くなる場所であり、そこが治水上の「急所」として存在していたことが分かる。同様に、平野北部、中央部にも繰り返し水害に遭遇する地点の存在を指摘できる。例えば北部では左岸の三ツ家や松ノ木島が急所なのであり、右岸では中瀬村一帯がこれに相当する。また、中央部では左岸の七蔵新田と池田の間、右岸では八幡・常光などが挙げられる。これらの地点は、かつての旧流路の分岐点に当たっていることが多く、過去において水の流れていた「クセ」が、流路が統合された後もそのまま残っていることを示している。事実、中世に描かれた日記文学では、都から東に向かって進んできた一行が池田で天竜川を渡河し、磐田原台地に向かっていることが確認できる⁶⁾。集落の立地や、神社・寺院の存在から、池田の集落が位置を移したとは考えられず、元来池田が立地していた自然堤防を基準として、川の流れが東西に移ったと考える方が自然であろう。この池田の東を流れていた流路は、集落のすぐ北側で現流路から分岐していた跡が空中写真で確認でき、七蔵新田の集落は、この旧河床を開発してできた新田集落であった。

これまで見てきたように、幕末期以降に中央部から南部に破堤被害が起きる頻度が増えた要因には、以下のようなことが考えられる。すなわち、この頃に天竜川下流域では河川本流の限界に近い地点にまで開発が進み、それを連続した堤防で水害から守ろうとしていた。しかし、土木技術の未発達な江戸時代においては、ひとたび大規模な増水が起きると、堤防は容易に破堤した。しかしこのことは、堤防の総延長が伸びたことにより、それだけ破堤の危険性も増大したことを示すものであり、天竜川の洪水そのものが増加したことをしめすものではない。

また、南部においても、中央部と同じ規模で輪中堤防をめぐるせていった。それにより、中央部、南部での被害は相関関係ができ、中央部で被害が大きい場合は南部で小さく、その反対に中央

部で被害が小さい時は南部で大きくなる傾向にあった。

2 堤防復旧までの期間

先項までの検討により、天竜川下流域の水害史と、回数や場所に関する傾向が下流域を取り巻く社会の動向と関連があったことが明らかになった。ここでは、破堤被害が発生してからどれほどの期間を経てその堤防が復旧されていたのかに注目し、検討を行ってみたい。

明治時代に入ってから左岸における水害の発生回数は、それを集計したものが「中ノ町村誌⁷⁾」の中に残されている。その中では、明治元年(1868)から37年(1904)までについて、破堤被害の発生日とその個所の小字、そして破堤した長さや堤防の復旧を開始した日、あるいは竣工日が明らかとなる。これらを村ごとに集計し、一覧にしたものが第I-2表である。この表は、復旧に着手した日付や破堤地点の小字が判明する点など、先に挙げた「水害年表」に比べて詳細に被害を書き上げている点が注目される。ただし、中ノ町村になんらかの被害があった場合についての書き上げであるため、右岸の記載が多く、同時代の左岸の状況については、2箇所のみが記載されているに過ぎない。それゆえ、明治期の天竜川下流域におけるすべての水害を網羅したものではないことを考慮する必要がある。また、破堤の発生日とその場所、長さについては、水害年表と重複する部分があるが、対応関係が明らかとなるためそのまま集計した。

本表によると、破堤被害は天竜川下流平野の最北部に位置する中瀬村において最もその回数が多くなっている。この中瀬村内での破堤回数は、37年間で19回を数える。そして、被害の特徴について、以下の2点を指摘する事ができる。第1に、前述したように治水の「急所」となる、同じ地点が複数回破堤していることがここでも確認できる。例えば中瀬村中瀬の小字「旧上小島」では4回、中瀬村八幡の「元屋敷」では3回の被害が確認できる。同様に、河輪村弥助新田の「卯之起」でも3回の被害が見られる。第2に、同じ日に数箇所が同時に破堤することが多いことである。本表に記載した中では、明治元年5月18日の被害が顕著であり、中瀬村中瀬では同じ日に3つの字で堤防が破堤している。さらに翌5月19日にも、中瀬村八幡の「彦一東」や「元屋敷」、高菌の「中島」や「朱印北」などで破堤が発生しており、このときの洪水が大きな被害をもたらしていたことがわかる。

つぎに、被害が発生してから、復旧工事が開始、もしくは竣工するまでの期間を見てみよう。中瀬村中瀬において、同じ日に3箇所が破堤した明治元年5月の水害を例にとると、5月18日に破堤してから、堤防の復旧が開始されるのが、3ヶ所ともにその年の11月であり、半年の間は本格的な復旧工事が行われていない。特に上小島での破堤は、18年7月1日の480間、明治22年9月11日の500間など、いずれもその規模が大きいことが影響してか、復旧が開始されるまでは

第 I - 2 表 明治初・中期における天竜川下流域右岸の破堤状況

村名	大字名	字名	破堤年月日	破堤間数	工事着手年月日	竣工年月日	その他
中瀬	中瀬	大平	明治元年5月18日	550	明治元年11月		
		旧上小島	明治元年5月18日	450	明治元年11月		
		源蔵前	明治元年5月18日	500	明治元年11月		
		萩原	明治2年7月16日	95		明治2年9月9日	
		旧上小島	明治15年10月1日	300	明治16年4月1日		
		諏訪東	明治18年4月11日	35	明治18年7月下旬		改修堤防改築
		旧上小島	明治18年7月1日	480	明治18年12月8日		
		旧上小島	明治22年9月11日	500	明治23年2月10日		改修堤防改築
		大平	明治36年7月11日	208	明治36年7月		
		蠟燭	明治37年7月10日	180	明治37年10月		
	八幡	元屋敷	明治元年5月9日	70			
		彦市東	明治元年5月19日	10		明治元年9月10日	
		元屋敷	明治元年5月19日	145		明治元年12月15日	
		元屋敷	明治18年4月11日	107	明治18年7月下旬		施工中改修堤防に切り替え
		彦想裏	明治18年7月1日	40		明治18年7月17日	
	高菌	中島	明治元年5月9日	30			
		朱印北	明治元年5月19日	40		明治元年9月14日	
	新堀		明治元年5月19日	420		明治元年9月14日	
	新野	宮ノ下	明治22年9月11日	8		明治22年9月28日	
	豊西	中善地	中島	明治元年6月12日	100		明治元年11月
細田島			明治元年6月11日	112		明治元年11月	
四郎平前			明治元年6月11日	50		明治元年8月	
石原前			明治元年6月11日	80		明治元年8月	
末島		四間	明治22年9月11日	97		明治22年12月	
中ノ町	一色・松小池		明治22年9月12日	165	明治22年9月		堰き止め・改修堤防着手
飯田	上飯田	村東	明治元年5月19日	15		明治2年3月11日	
		村東	明治9年9月15日	20		明治10年5月	
	上飯田	月ノ輪	明治22年9月12日	8		明治23年4月	
		月ノ輪	明治22年9月12日	22		明治23年4月	
河輪	弥助新田	卯之起	明治元年5月18日	58			
	弥助新田	卯之起	明治9年9月15日	78			
	弥助新田	卯之起	明治15年10月1日	29			
井通	源兵衛新田	猿新田	明治9年9月18日	15		明治9年9月18日	
袖浦	岡		明治元年5月12日	300		明治元年12月	

(『中ノ町村誌』より作成)

1) 最下段の2地点(井通、袖浦)は、左岸の被害を示す。

5ヶ月以上を要している。上小島は、表の中で「旧」と表記されている事からも明らかなように、この後に行われる河川改修工事の際には天竜川の河川敷用地となり、居住地や農地が廃された場所であった。住民も、度重なる水害の影響により、居住地の復旧よりも集落移転を選択する事に、比較的寛容であったという⁸⁾。

他の破堤地点を検討してみよう。明治元年水害の場合、100間を超えるような破堤のあった8地点のうち、最も早く竣工したのは420間の中瀬村新堀堤防であり、破堤から4ヶ月後の9月14日に工事が終了している。その後、豊西村中善地の中島100間と、細田島112間の堤防が11月中に復旧を終える。しかし、この2ヶ所は、5月18、19日に発生した洪水による破堤ではなく、約1

ヶ月後の6月12日に発生した被害によって破堤した箇所であった。その後、袖浦村岡の300間と、中瀬村八幡元屋敷の145間がともに12月中に終了し、それと前後して中瀬村中瀬地区の3ヶ所が11月からようやく工事の途についたことがわかる。

中瀬村での堤防復旧が遅れている事例が、明治18年(1884)にも確認できる。この時は、7月1日に中瀬村中瀬の旧上小島において480間、中瀬村八幡の彦想東において40間の被害があり、彦想裏が破堤から16日後の7月17日に復旧を完了させているのに対して、旧上小島では5ヶ月後に、ようやく復旧が着手されたところであった。このような復旧までの日数の差はどこからきたのであろうか。

ひとつには、中瀬村付近は、川の流れが谷口から平野に出てきた地形の変換点に位置しており、扇状地的な性格の強い天竜川の沖積平野においては「扇頂」に相当する。それゆえ水流が強く、容易に工事が開始できなかつたことが考えられる。しかも、この区間では長大に堤防が破堤する傾向にあり、特に明治元年水害の場合、大平、旧上小島、源蔵前の3地点では、軒並み450～550間の破堤となった。この状況では、川の水位が下がる晩秋から冬季にならないと、本格的な工事に着手できないのであろう。ただし、5月に被災し、11月によりやく復旧工事が途についたということは、その間の夏から秋にかけての、台風シーズンの最も危険な時期を、応急工事のみの堤防が極めて脆弱な状態のまま過ごしていたこととなる。このようなことが可能であったのかについては、今後の検討を要する問題である。

一方で、復旧の日数に差が生じる理由として、この洪水が発生した明治元年という特殊な時代状況を考慮する必要がある。江戸幕府から明治政府へと移行する混乱した状況の中、堤防修築に関する諸制度は、旧慣のまま推移することになったのであるが、おそらくは政府による被害把握や復旧の指示などは、ほとんど機能しなかつたのではないだろうか。それゆえ、工事開始に数ヶ月間の空白が生じた可能性が指摘できる。しかし、比較的破堤規模の小さかつた豊西村中善地の「四郎平前」や「石原前」では、50間、80間の堤防復旧を2ヶ月間でやり遂げている。このことは、河川政策や費用負担など、行政側では維新期の様々な混乱が発生していた中であっても、江戸時代から持続していた自村内の堤防修理工事にあつては、なんら混乱に影響されることなく機能し得たことをうかがうことができる。

明治18年以降に破堤した堤防の復旧工事では、この年から開始された内務省直轄の河川改修工事と期間が重なるため、破堤後に応急的な復旧工事をするだけで、本格的な工事は内務省の河川工事による改修堤防の築堤を待っている場合が多く見受けられる。例えば中瀬の「諏訪東」や、八幡の「元屋敷」における破堤の復旧工事では、明治18年4月に破堤した後、一旦は3ヵ月後の7月下旬に工事を開始したのであるが、その後内務省工事が同区間で開始されたので、後はその工事の進捗に任せてしまっている。中瀬の旧上小島で22年9月に破堤した際も、翌23

年2月まで5ヶ月の間まったく対応を行っていないが、これもすぐに集落移転を伴う堤防改築の大掛かりな工事が始まることを予期していたためと考えられる。

明治18年に着工された内務省直轄工事は、詳しくは後の章で論述するが、天竜川下流域北部と中央部の流身の改良と堤防の改築、補強を中心に進められた。直轄工事の開始された明治18年7月を基点に、それ以前を工事施工前、以後を工事後として、工事施工区間である中瀬村から中ノ町村までの破堤被害の回数を比較してみよう。その結果、工事前が17回、工事中もしくは工事後が8回となり、直轄工事の施工により、破堤被害すなわち、水害が減少していることが明確である。

3 河川改修後の天竜川下流域

ここからは再び水害年表より、明治中期以降の天竜川下流域全体の傾向について検討を行う。なお、堤防の破堤被害については前項までにおいて検討したため、ここでは、これまでに存在しなかったような、新たな被害の内容について言及し、本章の総括を行うことにしたい。

明治20年代になると、天竜橋、池田橋、豊田橋といった橋の流出が頻繁に登場するようになる。これらの橋は、明治22年(1889)に初めて架橋されたもので⁹⁾、木造であったため増水によってたびたび流された。天竜川下流部に架けられた橋のうち、最も古い「鉄橋」は、明治22年に架橋された東海道本線のものである。その後、昭和9年(1933)になると、天竜橋の南側に国道の新たな鉄橋が架橋されるが、この橋が完成するまで、すべての道路橋は木造であった。それゆえ、いずれの橋もほぼ毎年のように増水時に流され、使用不能となっていた。

橋以外の被害を見ると、明治24年(1891)には、右岸の複数の村々において被害が確認できる。このときの、堤防の被害状況は不明であるが、浸水による罹災者に小屋掛け料や食料の給与が行われている。明治27年(1894)にも再び同様の措置がとられている。このように、明治中期になると、被害程度によっては、金銭や食料が県や村から支給され、被災者に対してある一定の配慮がなされていることがわかる。

堤防決壊の被害は、明治30、31、37年(1897、98、1904)などにも発生している。しかし、これまで急所として繰り返し登場した地点では、被害は見られるものの回数の重複はなく、ここにも内務省直轄工事による一定の成果が認められよう。そのような状況下で、過去50年間でも最大の増水という、明治44年(1911)水害が発生する。そしてこの水害を契機に、天竜川では第2回目となる内務省直轄工事が開始されることとなる。このとき計画され、大正初年から順次着工された改修堤防は、その後基礎部分やのり面がコンクリートなどによって補強、改良が加えられたものの、現在まで天竜川下流域を水害から守る最前線に位置し続けている。

天竜川下流域で最後に堤防が決壊し、集落に被害が及んだのは昭和20年であった。これは、堤防に防空壕の横穴を掘ってしまったため、通常であれば持ちこたえられる程度の増水であったものが、穴の個所から激しく漏水し、堤防を崩壊させてしまったものであった。

天竜川から水害が途絶えて、2006年現在で61年が経過した。天平宝字5年(761)の、鹿玉川堤防に被害が発生したことを最初の水害とするなら、天竜川は1200年近くにわたって、氾濫を繰り返してきた。天竜川には、その沖積平野の開発そのものが、洪水との戦いの歴史であった。それゆえ流域住民は、長年の経験から洪水を考慮に入れたさまざま対応方法を景観や社会構造の中に残してきた。現在においても、特徴的な景観は残存しているが、住民の実体験から水害は過去のものになろうとしている。そして、この60年の間に、いくつかの社会組織は失われたり形骸化しており、わずかに水害頻発時代の名残を見出せるに過ぎない。

これまで見てきた水害史によって、いかに天竜川下流域での水害が多かったかが認識できるであろう。また、水害発生個所の分布を面的に捉えることにより、それらにいくつかの画期が存在していたことも明らかとなった。そしてこのことは、治水システムや土地利用に、以前とは異なった対応が見られたことを反映しているのであり、その背景には河川を取り巻く様々な地域構造が変容している時であると捉えられる。あるいはその逆に、変化する地域構造に突き動かされた結果が、水害発生地点や、治水システムの変容につながっていったのかもしれない。

次章からは、天竜川下流域におけるという水害頻発地域の具体的な社会構造について、検討していくことにしたい。

第 I 章 注 記

- 1)『続日本記』天平宝字 5 年 7 月 19 日、「辛丑。遠江国荒玉河堤。決三百余丈。役単力三十万三千七百人。宛粮修築」とある。
- 2)磐田市国府台付近、現在の JR 磐田駅北方約 1km の地点に位置し、地形図では至近に 17m の標高点が示されている。
- 3)谷岡武雄(1966)天竜川下流域における松雄神社領池田荘の歴史地理学的研究、史林 49-2、35～65 ページ。
- 4)国土交通省関東地方整備局利根川上流事務所では、河川伝統技術のデータベースとして、関東流を以下のように解説している。「徳川家康の江戸城入府以降、利根川の河川改修において中心的役割を担った伊奈氏一族により、武田信玄の河川技術「甲州流」を流儀。中小洪水に対しては自然堤や低く築堤した不連続堤によって水害を防ぎ、これを越えるような大洪水に対しては、堤防際に作られた遊水池や、下流側に設けられた控堤などによって防ぐ方法。」
- 5)寺谷用水組合編・発行(1925)『寺谷用水史』、3～8 ページ、によると、加茂村付近に居住していた平野重定が、徳川家康の命を受けた伊奈備前守忠次と共に開削工事を行う。平野は慶長 7 年、当地の代官に任命され、近郷 2 万石を支配に置くが、この石高が用水によって新たに作られた水田の規模であったといわれている。
- 6)続群書類従完成会編・発行(1965)『群書類従第 18 輯 東関紀行』、485 ページによる。
- 7)浜名郡中ノ町村役場編・発行(1913)『中ノ町村誌』。
- 8)建設省中部地方建設局浜松工事事務所編・発行(1990)『天竜川 治水と利水』、74～80 ページ。
- 9)明治 11 年(1878)に中野町(右岸)―源平新田(左岸)間に架橋された天竜橋が、最初の道路橋であった。

Ⅱ 水害頻発期における天竜川下流域の存立基盤

1 流路の統合と下流域の開発

1) 彦助堤の存在

先にみた水害年表から、左岸北部に築堤された彦助堤が、それ以南の沖積平野の開発に大きく寄与したことが明らかとなった。本節では、彦助堤築堤前後の水害記録や、絵図を手がかりに、当時の景観がいかに関形成されていったのかを明らかにするとともに、下流域の伝統的土地利用形態の特徴を典型例として示すこととしたい。

水害年表でみたように、彦助堤は明暦 2 年(1656)に築堤されたという記録がある。これは、どのような形態の堤防であったかは不明であるが、それから約 20 年後に「旅籠町平右衛門記録¹⁾」の延宝 2 年(1674)8 月に記載された内容と、延宝 3 年(1675)の表書きがある本沢村の「彦助堤御普請覚書²⁾」から、彦助堤は天竜川の乱流路を締め切った堤防と考えられてきた。

すなわち、前者の記載には、延宝 2 年(1674)8 月 11 日に大風雨があり、洪水が田町(浜松城下)にまで押し寄せ、7 日間も家の軒が水に浸ったため人々は二階で生活し、桶に乗って外出した、とある。そして後者は、工事の終了した堤防のいわば完成仕切書であり、その全長や高さといった規模が書かれている。つまり、これらを総合すると、延宝 2 年に堤が切れて浜松城下にまで洪水流が流れ下り、翌年に彦助堤の修理が完成するのだから、延宝 2 年の洪水は、締め切り堤防が破堤して旧流路に洪水が流下してしまったことが原因である、という見解である。しかし、この見解は本当に正しいのであろうか。

そこで本項では、彦助堤により締め切ったとされる川筋の分岐点周辺について検討を行う。この位置は山間部を流れてきた天竜川が沖積平野に出た谷口の、すぐ南側に位置していることは、先に見た第 I - 1a、1b 図からも明らかである。土砂の運搬量が大きく、平野への堆積量も多い天竜川の沖積平野は扇状地的な性格が強く、谷口の上島輪中はその扇頂と考えることができる。また、平野北部は水田の面積が少なく、江戸時代には、平野上にありながら水田がほとんど存在しない村も流域に存在していた。それだけ、土砂の供給量が多かったのである。このような状況であるならば、扇頂から幾筋にも分かれて流れる流路は、増水があった際にはその水勢が強くなることが予想され、土木技術が未熟な江戸時代前期において、果たして完全な締め切り堤防を築堤することができたのであろうか。また、次の史料は、江戸時代初期の人々が彦助堤をどう認識していたのかを示すものとして興味深い。

一 寛永十三丙子年●天満水仕彦助堤之内油一色と申所切レ大分水押入下川之連々難儀仕候

由

(●は判別不明)

寛永 13 年(1636)に、油一色の「彦助堤」が切れて、川下の人々は大変難儀したという内容である。ここで注目したいのは、彦助堤が完成したとされる明暦 2 年(1656)以前から、「彦助堤」と呼ばれる堤防が存在していたこと、そしてそれが、「彦助堤御普請覚書」が存在する本沢村ではなく、それより南の油一色村で切れたという記載である。

「彦助堤御普請覚書」によると、本沢村では彦助堤を、長さ 61 間、高さ 1 丈、敷 15 間、馬踏 6 間の「大堤」を中心に、58 間の「土堤」と「山出し」、そして南側に 3 つの「出し」で構成された堤防としている。本沢村の南隣に位置する油一色村の彦助堤とは、なにを示しているのであろうか。

以下、この頃の天竜川下流域の様子を詳細に描いた「浜松御領分絵図³⁾」や、彦助堤の修築に使われた、堤防の仕様を示すと思われる絵図から明らかにしていくこととしたい。

2)「浜松御領分絵図」に見られる下流域の景観

「浜松御領分絵図」の正確な作成年代は不明であるが、絵図は延宝 6 年(1678)から元禄 15 年(1702)にかけて浜松藩の領主を勤めた、青山氏⁴⁾の命によって作成されたものである。絵図に記載された各村の領主名や、延宝 2 年(1674)に発生した水害で決壊した彦助堤が、修築された後の長さで記載されていることなどから、1680 年頃の天竜川下流域の様子を描いたものであると考えられている⁵⁾。なお、「浜松御領分」という名前からも分かる通り、この絵図は浜松藩領の村々の様子を詳しく描いたものである。そのため、当時他領であった、主として天竜川左岸の村々については、その村名と、堤防の配置が記載されているのみである。それに比べて浜松領の村々は、村名、村高、寺社の位置、堤防の配置と一部にはその長さや、水制工の配置までが詳しく描かれている。そして、この絵図の最大の特徴は、当時の右岸流域に幾筋か残存していた、天竜川の乱流路が詳細に描かれていることである。このことは、当時の右岸流域における治水システムと、住民が天竜川本流や、乱流路をどのように認識していたのかを復原する上で極めて有用となる。以下、重要と思われる部分についてトレース図を用いながら、かつての乱流路のうち、右岸で最も重要であったと思われる川筋の様子と、17 世紀後半における流域住民のそれらへの対応を検討していくこととする。なお本稿では、以下、浜松御領分絵図を御領分絵図と記載する。

山間部を流れてきた天竜川は、二俣川を合流した後、右岸鹿島村の脇ヶ沢神社が位置する山にぶつかり、大きく東へと屈曲して沖積平野に流れ出る。この流れ出る地点が扇状地的性格の強い平野北部における「扇頂」である。御領分絵図(第Ⅱ-1 図)では、すでに上島集落は堤防で周囲を囲まれた輪中として描かれており、集落の北側の流れが天竜川の本流となっている。また、輪中東側の堤外には竹と思われる樹木が密に描かれている。これはおそらく水害防備林⁶⁾で、この方



第Ⅱ-1図 天竜川下流域における乱流路の状況と治水設備—延宝8年(1680)頃—
 (「浜松御領分絵図」より作成)

向からの増水に対して、洪水流の勢いをそぎ、堤防を保護する機能を持つものである。北側を除く上島集落の三方と、そこから下流部分には「河原」となっている部分が網状に広く分布しており、「満水ノ時ハ川ト成」と書かれた箇所がいくつか見られる。これは、平素は水が殆んど流れていない河原であっても、天竜川が増水するにつれて、本流との分岐点から水が流れ込み、川となるということである。御領分絵図の時代には、こういった乱流路がいくつか残存しており、増水時には放水路と遊水地を兼ね合わせた利用がなされていたのである。しかし、次の地点ではそれとは若干異なった対応が見られる。

上島輪中の西ですぐに本流から分岐し(図中 A)、中瀬村の位置する広範囲に松の木が描かれた中州部分を過ぎると、川筋は本沢村地内で二股に分岐する(図中 B)。分流のうち、東の川筋は高菌村付近で再び天竜川と合流するが、西の川筋は馬込川に流れ込んでいく。この馬込川は浜松城と城下町の外郭としても機能する小河川であった。東海道の往還を江戸の方からやってくると、この川を西に渡った場所には木戸が設置されており、浜松城下に入る最初の町を「木戸町」といった。このように、天竜川本流が満水となり、普段は河原の部分にまで水が流れるということは、浜松城下にまで洪水流が押し寄せる危険があるということの意味する。しかも、西の川筋に沿った地点には、古代の天竜川堤防の跡といわれる、天平堤⁷⁾が現在も一部保存されている。古代には、この西の川筋が主要な流路となっていたのである。

この危険性を排除するために、本沢村の分流地点(B)で西の流路を締め切ったとされるのが彦助堤である。17世紀中ごろに堤防の修築記録が残るのは、天竜川下流域でもきわめて早く、それだけ治水にとって重要な堤防であったといえる。

西の流路を検討する前段階として、御領分絵図に描かれた集落の部分に注目してみたい。先に見たように、本流・河原で描かれた部分が旧低水路であり、集落の立地と中州がみられる部分が自然堤防などの微高地である。集落付近には、部分的に堤防の存在が確認でき、例えば扇頂の上島や、一貫寺・下小嶋・三ツ家の3村では、中州全体を堤防で囲った輪中が形成されている。また、輪中にまでは発展していないが、川上を堤防で囲い、南側を無堤とした掛け廻し堤も見られる。このうち、注目したいのは中瀬村の堤防の配置である。中瀬村の集落が存在する広大な中州の東側では、規模の小さな堤防が2ヶ所に存在するのみであるが(図中 I, II)、西側には、中州の一番北から連続堤が伸び、長嶋・八幡・新堀・新野・高菌にまで続く規模の大きなものである(図中 III)。しかも、連続堤の北部では、堤防の外側に松の木の並木が描かれ、明らかにこの堤防を保護するために並んでいると解釈できる。すなわち、御領分絵図が作成された延宝期における中瀬村周辺では、村の東側を流れる本流からの増水よりも、西側の川筋が増水する時に合わせて、治水上の防御に重きを置いていたことがわかる。

さらにこの川筋について見てみると、中瀬村対岸の本沢村東南側には、古川筋と書かれた線が

示されている。また、すぐ南側では堤防が湾曲し、いくつかの「出し」が枝分かれして描かれている(図中Ⅳ)。おそらく、この場所が過去のいずれかの時点で「古川筋」を締め切った場所で、この地点が水流によって破壊されないように補強されているのであろう。また、この地点は油一色村地内であり、寛永13年に油一色村で決壊した「彦助堤」とは、この地点を指していることも予想される。この本沢村以南の堤防は、図示した範囲を越えるが、鶴見輪中西側を流れる天竜西川通(後の西派川)と安間川が合流する地点まで、約12kmに渡って、途切れることなく連続堤防として右岸流域を防御している。「出し」のある油一色村から南の、善地村から石原村にかけての堤防上には、松が植えられており(図中Ⅴ)、中瀬村付近と同様に治水上重要な存在であったことがうかがえる。

一方で、本沢村では、村の賦役と堤防との関連で、以下に示すような権利を主張している。

当村前々ヨリ不役之儀御尋ニ御座候、本沢村之義ハ延宝元年之頃天龍川切込、本高之分砂川原ニ相成申候所同三卯年御他領新原村地内に彦助堤御普請出来仕、其後●●新畑起返ニ相成申候付、十分一之御引方無御座候て不役村ニ御座候、尤右彦助堤大切之場所ニ御座候ニ付テ庄屋代々堤守ニ被仰付、御領主様御代々●来被下置村方之儀ハ天龍川洪水之度々右堤川除守ニ罷出、年々御普請之節、罷出役相勤申候
(●は欠損および判別不能) (「本沢家文書⁸⁾」)

これによると、本沢村が他村と違い、十分一の役が免除されているのは、延宝3年(1675)に隣の新原村に彦助堤が構築され、その堤防が治水上の要衝であるため、自村の庄屋が代々堤防の保守についてきたからであるとしている。これは、領主からの尋ねに対して村が返答したものであり、当時の本沢村での、彦助堤の認識が知られ興味深い。

このように、御領分絵図に描かれた景観から、以下のことが明らかとなる。すなわち、17世紀後半の天竜川下流域では、主要な流れは磐田原台地西麓側を流れていた。それゆえ、平野北部の右岸においては、増水時にのみ通水する程度の、通常は「河原」となっている部分が広く存在していた。しかし、絵図に描かれた堤防や、それに付随する治水関係施設の状況は、西側の川筋がいくつか本流になってもおかしくないくらいの、いわば「重装備」を保ったまま存在していた。

それゆえ、彦助堤という堤防は、この浜松城下まで流れ下る恐れのある川筋全体に断続的に築かれた堤防を意味するものであろう。延宝2年に決壊した、締め切り堤と考えられる堤防も、実はこの堤防がいたる所で決壊し、洪水流が浜松城下に押し寄せたことを示しているものと考えられる。このことから、延宝3年に修築したという記録の残る本沢村の堤防が、「狭義」の彦助堤であり、油一色村をはじめとし、この西の川筋に対して広範囲に築かれた堤防や水制工を、「広義」の彦助堤と捉えることができよう。そして、右岸一体の治水システムは、本沢村のように、通常の賦役と引き換

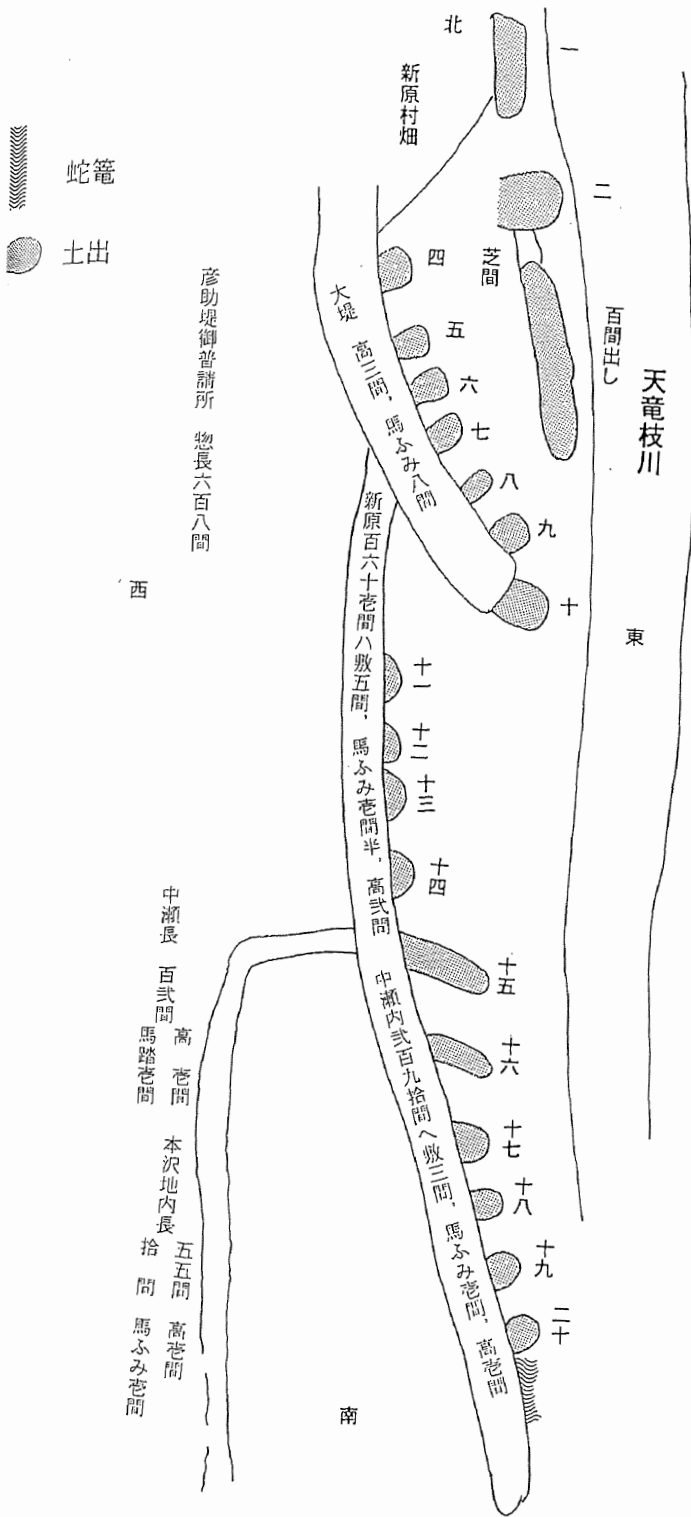
えに堤防の維持・管理を行うような村の存在によって機能していた。

つぎに、御領分絵図に描かれた「狭義の彦助堤」に注目する。ここには、締め切り堤ではなく、本沢村から西に分流する川筋を、北西から川幅を狭めるように張り出した堤防と水制工として描かれ(図中VI)、「堤長百●拾八間程敷廿一間程」と規模の注釈が書かれている。絵図に描かれた彦助堤の治水施設は、川上側から「出し五つ」と書かれた石積みと堤防からなり、しかも堤防を補強するように、同じく石積みの「出し」が描かれている。ここまで大掛かりな治水施設は、御領分絵図の中では、前述した油一色村の「古川筋」を締め切ったと思われる堤防と、平野中央部の東海道の渡河地点である、池田村の船着場を守るために設置された「百間出し」の2地点にしか存在していない。それほど規模の大きな造りであり、重要な治水施設であったことが知られる。これが延宝 2 年(1674)水害からの復旧後の姿であるとするなら、まだこの時点では、彦助堤の機能は西の川筋に入ってくる水流を調整することはできても、完全に水流を締め切ってしまうものではなかった。

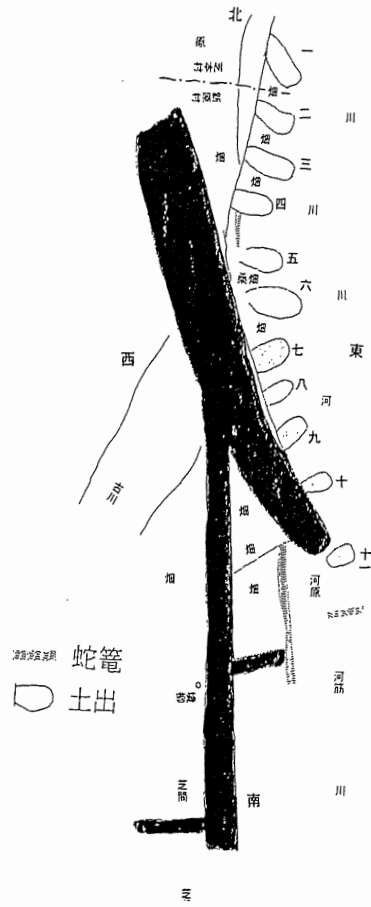
それから60年以上経過した1700年代の中頃における、彦助堤周辺の土地利用について、堤の様子を描いた絵図から復原することができる。

延享 2 年(1745)と、宝暦 7 年(1757)に作成された絵図では(第Ⅱ図 a, b)、堤防の東側に天竜枝川と書かれた流路があり、水制工がこの川筋に対して設置されている様子がわかる。堤防の配置は、最も太く描かれた「大堤」部分がこの川筋に向かって斜めに張り出している。堤防の規模は、書き上げによると新原村地内 110 間の内、馬踏 8 尺、高さ 3 間半、敷はもつとも幅のある 40 間の区間で 5 間とし、本沢村地内の 20 間では馬踏 1 間半、高さ 2 間から 2 間半となっている。これに続く、直線堤防は、61 間が敷 5 間、馬踏 1 間半、高さ 2 間で、297 間は敷 3 間、馬踏 1 間、高さ 1 間となっている。この新堤に接続して内側にも控え堤が描かれており、一連の普請によって再整備された堤防の長さは、680 間となっている。堤防の、天竜枝川に面した部分には、北側の河原に「一番出し」を置き、以下川筋に沿って「二番出し」、「百間出し」がおかれ、この川が増水した際には、水が直接堤防に当たるのを防ぐ、いわば防波堤の役割を持って配置されている。堤防本体にも、補強用の出しがつけられており、大堤は「四」から「十」の 7 つの出しが、新堤には「十一」から「二十」までの番号が振られている。「二十」の南側は、「此所立籠」と書かれており、蛇籠を縦にして、堤防に並べていた様子がわかる。なお、出しの番号には「三」が書かれていないが、これは「百間出し」を「三」と見立てているのであろう。

このように、一部ではあるが、高さ 4.5m、底辺 9m、上底 2.7m ほどの規模を持つ彦助堤によって浜松城下まで達する西の川筋を締め切ることが出来たが、中瀬村と本沢村の間を流れる川筋はいまだ残存していた。しかも、延宝 2 年(1674)に西の川筋を締め切ってから 70 年以上経った後も、本沢村の東を流れる天竜川の川筋は、大掛かりな水制工を設置し、堤防を保護する必要があったのである。



a 延享2年(1745)
 (「彦助堤御普請絵図」より作成)



b 宝暦7年(1757)
 (「彦助堤絵図」より作成)

第II-2図 彦助堤の規模

それから8年後の宝暦7年(1757)になると、彦助堤に若干の変化が見られる。堤防の東側には「川」、「河原」と書かれ、依然として天竜川の川筋が存在している。一方で堤防本体について見ると、延宝の頃に比べて水制工の位置が変化していることがわかる。大堤の出しでは、一から三の出しは堤防の前方に存在してはいるが、百間出しがなくなり、三番が他の出しと同様に描かれている。大堤に接続していた四番も堤とは切り離されて存在しており、堤と接続しているのは、5番以降の出しである。新堤と接続していた10個の出しにいたっては、ほとんど描かれていない。

一方で記載の増えたものは、堤防や水制工に接続した部分における、畑地である。例えば、一番出しと二番出しの間には、「此所芝ハタ」の記述があり、同じ記載は2・3、3・4、6・7の出しの間でも見られる。なかでも5・6の間には、「此所桑畑」と書かれており、作物の栽培目的で土地利用が進んでいることがわかる。大堤と新堤の接続部分にも、3つの区画で「畑」と記載されており、河原部分においても農業的な土地利用が行われている。先の絵図から10数年を経て、ようやくこの川筋に洪水流が流れ込んでくるのが稀となり、かつて重装備であった水制工の配置も、それに見合ったものになっていったと考えられる。そして、水害頻度の低くなった河原は、農業的土地利用へと、変化しはじめていくことがわかる。

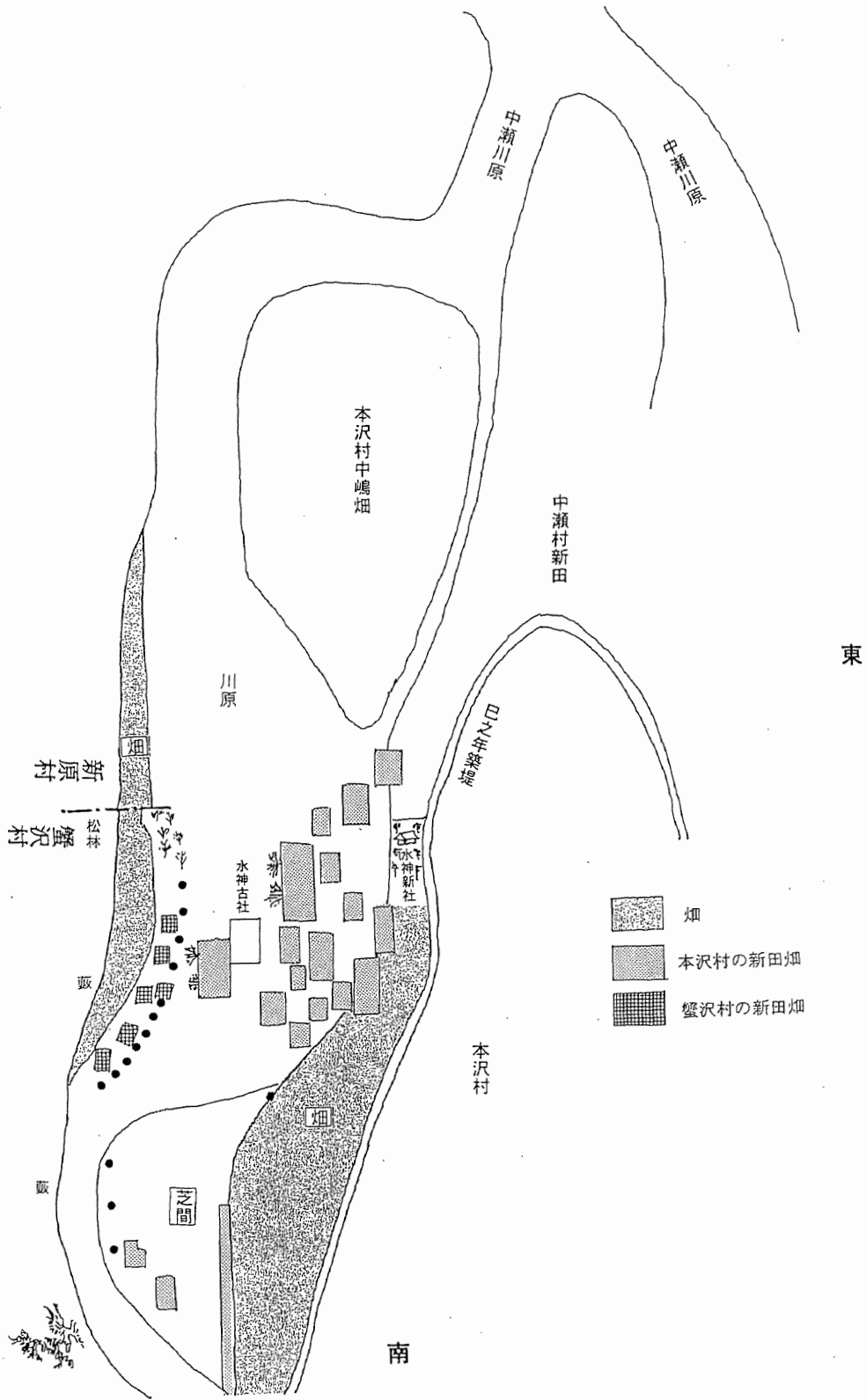
3) 乱流路の締切と農地開発

堤防の接続部分だけでなく、開発は旧低水路にも及んでいく。天竜川の川筋は、どのような過程で開発されていったのであろうか。本節では彦助堤の作成と関連させて、検討してみたい。

ところで、先に見た「御領分絵図」にも平野北部を中心に、集落の立地していない小規模な中州に「見取新田場」などの記載が見られ、自然堤防上の開発が進められていた様子が判明した。第Ⅱ-3図は、天竜川の乱流路が残り、まだ流路の統合が進んでいなかったと考えられる延宝元年(1673)の、本沢村・蟹沢村の間を流れていた流路に開かれた農地の様子を表している。

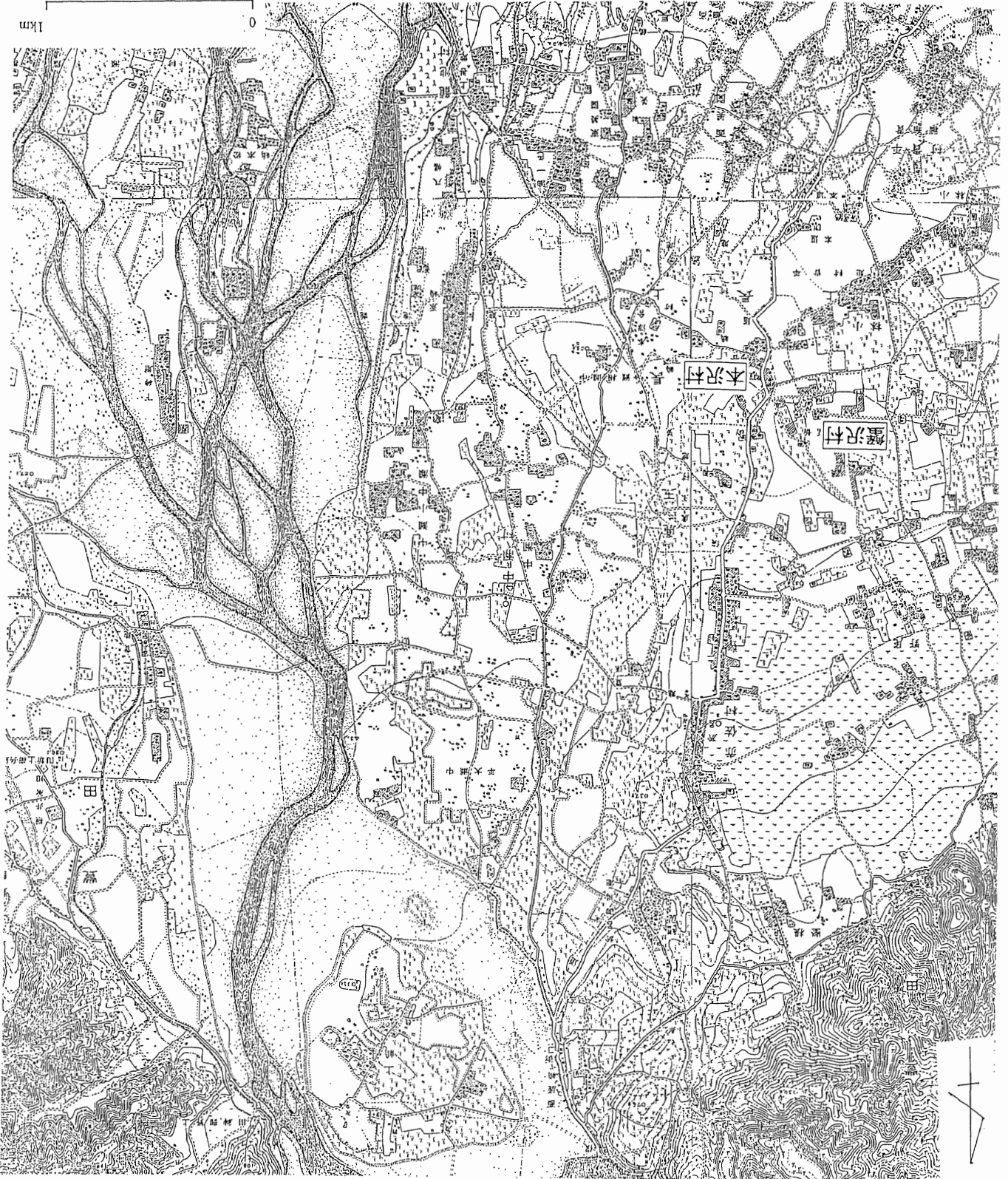
農地の状況を検討する前に、絵図に描かれた本沢村と周辺の様子を確認していく。北側に見られる「中瀬川原」や「川原」とある部分が天竜川の乱流路である。流路は間に中州を挟んでいくつかに分流している。中州には「本沢村中嶋畑」や「中瀬村新田」と書かれており、名前からも明らかのように、すでに農地としての開発が行われている。また、第Ⅱ-4図は、本沢村付近の明治中期の状況を示すものである。このうち絵図に見られた付近は「本沢村」、「蟹沢村」とした辺りに相当し、土地利用を比較することが可能である。

絵図では、本沢村が所在する自然堤防には、堤防が存在し、「巳ノ年堤築」とある。この絵図が作成された延宝元年は丑年であるので、ここからもっとも近い巳年と考えるなら、この堤防はそれより8年前の、寛文5年(1665)には築かれていたことになる。この堤防の西側の川筋が、先述した馬込川に合流し、浜松城下にまで流れ下る流路に相当する。また、この川筋を締め切った彦助堤の



第II-3図 天竜川下流域における旧低水路の開発—延宝元年(1673)—
 (「本沢村蟹沢村境絵図」より作成)

第II-4図 本沢村・蟹沢村とその周辺一明治中期一
(明治23年測量2万分の1地形図「二俣町」「亀玉村」「笠向村」「三方原」を縮小して使用)



存在も確認できない。それゆえ、未だ増水の危険が高かったであろうこの川筋において、なぜ農地の開発が開始できたのかという疑問は残される。しかしながら、本沢村と蟹沢村との間で旧河床の開墾が進んでおり、それが、図中の長方形で示されている区画である。ここには、面積と、その開発主の名前が記されている。蟹沢村側にはこの他に、面積や開発主は不明であるが、新田と書かれた区画が6つ集中して描かれている。なお、本沢、蟹沢両村ともに、堤防から一番近い堤外地付近には、開墾者ではなく、村の名前を関した畑が存在している。これは、それまで村の入会地のような土地利用がなされていた部分であり、その慣習が残存していたものと推測される。

本沢村側の開墾畑は、おおよそ北側の「水神新社」付近から、南は大きく張り出した州が「芝間」となっている間に収まっている。芝間は秣場などとして、両村の間で入会地として利用されていたことが想像される。蟹沢村側に堤防は描かれていないが、堤外地との境界部に「松林」、「藪」と書かれており、水害防備林を備えていたことがわかる。右岸の最南部には、ひときわ目立つ大きな松の木が描かれている。これはおそらく、天竜川の乱流や洪水の後に、中州の形状がそれまでとは変わり、村境がわからなくなったりした際に、目印として利用されていたものであろう。

以下、この旧河床に開かれた新たな開墾地について検討を行う。本沢村の所有者と面積が判明するものは、全て第Ⅱ-1表として集計した。これによると、最も広い面積として1反7畝の土地が突出しており、残りは1畝から2畝の土地が多く、合計面積も6.5反ほどの極めて小規模な開墾である。開発した人名は全部で6人が認められる。このうち久兵衛が9区画と一番多く、続いて六兵衛が4区画となっている。久兵衛は、別の史料から本沢村の庄屋を勤める家であることが判明している。そのほかの人物が、村内でどのような階層に位置づけられるのか不明であるが、この河床の開発には、村の有力者が率先して当たっていたことが知られる。また、六兵衛以下の5人は、畑地の面積を合計しても1反に満たない面積である。それゆえ、この畑は切添新田の性格が強く、旧河床の全面的な開発には至っていない。

一方で、黒丸で示された線には、蟹沢村側に「今度筑申候境塚ヨリ東へ一切松ハ不及申林仕間敷候」という書き込みが存在する。絵図の黒い丸は、ここから西側は何も植えてはならないという取り決めを示すための境界線であり、そこにはある一定の区間において塚が築かれていた。本沢村側にも、芝間の辺りに境界を示す塚が見られる。こちらには注釈が付いていないが、おそらくここより西側には何も植えないことを取り決めているものと思われる。では、なぜ境界線よりも外側に、新田を広げたり、木を植えることを禁止したのであろうか。ここでは、2つの要因が考えられる。まず第一には、この時点において、開発が開始された旧河床には依然として増水の危険が大きく残っており、ある程度の水が通る幅を確保しておく必要があったのではないかということである。これは、特に南部の芝間となっている場所で顕著である。なぜなら、この部分は蛇行の滑走斜面側に相当するため州となっており、こちら側から、攻撃斜面側への開発を禁止していることがわかる。これは明

第Ⅱ－1表 本沢村旧流路開発地とその所有者－延宝元年(1673)－

開発主	反	畝	歩	備考
久兵衛	1	7	11	
	0	3	19	
	0	1	19	
	0	1	12	
	0	1	3	
	0	1	0	
	0	0	12	
	0	0	8	芝間の中
	0	0	5	芝間の中
(久兵衛小計)	2	6	29	
六兵衛	0	4	0	
	0	1	23	
	0	1	3	
	0	0	14	
(六兵衛小計)	0	7	10	
弥平次	0	3	0	畑
	0	2	0	畑
(弥平次小計)	0	5	0	
市右衛門	0	5	21	畑と芝間の間
茂平次	0	5	20	
忠右衛門	0	4	12	畑
水神社領	1	0	0	除地
合計	6	5	2	

(「本沢村蟹沢村境絵図」より作成)

らかに、通水を見越しての措置である。

また、このように完全に河床が締め切られていない状況下であるならば、旧河床の畑地開墾が極めて小規模であることも容易に説明がつこう。すなわち、河床を横断するように点在する畑は、おそらく住民が長年の増水から経験的に、水につかる恐れが少ないごく小規模な微高地に目をつけ、そこから開発が進展している状況を示しているのであろう。また、樹木を堤外に張り出して植えることを禁止しているのも、水の疎通の妨げになることを恐れての処置であると考えられる。

第二には、境塚によって開発前線を規制されているのは、蟹沢村側の、いわゆるこの川筋の右岸に多い点が指摘できよう。すなわち、本沢・蟹沢両村が、この絵図を作成して合意した内容は、河床の優先的な開発権が本沢村側にあり、蟹沢村は開発の手を河床中央部にまで入れないことを確認しているのである。境界争論は、元々この河床の開発は本沢村が主体となっていて行われていたものを、蟹沢村が新畑の開墾を始めたので、それに納得できない本沢村の住民が、蟹沢村の新畑に植え付けられた作物を引き抜いてしまったのが、そもそもの発端である⁹⁾。これはおそらく、この場所が大きな川筋となる以前に、本沢村の水神社が鎮座し、耕地化など何らかの土地利用があったことを前提にしているものと考えられる。わざわざ「水神古社」を図示し、水神新社との対応を描いているのも、そのことを意識してのことであろう。そして、河床となってしまった後にも、平水の時に

は川原として存在していたこの場所を秣場などに利用していたのであろう。そのような、過去の土地の利用と権利が、この境塚のあり方に反映されていることが考えられる。

このような境界争論を経てようやく河床の開墾が行われたのであるが、この農地は翌年の天竜川洪水によって跡形もなく流亡してしまうこととなる。しかもこの洪水では「本沢村之義ハ延宝元年之頃天龍川切込、本高之分砂川原ニ相成申候¹⁰⁾」とあるように、本沢村の本田、本畑も被害を受けてしまい、別の史料からは、「此辺之儀者古天龍川筋ニ付先年田方多之處、変地皆畑地ニ相成、就中当村ハ砂利場多ク松並ノ間ニ有之候¹¹⁾」というように、洪水による大量の土砂で水田までもが畑に変わってしまい、しかも砂利場が多くなって、松林の間に農地を作らざるを得ないような自然条件に変わってしまったという。

本沢村でみられたような旧河床の開発は、この地域の沖積平野に網の目のように存在する乱流路をどのように開発していったかを示すものとして、大変重要である。締め切り堤の築堤が行われていない段階においても、住民は入会地など普段からよく利用した土地の状況を見極め、少しでも水害の危険性が少ないと見るや、積極的に農地として利用しようとしていた。天竜川下流域に無数に存在する他の乱流路跡も、おそらくこの本沢村で見られた形態と同様に開墾と洪水による流亡を何度も繰り返しながら、開発が進展していったものと考えられる。

2 水害状況の復原と復旧の特徴

1) 下流域全体の水害状況—文政11年—

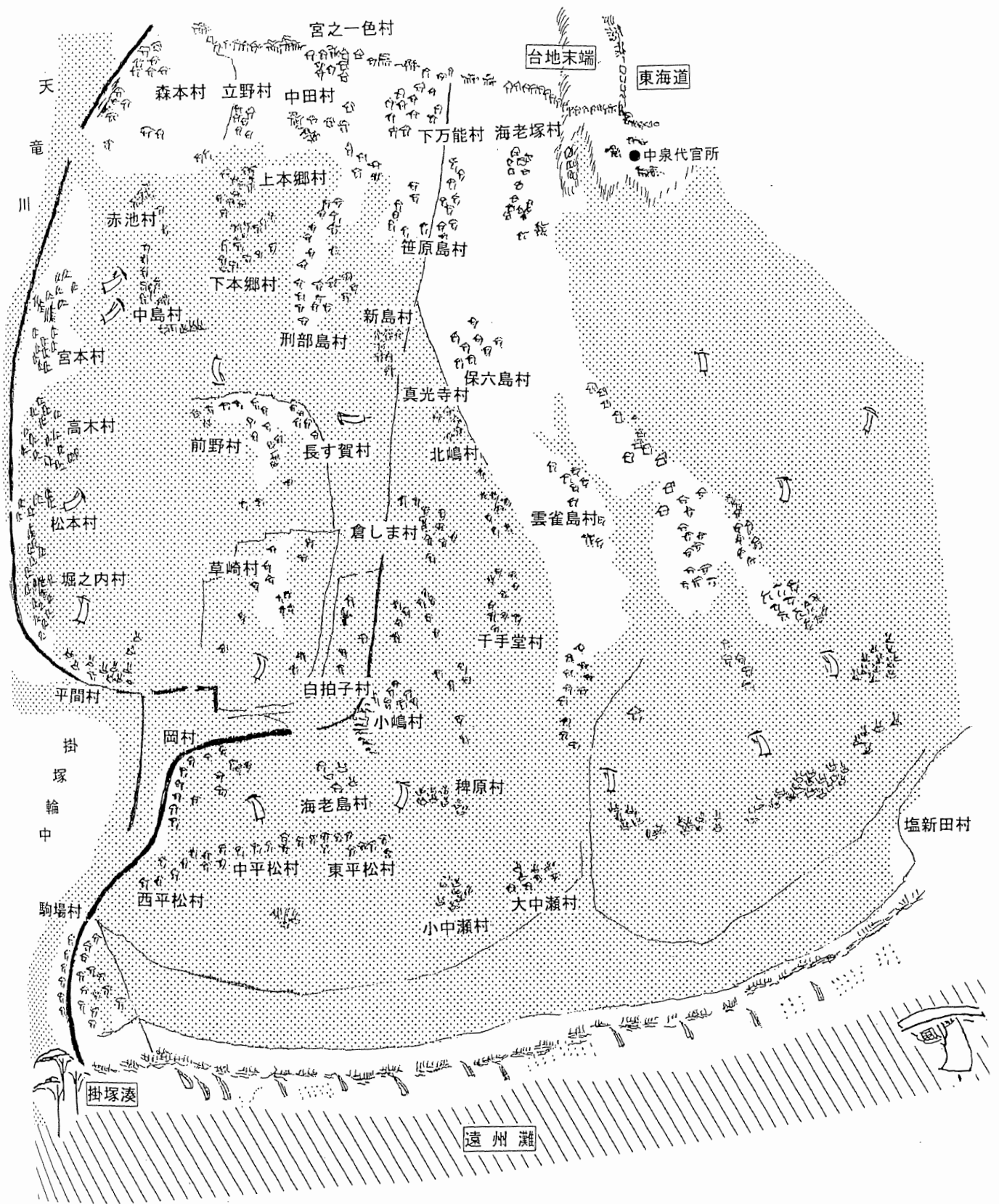
度重なる天竜川の洪水被害を受けてきた下流域であるが、その洪水、すなわち「水害」の実態はどのようなものであったのか。本節では、江戸時代や明治時代初頭に作成された被害の様子を描いた絵図や、農地の被害報告などから、そのときの水害の範囲、宅地や農作物への被害程度を把握し、さらには水害後の村の復旧過程を検討する。そして、当時の下流域住民が水害をどのように認識し、対処していたのかを明らかにしていく。

本節では、まず下流域の広範に被害を及ぼした文政11年(1828)年水害に注目し、平野全体が水害に襲われた際の様子を復原する。そして、より詳細に水害状況を把握するため、各村に残された絵図や史料から、村レベルでの水害への対応を検討していく。それゆえ、検討する史料は所蔵する村ごとに時代が前後する場合がある。しかし、本節で取り上げる天竜川下流域の様相は、堤防構築などの土木技術の進展に大きな違いがなく、被害を受ける危険が下流域のどの地点でもおおよそ同様であった時代、すなわち、水害頻発期として概観される。

文政11年(1828)に発生した天竜川の水害の様子は、そのとき作成された「天竜川水害絵図¹²⁾」によって、堤防の決壊箇所やそれにより浸水被害のあった範囲が明らかとなる(第Ⅱ-5図)。絵図

北

浸水範囲



第II-5図 天龍川下流域における大規模水害の様子—文政11年(1828)—
 (「天龍川水害絵図」より作成)

に描かれた範囲を見ると、北は東海道の往還、南は遠州灘までとなっている。そして東限は、見付宿を過ぎて南下してきた東海道が磐田原台地上で直角に西進する、中泉代官所の所在地付近と、海岸部の塩新田村を結ぶあたりまでとしている。また、西は天竜川堤防を境としており、右岸の村々は描かれていない。本流が3本に分流する輪中地帯では、掛塚輪中の存在は確認できるが、その部分に被害を示す記載は何もなく、村名も描かれていないため、まったくの空白となっている。すなわち、この描かれた範囲が、文政11年の水害で大きな被害を受けた範囲であり、それは下流域の左岸で東海道から南の、海岸部までにわたる広範なものであった。

堤防の決壊地点は、森本村・赤池村境界付近にみられ、本流からの流れが被害地域全体に溢流していた様子が見える。溢流地点はこのほかにも一つ、岡村付近においてもみられる。詳しくは後述するが、岡村は天竜川西川通りと仿僧川の合流地点にあたり、本来は排水路として機能する仿僧川にも天竜川西川通りからの洪水流が逆流してきている。それゆえ白拍子村付近で堤防が切れ、それ以南にも被害が拡大したと考えられる。しかも南側は遠州灘に沿って発達した砂丘があり、この部分は浸水せずに、細長く東西に延びた岬のようにになっている。このことから、文政11年の水害は、以下のような要因により浸水域が拡大したと考えることができよう。すなわち、第一に堤防決壊による洪水流の侵入、第二に本来ならばその洪水流を排水するはずの小河川が天竜川から逆流する水によりその機能をなくしてしまったこと、そして第三に東西に広がる浜堤の存在により、水のはけ口が少ないという海岸部の自然条件、これら3つの要因が重なり合い、広範囲の浸水被害をもたらしたと考えられる。

以下、絵図に記載された流域の様子を検討していく。浸水している部分に注目すると、多数の帆を張った小舟が描かれている。水が引かないうちにあっても、住民の避難や救助物資の運搬、あるいは村々での連絡用として頻りに小舟の行き来があったのであろう。こういった舟が予め準備されていたことは、例えば利根川中流域や、木曾三川輪中地帯で見られるような避難用の「上げ船¹³⁾」に類似するものとして捉えることができよう。

また、いくつかの村では、浸水を免れた部分が島のように存在していることが明らかである。例えば、破堤地点のすぐ南側の宮本村から高木村・松本村・堀之内村・平間村にかけての、堤防に沿った南北に細長い部分は浸水していない。高木村の東側、前野村や長ず賀村(ママ)、草崎村においても、周辺からぽっかりと浮いた島として存在している。さらにその東側には、浸水を食い止めるように半島状に突き出た部分が存在しており、付け根に相当する笹原島村、保六島村など、いくつかの集落が確認できる。

これらの浸水しなかった部分は、自然堤防などの微高地である。絵図においても保六島が乗る微高地の東側は浸水域となっており、東海道が直角に曲がる台地の直下にまで、湾入するように続いている。このことから、微高地は小規模なものであることが理解できよう。

天竜川下流域における微高地は、どこもおおよそ 2m ほどの比高である¹⁴⁾。そのため、今回のように浸水を免れた場所とそうでない場所とでは、自然条件に大きな相違は見られない。浸水場所の相違は、天竜川が破堤した場所と、洪水流の勢いなどによって大きく左右される。それゆえ、もし東海道以北において堤防が切れていたとするなら、この絵図では被害のなかった森本村や立野村などの低地部分に浸水が及ぶことも考えられ、当然この絵図の様子とは異なった水害の状況が展開されていたであろう。

また、浸水した村であっても、水が引きはじめれば、当然のごとく比高の高い自然堤防から土地が使えるようになっていく。こうしたことから、自然堤防上の土地利用は、天竜川下流域村にとって最も重要であったことがわかる。

以下、個々の村がとった水害への対応や復旧の様子を、絵図や地図を中心にみていくこととする。

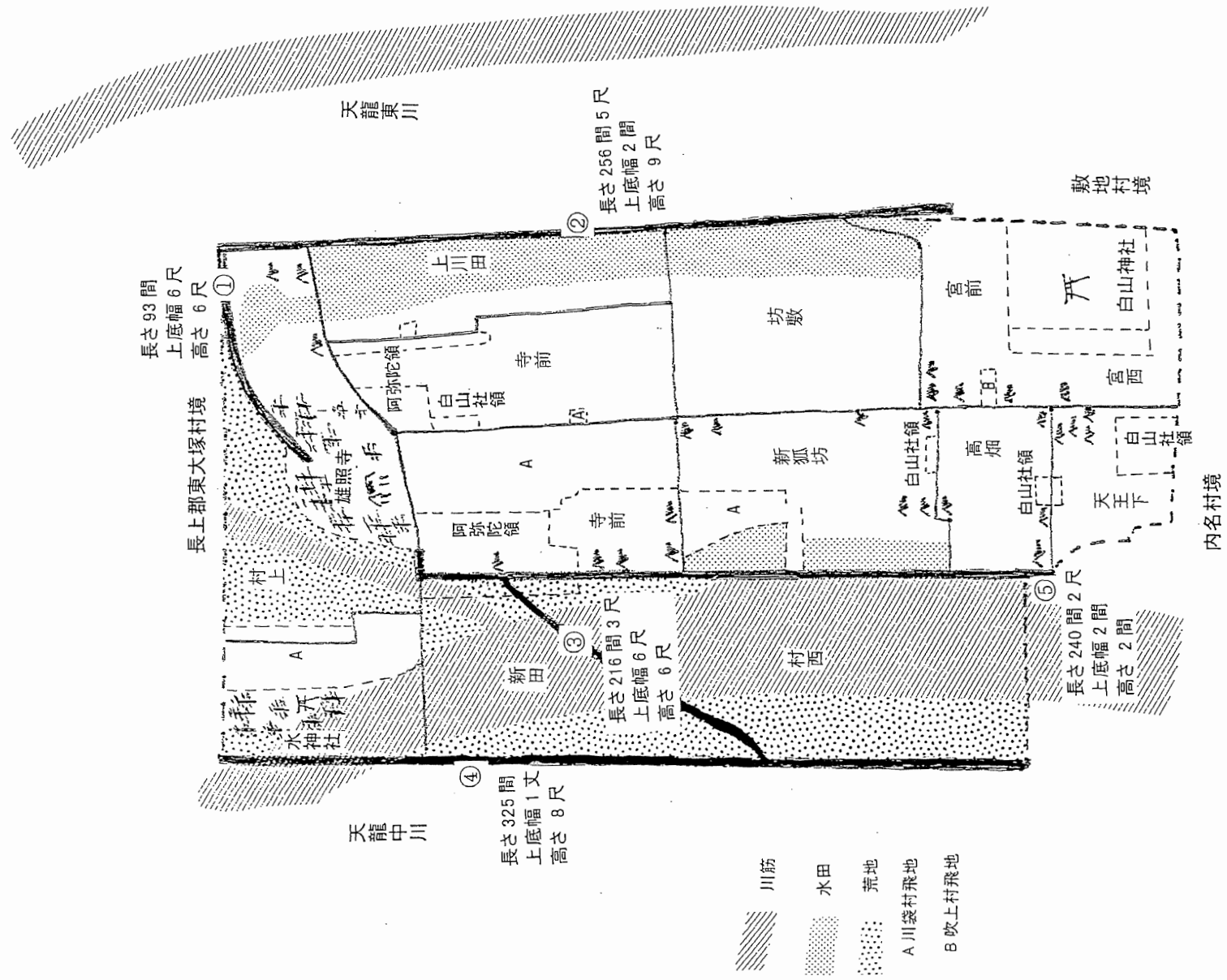
2) 集落レベルにおける水害状況

a. 慶応 4 年西堀村の場合

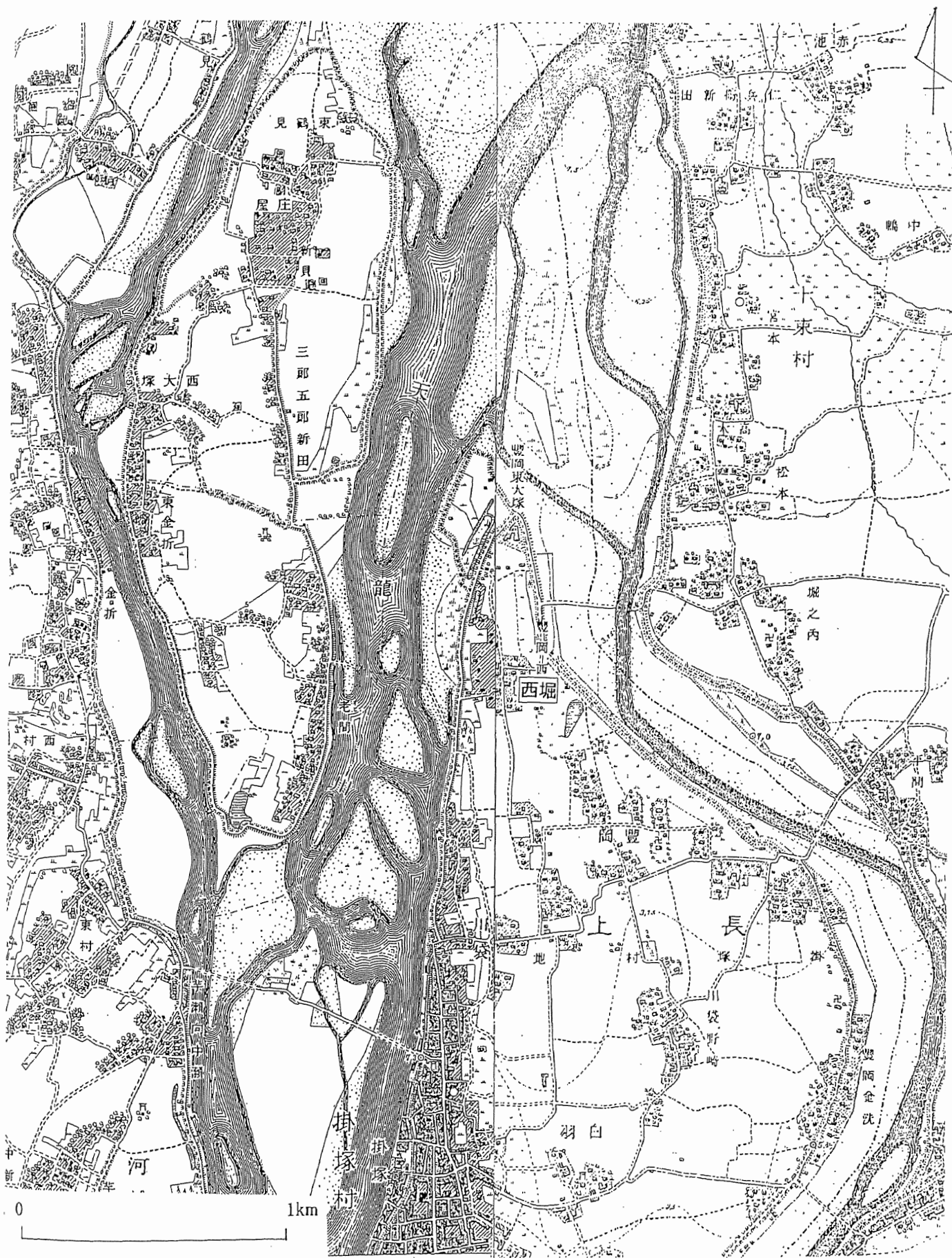
第Ⅱ-6図は、下流域最南部の掛塚輪中に位置する、西堀村における慶応 4 年(1868)の水害の様子を描いた絵図である。絵図では、集落や社寺、田や畑などの農地といった村の土地利用と、村境、小字などが示されている。

ここで簡単に、西堀村の位置関係を説明すると、北は東大塚村、南は敷地村、内名村と境を接している。東大塚村が掛塚輪中の北端にあたり、西堀村も東側は天竜川の分流路である天竜東川通りに、西を天竜中川通りに挟まれている。地形図によっても、その状況が確認できよう(第Ⅱ-7図)。

絵図の中でまず注目したいのは、直線的に太く表現されている堤防の存在である。西堀村を挟むように東西両側を、南北に貫いているのが輪中堤で(図中②、④)、これは川中島である掛塚全体を囲い込んでいる。これとは別に、図中①、③、⑤で示した部分にも堤防が存在している。これは「内堤」で、輪中堤よりも規模が小さく、西堀村単体が主体となって築堤、維持している堤防である。堤の規模は、絵図に記載された寸法から比較することが可能である。すなわち、西の輪中堤が高さ 8 尺(2.4m)、馬踏(堤防上面の幅)1 丈(3m)であるのに対し、内堤は高さ、馬踏み共に 6 尺(1.8m)であり、規模が小さいことが知られる。ただし、内堤の一番南側は輪中堤なみに強固な堤防となっており、高さ、馬踏ともに 2 間(3.6m)と、①や③と比べて高さ幅共に 2 倍の大きさとなっている。この輪中堤、内堤の配列は、この村の開発過程の一端をよく示しており、東の輪中堤と、内堤に囲まれた部分が村の古くから開発が進んだ部分である。西の輪中堤と内堤との間は、「新田」という字名があることでもわかるとおり開発の新しい場所で、おそらく開発が進むまでは土地条件に難があ



第 II - 6 図 西堀村における洪水被害一慶応 4 年 (1868) -
 (「西堀村水害絵図」より作成)



第Ⅱ－7図 西堀村およびその周辺－明治中期－
 (明治23年測量2万分の1地形図「見附」「浜松」を使用)

る場所であったことが推察される。

慶応 4 年の破堤地点を見てみると、村の北部、天竜中川に沿った輪中堤が水神社付近で決壊し、内堤と輪中堤の間に洪水流がおしよせ、「川筋」となってしまったことがわかる。この川筋に沿った部分はことごとく「荒地」となっており、洪水流の激しかったことがうかがわれる。一方、川筋と荒地は、村内の破堤地点である水神社の南だけにとどまらず、その東側の「村上」一帯にも及んでいる。これは、東大塚から来た洪水流が西堀村に流れ下ってきたことを示すと考えられる。この洪水流は、西堀村北部に位置する①の内堤と、おそらくは堤防の高さと地続きで境内に松林を持つ「雄照寺」で食い止められ、西南に流れて新田付近で天竜中川からの洪水流と合流したのであろう。新田付近の③の内堤は、そのために決壊してさらに南側に洪水流を流す結果となったが、この内堤の存在によって、西堀村の宅地や農地を含む主要な部分は守られたことになる。また、観点を変えるならば、新田や村西のある一体は、天竜川中川通りが破堤したときのことを考慮に入れて堤防が二重に配置されていると考える事ができる。①の内堤も、東大塚で輪中堤が切れた場合に備え、配置されているものと考えられよう。この堤防は、西堀村の水田である「上川田」に供給される用水を伏越して流し込んでいる。この水田も、北から南に帯状に広がっていることから、天竜川の旧河床であった可能性が高い。それゆえ西堀村にとっては、①の堤防も、本田を守るための重要な役割を担っていたと考えることができる。

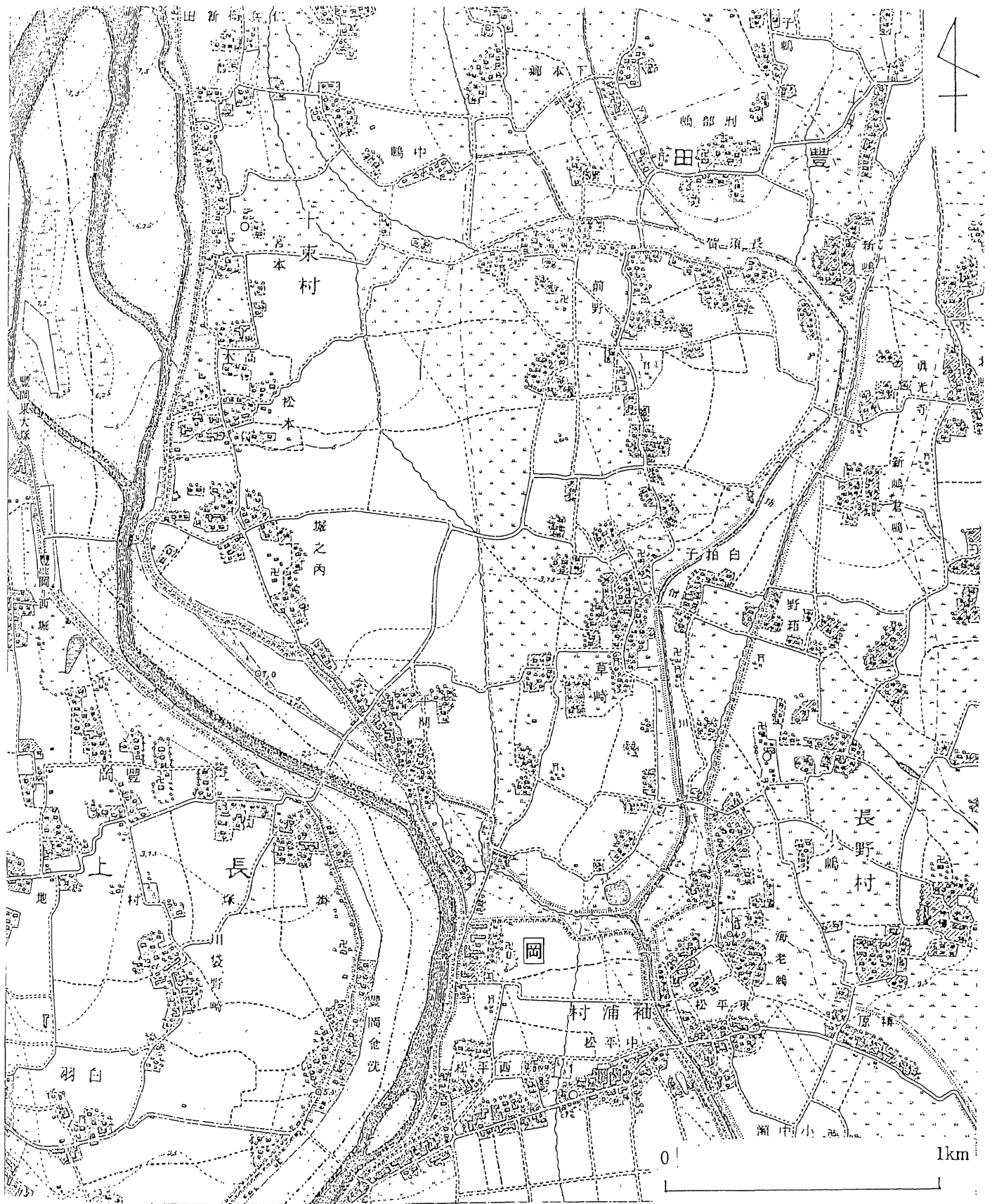
このように西堀村の微地形や堤防の配置から、最も開発の古い部分を洪水から防御するように対応がなされていたことが明らかである。

b. 明治期における岡村の場合

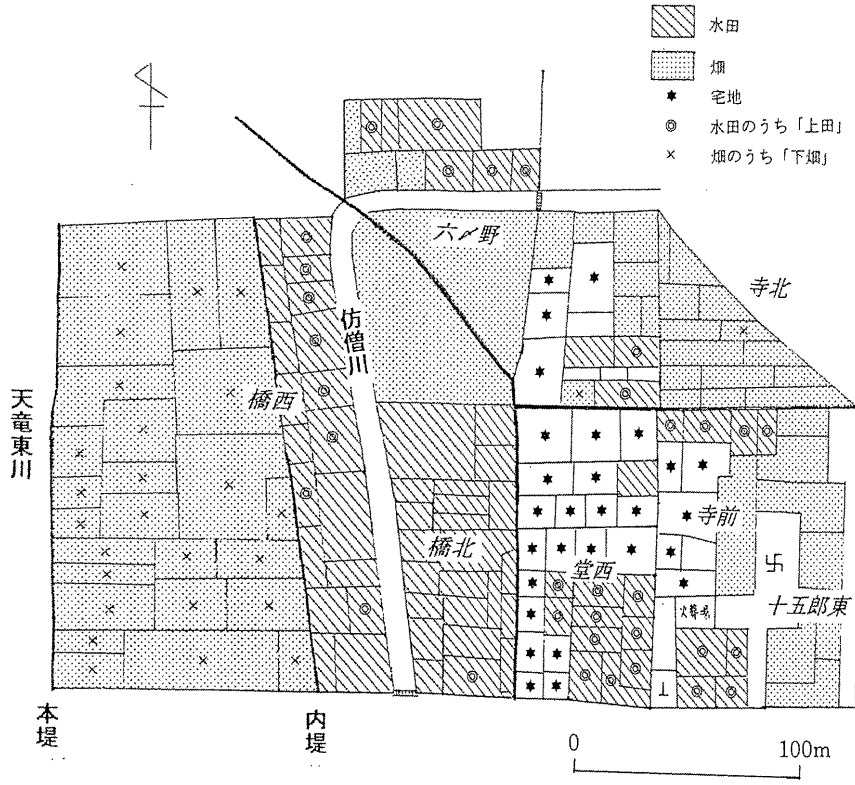
微高地を含む村の土地利用と、被害の具体的な内容を、地籍図に記載された地目や面積から検討してみよう。ここでは資料として、明治 22 年(1889)に作成された岡村地籍図を利用していく。

岡村は、天竜川東川の東岸、攻撃斜面に位置し、集落の中央部を旧低水路のひとつである仿僧川(ぼうそうがわ)が北から南に方向に貫流している(第Ⅱ-8図)。仿僧川は岡村の南で西に向きを変えて天竜川東川に合流するが、大雨になると天竜川の水位が仿僧川よりも高くなるため、文政 11 年(1828)水害に見られたように合流点から仿僧川方向への逆流が絶えない河川であった。

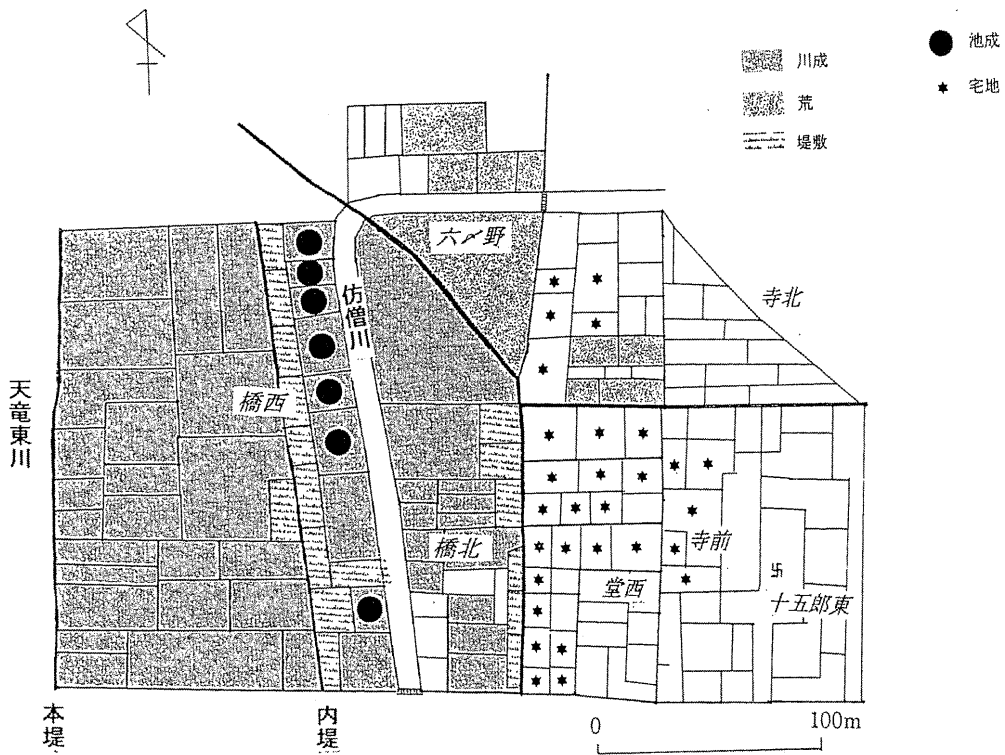
地籍図の残存等により資料の制約はあるが、村のおよそ北半分について、その土地利用と、水害後の土地の状況が判明する。それらを概観すると(第Ⅱ-9a 図)、天竜川東川に沿った農地は「下畑」となっており、天竜川に平行して南北に存在する「内堤」によって仕切られている。先に見た西堀村と同様、並行する堤防の間に洪水流を誘導できる堤防配置となっていることが明らかである。また、「下畑」という等級からも明らかなように、微高地上から進んできた開発が、最後に残った場所であり、洪水時にはいわゆる「流作地」となる生産性の低い農地であった。また、先の第Ⅱ-8図に



第Ⅱ-8図 岡村およびその周辺—明治中期—
 (明治23年測量2万分の1地形図「見附」を使用)



a 土地利用



b 水害時の地目変更

第Ⅱ-9図 岡村における土地利用と水害時の地目変更—明治22年(1889)—
 (「岡村改正字引絵図」より作成)

よると、この場所一帯は「畑」とされている。

仿僧川西側の、前述した内堤に対応するように、東側には道路があり、この内堤と道路の間に、水田が存在している。道路の東側は「宅地」と中畑、上畑の多い土地利用となり、自然堤防上に居住地を構え、それに接して畑を有する景観がみとれる。「宅地」の南側は「上田」の割合が多い水田となっている。地目から、宅地のある自然堤防から東側にかけてが、岡集落の最も開発が古い場所で、土地の生産性も高い様子がうかがえる。これが、微高地を中心とした天竜川下流域に典型的な景観であり、この地域に数多く存在する「島」地名¹⁵⁾も、この土地利用に関係している。

つぎに、これら土地利用の特徴を有する集落が水害に見舞われた場合の状況を、同じ地籍図により復原していく(第Ⅱ-9b 図)。この地籍図は、作成された際の地目と並んで、被害後の地目変更が付加されている。水害により変更が見られた地目は、「川成」「池成」「荒」「堤敷」の4つが確認でき、これらの該当箇所を地籍図に重ねると以下のことが明らかとなる。

池成、川成は、天竜川東川に沿った「下畑」地帯の流作地と、内堤・道路に挟まれた仿僧川沿いの水田部分に広がっている。仿僧川沿いに池成が多いのは、流速の遅い仿僧川に向かって天竜川が逆流し、水が停滞しやすい自然条件を示しているものと思われる。また、内堤に沿った農地は「堤敷」と記載され、この被害が発生した増水への対処として、内堤ののり面を保護するために農地から土を取ったか、あるいは新たに拡張される堤防の敷地として土地利用が変更されることを示している。本堤・内堤間とその周辺において洪水被害の痕跡が生々しく見られるのに対して、宅地が多く見られる一帯や、その内側に存在する農地では、まったくといっていいほど被害の記載がない。このことを、字ごとに集計し、地籍図から算出される総反別と、被害反別をそれぞれ比較してみよう(第Ⅱ-2 表)。小字すべてが被害にあった流作地の「橋西」には約3.7町の面積があり、そのうち2反だけ上畑が存在していた。これは、洪水時に肥沃な土砂の堆積が進んだ個所も存在したのであろう。「橋西」同様に流作地である「橋北」でも、農地が全滅の被害である。こちらには水田が存在しており、水かかりのよい水田部分とそれよりも若干比高の高い畑地との対比が明確である。低い水田が浸水してしまうのは当然といえるが、畑にも被害が及んでいる。これは、当地が本堤と内堤に挟まれた遊水地機能を有しているからであり、増水がここで食い止められていたことを表している。このほか被害が確認できるのは「六ノ野」で、上田、中田合わせて2反ほどの面積があるうち、およそ9割に相当する1.8反が浸水している。ただし、この字では低地に存在する水田に被害があったのみで、微高地上に存在していると思われる畑と宅地には被害は及んでいない。

最後に、被害の及ばなかった4つの小字について見てみたい。まず「堂西」と「寺北」は、それぞれ上田と宅地を擁しており、最も古くから開発の進んだ岡村の中心地である。この土地生産性の高い上田こそが、岡村の「本田」であり、この農地と宅地を水害からいかに守るかが、岡村の生命線であるといえる。おそらく、火葬場のある「寺前」の上田と、田畑の細かな等級はわからないが、寺の所

第Ⅱ－2表 岡村における農地と被害の面積－明治20年(1887)頃－

小字	地目	総反別				被害			
		町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
橋西	上畑	0	2	0	0	0	2	0	0
	下畑	3	5	0	24	3	5	0	24
橋北	上田	0	3	9	10	0	3	9	10
	中田	0	0	7	27	0	0	7	27
	下田	1	0	3	1	1	0	3	1
	畑	1	1	8	0	1	1	8	0
堂西	上田	0	2	5	20	0	0	0	0
	宅地	0	3	7	26	0	0	0	0
寺前	上田	0	1	1	2	0	0	0	0
	火葬場	0	0	1	15	0	0	0	0
寺北	上田	0	0	4	5	0	0	0	0
	宅地	0	1	0	12	0	0	0	0
十五郎東	寺境内	0	4	6	0	0	0	0	0
	田	0	4	2	8	0	0	0	0
	畑	0	3	5	24	0	0	0	0
	林	0	1	7	19	0	0	0	0
六ノ野	上田		1	7	12		1	6	13
	中田		0	3	21		0	2	3
	上畑	0	0	6	5	0	0	0	0
	中畑		4	1	11		0	0	0
	下畑		0	2	7		0	0	19
	畑		2	5	0		0	0	0
	宅地		1	3	2		0	0	0
合計		9	8	8	11	6	5	8	7

(「岡村改正字引絵図」より作成)

在する「十五郎東」の農地も同様に古くから開発が進んでいた場所と考えられよう。

このように、村の土地利用から、水害に遭いやすい場所と、遭わない場所とを明確に区分することができ、自分たちの居所と、本田、本畑の流失さえ防げれば、多少の洪水被害が発生しても農業生産を持続できるように土地利用を行い、対応していたのである。岡村では、江戸時代には村の東側に広がる農地も、洪水時には遊水地として機能するよう、土地利用を行っていたことが、次の史料から明らかとなる。少し長いが、全文を挙げてみよう。

御渡置之覚

一 草崎村新規堤御普請為御見分御普請御役林又七郎様、嶋村清右衛門様罷

十七日草崎村御越被遊此十八日私共村境江罷出候様ニ御廻状御座候ニ付

十八日昼八ツ時分村境江罷出申候得共御両所様披仰候者去去年平松表掘流シ迄

掘割願候所ニ此儀ハ弁米大分ニ付草崎村ニ而相正メ候

依之此度草崎村論堤願出候ニ付見分ニ罷越候 其村江相●●候ニ不及

候得共地境之儀ニ有之候ニ付申渡候

普請致方之儀ハ草崎村本圀堤外稻荷道ヨリ惣水堀まで築出し夫ヨリ上惣水岸通
村東迄高四尺程之新規堤築立稻荷前送水留之水門ヲ刈候間之村ニ障り之儀ハ
有之間敷と被仰候 私共申上候ハ往古ヨリ百五拾間程之明通シニ而満水之節
一平押し申候所ニ此度草崎村ニ而新規圀堤築立候而ハ満水之節水圀場せまく
私共村方田畑百姓家迄押し可申と迷惑至極奉存候旨申上候

御両所様被仰候ハ古来ヨリ惣水流場と相定●書付ニ而も有之候外と被仰候
私共申上候共書付ハ無御座候得共往古ヨリ平流と御座候間満水之節一平ニ
押し候所ニ此度草崎村新規堤築立候而ハ私共難儀罷成候旨申上候得共
御両所様被仰候ハ其村ニ而も難儀有之候ハバ川岸ニ圀堤願出候処ニ被仰候
私共申上候ハ両方ヨリ新規堤築出シ候間者満水ハ不及申上風雨之節

三●上ヨリ之惣水湛本圀堤保申敷と申上候得共又々披仰候者本圀堤之儀ハ
古堤ニ有之候ニ付保可申候 此度新堤切レ流可申候間相障之儀有之間敷候
相障り無之趣庄屋組頭百姓代致印形書付指出シ候様ニ被仰候

私共申上候ハ相障ハ無御座書付御免披為遊披下候様申上候得共御両所様披仰候者
地内切ニ築立候儀ニ有之候得共是●障り無之書付明晩迄ニ差出し候様ニ披仰渡候
右之趣御渡置申上候以上

(●は欠損、判別不能を示す) (岡区有文書「御渡置之覚¹⁶⁾」)

これは、岡村と、隣の草崎村との間で発生した、集落を守る内堤と、それに関連して新たな堤防
を作ろうとした際の争論である。双方の言い分を要約すると、以下のようになる。

堤防を作ることとなった草崎村としては、次のような前提が存在していた。すなわち、これまであ
った旧低水路(仿僧川と思われる)は排水に難があるため、掘割を新たに作り、排水能力の改善を
計画していたようである。それは、草崎村から直線的に海岸部の平松付近に流す、現在でいう「放
水路」として意図されたが、他村の農地を潰れ地にしなければならず、かつその保障に多くの費用
がかかることから、計画を変更することとなった。この変更後に意図したのが、草崎村の集落を守っ
ている囲い堤の補強と、今までの無堤地点に新たな堤防を築堤することであった。この堤防は、従
来から存在している本圀堤に隣接する、稻荷道という場所から、惣水堀(寺谷用水基幹線)までを
東西に結び、さらに惣水堀に沿って上流側の村東という小字まで4尺の高さをもって築くというもの
であった。そしてこの工事に関連して、稻荷前にある送水留の水門を取り外すこととなった。草崎村
は、新たな堤防を隣村、岡村との村境に築くことになるので、検分しに来てほしい旨を告げたので
あった。

一方の岡村では、この区間に堤防を作ることは反対の立場であり、その根拠として、従来から

150 間ほどの長さは無堤区間であり、満水になると水が押し流れるようになっていたことをあげている。そして、草崎村が堤を築いてしまえば、遊水地が狭くなり、自分たちの田畑、屋敷に害が及ぶと考えていたのである。このことを草崎村に示したところ、草崎村側は、それならば岡村側でも新堤防を作り、惣水堀の両岸を堤防で補強してはどうかと提案した。しかし岡村は、それでは流れが固定され水勢が強くなるので、満水時だけでなく、上流が増水しただけで本堤にまで決壊の恐れが出てしまうとしている。

岡村の対応からは、村周辺で発生する増水を見越した土地利用の一端が垣間見え、興味深い。すなわち、天竜川左岸を流れる寺谷用水や中小河川として残存する仿僧川などは、平野北部に存在する霞堤から堤内地に入り込んだ洪水流や、下流域一帯の排水を流すための「放水路」としての機能を持っていた。そして、寺谷用水の増水時には、岡村・草崎村付近に無堤部分を作り、ここが遊水地として働くように認識されていた。しかし、その機能にも限界があり、おそらくある程度の量を超えると、今度は排水不良を起こしてしまったのであろう。草崎村はそれを改善するために、高さ4尺の堤防で寺谷用水から溢れてくる水を囲ってしまおうとしたのである。

また岡村は、遊水地機能を廃し、できるだけ早く水を流し去ってしまおうとするやり方では、逆に水の勢いが増し、従来からの堤防も破壊されかねないとして、この計画の危険性を指摘している。いわば、不必要な「高水工事」はするなと、草崎村に主張しているのである。

この史料は、天竜川本流に関係した築堤ではなく、小規模な用・排水路とその築堤工事にかかわる、二村間の問題である。しかし、天竜川流域住民は、これまでの治水秩序を変更することに関して非常に敏感であり、もしそれらが変わるようなことになれば、その影響がどのような形で現れるかを予測できるほど、自然条件に精通していたのである。

3) 水害からの復旧とその特徴

天竜川下流域に居住する住民は、洪水により被害を受けた土地を、どのように復旧していったのであろうか。本節では、水害からの復旧を、主として農地に注目して検討する。そして、いくつかの史料から、水害に遭った村と遭わなかった村との関係を明らかにし、復旧における対外的・社会的対応の一端も復原していく。

ところで、水害からの復旧活動は、こうむった被害の程度によって、費やされる時間や労力が大きく異なることが予測される。しかし、天竜川下流域においては、先に見たように長期間浸水する被害は少なく、それよりも洪水流と共にもたらされる土砂の堆積が最大の問題であった。そのため本節では、この土砂の流入と、元に戻すための「起返」を、村の最も重要な復旧活動と捉え、検討を行う。

a. 土砂の堆積

はじめに、天竜川がもたらす土砂堆積の実態を把握しておこう。天竜川右岸の国吉地区には、高橋家に残された史料があり、そこから、元禄11年(1698)に天竜川の破堤被害にあった際の被害の様子を知ることができる¹⁷⁾。この時に大きな被害に遭ったのは、右岸の国吉、茅場、安間、半場、安間新田、中野町、川越島の各村々であった(第Ⅱ-10図)。この時の水害と、その後の対応について、史料の記載から順に追ってみよう。

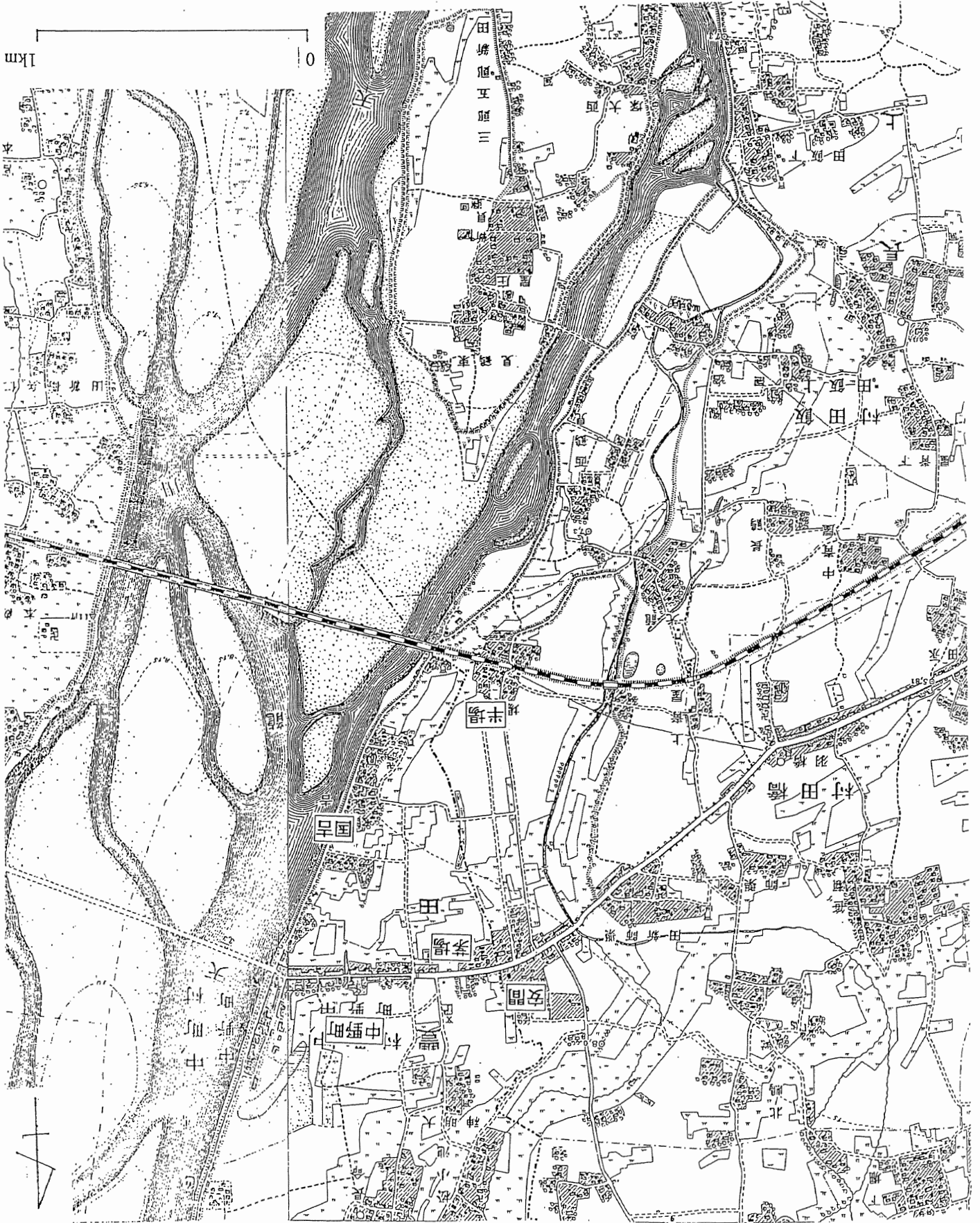
元禄11年(1698)7月24,25日の大雨により天竜川は満水となり、27日の昼四ツ時に川越嶋村の堤防が90間破堤した。「家之軒迄七八尺ほれ田畑皆損也」という状態であり、浸水被害もさることながら、破堤箇所が民家の軒下までえぐられ、その深さは2メートル以上に達していた。破堤地点の川越嶋は天竜川の本流に突き出た中州上の集落で、石高は元禄期には31.5石と規模の小さなものであった。そしてこの時の被害石高も31.5石と記載され、農地は全滅してしまったことがわかる。洪水の被害は国吉村と半場村にも広がり、田畑が荒所となった。

この水害からの、農地の復旧状況を見ると、「田畑砂取六ヶ村」として、土砂に埋まった一帯の田畑復旧計画の概要が作成されたのが、元禄14年(1701)2月であり、洪水が発生してから2年半が経過して、ようやく復旧が開始されたことになる。このときの6ヶ村の田畑面積、村の石高、被害石高、算出された取除土砂量、堆積した土砂の平均的深さを表にしたものが第Ⅱ-3表である。それぞれの単位が異なるために、直接的な比較をすることは慎重を要するが、石高に占める被害石高の割合は、農地がすべて流失した川越嶋村の100%から、中野町村の1%まで大きな開きがある。ただし中野町村は、東海道に面した路村を中心とし、天竜川の渡し場を控えて間の宿的な機能を有したため商家が多く、村の田畑面積が相対的に少ない¹⁸⁾。また、この水害では、東西に伸びる東海道が堤防のような役割をして、往還の北側にまで激しい洪水流が侵入することがなかったようである。中野町村に被害の記載が少ないのは、これらのことが影響していると考えられる。一方、川越嶋村を除くと、被害が大きかったのは茅場村や安間村で、それぞれ被害石高の割合は全体の80%以上に及んでいる。田畑の合計被害面積も、両村ともに15町、14町と大きい。川越嶋村を除いた全体の被害石高平均値は44%であり、農業生産基盤のおよそ半分が、水害により失われたと考えられる。

これらの村での、取り除く土砂の量に注目していく。除去量は坪換算で算出されているが、もう一つの項目では、土砂に埋まった平均の深さが記載されており、洪水による被害を知る指標の一つとして貴重である。

除去量が最も多いのは、被害面積、石高比率が最も大きい茅場村であり、1万2千坪が算出されている。次に多いのは、面積、石高比率においても次点の安間村となっている。石高比率が共に80%台で、被害面積も大きい両村であるが、除去量に関しては、安間村は茅場村の6割程度し

第II-10図 元禄11年(1698)水害の關係村位置關係
(明治23年測量2万分の1地形図「見附」浜松」を使用)



第Ⅱ-3表 天竜川下流域における水害時の土砂堆積量－元禄11年(1698)－

村名		石高				B/A	田畑面積				土砂除去量	平均深さ		
		石	斗	升	合		町	反	畝	歩		坪	尺	寸
茅場村	元禄期石高 (A)	169	2	4	6	86	15	0	5	1	12,000	1	5	9
	被害石高 (B)	145	9	2	7									
安間村	元禄期石高 (A)	166	9	1	6	81	14	4	4	6	6,958	3	4	1
	被害石高 (B)	135	2	7	8									
国吉村	元禄期石高 (A)	75	5	3	3	54	4	5	8	15	3,410	1	4	8
	被害石高 (B)	41	1	5	7									
半場村	元禄期石高 (A)	133	6	1	5	30	3	9	9	27	2,751	1	3	7
	被害石高 (B)	39	9	9	0									
安間新田村	元禄期石高 (A)	40	3	6	2	25	2	4	3	25	4,067	1	4	1
	被害石高 (B)	9	9	0	4									
中野町村	元禄期石高 (A)	259	8	1	0	1	0	1	1	13	137	2	3	9
	被害石高 (B)	1	3	3	0									
川越嶋村	元禄期石高 (A)	31	5	1	0	100	-	-	-	-	-	-	-	-
	被害石高 (B)	31	5	1	0									

(「田畑砂取六ヶ村」により作成)

1) 川越嶋村の田畑面積、土砂除去量、平均深さは記載なし。

かない。ところが、平均の土砂の深さでは、茅場村 1.6 尺に対して安間村は 3.4 尺と、その差は著しい。この違いはどこからくるものであろうか。

これは、被害箇所全域に、ほぼ均等に満遍なく土砂が行き渡った茅場村と、ある場所に土砂が高く堆積し、それ以外の場所は土砂の堆積は少なかった安間村という違いが想定される。安間村には、天竜川の旧低水路で村内を南流する安間川が存在している。このような中小河川を伝って流れた洪水流などが作用し、土砂の堆積の仕方が他の場所と微妙に変わるのであろう。また、1 回の洪水で、3.4 尺、すなわち、1m 以上の土砂の堆積が出来るところに、天竜川の自然的特徴がよく現れているといえよう。

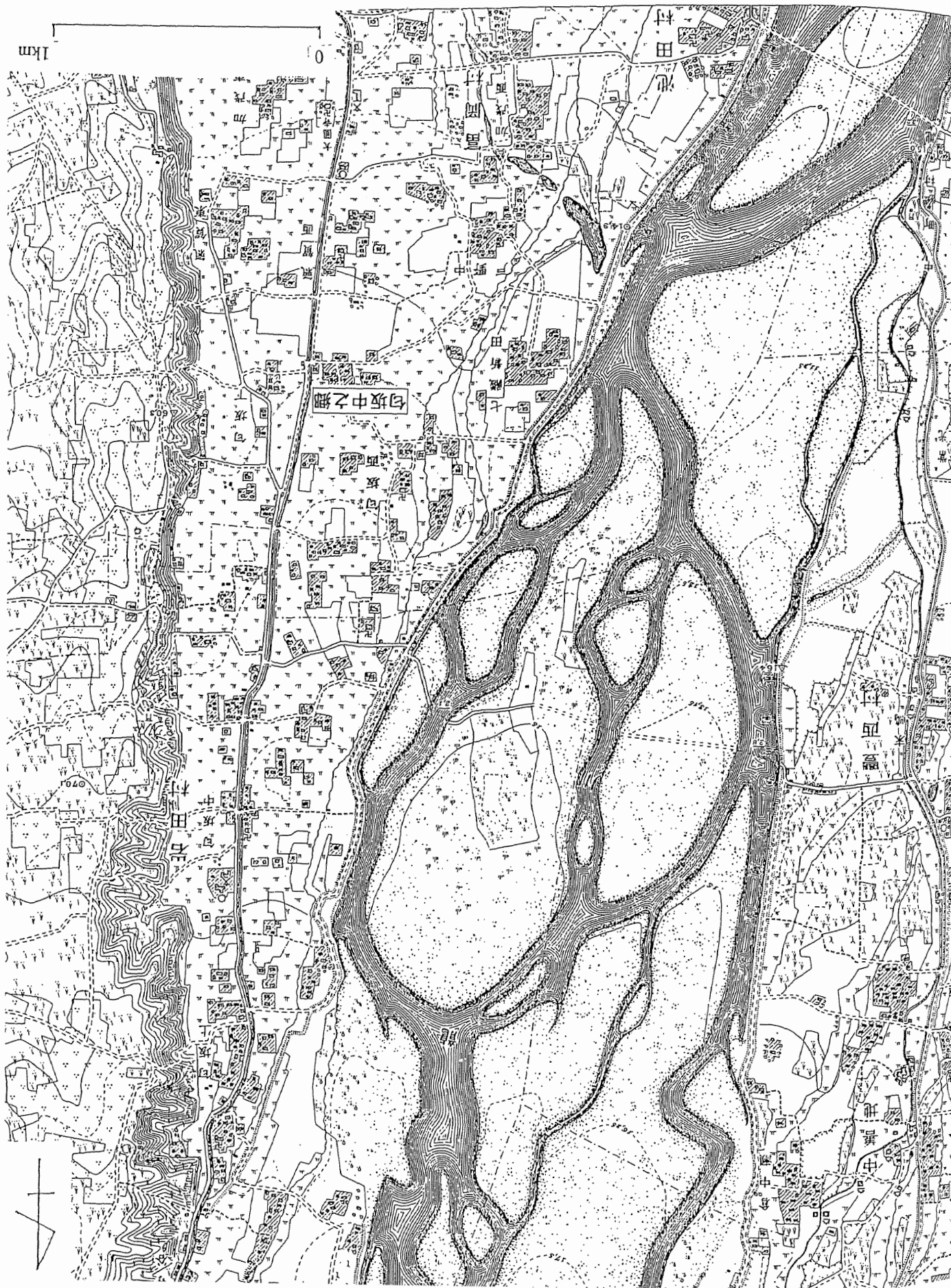
このように、天竜川の破堤が発生すると、その地点より下流側では洪水流と並び、激しい土砂の堆積が発生することが明らかである。

b. 旧低水路の被害と「島畑」景観

匂坂中之郷村(第Ⅱ-11 図)は、天保 5 年(1838)に天竜川の増水による洪水に襲われた。その際の被害の様子は絵図(第Ⅱ-12 図)として残されており、おおよその被害状況を復原する事が可能である。絵図から見られる匂坂中之郷村の概略について触れつつ、被害について検討していく。

絵図の東限には、寺谷用水の幹線水路が北から南に向かって描かれている。用水路の一本は直線で南北を貫き、もう一本はそれとしばらく並行してから西に流れを変える。この流れはさらに 2 本に分岐し、絵図よりも南の村々に向けて給水する仕組みとなっている。匂坂中之郷村は、用水路

第II-11 図 包坂中之郷村とその周辺—明治中期—
(明治23年測量2万分の1地形図「空向村」を使用)

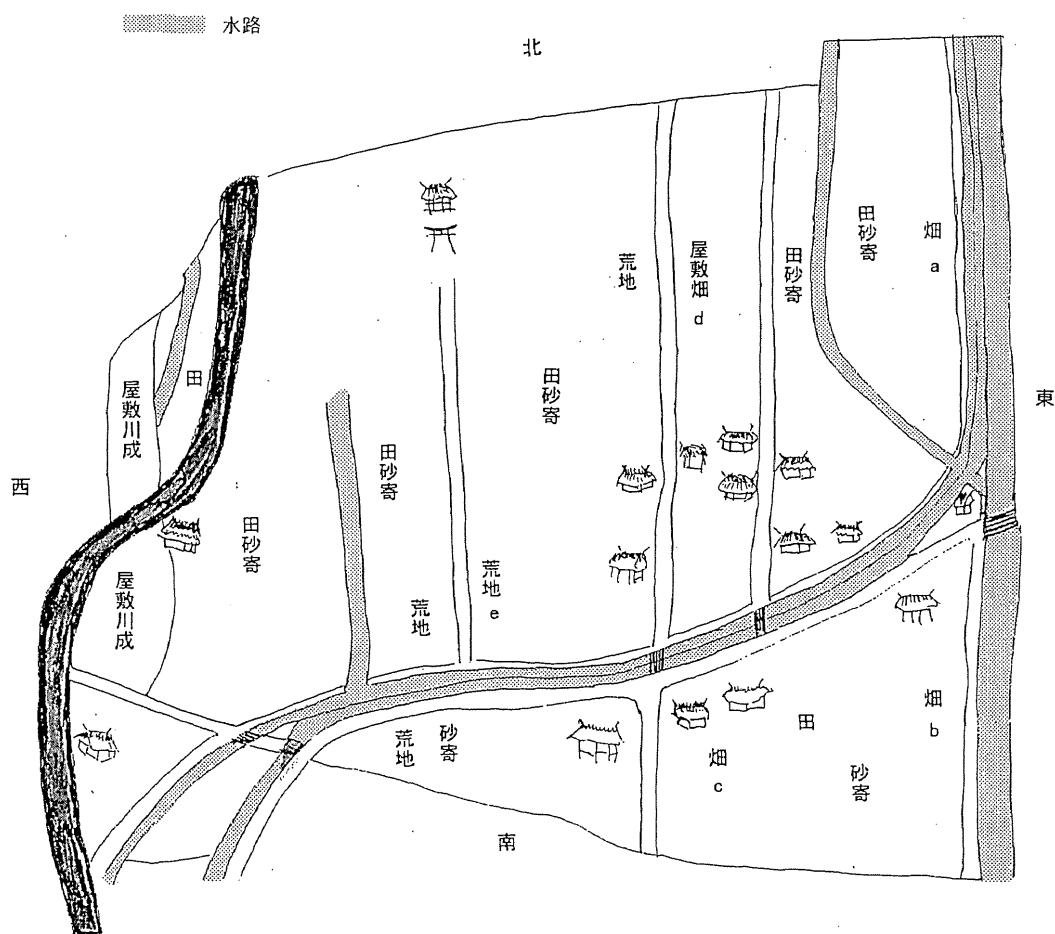


の分水地点が複数存在する、用水管理の重要地点であったことがわかる。また、鳥居が描かれた神社に至る道の西には、水田からの排水を集めている「悪水路」がみられる。

西は、黒い太線で堤が描かれ、堤外は天竜川となる。しかし、絵図では屈曲した堤防の上半分に「田」という文字が見え、しかも用水路の流れも確認できることから、堤外地も農地として利用されていたことがわかる。

寺谷用水はかつての天竜川の乱流路の一つを利用して作られている。匂坂中之郷村は、東を旧流路の用水、西を現流路に挟まれた自然堤防上に立地しており、これは描かれた家屋の配置からも明瞭に読みとることができる。すなわち、匂坂中之郷村には、寺谷用水の基幹水路と分水路があり、この村は家屋の描かれた一帯が最も開発が古く、時代が下るに従って、天竜川の現流路である西に向かって農地の開発が進んだものと考えられる。

このような開発の形態は、以下に検討する被害の記載についても関連が認められる。絵図は、洪水から4年後の天保9年(1838)6月に作成されたものである。洪水からある程度の期間



第Ⅱ-12 図 匂坂中之郷村における土砂の流入—天保5年(1838)—
 (「中之郷村内荒地砂寄土地絵図面」より作成)

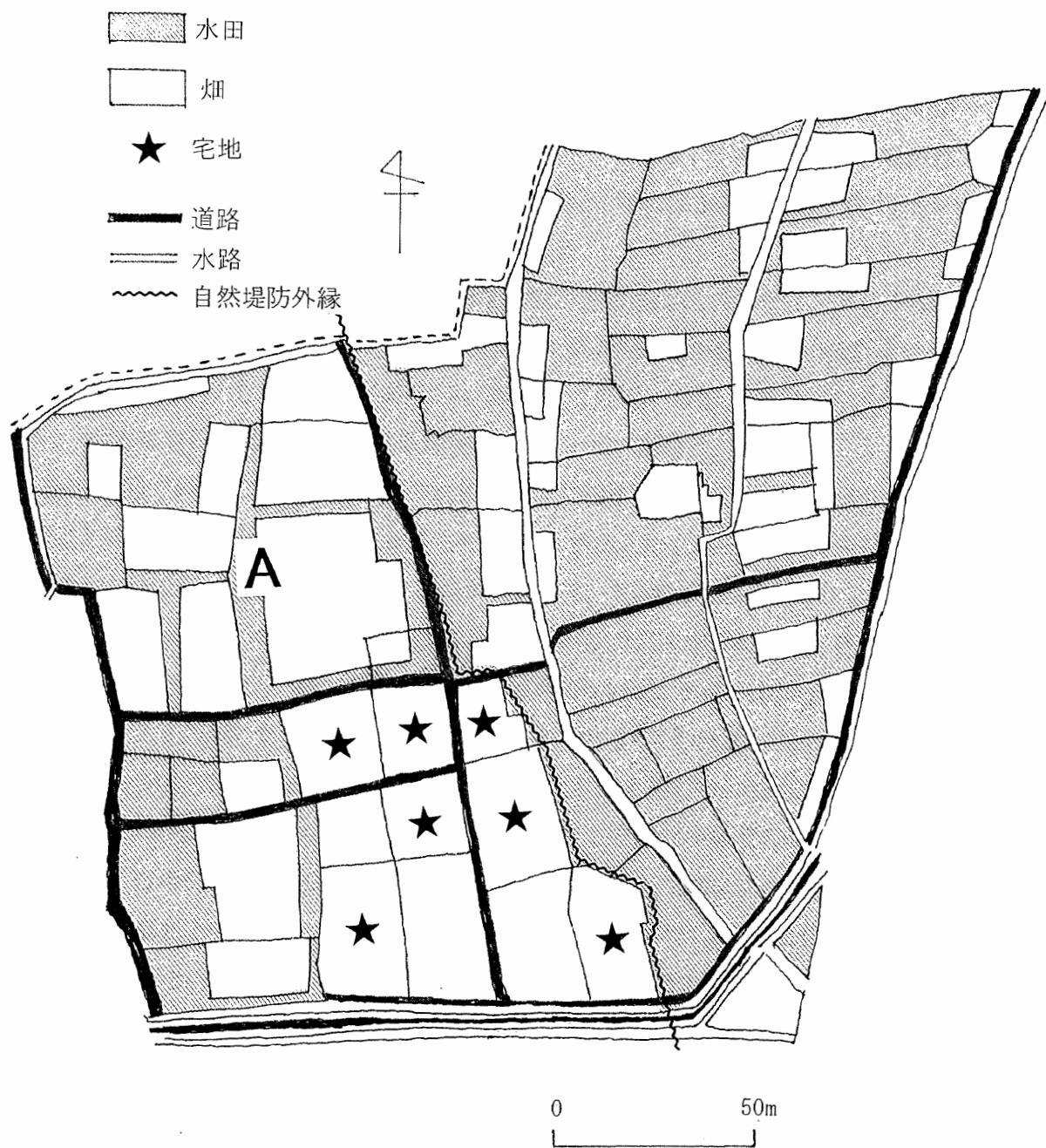
を経たものであるため、年貢減免の根拠となる資料として緊急に作成されたものではなく、そのときの村側の控えを写し直したものか、当時の被害箇所を確認する意味で、もう一度作成された絵図であると思われる。

南北に描かれた道路を一つの区画として、おおよその土地利用と、水害によってその土地がどうなっているかということが書き添えられている。記載では「田」と記された場所が多く、「畑」は少ない。また、一区画だけ「屋敷畑」と記された場所が確認できる。寺谷用水付近の水掛かりのよいであろう「田」と、この「屋敷畑」、そしてその周りに集まる「宅地」が、この村の最も開発の古い場所で、いわゆる「本田」「本畑」であると考えられる。この微高地を中心とした土地利用構造は、先に見た岡村の場合と共通するものである。

つぎに、書き添えられた被害について見てみよう。「田」の場所は、軒並み「砂寄」、「荒地」の記載がある。これらの程度の違いはわからないが、洪水によって多くの水田に被害が出たことが明らかである。西側の堤外地の一郭には「屋敷川成」の地があり、同じく堤外の用水末端部も「屋敷川成」によって断ち切られている。そして、堤内にまで同じ被害が及んでおり、この洪水によって勾坂中之郷村の堤防が決壊したか、持ちこたえたとしても増水した天竜川の水が堤防を乗り越えて、堤内の「屋敷川成」の地へ被害を及ぼしていたことがわかる。

一方、「畑」の記載がある付近の被害はどのようなものであったのだろうか。ここで注目したいのは、図中、アルファベットで示した「畑」の位置である。寺谷用水に近い a では、すぐ西の「田」に砂寄と被害が書かれているが、畑には特に何も触れられていない。寺谷用水南側の「畑」(b)も、西の「田」が砂寄とあるのみで、さらにすぐ西隣の「畑」(c)にも被害の記載はない。「屋敷畑」(d)も同様である。ただしここで、絵図への記載方法について一つの疑問が生じることも事実であろう。すなわち、絵図作成の目的として、年貢の増減と直結する「田」にのみ被害を記載し、その他の土地利用については、位置のみを示すにとどまっているのではないかという可能性である。しかし、図中(e)には「荒地」として記載のある「畑」が存在し、堤防付近には「屋敷川成」があることから、村内の全ての被害が記載されていると考えられる。それゆえ、「田」に砂入、荒地が多いのは土地の低さに起因していると考えerほうが自然であろう。

洪水の影響を受けやすい水田と、畑との関係をさらに検討してみよう。絵図に記載された場所のうち、いくつかの部分は明治7年(1874)に作成された「改正字引絵図¹⁹⁾」と対照が可能である。第Ⅱ-13 図は、改正字引絵図のうち、字「遠矢待」の部分を示している。これは、先の絵図では村の北東部に相当する。字引絵図の東限は寺谷用水の基幹水路で、南には村内を横断して西へ流れる分流路が確認できる。また、宅地が7筆確認でき、絵図と同様に隣り合った地割に集住している様子がわかる。まさに、この小字が、最も開発の古い村の中心部分なのである。



第Ⅱ-13 図 勾坂中之郷村の土地利用—明治7年(1874)—
 (勾坂中之郷区共有文書「改正字引絵図」より作成)

1) 自然堤防は、外縁線の西側一帯と推定した。

この場所について、自然条件を検討してみたい。まず、ナミ線で示した部分より西側が自然堤防であると考えられ、このうち南北に走る道路に挟まれた A の区画が、絵図では「屋敷畑」と示されていた一角である。一方、その東側は水田が広がる旧低水路であり、緩やかにカーブしている2本の水路が確認できる。絵図では、このカーブした細い水路は1本しか描かれていなかったが、この地籍図で表された2本の水路の東西と、間に挟まれた水田地帯が、かつて「砂寄」被害のあった水田である。

また、この地籍図では、田と畑の特徴的な配置が注目される。すなわち、いわゆる「島畑」と呼ばれる景観の存在である。しかも、線で区切った微高地側(西側)と、低地側(東側)とでは、その規模や分布の仕方に違いがあることがわかる。この違いはどこから来るのであろうか。ここでは、洪水被害との関連から、まず低地側の島畑について検討してみよう。

先の絵図でみたように、この地域の水田は洪水に遭うと、流入してきた土砂により「砂寄」となることが多い。水田を元のように復旧させるには、流入した土砂をどこかに運び出さなくてはならない。その際の土捨て場として、島畑が機能していたと考えられる。また、このような畑が、用水路に沿った部分に多いことも特徴的である。現在ではこのような景観は残存しておらず、また当時の様子を知る人も居ないので推測の域を出ないが、水田の土砂を除去するのと並んで、水路に入り込んだ土砂を除去する必要もあった。おそらくそうした作業の必要から、水路に面した部分が島畑化したことが考えられる。しかし、水路の脇という、通常であるなら最も水掛かりのよい水田を犠牲にして畑地化しているところに、この地域の島畑の特徴が見出せる。

つぎに、西半分では、南側に宅地のある一帯があり、その北側に畑が存在している。この畑は先ほどの島畑よりも1筆の面積が大きい。絵図ではこの場所は屋敷畑と記載され、開発の古い「本畑」に相当すると考えられる部分である。そのことは土地利用からも明瞭に現れており、宅地部分と同じ微高地上に畑が存在していることが見て取れる。また、ここで注目されるのは、これら本畑も、周りを細長い水田に囲まれていることが多く、「島畑」化されていることである。ただし、先に見た「用水路沿い」の島畑と比べて、その形状が違うことが明らかである。これらは、成り立ちが異なっているのである。

なぜなら本畑を島畑化している細く入り組んだ水田は、元々この微高地の一部であったはずで、堆積した土砂を一カ所にまとめて出来たのではなく、その逆に微高地の一部を削って、畑より比高の低い水田面を作り上げていったのである。この違いは何に起因するのであろうか。竹内は、一連の島畑研究において天竜川下流域を取り上げている²⁰⁾。そしてその特徴は、この西半分の畑に見られるような、「微高地切り崩し型」とあり、形成の要因を米需要の増加による、畑地の切添新田化と捉えた。また、詳細に見れば、微高地にも比高の高い部分とそうでない部分があり、その低い部分から取った土で宅地や畑をかさ上げし、洪水対策とした。そ

して低い部分を水田とするため、水掛かりを考慮して、付近の土を取った場所をつなぎ合わせたため、細く入り組んだ水田が顕著な景観となったとしている。

竹内の見解について、本稿ではそれを反証するような根拠は持ち合わせていないためこれ以上の議論は避ける。自然堤防を崩しながら進行したであろう島畑化の事例も、句坂中之郷の地籍図から確認することができた。また、その形成の要因も、竹内の論じたことが少なからず影響していよう。ただし、天竜川下流域には自然堤防型だけではなく、堆積物を除去していく過程で形成された、いわば周辺からの「土砂積み上げ型」の島畑が存在しており、先項でみた茅場村や半場村での除去量からも明らかのように、むしろこちらのほうが当地域での島畑形成と密接に関連していると考えられる。

以下においては、洪水流が運んできた土砂を、いかに除去していたのかという点について、村に残された史料から検討していく。

c. 天保5年宮本村での「起返」

沖積平野の南部、掛塚輪中を挟んで分流する天竜東川通りの左岸に位置する宮本村では、繰り返される天竜川水害にたびたび遭遇してきた(位置関係は第Ⅱ-8図による)。

このうち、天保5年(1834)に作成された「荒地書上帳²¹⁾」からは、前年の天保4年(1833)に発生した水害と、その復旧状況を知ることができる。その内容を見る前に、宮本村の概況についてふれてみよう。水害にあった前年の、天保3年(1832)に作成された「遠州豊田郡宮本村差出帳²²⁾」によると、宮本村は、村高100石9斗ほどで、田畑の面積は田が5.4町、畑が5.9町の、田畑比率が1対1よりも若干畑の方が多いい村であった。

「荒地書上帳」に記載された農地被害を集計すると(第Ⅱ-4表)、このとき被害のあった田畑は、それぞれ上中下に区分されており、検地帳に対応して作成されたことがうかがわれる。例えば上田の場合、全体の面積は不明であるが、2町3反に何らかの被害があり、うち復旧が必要な面積は1町7反となっている。そして、天保5年の段階で、起返の進んだ面積は5反ほどに過ぎず、復旧の割合を示すと33%となる。以下、割合を書き出してみると、中田は16%、下田は18%と起返率は低調である。その中でも上田の起返率が高いのは、土地生産性の高さが関係していると思われる。一方で、上田にランクされる水田は、古くからの開発によって維持されてきた場所に分布することが多い。その反対に、下田などは開発が新しく、粗放的に利用されている土地にあることも多い。そのため、上田の復旧率が高いのは、集落の立地する場所から比較的近接していることが予想され、宅地からの距離と関連していることも考えられよう。また、この書き上げには、上田のうち8反1畝22歩が、「砂寄畑」として集計されている。このときの水害によって面積の総てが「砂寄畑」となったものか、それ以前からそのような土地利用がなされ、今回の分と合わせて集計されているのかは明らか

第Ⅱ-4表 宮本村における農地被害と起返の面積—天保5年(1845)—

耕地 等級	被害総面積				砂埋面積(A)				起返面積(B)				復旧割合 A/B(%)
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	
上田	2	3	3	20	1	7	3	7	0	5	4	7	33
中田	1	2	3	3	1	0	0	18	0	1	9	15	16
下田	0	8	9	22	0	7	2	25	0	1	5	27	18
上畑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中畑	0	7	2	13	0	7	2	13	0	0	0	0	0
下畑	1	6	5	13	0	6	7	13	0	9	6	5	58※

(「天保五年荒地書上帳宮本村」より作成)

1)「※」は、下畑のみ復旧率が100%を越えるため、被害総面積との比率を示す。

ではない。しかし、水害前までは「上田」という、最も生産性が高い水田であった地目が、これまでに8反以上も「畑」に転換していることは注目に値する。おそらく、土砂の量が多く、水田としての復旧が不可能と判断されたか、そのような土地を、他の水田の土砂を取り除いた際の土捨て場として意図的に客土したかのは判明しない。いずれにしろ、起返の中から、先に見た島畑景観が形成されていたことが明らかである。

つぎに、上畑、中畑、下畑の、各畑についてみてみよう。上畑は、被害の記載がなく、それゆえ起返も行われていない。中畑は7反の被害のうち、土砂の入り込んだ面積も同じであり、起返も0%と全く進展していない。下畑は土砂の入り込んだ9.6反のうち、6.7反あまり、割合にして70%近くの起返が進んでおり、中畑とは異なった対応となっている。

これらの記載から、宮本村の洪水からの復旧状況は以下のように考えることができよう。すなわち、水田の被害は、差出帳に記載の5町4反余りのうち、何らかの被害があった面積が4町4反ほど存在していた。このうち土砂の流入等により、復旧が必要な面積は3町4反にのぼるが、起返は進展しておらず、生産性の高い上田でさえも3分の1程度であった。また、中田のうち5反3畝5歩は「池成」と水が引かない状況であり、このことも水田の起返率が上がらない原因であったと考えられる。

他方で畑においては、上畑の被害記載が見られない。上畑は、享保6年(1721)の「反別川成書上帳²³⁾」によると、「川成永引」として1町7反3畝10歩が記載されており、宮本村にまったく上畑が存在しなかったとは考えられない。むしろ、この水害においては、上畑に被害が及ばなかったものと理解する方が自然である。中畑7反は、まだ復旧は行われておらず、その一方で下畑は70%ほど復旧が進んでいた。

このように、水害からの農地復旧を見てみると、水田よりも畑の方が復旧の割合が速いことがわかる。この要因としては、以下の2点が考えられる。第一には、洪水のあった秋以降、水田での稲作は収穫が見込まれないため、なかば「放棄」された状態となり、秋から冬にかけて作物の栽培が可能な畑を中心に、復旧を開始したことが考えられる。また水田は、なんらかの被害が確認できる面積が4.4町であるのに対して、差出帳での水田所有面積は5.4町となっており、この1町に関し

ては被害を免れたのではないかと考えられる。また、土砂の流入した面積は3町4反ほどであり、被害はあったものの、土砂を取り除く必要のなかったと考えられる水田面積も1町ほど存在している。おそらくこの年は、この差し引き2町分からの収穫を最低限確保し得たのではないだろうか。

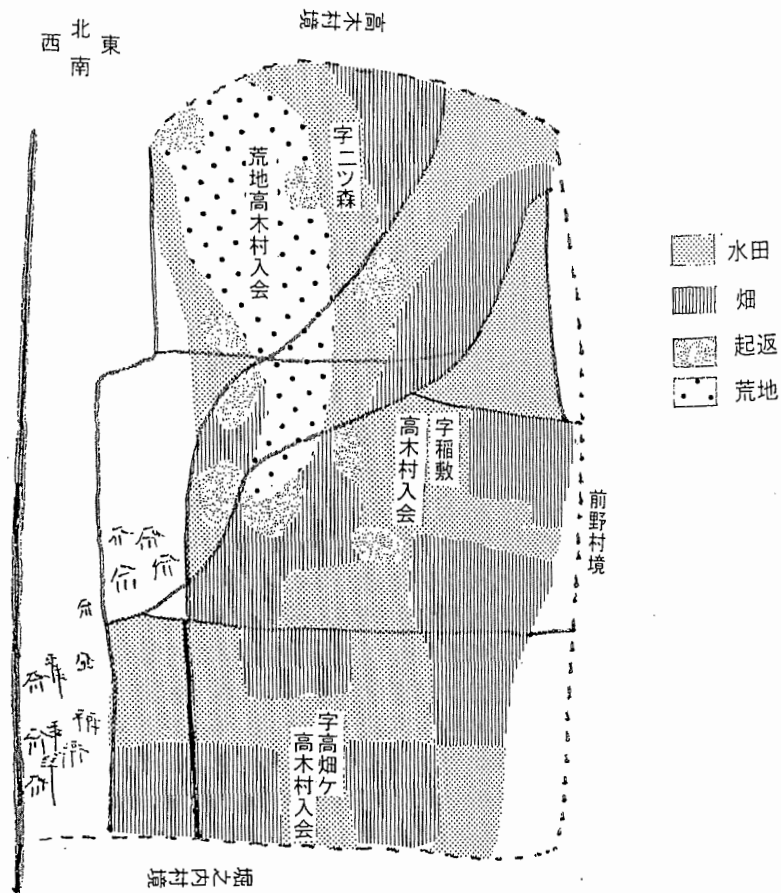
第二には、土地利用の集約度の問題である。すなわち、水田の復旧率が低く、畑が高いのは、水田が低地にあり、被害が発生することを予期して、あまり重点的に復旧を行わなかったのではないかと考えられる点である。事実、このときの洪水においては上畑の被害が存在していない。この村は、別の史料(反別川成書上帳)によると、享保6年には上畑1町7反ほどを所有していることがわかる。それゆえ、上畑は存在しているが、被害が全くなかったのである。これは、前節までに見たような、上畑を最優先に防御する構造が機能していることを表していよう。また、水害を受けた場合には年貢の減免が行われる。天竜川下流域の村々では、年貢割付状などに「水損引」や「川成引」などの名目が記載され、このような減免がおびただしく行われていた²⁴⁾。それらの分析は本稿では行わないが、被害にあった土地が、年貢、租税の徴収から免除されることも、水田の積極的な復旧を遅らせる要因として存在していた可能性がある。すなわち、減免という権利の保障を優先し、土地の復旧を意図的に遅らせていたことも考慮に入れる必要があろう。

d. 明治4年松本村での「起返」とその規模

土砂の堆積と「起返」について、明治4年(1871)3月に作成された松本村の絵図から検討してみよう。松本村は前項でもみた宮本村に近接しており、その位置は第Ⅱ-8図からも確認できる。絵図においても(第Ⅱ-14図)、村の土地利用が大まかに図示され、村の西側は天竜川とそれに並行する堤防があり、その堤防からすぐ東に宅地が描かれている。農地は家屋の並ぶ、堤防に並行して走る道路よりも東側の一带に存在している。

ところで、この絵図は明治4年3月の作成となっているが、天竜川では通常夏から秋にかけて水害が発生する傾向にあるため、この時期に水害にあった可能性は低い。むしろ、前年の秋までに何らかの洪水被害が発生し、その影響を半年なり数ヶ月が経過した3月の段階での復旧状況として、絵図に残したものと考えられる。

この絵図に描かれた被害を見ると、松本村内での堤防破堤は確認できず、この村以北のいずれかの地点において洪水流が堤防を越える被害が発生し、そこから堤内を流れ下った洪水流が松本村にまで押し寄せてきたことが荒地の状態から明らかである。また、村人の居住する宅地が密集したあたりには被害の記載がなく、比高の低い、村の中央部の農地に洪水流と土砂が押し寄せ、荒地が生じたものと考えられる。そして、舌状に存在する荒地の周囲では「起返」が行われている場所も点在している。しかし、復旧開始から少なくとも半年近くが経過しているにもかかわらず、その面積はまだ少なく、荒地のほうが多く残っている。このように、水害からの農地の復旧は容易なも



第II - 14 図 松本村における起返の進展—明治4年(1871)—
 (「松本村荒地絵図面」より作成)

のではなく、水害以前の農地に復旧させることには多くの時間がかかった。また、この絵図では、荒地が水田だけでなく、畑にも及んでいることが注目される。微高地に位置する畑や居住地まで洪水流が押し寄せてくる頻度は、通常低いと考えられるため、この絵図が作成された被害は、明治3年に水害年表(第I-1表)で確認できる小規模な増水ではなく、明治2年の大増水時の後に作成されたものと考えられる。そのため、水害の発生時点から1年半を費やしても、未だに半分以上が荒地のまま残った状態で、起返が続けられていたことになる。

このときの被害面積をみると(第II-5表)、水田への被害は1町5畝ほどであるのに対して、畑の被害は10町以上記録されている。松本村は沖積平野南部の、天竜東川の左岸に位置している。一見、低平な部分に見えるが、村内の農地は水田よりも畑が卓越していたことが特徴的である。畑のうち、上畑、中畑といった、比較的生産性が高いと思われる地目においても大きな被害がでている。また、この村においても、「上田畑成」などの記載でわかるように、かつて水田であった地目を畑としているのが特徴的である。このうち「中田畑成」や「下田畑成」では、被害がそれぞれ3反、2反に及んでいる。明治4年の時点で、水田から畑に転換された面積は、被害のあった場所だけを合

第Ⅱ-5表 松本村における田畑の被害反別—明治4年(1871)—

地目	被害面積					堤成引の分
	町	反	畝	歩	厘	
上田	0	2	1	2	7	2反20歩
中田	0	6	6	24	5	
下田	0	1	7	21	0	
田計	1	0	5	18	2	
上畑	2	1	2	0	0	
中畑	4	4	9	9	5	5反8畝23歩
下畑	2	8	6	25	6	3畝20歩6厘
下下畑	0	2	8	14	0	
上田畑成	0	0	8	21	0	
中田畑成	0	3	4	14	0	
下田畑成	0	2	0	6	0	
新畑	0	0	5	0	0	
畑計	10	3	8	4	1	
合計	11	4	3	22	0	

(「遠江国豊田郡田畑荒地高反別帳 松本村」より作成)

計しても上中下を合わせて6反以上存在していたのである。島畑の形成は、おそらく大規模に洪水の復旧が行われる度に下流域のいたるところで行われていたであろう。

e. 復旧活動と他地域との関係

水害に遭った村では、農地の復旧を続ける一方で、支配層や他の村々との対外的な折衝も同時に行っていた。ここでは、そのような社会的な対応の在り方を、被害にあった村から差し出された書状から検討していく。時代が前後するが、ここでは先ほどみた天保4年(1833)水害における、宮本村の行った対応である。書状は2通が残されている。

このうち1通は、天保4年(1833)8月に領主に差し出されたものである。その全文を掲げてみよう。

一、当村之儀者打続四ヶ年ニ五度之水損ニ而御田所悉ク荒地ニ罷成皆亡所皆亡作ニ而大小之百姓露命相続相凌兼候ニ付他国袖乞等ニ迄罷出、漸ニ亡所之田畑手入仕作毛仕付ケ候而茂容易ニ実法出来不仕候ハバ、百姓蓮々ト困窮弥増無詮方日々袖乞等ニ而漸々老人子供助命相続罷有候、且又年々御切手御拝借ニ而漸々百姓年越等仕候得共猶又当年之所悉六ヶ敷候故御切手御上納之儀無覚来奉及候 此度御殿様長講之出金之所百姓自力ニ不及当村之儀御上様御慈悲憐愍ヲ以皆御用捨被下置候様偏ニ御願申上候以上

(宮本地区区有文書「乍恐以書付ヲ奉願上候²⁵⁾」)

これによると、宮本村は天保4年の水害を含め、過去4年間に5回の洪水被害に遭ったと訴えている。これにより、田はことごとく荒地になり収穫が出来ないこと、百姓は生活のため、他国に物乞

いに出る者があること、荒地となった田畑にかろうじて植え付けを行ったが、収穫はあまり得られなかったことがわかる。また、後段では近年「御切手」(借金)を毎年してきたのでなんとか暮らしてきたが、今年は返済が難しいこと、そして返済できない代わりに、さらなる借金をしないと生活が出来ない(それ故何卒拝借させて欲しい)と続く。

つぎに、2通目の書状を見ていく。これは、天保4年12月に宮本村から領主の陣屋がある別所村の御役所に宛てられたものである。これも全文を書き出してみる。

一 当村之儀者去ル丑年ヨリ五ヶ年之御歟下被仰付候得共四ヶ年五度之水難ニ付大小之百姓必至与困窮募今多御田地起返之手順茂行届兼候ニ付袋井宿御伝馬継立金貳拾兩借入仕度右宿役人江相願候得者御地頭所様御奥印無之候而者金子出来兼候ニ付乍恐御奥印御願奉申上候何卒御奥印被仰付被下置候様偏ニ御願奉申上候以上

(宮本地区区有文書「乍恐以書付ヲ奉願上候²⁶⁾」)

この史料にも4年のうちに5回の水害にあった事が記されているが、最初の洪水である4年前の丑年(文政12年、1829)には、それ以降5年間を「歟下」、すなわち、年貢を減免することが決定されていた。また本村は、田の起返が進まず農地からの収穫が見込めないため、袋井宿の御伝馬継立金20両が支払えなくなった。この継立金は、おそらく宮本村が袋井宿の助郷として指定されており²⁷⁾、人馬の出役が金に換算されて袋井宿に支払われていたものと考えられる。宮本村は、この金を支払えないため、袋井宿にいわば20両借金したことにして、後から支払う手はずを整えていたようである。この史料では、そこまで明確には書かれていないが、「御地頭様」の印が押された書状を添えて持参しないと、袋井宿の役人が金を貸してくれないと言っており、それゆえ、奥印を押してくれるように領主に頼んでいるのである。

これら2つの史料により、以下のようなことが明らかとなる。すなわち、洪水被害に応じて領主からの救済金を借入れしていること、そして、天保4年水害の段階で、過去に借りている分の返済がこの年には不可能で、かつ、今後の救済金を改めて貸して欲しいとの願い出があることから、水害時に金額を借り入れることが、いわば慣例となっている事がわかる。袋井宿との伝馬継立金のやりとりも、領主の奥印を介した貸し借りがスムーズに行われていることがうかがわれ、村が水害後に処置すべき対外的な事柄を、極めて「手慣れた」様子で処理しているように思われる。

そして、被害の記載に注目してみると、1通目において「水損」として書かれているのは「御田所悉ク荒地ニ罷成皆亡所皆亡作ニ」になったといっている。一方、2通目においても、土地利用の明らかとなる部分では「御田地起返之手順茂行届兼」となっている。すなわち、ことごとく荒地になり、起返がうまくいっていないのは「水田」なのであり、畑がどうなったのかには一切触れられていないの

である。唯一、1 通目に「亡所之田畑手入仕作毛仕付ケ候而茂容易ニ実法出来不仕候」とあるが、畑のうちどれほどの面積が実に至らなかったのかは明らかではない。

このように、天竜川下流域沿岸村では、集落と畑の防御を最優先に土地利用を行い、かつ復旧の段階においても、水田よりも畑に重点を置き、場合によっては地目を水田から畑に変えることも行いながら、天竜川の水害に対応していたことが明らかとなった。

3 農業生産とその特徴

1) 畑作物の特徴

天竜川が運搬する土砂の堆積により、天竜川下流域の沖積平野は後背湿地が発達せず、水田と畑の比率が平均して1対1という値を示していた。そして洪水が起きても容易には浸水しない、微高地上の畑の利用がこの地域において重要であることが前節までに示された。その畑ではどのような作物が栽培されていたのであろうか。

以下は、正徳3年(1713)に作成された、「本沢村差出帳²⁸⁾」のうち、村の畑と、その作物に関する記述を抜き出したものである。

一、畑土目、あらずなニ而御座候

一、畑ニハ麦不残仕付申候

夏作ハ粟・稗・黍・芋・せうが・木綿・あい・むらさき・其外畑作之分ハ少宛諸色作り申候

一、男ハ作之間霜月ヨリ極月迄、芋・せうが・牛蒡・其方之諸色之ものしよい商内、市立

仕候、此外遣筈を織申候、正月ヨリ二月初頃迄ハ麦耕作之間、みのをひねり、畑を繕

其外枯草を取申候

前節までに見た、彦助堤水防の要衝、本沢村では、天竜川の洪水流がもたらす土砂の堆積によって作られた「あらずな」の畑に、冬は全面的に麦を植え付け、夏は粟・稗・黍といった穀類のほか、芋やショウガ、そして、商品作物である木綿、藍、紫草などを植えていたことが知られる。

また次の史料からは、畑作物の種類だけでなく、石高で換算されたその生産高を知ることができ、本沢村と同じ天竜川右岸北部に位置する小島村(第II-15 図)に残る「享保二年内野小島村畑作明細書²⁹⁾」に記載された畑の等級と、そこに植えられていた作物ごとの石高の割合を検討してみよう(第II-6 表)。小島村は右岸北部に位置する集落であり、近隣の他の村々と同様の自然条件を有する、水田よりも畑が卓越した村であった。

まず、畑の等級は上・中・下・下下と続き、「田畑成」という水田から畑地に転換した地目も見られ

(明治23年測図5万分の1地形図「秋葉山」「見附町」「浜松町」を使用)

第II-15図 小島村とその周辺—明治中期—



第II-6表 天竜川下流域沿岸村の畑作物—享保2年(1717)—

畑等級	作別	作物	石高			
			石	斗	升	合勺才
上畑	冬	麦	32	9	6	400
	夏	木綿	14	2	4	450
	夏	大豆	6	6	3	135
	夏	稗	6	6	3	135
	夏	黍・蕎麦	2	6	9	672
	夏	大角豆・菜	2	7	0	250
中畑	冬	麦	23	8	1	090
	夏	木綿	7	4	9	090
	夏	大豆	5	8	8	730
	夏	稗	5	8	8	730
	夏	大角豆・蕎麦	2	2	7	270
	夏	黍・菜	2	2	7	270
下 下下畑	冬	麦	34	6	7	550
	夏	木綿	9	0	0	530
	夏	大豆	7	3	6	035
	夏	稗	7	3	6	035
	夏	芋	4	9	6	000
	夏	藍	2	5	3	000
	夏	紫草	2	3	7	000
	夏	牛蒡	1	7	6	050
田畑成	冬	麦	0	9	9	181
	夏	木綿	0	3	6	000
	夏	大豆・稗	0	5	4	000
	夏	芋・牛蒡	0	0	9	181
新田畑	冬	麦	5	0	1	000
	夏	木綿	1	7	0	000
	夏	大豆・稗	2	3	0	000
	夏	芋・牛蒡	1	1	0	000
畑高合計(麦作高の合計)			96	4	3	181

(『浜北市史 浜北と天竜川』「享保二年内野小島村畑作明細書」より作成)

る。しかし田畑成での生産量は少なく、おそらくは島畑のような極めて小規模な土地が想像される。また、新田畑も石高に加えられているが、その高はごく僅かなものであり、開墾して間もない土地であるのか、地味が劣り収量の期待できない農地のようである。それゆえ、小島村は、主として上中下畑と下下畑からの生産量を基盤として成り立っていたといえる。

畑の石高は、麦の作付けを基準として算定されており、麦の石高と、表には記載していないが宅地の面積を石高に組み込んだ数値が、この小島村の畑高合計とされている。すなわち、上畑 32 石、中畑 23 石、下畑と下下畑の 34 石などは、麦作の石高であると同時に、この畑の生産力として年貢割付の際の基準となる数値である。そして、畑の冬作には、この麦が挙げられており、初冬から初夏にかけては畑一面に麦を植えつけた土地利用がなされていたのであろう。これは、先の本沢村村差出帳に記載された、「畑ニハ麦不残仕付申候」という内容に一致している。

つぎに、夏作について検討していく。ここに登場する作物を順に挙げてみると、稗・黍・蕎麦の穀

類、大豆・大角豆などの豆類と芋、菜類や牛蒡といった蔬菜、根菜の類、そして、商品作物として木綿、藍、紫草が作られていたことが記載されている。先に見た本沢村の書き上げに共通する作物が多く、この地域での主要な畑作物であったと考えることが出来る。そのなかで、石高の多い夏作は木綿である。「田成畑」と「新田畑」を除くと、綿はどの等級の畑においても、夏作で最も生産量の多い作物となっている。とくに、上畑での木綿生産は、同じ欄に並ぶ大豆や稗の2倍以上の石高をあげており、その卓越性は注目に値しよう。一般的に綿作は肥沃な畑において質、量共に高くなるといわれているが、まさにこの村の上畑がその適地であったといえる。他に大豆や穀類を植えているのは、それらを自給や他出する以外に、ひとつの輪作体系として、肥料を多く必要とし、土地の消耗が大きい綿生産だけに偏らないようバランスをとるために植えられていたという側面も持っていたであろう。このように、綿作だけで、村高 96 石のうち 3 分の 1 にあたる 32 石の生産量があり、綿生産が重要であったことがわかる。

2) 下流域における綿作

天竜川下流域では、農地のどれほどの面積が綿作に占められていたのであろうか。右岸北部に位置する中条村に残る、享保から元文・寛保期(1700 年代前半)頃の様子を伝えているものと思われる村明細帳³⁰⁾によると、

本新畑惣町歩四十八町弍反八畝八歩之内

- 一 木綿畑 拾五町余
- 一 大豆畑 拾九町余
- 一 小豆畑 弍町七反余

となっている。本畑、新畑を含めた、畑地の面積 48 町あまりのうち、大豆を作付けした畑が約 4 割、綿を作付けした畑が 3 割を占めていたことがわかる。先に見た石高の検討と合わせると、天竜川下流域では、生産高、面積ともに、おおよそ畑作物の 3 分の 1 程度が綿によって占められていたと考えられる。

つぎに、北部よりも若干水田の面積が広がる、平野南部の農作物について検討していく。ここで取り上げるのは、天竜川が3本に分流する輪中地帯沿岸に位置する宮本村での、江戸時代末期の状況である。前述した「天保三年 遠州豊田郡宮本村指出帳³¹⁾」には、「一 綿蔵 一軒 但シ 二間半 三間」という記載が見られる。これは村が管理している蔵で、一般的に「郷蔵」などと記載されるが、ここでは「綿蔵」と呼称されていたようである。用途としては、収穫された年貢米などを一時的に保管したり、飢饉に備えて保存できる食料を備蓄したりしたのであろうが、綿を保管してお

くための倉庫としても用いられたのであろう。この頃の綿栽培が、いかに盛んとなっていたかを傍証するものとして興味深い。

江戸時代末期の慶應2年(1866)には、同じく宮本村に居住していた川合家の文書から、その頃に作付けされていた畑作物と、その面積が判明する(第Ⅱ-7a表)。先に見た平野北部では、村レベルでの畑作と、その中での綿作の割合について検討を行った。一方この史料は、1軒の家レベルでの畑の利用形態を知ることができるため、極めて有用であると考えられる。

川合家の所有する畑は、合計16の小字に分散しており、稲荷前に存在する8畝の畑が各字の中で最大の面積である。一方、最小の面積は1畝であり、極めて細分化された地割の畑を所有していたことがわかる。

作物について見てみると、記載のある作物は全部で6種類があげられている。これを、栽培面積の多い順に集計したのが、第Ⅱ-7b表である。これによると、最も作付面積の多いのは「わた」であり、2反以上と他を圧倒している。川合家の畑地の所有面積は5反7畝であり、「わた」は6畝10歩については他の作物と重複して集計されていることを考慮しても、3分の1以上の面積が綿作に利用されていたことになる。次に面積の多いのが「さとう」で、これは甘蔗(サトウキビ)の栽培を示している。わたやさとうといった商品作物の生産だけで、畑の3分の2以上が利用されていたことになる。この他、面積が不明の「大せ戸」という小字は、「あき」となっており、この年には何も作付けがされていない。この理由は不明であるが、おそらく水害に遭って復旧途中にあるか、あるいは地力回復のために休耕地となっている可能性もある。

第Ⅱ-7表 天竜川下流域沿岸村の畑作物-慶應2年(1866)-

a 小字および面積順

小字	面積	作物
稲荷前	8畝	さとう
いかつち	6畝	わた
堤下	5畝	さとう
辻	5畝	さとう
東う山	4畝20歩	わた
水新井東	4畝	わた
水新井西	4畝	きび
元蔵東	4畝	わた
マル高前	4畝	きび・わた
六七田	4畝	大豆
神明前	3畝	大豆
金次郎西	2畝10歩	わた・いも
稲荷前下	2畝	すいか
神明前小畑	1畝	わた
いか●	1畝	大豆
大せ戸	不明	あき(空き)

b 作付面積順

作物	面積		
わた	2反	5畝	20歩 *1
さとう	1反	8畝	
大豆		8畝	
きび		8畝	*2
すいか		2畝	
いも		2畝	10歩 *3

*1 6畝10歩は、きび・いも分を含む

*2 4畝は、わた分を含む

*3 2畝10歩は、いも分を含む

(「慶應二年宮本村田畑銘敷控帳」より作成)

1)「●」は判別不能を示す。

ここまで畑における綿作の意味を述べてきたが、住民はそれのみを作っていたわけではない。畑の優位性を利用して、より複合的な農作物の輪作形態を取り入れていたことであろう。明治初期になると、統計類が散見されるようになるため、それら畑作物の実態をさらに知ることができる。

明治7年(1874)に高菌村で収穫された農作物の一覧は、「産物取調書上帳³²⁾」として残されている。ここから明らかとなる当時の作物から(第Ⅱ-8表)、畑作物の状況を見ていくこととしよう。書上帳には、作物の種類とその収穫量が記載され、米のみは金額に換算した値段が含まれている。また、作物がどこかに移出されている場合には、その数量が記載されている。

まず、米と麦に注目すると、米が約6.5石の収穫があるのに対し、麦は100石となり、水田がほとんどない状況が収穫量の差から見て取れる。書上帳では大豆以下豌豆(エンドウ)までの9品が雑穀とされ、いずれも自家消費を目的としていると記載がある。そのつぎには、野菜、芋類の記載があり、このうちいくつかは「他所へ売出候」となっている。これら移出される農産物は、藍、サツマイモ、ゴボウ、ショウガ、生糸、蛹などである。また、タバコや実綿など、他出を目的としていると思われる作物が自家消費となっており、若干資料の整合性に欠ける面がある。しかし、この2つのうちタバコは収穫後、自家で乾燥を行うこと、実綿の場合は、繰綿や糸にする加工を自家で行うものとして捉

第Ⅱ-8表 高菌村における農産物—明治7年(1874)—

産物	生産高	用途
米	6石5斗6升	37円20銭
麦	110石	自用費消
小麦	24石	自用費消
大豆	12石	自用費消
小豆	3石	自用費消
粟	12石	自用費消
稗	12石	自用費消
黍	10石	自用費消
ソバ	12石	自用費消
ササゲ	1石8斗	自用費消
ゴマ	6斗	自用費消
エンドウ	6石	自用費消
ダイコン	180荷	自用費消
ナス	60荷	自用費消
藍	150貫目	他所へ売出
ニンジン	30荷	自用費消
サツマイモ	600荷	200荷は他所へ売出
ゴボウ	60荷	50荷は他所へ売出
干ショウガ	185貫目	他所へ売出
実綿	180貫目	自用費消
煙草	28貫目	他所へ売出
生糸	41抱5分	他所へ売出、1抱は300目
蛹	8石2斗	他所へ売出
桑	1008束	自用費消

(『浜北市史別冊 浜北と天竜川』「明治七年物産書上帳 高菌村」より作成)

え、収穫後すぐに移出するものと区別しているのではないかと考えられる。

他所へ売渡される作物について注目すると、まず、藍はすべて売渡となっている。綿作の進展に伴って、その染料である藍も多いに需要があった。しかも、時には天竜川下流域で産出される綿だけでなく、当時の全国的な流通網によってもたらされた良質の河内木綿を原料とし、天竜川の藍を使って染色したものを再び出荷するなど、すでに複雑な流通構造や染色の組み合わせが存在していた³³⁾。生糸はここでは綿糸のことであるが、41抱5分という数が移出であった。すなわち、綿作に関連して、この村では糸まで加工した段階で移出することが盛んであり、技術的な付加価値をつけることが可能であったことを示している。また、実綿、繰綿、生糸、綿布など、どの段階の製品をどれだけ移出するかは、綿を集荷する問屋などの差配のもとで行われるものであった。この、問屋の動向については、次項で詳しく検討する。

また、綿だけでなく、サツマイモやゴボウ、ショウガなどの芋類、根菜類も出荷が盛んに行われており、この頃すでに、おそらくは小規模であったと考えられるが、一応の農産物流通構造の枠組みに天竜川下流域の村々が組み込まれていたことが明らかである。移出先の詳しい状況については不明であるが、野菜類の多くは浜松の城下に向けて出荷されていたことが想定される。

この、浜松城下に移入される野菜類については、「東木戸青物市場沿革³⁴⁾」に興味深い記録が残されている。これによると、幕末期の慶応年間に天竜川下流域の野菜栽培者と、その買い入れを行う浜松城下の八百屋組との間でゴボウの品質をめぐる争論が持ち上がっている。当時生産者は、天竜川の洪水によってゴボウが傷んだり、根腐りがおきて、完品の状態で出荷できなくなると、傷んだゴボウ3,4本のうち、まだ状態がよい部分だけを切り取り、それを串でつないで、一本のゴボウのように見立てる「継ぎ牛蒡」を売ることがあったという。問屋側はこの「継ぎ牛蒡」の出荷をやめるよう、再三にわたり村々に言いつけていた。しかし、農家の側は水害があった年は、これらの出荷を禁止されると売ることがないとして拒否したため、問屋側が通常の品を含め、一切の取引を中断してしまったために起きたものであった。この頃には、ゴボウの品質をめぐる争論が起きるほど、流通が一般化していたのである。他の野菜についても、浜松城下との深い結びつきが想像されよう。

3) 綿製品流通における天竜川下流域の位置づけ

a. 在地問屋と下流域農村

天竜川下流域では、いつ頃から綿栽培が盛んとなったかについては、確かな資料がないため検討することは難しい。しかし、江戸時代初期の元和元年(1615)に作成された貴平村の年貢割付状には、すでに「綿作検見引」として、3石4斗2合が認められていた記載が見られる³⁵⁾。すなわち、この頃にはすでに綿が年貢の一つとして存在していたのである。一方で、これは減免の分を含んだ年貢割付状であるため、この年に綿を栽培する畑に何らかの被害が発生し、その分の年貢を免

除されたことを意味している。綿は、たとえば冷害や多雨、そして、生産基盤である畑の表土そのものに被害が及ぶ洪水等の環境変化に弱い作物である³⁶⁾。それゆえ、綿栽培は高収益をあげる反面、不作になった場合のリスクを考慮する必要があった。先に見た、平均的に畑地の3分の1の面積を綿作にしていた事例も、それ以上作付けを増やすと不作時に大きな影響が出ることを予見した土地利用を反映していたものとも考えられよう。綿は、それだけ投機性の高い作物でもあったのである。次の史料からは、年次ごとの綿問屋の取引件数が知られ、その増減こそが綿作の特徴そのものを示していると言える。

天竜川下流域の右岸北部に位置する木船新田村(位置は第Ⅱ-15 図を参照)には、周辺の村で作られた綿を集荷する問屋木俣家(屋号:和泉屋)が所在していた。木俣家の由緒は不明であるが、屋号としている「和泉」は、畿内地方の綿作中心地域のひとつでもあり、その関連性が想像される。このような在地に存在する問屋は、収穫された綿を集荷するだけでなく、そこから繰り綿、綿糸、綿布などに加工するために、再び村に原料を渡して加工後に集荷するなど、複雑な構造を持っていた³⁷⁾。ここでは、和泉屋のような在地に展開する集荷問屋の性格を把握し、先に見た畑作物としての綿作の卓越が、どのような形で流通にまで位置づけられていたのかを検討していく。

和泉屋に残る「永代帳³⁸⁾」からは、取引のあった農家とその件数が明らかとなる。(第Ⅱ-9表)。本表からは、寛政11年(1799)から天保6年(1835)までの、37年間にわたる取引件数が判明する。この間に取引件数の増減があるが、寛政・享和期よりも、文化期に入って取引量が増え、文化2年(1805)と11年(1814)にはそれまでで最大の35件の取引があった。時代の下った、文政・天保期になるとさらに増加傾向が見られ、取引が少ない年でも20件を下回ることはなくなっている。天保元年(1830)には、最大の63件を記録している。取引件数の増減は、その年の気象条件や、特にこの地域の場合では水害の有無に関連しており、豊凶の差が大きい綿作の特徴を現しているものと思われる。

第Ⅱ-9表 和泉屋の木綿関係取引件数-寛政11年～天保6年(1799～1835)-

年次	件数	年次	件数	年次	件数
寛政11年 1799	6	文化9年 1812	29	文政7年 1824	20
寛政12年 1800	19	文化10年 1813	24	文政8年 1825	49
享和元年 1801	5	文化11年 1814	35	文政9年 1826	45
享和2年 1802	6	文化12年 1815	18	文政10年 1827	34
享和3年 1803	11	文化13年 1816	11	文政11年 1828	41
文化元年 1804	7	文化14年 1817	19	文政12年 1829	35
文化2年 1805	35	文政元年 1818	30	天保元年 1830	63
文化3年 1806	12	文政2年 1819	21	天保2年 1831	29
文化4年 1807	13	文政3年 1820	34	天保3年 1832	27
文化5年 1808	19	文政4年 1821	24	天保4年 1833	35
文化6年 1809	10	文政5年 1822	24	天保5年 1834	52
文化7年 1810	27	文政5年 1822	24	天保6年 1835	49
文化8年 1811	23	文政6年 1823	35	合計	890

(『浜北市史通史編上巻』1004ページより作成)

また、この史料は、一部にどこの村に居住する者と取引しているのかが判明するので、その範囲を分布図にすることが可能である(第Ⅱ-16図)。取引の数量は、縞木綿取引、白布取引、木綿貸付の3つの合計を集計したものである。すなわち、ここには何らかの加工がなされた「綿製品」の取引を示したもので、実綿や繰り綿といった、綿を収穫して、まだ原料に近い段階での品物は含んでいない。

この分布図により、その特徴を検討すると、取引量の多いのは木舟村であり、和泉屋の居所である木舟新田とその近隣の村が多くなっている。そして、外縁に行くにしたがって取引量が少なくなることがわかる。なお、この頃には、和泉屋のある木船新田村は戸数が130戸、木舟村は20戸であった³⁹⁾。「永代帳」では、32件と取引していることが確認できるので、この数字はおそらく、新田と本村を合計したものとして記載されているのであろう。また、本図では省略したが、和泉屋は村内の63軒に対して、何らかの綿取引に関連する金銭の貸付を行っている。それゆえ、村内の6割近い家が、綿を介して和泉屋と関係があったことがわかる。

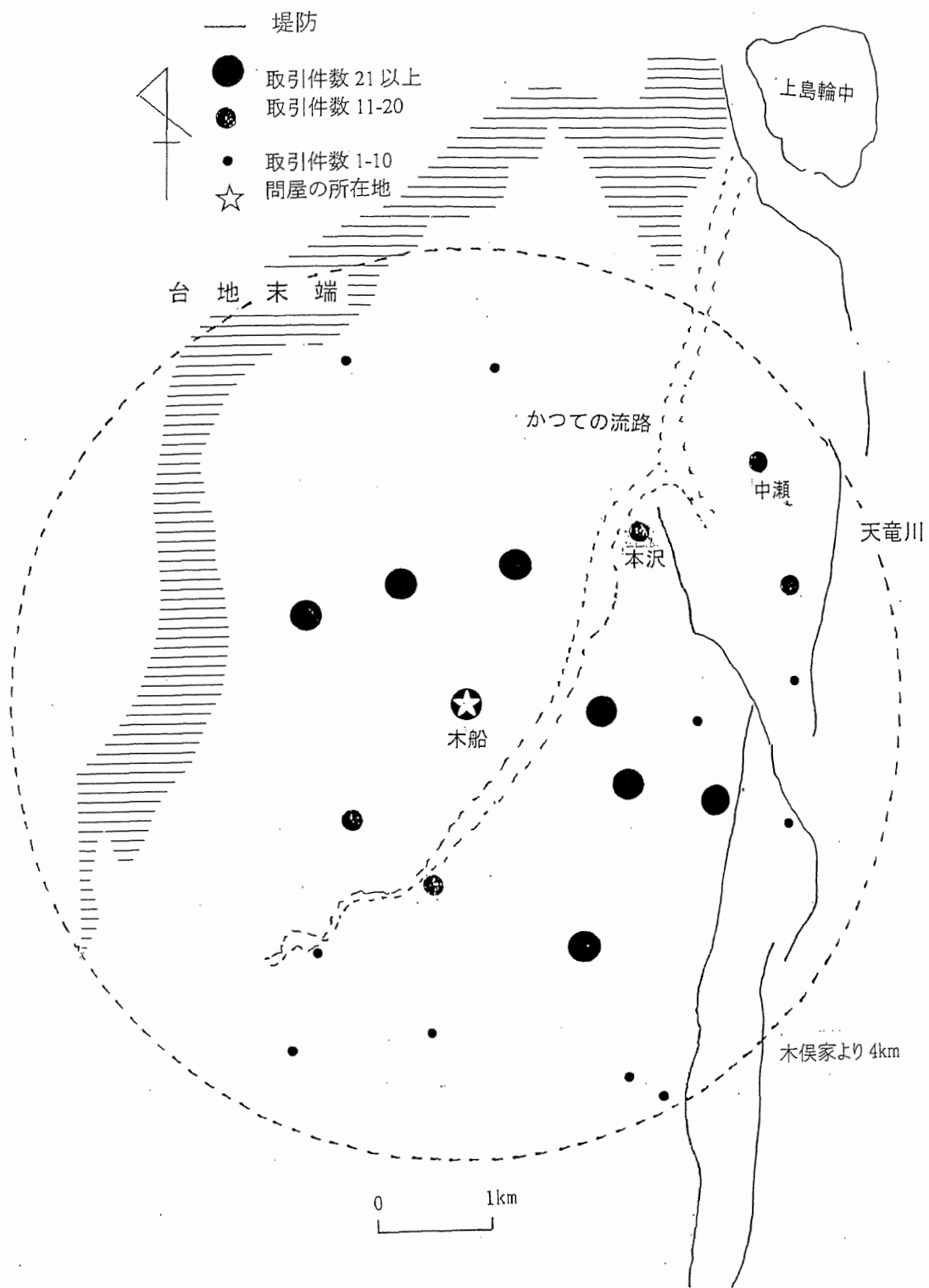
このような取引が見られた範囲は、おおよそ4キロ(1里)以内の村であったと考えてよい。それ以外にも、少数ではあるが二俣、阿多古といった山間部や、見付宿などの天竜川左岸と、磐田原台地を超えた範囲にまで取引は広がっていた。近隣に取引範囲が多いのは、おそらく原料となる綿や、製品を徒歩や荷車に積んで移動する範囲であったことを示していると思われる。一方で、前述した右岸南部の宮本村などは、遠距離である和泉屋との取引を行っていない。それゆえ、本稿では明らかにしえないが、和泉屋に限らず別の在地問屋が点在し、綿と製品の集荷を行っていたと考えられる。

b. 綿の全国流通と天竜川下流域

中安家は、笠井村に居を構え、和泉屋と同様に近郷の農村から収穫された実綿を集荷したり、糸や綿布として加工されたものを移出する在地の問屋であった。

中安家の史料により天保2年(1831)におけるくり綿と白木綿の取引状況が判明する(第Ⅱ-10表)。史料の制約から、天保2年の2月から、12月までの取引状況を一覧にしたものであるが、このうちまず送付先に注目してみる。ここで多く見られるのが駿河の「江尻」、「清水」と、相模の「浦賀」などである。このうち清水の問屋である「白子屋与兵衛」と「薩摩屋十兵衛」は、清水湊を根拠とする廻船問屋であり、浦賀の「大黒屋清左衛門」、「小川平次郎」も、当時の関東最大の廻船寄港地であった浦賀を居所としていることから、廻船問屋であったと考えられる。

一方で、陸路の要衝である宿場町に居住する問屋とも取引が見られ、もっとも取引回数の多いのは、江尻の「綿屋伊兵衛」と、島田の「土屋政助」である。また、江尻は湊町の清水と複合的な町場を形成し、陸路ではひとつ東の宿場町である興津から甲州への街道が通じ、さらに、富士川舟



第Ⅱ-16 図 在地綿問屋和泉屋の取引範囲—江戸時代後期—
 (『浜北市史通史編上巻』1006 ページ、「木俣家永代帳」より作成)
 1) 下図として明治 23 年測図 5 万分の 1 地形図「見附町」を使用。
 2) 堤防の配置は明治中期のもの

第Ⅱ－10表 中安家におけるくり綿・白木綿等の取引先-天保2年(1831)－

日付	送付先	中継ぎ
2月17日	駿河 清水 白子屋与兵衛	遠江 川崎湊 溜屋善兵衛
2月17日	駿河 清水 薩摩屋十兵衛	遠江 川崎湊 溜屋善兵衛
2月20日	相模 浦賀 大黒屋儀兵衛	なし
2月26日	駿河 江尻 綿屋伊兵衛	なし
2月26日	万石屋八十八	遠江 見付 小竹屋弥右衛門
3月11日	相模 浦賀 大黒屋儀兵衛	遠江 相良 西尾太郎兵衛
3月13日	相模 浦賀 小川平次郎	遠江 相良 西尾太郎兵衛
3月13日	江戸 大伝馬町 小津清左衛門	遠江 相良 八木三郎左衛門
3月13日	相模 浦賀 大黒屋儀兵衛	遠江 相良 八木三郎左衛門
3月15日	駿河 江尻 綿屋伊兵衛	遠江 掛川 枡屋源右衛門 遠江 川崎湊 溜屋善兵衛
3月15,16日	駿河 江尻 綿屋伊兵衛	遠江 掛川 枡屋源右衛門 遠江 川崎湊 溜屋善兵衛
3月16日	木綿屋権左衛門	なし
3月22日	駿河 島田 土屋政助	遠江 掛川 枡屋源右衛門
6月15日	京都 井筒屋善右衛門	なし
6月15日	美濃屋忠右衛門	なし
6月15日	駿河 江尻 綿屋伊兵衛	遠江 相良 八木三郎左衛門
6月20日	相模 浦賀 大黒屋儀兵衛	遠江 相良 八木三郎左衛門
6月20日	相模 浦賀 小川平次郎	遠江 相良 八木三郎左衛門
9月12日	信濃 岡谷 林善右衛門	三河 新城 とみや六太夫
9月12日	信濃 岡谷 武居代次郎	信濃 岡谷 林元右衛門
9月12日	信濃 小口村 高橋松兵衛	信濃 飯田 小泉屋六右衛門
10月2日	駿河 江尻 綿屋伊兵衛	遠江 川崎湊 溜屋善兵衛
10月8日	駿河 江尻 綿屋伊兵衛	なし
11月17日	信濃 岡谷 武居代次郎	三河 新城 間屋六太夫 信濃 飯田 伊実屋清兵衛 信濃 岡谷 林元右衛門
12月3日	遠江 山梨 小島屋政吉	なし

(『浜北市史通史上巻』1012ページより作成)

運で運ばれる塩などの物資も、一旦この清水や江尻に集められていた⁴⁰⁾。これら問屋が、さらにどのような場所と取引があったかについては明らかにしえないが、江尻から東海道を基点として、駿河、伊豆の各地や、甲州に向けて販路を広げていたことは想像に難くない。

つぎに、中継ぎの間屋について見てみよう。本表から、取引先までの送付には、中継ぎの間屋や商人を介することが多かったことがわかる。このうち、遠江「川崎湊」、「相良」に居住する中継ぎは、廻船問屋である。このことから、中安家から移出される綿製品は、まず駿河湾や遠州灘の近距離輸送を受け持つ規模の小さな廻船問屋に荷物の輸送を委託し、そこからさらに海路を使う場合には江尻や浦賀など、より広範に輸送網や販売網を持つ廻船問屋へと引き継がれていったと考えられる。

一方で、これとは別に信州との取引もみられる。多くは岡谷の武居代次郎に向けて移出されており、中継ぎには三河新城や、信濃飯田の間屋があたっている。これらは、おそらく中馬輸送にかかわる問屋であると考えられる。また、京都や江戸との取引も見られ、このような大消費地の問屋と

も直接取引があったことがわかる。

このように、天竜川下流域で産出、加工された綿製品は中安家のような在地の間屋によって集荷され、海路で清水や浦賀に輸送されたり、宿場町に居住する問屋を経て、さらに遠方に移出されていったのである。また、清水や浦賀宛に送られた綿製品も、そこで消費されるものではなく、当地の廻船問屋が中継基地となって江戸に送られたり、一部はここに寄港する廻船に売り渡すなどして、二次的、三次的な仲介者の手を経て、全国に流通していったものと思われる。

以上見てきたように、天竜川下流域では浸水の危険性が低い微高地上に存在し、かつ、土地生産性の高い上畑などの農地を重点的に利用し、水害にあった際には復旧もいち早く行われていた。地域の農業の存立は、これら畑が重要な意味を持っていたのである。この場所においては、麦類や雑穀などの主穀生産が行われていた一方で、商品作物である綿の栽培にも重点がおかれていた。

冬作物である麦類は、洪水の最も少ない季節に栽培されるため、生育の障害はそれら被害に左右されるものではない。それゆえ、水害を考慮した集落の土地利用、集約度の高さを端的に示す重要作物が、まさに綿なのであり、綿作の成功こそが、下流域住民にとって最も重要な農業での存立基盤だったのである。そしてその流通構造は、明らかに全国的な市場を見越して取引が行われており、天竜下流域で生産される綿も、その需要に應えていた。また、商品作物の他に蔬菜の栽培も盛んに行われており、すでに幕末期には自家消費以外の根菜類の生産が一般的に行われるようになっていた。

天竜川下流域住民にとって、畑作物から得られる現金収入は、洪水という不安定な要素を克服しうるものと意味づけることができる。しかし、水害の多かった時代には、収穫そのものが不安定要因を伴うものであった。すなわち、これ以外の要素を加味し、それらが組み合わせることで、さらに安定した強固な基盤を得ていたのである。

次節において、それらをこの地域特有の社会組織の中から見出し、その意味を検討していくこととする。

4 天竜川下流域における水防組合の意味

1) 堤防普請に関する制度と水防組合の意味

水害を考慮に入れた土地利用や、集約的な農業だけでは、水害を克服することは不可能である。そこには「堤防」という流域住民にとって最も身近で、かつ重要な治水施設が存在しており、この堤防が決壊するか否かによって、被害の大きさが左右されるといっても過言ではない。

本節では、堤防がどのように構築され、維持されていたのかについて、それを管理する機能を有

していた水防組合の活動から明らかにしていく。水防組合は、流域の村々によって組織されており、水害との関係を見る視点としても有効である。

江戸時代を通じて、天竜川下流域での堤塘⁴¹⁾の普請は領主が費用を負担する御普請として行われ、普請に従事したのは村域内に堤防を含む村々であった。幕府や領主による普請費用の負担方法は、享保(1716～1734)頃の紀州流による普請技術の普及とともに確立した⁴²⁾。一圀一円もしくは20万石以上の大名の場合、普請は藩の負担となり、石高がそれ以下の大名の場合は国役普請⁴³⁾と、幕府の費用負担で河川対策を行うように取り決められた。江戸時代中期以降、幕府は財政の建て直しのための改革を行うごとに、御普請による出費を抑える施策を執っていた。たとえば、延享元年(1744)には、幕府は過去50年にさかのぼり、幕領における御普請所の明細を提出させ、以後御普請所としての根拠があいまいな場合には費用負担を行わないこととした。しかし天竜川下流域では、毎年のように発生する洪水により、破堤まで及ばないまでも至る所で堤塘の補修が必要であったため、御普請から外されることはなかった⁴⁴⁾。

ところで、天竜川下流域における支配関係は、先に「浜松御領分絵図」によってその一部を確認したように、おおそ右岸が浜松藩領、左岸は旗本領で中泉代官所の管轄であった。浜松藩は5万石であるため、天竜川普請の費用は幕府もしくは国役で賄われた。代官所管轄の左岸における普請も幕府による負担となっていた。それゆえ、村々の支配体系は両岸で異なるものの、普請は両岸ともに幕府の費用負担、すなわち「御普請」によって行われていたことになる。御普請の頻度は、常式御普請と呼ばれる堤塘の補強が毎年春と秋の2回必ず実施されていた。それ以外にも堤防が決壊したり、増水により崩れた箇所が生じると、急場御普請という応急工事が行われていたため、1年間に少なくとも2回以上の御普請が行われていた。

天竜川沿岸村での水防活動や御普請への対応をみると、左岸池田村では、安永年間(1772～1780)に堤防御普請を受け持つ地方(じかた)と、東海道の渡河を舟渡で受け持つ渡方(わたしかた⁴⁵⁾)との間で水防を巡って争論が持ち上がった。その訴状の内容から、地方側の水防と御普請への関わりを知ることができる。「天竜川通御急御普請所之儀ニ付出入吟味書物⁴⁶⁾」によると、安永8年(1779)8月25、26日に天竜川が増水した際、池田村の地方名主は水防活動を行う人足を指揮する立場にあったが、「堤不切候而者銭ニならず候故人足不差出候」と述べ、増水中で堤防の巡視や警戒が必要な段階にもかかわらず人足を引き上げさせてしまった。渡方の主張としては、自分達は天竜川の渡船そのものが年貢に代わる賦役なのであり、増水によって船着場をはじめとする渡船の諸設備が損傷することは渡方としての存亡に関わることであるため、地方の対応は到底受け入れられないものであった。一方、地方名主は、堤防が決壊すれば普請費用は幕府負担になるが、堤防が無事であった場合にはその防御に要した費用は村の負担となるという認識から、水防活動を取りやめてしまったのである。おそらく、池田村以外の村においては、村人すべての利害

が一致するため、水防活動に関する矛盾はこれほどまで顕在化することはない。しかし池田村では、渡方という他村にはない存在があったため、このとき地方がおこなっていた行為が訴訟の対象となり、それゆえ堤防普請の実態が明らかとなった貴重な例となっている。

一方で、池田村地方名主の行動は、以下のことを考慮に入れた行動であるとも考えられる。すなわち、池田村の位置する微高地は集落自体が北東側に船の舳先のように天竜川に張り出すように存在している(第Ⅱ-17 図)。そのためこの部分と対岸の幅が狭く、狭窄地を形成し、増水時には水流が強くなりやすい。それゆえ、左岸では池田村の北側、七蔵新田の地が遊水地として機能し、池田の集落が洪水被害を軽減できるようになっていた。また、池田村から約 1 キロ北側には、寺谷用水の取水口を守る内堤が雁行し、その一部は末端部で天竜川本堤に接続せず斜めむきに配置された「霞堤」となっている。おそらく、池田村地方の認識としては、長年の経験から天竜川の増水状況を見れば、七蔵新田への溢流量や、霞堤の遊水地機能で対応できる水量を判断できたのであろう。そして、自村の堤防に至急の水防活動が必要か否かは、それらを見極めたうえで判断していた可能性がある。しかし、渡方にとっては、増水により真っ先に被害が出る恐れのある渡船設備を守る必要があるので、地方との利害の相違が明確になっていると考えられる。

しかし、次の史料からは、地方の普請に対する思惑が見え隠れしていることがわかる。水防人足の引き上げ騒動があった同じ年の 11 月 16 日に、それまでの増水などで損傷していた水制工を修理する事となった。地方が行った修理の後、渡方が検分を行ったところ、「七番出流失仕水際ヨリ水●●●斗り押堀有之、出之真中杵間へ松木薪四拾八把打入、其上へ松丸太投渡し蛇籠七本ヲ以かくし申(●は判別不能)」ていたことが明らかとなった。すなわち、水流によりえぐれた「出し」の根本部分のうち、水面より下の目に触れにくい箇所には薪や丸太を入れ、それを蛇籠で覆って隠してしまうという、いわゆる「手抜き工事」が明らかとなったのであった。また同史料には、宝暦 6 年(1756)にも御普請の際、堤防補強用に使われる土の土取場として潰れ地となる畑の補償費をめぐり、池田村地方と潰れ地の所有者であった他村からの入作人との間で訴訟が起きていた事も記述されている。御普請から得られる金銭は、たびたび村内外で訴訟の原因となっていた。

このように、天竜川下流域の村々は、少なくとも名主レベルにおいては御普請から得られる金銭が村の収入に変わりうることを認識していた。そしてそれは、堤防決壊の危険を冒したり、水制工の手抜き工事を行うなど、自村への水害の危険を増やすような、これまでの水害常襲地域研究では考えられないような実態が存在していたことが明らかとなった。幕府から費用が捻出され、自村の出費をほとんど必要としない御普請は、時には争論の原因になるなど、下流域に存在する村の経済基盤に影響力を持っていたと推定される。

天竜川下流域の村々と普請工事との関係を、この地域において結成された水防組合の活動から検討していくこととしよう。天保水防組は、天保2年(1831)に組織され、天竜川下流域の沖積平野全域を範囲として組織された初の水防組合である⁴⁷⁾。組合結成以前の天竜川では、御普請所を持つ村々がそれぞれに幕府に普請を促す願書などを提出していたため、同じ河川の流域でありながら、統一の取れた被害状況の把握や、普請計画の作成が困難となっていた。そのため幕府普請役の大塚枯市は、天竜川下流域での水防組合結成を指導し、下流域全体を一つの単位として治水に対応させようとした。これは、幕府が寛政期(1789~1800)以降、財政建て直しの一環として、河川政策を合理化しようとした流れに沿ったものであった。水防組合結成の際取り決められた「天保

2) 天保水防組の活動

第II-17 図 池田村とその周辺—明治中期—
(明治23年測量2万分の1地形図「笠向村」見附を縮小して使用)

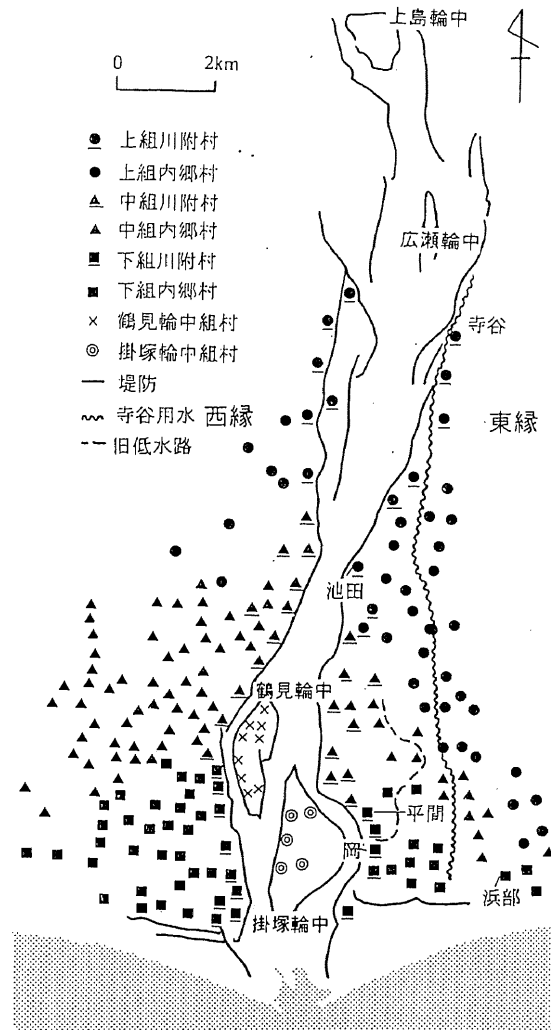


二年卯五月天龍川西側御料私領川通並内郷村々水防議定組訳帳⁴⁸⁾(以下、「議定書」)には、「組合限一統之堤二而一村之困二者無之堤切入候得ハ其組合中水難受候」とあり、下流域全体が一つの堤防で守られた運命共同体であるという認識を示している。

組合は東縁79村、西縁117村、鶴見輪中9村、掛塚輪中5村から成り、東縁、西縁はそれぞれ上中下の3組に分割されている(第Ⅱ-18図)。所属村の最も多い東縁上組は、最北部に位置する寺谷村から、海岸部まで約2kmに位置する村までの35村から成り、この範囲は寺谷村を取水口とする寺谷用水の流れる村に一致している。この組分けは治水だけでなく、用水から得られる利水の利害とも共通するため、範囲が重複しているのであろう。

ところで、天竜川の沖積平野は、旧低水路と自然堤防とが交互に存在するという地形的特徴を有している。そのため、破堤したり、溢流があった際には、その地点からの洪水流は必ずしも直下に流れ下らず、たとえば左岸の場合、網状に発達した旧低水路を伝って東南方向に向かって流れていく事が多い。そのため両岸ともに各組の組み分けは、単に村の総数を均等に三分割したのではなく、利水との関係や、地形条件や洪水の危険度を考慮に入れて分割されていたと考えられる。

つぎに、組合活動として定められた規約を「議定書」の記載から検討してみよう。組合は村域に天竜川の堤防を含む村を「川附村」、それ以外の村を「内郷村」と区分し、水防活動の際は人夫と資材提供の負担率を内郷村に低く設定していた。また、東縁・西縁から4名ずつ、鶴見・掛塚輪中から2名ずつの水防総代が村役人の中から選出され、組合を代表して幕府普請方と御普請に関する交渉を行うこととされていた。議定書の内容は、その多くが組合の水防活動に関する取り決めとなっている。それゆえ御普請や費用負担に関する記載は、上記の水防総代が幕府勘定方と交渉を行うことのみであり、内容に乏しい。そこで組合の御普請への関わりについて、天保水防組が結成された翌年の天保3年(1832)に内郷村から出された「天保三年十一月天竜川通り川除普請の御定懸場村々の人足差し出し等之請書⁴⁹⁾」からみていくこととする。この中で内郷村は、天竜川の堤防が決壊した場合、自分たちの村にも旧低水路を伝って洪水流に襲われることが多くあることを考慮し、破損した堤防の復旧工事や補強工事の際には、御普請場として指定されている川附村だけでなく、内郷村も普請に参加させて欲しいという請願を行っている。幕府普請方はこの願いを聞き入れ、「御定懸り場村々之義、高百石ニ付人足百貳拾人位、水下村々同断貳拾人ヲ目当人足差出」することを決定した。すなわち、川附村で村高100石につき120人の割合で人足が出役するよう取り決められている御普請に、内郷村からも村高100石につき20人が人足として参加できることとなった。このことから、内郷村側からも積極的に御普請に関わろうとする意思を読み取ることができ、堤防普請の人夫が義務的に割り当てられていたのではないことが指摘できる。そして、その背景には、御普請から得られる経済的な還元の見え隠れしているのである。



第Ⅱ-18 図 天保水防組所属村の分布
 (『天竜川水防誌』より作成)

3) 天保水防組の実態と加入村の対応

a. 内郷村の活動状況

前節では、「議定書」に定められた天保水防組の規約からその特徴をみたが、ここでは、天竜川が増水した際に天保水防組が実際現地で行った活動に注目する。ただし史料的制約から、ここでは東縁下組のうち、主に内郷村の活動状況から検討を行う。

天保水防組の東縁下組に属する村々は、第Ⅱ-18 図でみたように天竜川左岸の南部に位置しており、川附村 5 村、内郷村 12 村からなる。そして水防を受け持つ区域は、掛塚輪中東側を流れる天竜東川通りの左岸堤防であった。この付近では、平時には主に掛塚輪中西側の中川通りを水が流れるため、東川通りの水量は比較的小さい。しかし、天竜川が増水すると、中川通りは鶴見輪中・掛塚輪中の中で、下流域の中で最も川幅の狭い狭窄部を形成するため、激しい水流が東川通りにも流下することとなる。しかも東縁下組の位置する掛塚輪中对岸一帯は東川通り本流の攻撃斜

面に相当し、平間村と岡村の間では、第1節でみたように草崎村と前野村において争論の原因ともなった仿僧川が合流していた。仿僧川は、東川通りの増水により逆流被害を受ける事が多かったため、文政13年から天保2年(1830～32)にかけて放水路を掘り、直接遠州灘に排水できるように改良が行われた。先に見た第Ⅱ-8図にもこの放水路が描かれており、東縁下組加入村の位置関係を含めて概観することができる。これからみる史料にある安政年間には、放水路はすでに完成していたが、東川通りとの旧合流地点には、逆流を防ぐ堤防がかつての河床に築かれていた。この締め切り堤防は、地形的に旧低水路を横断する形で築かざるをえないため、引き続き水防の急所として存在していた。水防組合もこの締め切り堤の脆弱性を十分認識しており、水防資材を備蓄しておくための諸色小屋は、同じ岡村地内の堤防下に設置されていた⁵⁰⁾。以下、東縁下組が持ち場としている堤防で行われた増水時の水防活動と、その後の堤塘修築について、東縁下組を指揮する立場にあった川附村5村が内郷村に向けて伝達した指示内容を、「浜部村触書廻状⁵¹⁾」から見ていくこととする(第Ⅱ-11表)。

川附村からの指示の内容は、安政4年(1857)7月に天竜川が増水した際、堤防の被害を最小限に食い止めるために行った水防活動と、天竜川の水量が平水に戻った後に行われた、損傷した堤塘の修築に関する二つの内容からなっている。川附村からの指示は、実際の水防活動や修築に必要な人員・資材の数に加え、被害地点の検分や修築の段取りを確認するために村の代表者に集合を求める指示も含まれていた。この他にも6月19日には常式御普請の人夫招集が行われ、9月6、24日と翌年の2月30日には、普請費用の精算に関する指示が出されていた。

本節でははじめに、天竜川増水時の水防活動について検討を行う。増水時の水防活動では、7月23日の様子が興味深い。すなわち、この日は都合3回の廻状が出され、とくに3回目は夜間にまで及んでいる。1回目の場合も、川附村からの指示が浜部村に届く前に、村独自で準備していた水防人夫12人と、俵、縄といった資材を防御施行地点まで提供していたことが知られ、緊急時の切迫した状況がわかる。

差し出した資材は、唐竹、明俵(空俵)、縄が多く、「議定書」に定められた常備資材と一致している。その他に浜網や古網などもみられ、浜部村の漁業者が使用した漁網が水防資材として使用されていた。これより前の時代であるが、寛政8年(1796)の「山名郡浜部村明細帳⁵²⁾」には、浜部村が地引網用の「浜網」2房を所有しており、古くなった網は寺谷用水の井堰普請のための資材として提供したことがあると記載されている。

つぎに、増水が治まった後に行われた、堤塘修理の様子を見ていく。7月初旬から9月中旬にかけて、増水による堤防の被害は、7月9日に岡村で大破、23日に欠所の発生、29日に水防人足と資材の派遣と3回を数える。29日の増水は、その後8月9日の字一番欠所工事につながると思われるので、堤塘の破損被害と捉えて差し支えなかろう。堤塘の修築は断続的に行われ、人夫招集

第Ⅱ-11表 川附村から内郷村への岡村堤防防禦に関する指示と浜部村からの出役状況
 - 安政4, 5年(1857, 58) -

年月日	差出	宛先	用件																		
安政4 (1857) 6.19	岡村役人 川通惣代共	右村々御役人	岡村地内川除御普請の土方人足 人足15人 浜部 6人 太郎馬 4人 一色 明日6ツ時まで、弁当持参で集合のこと																		
7.9	岡村・十郎右衛門 中平松・源太左衛門	右村々庄屋中様	8日の天竜川満水によって岡村堤防地内堤が大破したので、話し合いのため明日10日4ツ時に岡村文蔵宅に集合。同時に、次のものを岡村諸式小屋迄届けること <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>村名</td> <td>明俵(俵)</td> <td>縄(房)</td> </tr> <tr> <td>東平松</td> <td>25</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>海老島</td> <td>21</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>浜部</td> <td>46</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>太郎馬</td> <td>12</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一色</td> <td>8</td> <td>4</td> </tr> </table>	村名	明俵(俵)	縄(房)	東平松	25	10	海老島	21	9	浜部	46	18	太郎馬	12	3	一色	8	4
村名	明俵(俵)	縄(房)																			
東平松	25	10																			
海老島	21	9																			
浜部	46	18																			
太郎馬	12	3																			
一色	8	4																			
7.17	岡村、西平松村、中平松村、駒場村役人	海老島・東平松・小中瀬・大中瀬・稗原・小島・浜部・太郎馬・一色	岡村地内の自普請目論見につき人足・諸式の割振り。竹類は21日に差出し、人足は必要なときに呼出し。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>日数</td> <td>人足</td> <td>唐竹</td> <td>葉唐竹</td> </tr> <tr> <td>浜部村割当</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>28</td> <td>46</td> </tr> </table>		日数	人足	唐竹	葉唐竹	浜部村割当	9	16	28	46								
	日数	人足	唐竹	葉唐竹																	
浜部村割当	9	16	28	46																	
7.23			岡村堤防が満水で欠所が出ているので、廻状が廻っている間に明俵19、縄3、人足12を村役人付き添いのもと23日の4ツ時に岡村堤防に派遣																		
7.23			岡村の欠所が予想外に大きく応急工事をしたが、俵、縄を使い切ったので、高1石につき割当の分を持ってくるように																		
7.23夜			= 廻状が来たので夜に人足5人追加派遣																		
7.24	岡・十右衛門 中平松・源太左衛門 西平松・忠四郎 駒場・武兵衛	村々名前宛	昨日23日の満水で堤防が大きく破損しており、急いで相談があるので、廻状を見次第現場に集合																		
7.26	十右衛門 源太左衛門 忠四郎		岡村堤防の件、工事について伺いを立てたところ、御普請による工事で中枠5組を搬入することとなったので、話し合いのため明日27日早朝現場に集合。 浜方の村々は浜網2房近日中に届けること。 先日の諸色に不参加の村は、明日27日現場まで届けること <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>人足</td> <td>葉唐竹</td> <td>5寸目の唐竹</td> </tr> <tr> <td>浜部村割当</td> <td>68</td> <td>206</td> <td>34</td> </tr> </table> 27日、周作殿に談示した書付と併せて持参のこと。		人足	葉唐竹	5寸目の唐竹	浜部村割当	68	206	34										
	人足	葉唐竹	5寸目の唐竹																		
浜部村割当	68	206	34																		
7.29	岡村役人		追々出水につき、人足は無論、取り決めてある割合の諸色を出すこと。今日中に何とかしないと夜になってから危険と思われる。 人足13、古網2=廻状に付き軒宛人足を出した。 人足11、古網2=8月1日出した諸色人足 志から120、唐竹28、他に4荷、人足20																		
8.6	岡村普請所詰合共	右村々御庄屋中	明日7日早朝までに人足出役のこと <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>海老島</td> <td>人足13</td> </tr> <tr> <td>東平松</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>大中瀬</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>小中瀬</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>稗原</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>浜部</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>太郎馬</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>一色</td> <td>3</td> </tr> </table> = 触書により7日の派遣、人足10、竹34を差出し	海老島	人足13	東平松	10	大中瀬	10	小中瀬	8	稗原	5	浜部	15	太郎馬	5	一色	3		
海老島	人足13																				
東平松	10																				
大中瀬	10																				
小中瀬	8																				
稗原	5																				
浜部	15																				
太郎馬	5																				
一色	3																				

年月日	差出	宛先	用件
8.8	岡村御普請所詰合	村々庄屋中	<p>中平松 人足10 海老島 10 小中瀬 6 大中瀬 9 稗原 5 浜部 10 太郎馬 3 一色 2 =人足15人</p> <p>明日朝岡村迄書面人足、 歟、たこう(駄餉)持参 のこと</p>
8.9	岡村御普請所詰合	浜部村・太郎馬村 右村御庄屋中	<p>岡村字一番の欠所普請を早急に完成させたいので明日10日に書面の人足を出 役させること。 =12日に人足6、他に葉唐竹共</p>
9.6	十右衛門・忠四郎		当丑年岡村地内御普請自普請人足について勘定をするところであるが、まだ出 来形帳が来ないので清算できない。
9.9	岡村御普請所にて 中平松・源太左衛門 西平松・忠四郎 駒場・武兵衛		<p>岡村地内で急場御普請を仰せ付けられたので19日までに割当を決める予定で ある。</p> <p>=8.12 6人 13 10 14 5 9.11 3</p>
9.12	十右衛門、武兵衛		<p>人足15人(太郎馬・一色・浜部)</p> <p>=9.12 人足5 14 岡役4 15 1軒宛10 17 岡役10 18 岡役13</p>
9.24	十右衛門、忠四郎、 武兵衛、源太左衛門		岡村地内御普請の人足賃、自普請の割賦
安政5 (1858) 2.3	十右衛門、忠四郎、 武兵衛		天竜川岡村地内堤人足賃永のうち去年の残りを3月1日に渡す。早朝小島村弥 兵衛方に集合

(『磐田市史資料編5』「浜部村触書廻状」により作成)

1)「=」は廻状の指示に対して浜部村の行った対応を示す。

の指示は9月12日まで続いている。一方、9月9日には急場御普請が決定し、19日までに各村への割り当てを決める指示を出している。しかし、3日前の9月6日の指示では、この年分の御普請、自普請人足について勘定を行いたいが、出来形帳がまだ完成しないので精算ができないとされている。出来形帳は、普請にかかった資材、人員の数とその費用を書き上げた、いわば工事の「決算書」に相当する。このような書き上げを作成している途中にもかかわらず、3日後には急場御普請が追加で行われることが決定するなど、堤防の普請は極めて複雑な指示系統のもとで行われていたことがわかる。また、これを換言するなら、いつ堤防が破損するような被害が発生するか予測が付かない中で、組合は費用系統の異なる複数の工事を同時並行で行っていたのであり、このような融通性によって柔軟に堤防の維持補修に対応していたのである。

同じことは7月23日の被害発生時においても確認できる。すなわち、このときは当初7月17日

に自普請で行うことが指示されているが、7月23日の増水で堤防が大きく破損してしまい、おそらく村が独自に費用を負担する自普請では到底対応できないような被害になったのであろう。東縁下組で協議が行われ、増水から3日後の26日に伺いを立てた結果、中杵⁵³⁾5組で補強する許可が出ていることから、御普請による修築に変更されたようである。ここにみられる東縁下組の場合は、先に見た池田村の事例のように露骨に金銭の話を持ち出してはいないが、まさに天竜川が増水し、水制工に深刻な被害が発生したことによって、村で費用負担する予定の工事が、いわゆる「銭」になる御普請に切り替わったという状況が見てとれるのである。

安政4年の天竜川下流域では、9月以降大きな増水に見舞われなかったらしく、その後に人夫を招集するような指示は出されていない。9月24日になると、おそらく出来形帳が完成したためであろう、御普請での人足賃と、自普請の各村が負担する割賦が決定しており、東縁下組の村々が集合している。そして、翌安政5年(1858)3月1日に、安政4年分の御普請人足賃のうち、残りの分が渡され、普請に関する精算が全て終了した事が知られる。

このように人足賃は工事終了後、冬から翌年の春にかけて数回に分割されて支払われた。水害の多くなる夏を中心に出演した分が、流域の住民にとっては農閑期に当たる時期に現金で渡されることとなり、工事から得られる経済的意味は大きかったと思われる。

b. 浜部村出役者の内訳

浜部村の出役者は、当初は増水から堤防を防御する水防人夫として、増水が治まった後は破損した堤塘を修築する工事人夫として、川附村からの指示があり次第、岡村の堤防に出動していた。浜部村から堤塘修築に出役した人物を集計してみると(第Ⅱ-12表)、修築工事に参加した日数は、多い者で7日、少ない者で1日であり、1日のみの参加という者が相当数にのぼる。出演日数の差について詳細は不明であるが、例えば1日のみ工事に参加した周作は、第Ⅱ-11表にあるように7月26日に川附村の惣代達と協議を行って書面を作成しており、浜部村を代表して工事についてのやりとりを交わした人物とみられる。このことから、工事への出演日数の多い者が、浜部村の人夫の中で中心的な役割を果たしたとは言い切れない。

浜部村における、出演者の階層はどのように位置づけられるであろうか。ここでは、幕末幕末期に作成されたと思われる「浜部村絵図⁵⁴⁾」から、その一端について検討してみよう。浜部村は、天保水防組の分布からもわかるとおり、右岸のなかでも最も海岸に近い村のひとつである。浜部村の南には、浜部村新田⁵⁵⁾という小規模な農地が存在し、堀川、松林を越えると、遠州灘に行き着く。浜部村は、広い砂浜を利用して地引網などを行いつつ、沖積平野で農耕を行う、半農半漁村であった。この絵図は(第Ⅱ-19図)、村内の一部分について其の所有者を図示したもので、その中に水防人夫として岡村の堤防に駆けつけた人物の名前を複数見出すことができる。それらは、五郎

第Ⅱ-12表 浜部村より岡村堤防工事に出役した人夫—安政4年(1857)—

人夫人名	月日													出役回数 (回)
	7/29	8/1	8/6	8/8	8/12	8/13	8/14	9/11	9/12	9/14	9/15	9/17	9/18	
孫十	○	○	○		○		○				○		○	7
与十	○	○					○			○			○	5
五郎七	○	○				○						○		4
丑之助	○	○	○											3
新六	○	○												2
徳藏	○								○					2
源七	○										○			2
大八	○												○	2
周作	○													1
定六	○													1
庄吉	○													1
甚兵衛		○		○	○					○			○	5
孫太夫		○		○		○			○		○			5
丈右衛門		○				○			○		○		○	5
庄兵衛		○	○			○			○					4
与兵衛		○	○							○		○		4
孫藏		○	○			○								3
定吉		○				○							○	3
豊二		○									○			2
太郎左衛門		○											○	2
平右衛門		○												1
徳三郎		○												1
藤七		○												1
定八		○												1
甚八			○		○									3
弥一			○											1
文藏			○											1
孫吉			○											1
半藏			○											1
六右衛門				○		○			○					3
孫七				○		○								2
甚太郎					○						○			2
喜兵衛					○									1
十吉					○									1
千助						○		○		○		○		4
藤八						○						○		2
又右衛門							○				○		○	3
万右衛門								○			○		○	3
八郎兵衛								○						1
卯八									○					1
八藏									○					1
市之丞											○		○	2
太吉											○			1
八兵衛												○		1
六郎右衛門												○		1
孫左衛門												○		1
孫太郎													○	1
藤之助													○	1
甚太郎													○	1
人数合計(人)	11	20	10	5	6	10	5	3	5	4	10	10	13	

(『磐田市史資料編5』「浜部村触書廻状」より作成)

1)「○」は出役を示す。

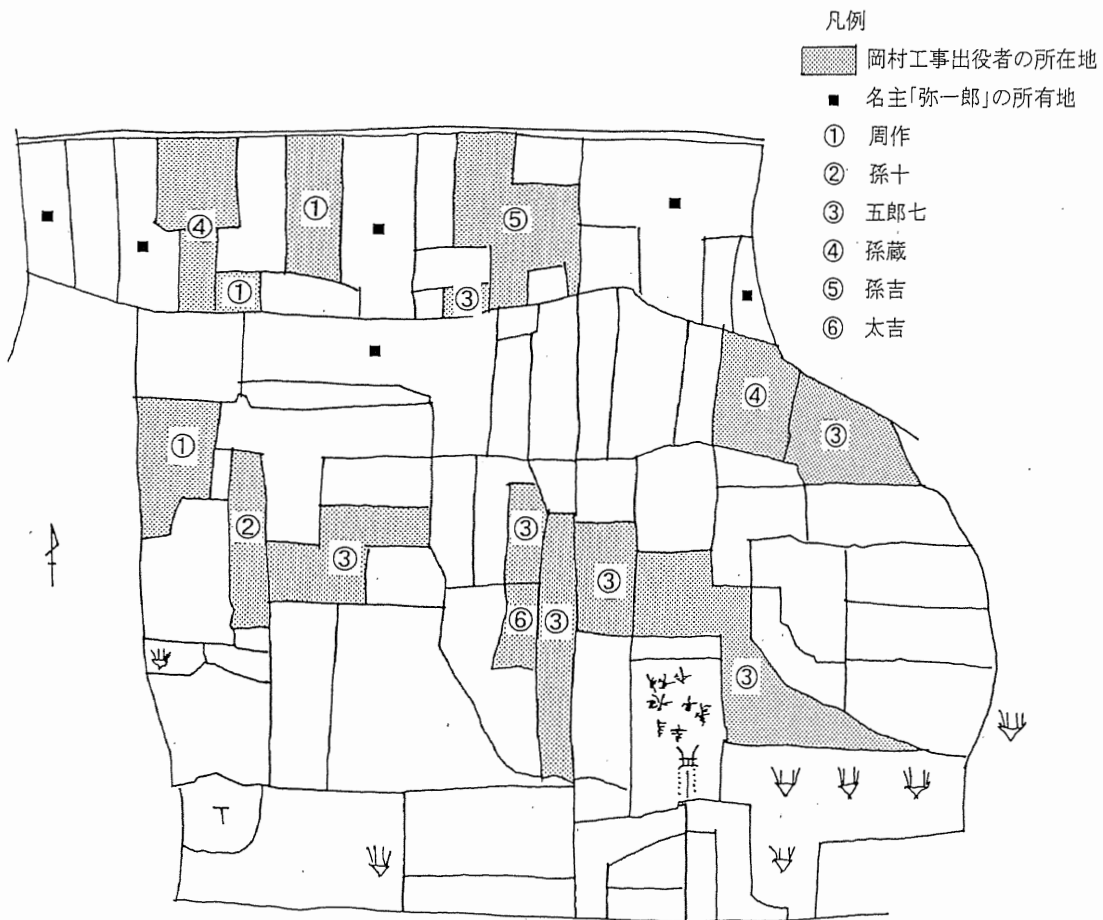
2)出役した人夫すべての人名ではないので、一部人数合計が一致しない部分がある。

3)出役日の早い者から、出役日数の多い順に示した。

七、周作、孫吉、孫十、孫蔵、太兵衛の 6 人であり、この絵図の中に 14 筆の所有が確認できる。このうち一番所有する土地が多いのは五郎七の 6 筆で、周作の 3 筆、孫吉が 2 筆あるほかは、1 筆ずつとなっている。

絵図では、宅地を示す土地利用を除き、その他の土地が、どのように使われていたのかについては明らかではないが、田畑いずれかの利用がなされていたことは間違いないであろう。しかも、絵図に描かれている区画は、その中に 4,5 戸の宅地が集中する区画をはじめ、神社(現・山王神社)、安楽寺があり、比較的古くから開発が行われていた場所と考えることができる。しかも、浜部村付近では、古い砂丘列が東西に複数連なる微高地が卓越している。このような場所に住居を定め、砂質の、水はけに富んだ特長を生かした畑とその利用が、村の景観を形成していた。

浜部村から出役した 6 人の土地所有から、天竜川の普請に参加する流域住民は、零細層が現金収入を得るために出役しているのではなく、むしろ村の中心層をも含めた、いわば村全体として



第 II - 19 図 浜部村における堤防工事出役者の土地所有—幕末頃—
(「浜部村絵図」より作成)

1) 丸数字は、人物に対応する

工事に参加していたことがうかがえる。

浜部村の事例から明らかとなったように、内郷村は、増水時の水防活動に際し川附村のみで対応しきれない状況になると、随時人夫や資材を提供する役割を持っていた。堤塘の修築工事である御普請への出役は、一部で現金収入が得られるが、内郷村の場合は、浜部村の出役人夫にみられる出役日数などから、組合という共同体への労働力提供の意味合いが大きかった。一方川附村は、水防組の取り決めからもわかるように村高 100 石当たり、内郷村の 6 倍の人夫を出役させることになっており、堤塘の修築から現金収入を得る機会が内郷村よりもはるかに高かったと考えられる。

これは、自村内に堤防を有し、つねに破堤の危険と隣り合わせで生活している川附村からすれば当然のことであろう。水害のリスクが高いほど、幕府から捻出される経済的還元之恩恵に与れる構造となっており、このことによって、洪水被害による畑作物の不作時にも、天竜川下流域はその存立を可能にし得たのであった。

4) 水害頻発期における地域構造

地域構造を構成する諸要素として、前節までに明らかとなった天竜川下流域の水害頻発期の動向について、ここでは小括を行うとともに、水害頻発期における地域構造がいかなるものであったのかを論じていく。各要素が、平時と水害時の両面でいかに対応していたのかを表したのが、第Ⅱ-13 表である。このうち水害時は、実際の対応と同様に増水時、洪水流の侵入、水害後という3段階の経過に即しているため、細分化して示している。

天竜川下流域の沖積平野は、網状に広がる旧低水路と中州状の自然堤防からなる自然条件を有していた。それゆえ平野上の開発は、集落立地が進んだ自然堤防のどの地点においてもおおよそ同じような過程を経て進行し、結果として社会経済活動が展開される「場」としての土地利用が、自然条件と等しく共通となった。

自然堤防上には集落と畑地が存在し、旧低水路の水田と合わせて、集落立地と土地利用が展開された。洪水流が侵入しやすい旧低水路の水田は常に水害の危険があるため、農業生産は自然堤防上の畑の利用が重要な意味を持つようになった。畑地では、冬作の麦と夏作の雑穀や豆類、綿や蔬菜といった商品作物が栽培された。平時には、商品作物のうち蔬菜は浜松城下などに販売され、綿は全国的な流通の中に位置づけられることとなった。冬作物である麦は、水害がほとんど発生しない冬季を中心に栽培されるため、生育の障害はそれら被害に左右されるものではない。それゆえ、水害を前提にした農業的土地利用、集約度の高さを端的に示す重要作物が、夏作の綿なのであり、その順調な生育こそが、下流域住民にとって最も重要な農業での存立基盤だったのである。しかし、自然堤防にまで洪水流が侵入した場合には、農作物に被害が及ぶこととなり、

第II - 13表 水害頻発期における天竜川下流域の地域構造

地域構造構成要素		天竜川下流域の状況			
		平時	増水時	洪水流の侵入	水害後
自然条件	自然堤防	居住地、畑地	—	最後に浸水し、最初に減水	土地条件の良い「上畑」から土砂の除去
	旧低水路	水田	遊水地化	浸水と土砂の流入	消極的な土砂の除去
土地利用・農業生産	水田(稲作)	年貢・自給・その他	遊水地化	浸水と土砂の流入	収穫減
	畑・冬作(麦類)	自給・その他	夏作期	夏作期	土砂の除去後に作付可能
	畑・夏作(雑穀・豆類など)	自給・その他			
	畑・夏作(綿)	相良、清水などを経て全国へ	—	洪水流の水位によって被害に増減あり	収穫減
	畑・夏作(野菜)	浜松城下への販売・自給・その他			
水防組合	天竜川本堤の防御	春・秋に定期の維持・補修工事	水防活動	水防活動・応急工事	堤防・水制工、決壊・破損個所の復旧工事
	人員と資材の提供	御普請	自普請	自普請	御普請
	出役人夫(内郷村)	階層差なし	階層差なし	階層差なし	階層差なし
領主・他村との関係	拝借金	以前の拝借金の返済	—	—	以前の拝借金返済の猶予・新たな拝借金借り出し

水害後には土地生産性の高い上畑から復旧作業が開始されるとはいえ、その年の畑作物の収穫量は減少することになる。

同様に旧低水路の水田においても、増水の度合いによっては、遊水地的利用がなされ、しかも洪水流が侵入すると、比高の高い畑よりも土砂の流入量が多くなるため、復旧作業は軒並み低調であった。

一方、下流域で組織された水防組合の活動は、まず平時にあっても増水期の前後に定期的な御普請による堤防の維持・補修工事が行われていたことが注目される。そして増水時には堤防を防御する水防活動が行われ、増水中の洪水流の状況によって臨時に行われる応急的な堤防の補修工事とも合わせて、これらは人員、資材の費用を組合内から徴収する自普請によってまかなわれていた。水害後には堤防や水制工の決壊、破損個所の復旧工事が、幕府が費用を負担する御普請によって行われた。このように、水害前提景観としても位置づけられる堤防には、幕府の費用負担が存在していたのであり、この景観が維持されてきた背景には、水防組合への断続的な経済的還元が見出される。

天竜川下流域の本堤は、土木技術が未熟で、堤防が脆弱であったこの頃には、幾度も決壊、破損を繰り返し、その度に復旧工事が行われた。しかし、堤防が決壊、破損すること自体が、水防組

合を通じて下流域の住民に、経済的還元を保障するものであったのである。

このように、天竜川下流域に存在するそれぞれの自然堤防上では、水害を前提とした景観的特徴を有する集落立地と土地利用が存在した。一方で、洪水の起きなかった「平時」においては、農業生産性の高さを最大限に発揮できる条件にあったが、水害の多かった時代には、収穫そのものが不安定要因を伴うものであった。そこで必要とされたのが、水防組合の存在なのであり、川附村、内郷村という費用負担、活動根拠の高低があったとはいえ、堤防や水制工の維持・補修工事を通じて、住民に現金収入をもたらす機会となっていたのである。

しかも、同じ自然条件、同じ土地開発と土地利用の経緯を持ち、夏作の綿、冬作の麦を中心とした農業を行なう下流域平野では、集落の範囲を越えて、下流域であればどこでも、住民にほぼ共通の生活サイクルをもたらすこととなった。このことは、多くの人手を必要とする堤防での水防活動や土木作業も、地域の統一された意志として住民の生活サイクルの中に組み込みやすいことを意味していたのである。

第Ⅱ章 注記

- 1) 浜松市役所編・発行(1957)『浜松市史資料編 1』、160 ページ、「旅籠町平右衛門記録」には、
先年ヨリ大風並雨天竜川満水仕候覚 当御城主高刀摂津守様御代
一、寛永拾三丙子牛両天満水仕彦助堤之内油一色と申所切ル 大分水押入下川之住々難儀仕候
由 とある。
- 2) 浜北市編・発行(1989)『浜北市史—浜北と天竜川—』、208～212 ページ、「彦助堤御普請覚書」による。
- 3) 「浜松御領分絵図」、青山家旧蔵で、現在浜松市博物館において保存・公開されている。
- 4) 延宝 6 年～元禄 15 年(1678～1702)の浜松藩主。因幡守宗俊、和泉守忠雄、下野守忠重いの 3 代 25 年に渡り、この間 5 万石。
- 5) 浜松市博物館編・発行(1998)『川と生活—水防と利水の歴史』。
- 6) 上田弘一郎(1955)『水害防備林』、産業図書。
- 7) 「遠州国風土記伝」の長上郡道本村の項に天平堤に関する記述があり、「北は道本に起り、南は有玉の広瀬村に尽く」とある。
- 8) 浜北市編・発行(1992)『浜北市史資料編近世Ⅱ』、547～548 ページ、「本沢村不役之儀」による。
- 9) 前掲 8)、535～536 ページ、「済口証文之事」による。
- 10) 前掲 8)と同資料による。
- 11) 浜北市編・発行(1990)1990 年『浜北市史資料編近世Ⅰ』550～552 ページ、「乍恐書付以奉願上候」による。
- 12) 大橋正隆家所蔵
- 13) ①河合孝(1976)『写真集輪中』、大垣青年会議所、18～22 ページ、②阿由葉司(1987)利根川下流の水塚について、歴史地理学紀要第 29 号(治水・利水の歴史地理)、147～166 ページ。
- 14) 現地調査による。
- 15) 大正 8 年測図 2 万 5 千分の 1 地形図「見付」の範囲には、大字として 22 の島地名が記載されている。
- 16) 竜洋町役場土木課所蔵文書「岡村地引絵図」による。
- 17) 浜松市国吉高橋家控帳のうち「元禄十四巳二月 田畑砂取六ヶ村」による。
- 18) 平凡社地方資料センター編(2000)『静岡県の地名』、平凡社、1223 ページによると、宿村大概帳には往還の長さ 10 町で、そのうち 6 町余に家居があるとしている。
- 19) 匂坂中之郷区共有文書「改正字引絵図 匂坂中之郷村」のうち、「字遠矢待」部分。
- 20) 竹内常行(1968)島畑景観の分布について、地理学評論 41-4、219～240 ページ。
- 21) 川井伊平家所蔵文書「天保五年荒地書上帳」による。
- 22) 前掲 21)「天保三年 遠州豊田郡宮本村指出帳」による。
- 23) 前掲 21)「享保六年遠州豊田郡 反別川成書上帳」による。
- 24) 例えば、前掲 2)、159～177 ページ記載の、上島村一村を取り上げてみても、慶長 16 年、寛文 2 年、

延宝2年、宝永2年、3年、享保10年、寛政6年、文政4年、5年、万延元年、に減免願いが出され、「川成引」や「水損引」が換算されている。

25) 前掲 21) 「乍恐以書付ヲ奉願上候」(天保4年8月)による、

26) 前掲 21) 「乍恐以書付奉願上候」(天保4年12月)による。

27) 袋井市史編纂委員会編・発行(1987)『袋井市史通史編』、627～641 ページ、によると、袋井宿の定宿助 34ヶ村の中に宮本村は指定されていない。それゆえ、定助郷の負担軽減のため、必要時に不定期に助郷として指定されていたと思われる。

28) 前掲 2)、334～337 ページ、「正徳三年本沢村差出帳」による。

29) 前掲 2)、355～357 ページ、「享保二年内野小島村畑作明細書」による。

30) 前掲 2)、337～342 ページ、「中条村明細帳」による。

31) 前掲 22)。

32) 前掲 2)、361～363 ページ、「高菌村明治七年産物取調書上帳」による。

33) 静岡県商工課編・発行(1937)『遠州織物二関スル調査書』。

34) 浜名郡編(1926)『浜名郡誌』、浜名郡役所、381～384 ページ、「東木戸青物市場沿革」による。

35) 浜北市編・発行(1990)『浜北市史通史上巻』、902 ページ、「元和元年貴平村年貢割付関連」による。

36) 岡光夫(1977)綿圃要務解題、山田龍雄・飯沼三郎・岡光夫・守田志郎編『日本農書全集 15』、農山漁村文化協会、412～431 ページ。「綿圃要務」は、大蔵永常(1833)による。

37) 前掲 35)、1009～1010 ページ。

38) 前掲 35)、1004 ページ。

39) 元禄13年の「指上申証文之事」に、「正保時代之御国絵図ニハ当村之儀小郷ニ而御座候ニ付木船新田村と一書ニ仕差上申候然共両村共古来ヨリ別村ニ而御座候今度村切ニ郷高書付差上申候」とある。

40) 現 JR 清水駅の北から、巴川に架かる稚児橋周辺まで、江戸時代の江尻宿の中心地。

清水湊はそれよりもさらに南の、巴川河口付近一体をさすが、明治以降港の発展と共に、三保湾一体にまで港湾機能が拡大した。江尻町と清水町は、周辺村を含めて大正13年に合併、清水市となる。

41) 江戸時代における堤防・護岸・水制を表す「川除」に相当する明治期の用語。明治29年(1896)制定の旧河川法には正式な用語としては記載されていないが、水防活動や河川の土木工事の実務を担当していた静岡県や水防組合の文書類には頻繁に使用されているため、本稿においても採用した。また、混乱を避けるため本稿では江戸時代の堤防・水制工の総称としてもこの語を用いることとした。

42) 江戸幕府八代将軍徳川吉宗の時代に主流となった、紀州出身の井沢弥惣兵衛為永(やそべえ)ためながを祖とする治水方法。それまでの関東流と異なり、乗越堤や霞堤を取り払い、それまで蛇行していた河川を強固な堤防や水制工で固定し、連続堤によって直線化した。その結果、それまでの遊水地を新田開発することが可能となった。

43) 普請に必要な費用を、その河川流域を含む一国全体に賦課する方法。天竜川下流域の場合は、遠江国が賦課対象に相当する。

- 44) 天竜川では天保15年(1844)以降、国役普請での御普請は行われなかったことが幕府により決定されたが、そのほかの御普請は継続された。
- 45) 池田村は天竜川の渡河地点であり、その任に当たる渡方は常に渡船に従事したが、その代わり諸年貢が免除されていた。そのことを示す、天正元年11月11日付の家康判物が残されている。
- 46) 豊田町誌編さん委員会編・発行(1994)『豊田町誌近世編3』、412～414ページ、「渡方江地方ヨリ相掛り候天竜川通御急御普請所之儀二付出入吟味書物」による。
- 47) 天保水防組は、正確には右岸の天竜川東側通御料私領水防組合、左岸の天竜川西側通御料私領内郷水防組合、輪中の鶴見水防組合、掛塚水防組合という4つの組合から構成されていた。
- 48) 天竜川東縁水防組合編・発行(1938)『天龍川水防誌』、29～33ページ。
- 49) 磐田市史編さん委員会編・発行(1991)『磐田市史資料編2』、571ページ、「差上申御請書之事」による。
- 50) 前掲48)、29～33ページ。
- 51) 磐田市史編さん委員会編・発行(1996)『磐田市史資料編5』、585～608ページ、「安政四丁巳正月二日より御触書書留控帳」による。この史料は村の御用留であるため、廻状により触れられた内容は土木工事のみに限らない。
- 52) 前掲49)、116～119ページ。
- 53) 堤防の洗掘を防ぎ基礎部分を補強するために用いられる水制工の一種。木材を桁形に組み、その中に石を詰めて補強する。
- 54) 磐田市教育委員会(1997)『磐田市資料叢書第2集 磐田の絵図』、39ページ、により作成。資料の原蔵は、磐田市浜部川嶋重蔵氏。
- 55) 前掲54)、38ページの年不詳「浜部村絵図」(原蔵者も同じ)では、堀川に沿った部分にいくつか新田の記載が見られる。

第三章 河川改修工事と天竜川下流域への影響

1 内務省直轄河川改修工事

1) 明治初期における政府の河川政策

明治維新とその後しばらく続く混乱期により、河川を統括する政府の機関はめまぐるしく変転する。この章では行政の対応に注目しつつ、天竜川下流域を、明治政府が中央集権的に河川を掌握していく流れの中に位置づける。その一連の流れを把握するため、天竜川において明治 18 年(1885)に着工された国の直轄河川改修工事に注目する。この工事により、天竜川下流域では一応の洪水軽減の効果が見られ、それ以降の地域変容を促進した大きな要因ともなっていく。これらの点に着目しつつ、天竜川下流域の水害頻発期とは異なった特徴を検討していく。

明治維新後、新政府は河川行政を統括する機能を持つ役所として、明治元年(1868)1月に内国事務総督の民政役所を設置する(第Ⅲ-1 表)。この後、河川行政は、太政官民部官土木司、民部省土木司、民部省廃止などの変転統合を繰り返し、明治 6 年(1873)に新たに組織された内務省にその管轄が移される。

この間、明治 4 年(1871)に河川に関する太政官布告として、政府による費用負担ではなく、「民費」による河川工事を行った場合には、その税を軽減することが通達されている。同じ明治 4 年には、大阪において「大阪堤防会社¹⁾」が設立している。この組織は、淀川流域と、その河口部に存在する商港としての大坂港を、水害や土砂の堆積から守る目的を持っていた。それゆえ、流域の農村だけではなく、舟運業者や、大阪港に本拠を置く廻船問屋も参加する大規模なものであったため、政府のいう民費での河川工事を行うことができたと考えられる。さらに、この 2 年後からは政府が地租改正を開始し、税の根本体系が大きく変化する中で、この通達が有効であり続けたかについては疑問が残る。それゆえ、事実上河川の土木工事に関連した最初の法令は、明治 6 年に大蔵省から公布された「河港道路修築規則²⁾」ということになる。

これは、明治 6 年になってようやく河川を中・長期的に概観し、その政策立案や計画の策定、あるいは、それを実行する予算の裏づけが、国・県という中央集権的な構図において一応機能するようになったことを意味している。この規則は明治 9 年(1876)に廃止されるが、明治初期の治水行政の基本となっただけでなく、その後、明治 29 年(1896)に河川法が制定されるまでは、事実上この規則にのっとって河川行政の根幹は機能していた。

内務省は規則公布後、さっそく明治 7 年(1874)には淀川、翌 8 年(1875)に利根川において、国の直轄による治水工事を行った。直轄工事計画では、この 2 河川の施工にとどまらず、国内の主要 14 河川を選定しており、明治 6 年から 19 年(1886)までに順次着工されることとなっていた。この一

第Ⅲ-1表 明治初期における政府の河川管轄官庁の変遷

年・月	治水行政の管轄	関連法令	民間での動き
明治元年 (1868)	治河使		流域の総代として「治河掛」を置く
2年(1869)		治河使(国)の管轄と、堤防の維持・工事は県という分離明記	
6月	民部官 土木司設置		
7月	治河使廃止、民部省土木司に統合		
7月		民部省規則 府県奉職規則	
4年(1871) 2月	民部省土木司に検査掛設置		
		治水条目九ヶ条…堤防取締役をもより郷村から抜擢	堤防取締役の選出
4月	民部省廃止 工部省土木司		
8月	工部省土木寮に改称		
10月	大蔵省に移管、土木寮は営繕寮を併合		
11月		県治条例制定	
12月		県治条例廃止 8ヶ条の規則に	
12月		太政官布告	大阪府堤防会社組織
6年(1873) 8月		大蔵省 河港道路修繕規則制定	
7年(1874) 1月	内務省に移管 内務省土木寮		

(『国土づくりの礎』より作成)

連の計画の第一弾として、淀川の着工をみたのである。天竜川は計画 14 河川の中に含まれており、明治 15 年(1882)に本格着工前の準備工事が開始された。しかし、この当時の治水工事は、舟運の便を優先する、「低水工事³⁾」に主眼が置かれ、堤防や水制工などの洪水防止に重要な設備については、江戸時代からのものを補強、修築することで対処した。これは、明治初期には国内の鉄道網が未発達であり、物資の輸送は依然として河川の舟運に依存していたことが影響していた。国力の増強を図りたい明治政府にとっては、輸送路としての河川の維持が重要な意味を持つことになり、且つ、限られた予算の中で工事を行うには、この方法が最も適していたのである。

つぎに「河港道路修築規則」によって規定された内容を見てみよう。この規則では、河川・港湾・道路を、それぞれ 1 等から 3 等までの等級に類別し、その管理者や経費の費用区分を定めていた。このうち河川については、長距離を流れ、利害が複数の府県に及ぶものを「一等河」とした。そして、工事費用の支出母体が、幕府・藩、流域住民による混在した状況であったものを、官費 6 割、民費 4 割と明確に区分した。治水対策は、政府直轄工事を原則としたが、その目的は先述したように舟運優先の低水工事となったのであった。

一方、「二等河」は、その費用負担は一等河と同様に設定されたが、官費は地方官(府県)が支出するものとし、国が関与することはなかった。「三等河」には市街地や村が複数利害関係を持つ小河川と用排水路が該当し、多くは郡の範囲内にその規模が収まるものであった。三等河も府県が費用を負担したが、この費用は、その利害を有する流域住民に課されることとなった。すなわち、

三等河は、治水計画の策定や工事は府県が主導するものの、その費用負担に関してはこれまでの「自普請」の構造と何ら変わるところがなかった。

しかし、二等河、三等河は、部分的にはあるが高水工事によって河川工事が行われたため、洪水の軽減には大きな威力を発揮することとなった。

このように、中小河川では流域の負担はあるものの洪水が除去され、大河川では引き続き洪水の危険が残ることとなり、地域の対応に差が生じる原因ともなっていた。

2) 天竜川における直轄工事の概要

a. 工事の基本方針

明治17年(1884)に開始された国直轄による天竜川改修工事の着工当初の様子は、『天竜川調査書⁴⁾』の中で言及されている。以下、その内容に沿って工事の特徴を検討していく。

なお、天竜川では、明治末期から再び国直轄による河川改修が開始される⁵⁾。これらは混同を避けるため、一般的に明治17年着工の方を「第一次改修」、明治末期着工の方を「第二次改修」と呼んで区別している。本稿もこの名称に倣って論述を行うこととする。

第一次改修に先立って、明治15年(1882)7月に内務省土木局技師が天竜川下流域に派遣され、量水標の増設と河川の測量が行われた。

二俣町以南の下流域平野に関する詳細な測量は明治17年に終了し、治水計画とその設計図が作成された。その間にも、最も危険と判断された平野北部から中央部にかけての地点を優先的に工事することとなり、上野部(左岸北部)、永島・八幡・一色・中野町・国吉(右岸中央部、位置は第Ⅲ-1図による)において改修工事が着工した。この時にはまだ、天竜川改修の全体的な設計図は完成しておらず、いわば対症的に工事を行っていたこととなる。改修計画は明治18年(1885)、内務省四等技師の沖野忠雄の指揮により完成した。それによると、天竜川全域のうち、時又より北、すなわち、伊那谷地域はその地形から危険箇所は少なく、貨物輸送や利水の規模も少ないため、改修工事は行わないこととなった。

一方、重要なのは下流域平野であり、「二俣町以下掛塚村ニ至ル迄ノ間ハ被害最多キ疆域タルヲ以テ水害防禦ヲ主トシ、傍ラ舟路ノ改良ヲ謀リ、護岸工及水衝強キ箇所ヘ水制工ヲ設クル⁶⁾」こととした。なお、時又から二俣に南接する鹿島までは「航路枢要ノ区域」であるとされ、流路内に存在する危岩暗礁を破砕することになった。この航路改修はすべて国費で行われた。

つぎに、工事の費用負担に注目していく。下流域の河川改修は、調査書によると「水制其他護岸工事ノ内犬走及沈床ハ国库支弁ニ属シ、堤防ハ地方ノ負担」とされており、行われる工事の種目ごとに、費用負担の類別が複雑に決められていた。これは、堤防を工事することによって、直接的に地域が利するためであり、この部分は地方、すなわち県の費用負担が適当とされた。工事予

(明治23年測量5万分の1地形図「見附町」を縮小して使用)

第Ⅲ-1図 天竜川下流域北部・中央部一明治中期一



算は当初総額 61 万 6906 円とされ、明治 18 年から 26 年まで 9 年間の継続事業とされた。このうち国庫からの支出は 45 万 9705 円で、その用途は河道などの改良目的の工事にのみ限定された。堤防の補強や新たな構築は地方費での支出とされ、静岡県から 15 万 7201 円が支出されることとなった。これら国庫、静岡県両者の支出の合計が、当初の工事予算総額となる。両者の支出額の比較からも明らかなように、国が河道と河床の改修に限定して出した金額と、堤防補強用の県の予算とでは、大きな開きがある。県の予算規模では、到底水害を完全に除去できるような堤防を構築することは不可能であったことがわかる。

工事に使用された材料は、木材、石材や、土、芝生などであった。木材は、堤防が水流によって洗掘されないよう、その基礎の部分に埋め込む「粗朶」の、杵組として使用されたほか、川の流れを一定方向に安定させるために設置される水制工の作成にも、欠かすことの出来ない材料であった。用材はすべて中流域の山々から伐採され、その総数は、粗朶用に長さ 2m に規格が統一された丸太で 389 万束が使用されたと記録されている⁷⁾。石材は、丸太で作られた粗朶の木杵の中に積み込まれたり、蛇籠の中に入れて水制工を固定する重しとして使用された。これには、18 万 2300 立方メートルの石が使用され、そのほとんどは上流部から運ばれた。石は工事の後半期になると不足が目立ちはじめ、一時期は上流部の山から切り出す計画も練られたが、たまたま天竜川の全川にわたる増水があった際に大量の玉石が露出したため、供給が間に合ったという⁸⁾。粗朶の杵組みとなる丸太を埋め込んだり、川の中に杭を打つ作業は、舟の上から行われた。工事に使用された舟は長さ 12.6m、幅 2.7m 程のもので、一回の作業では 4 艘以上の舟が並んで、一斉に行った。この他に長さ 9m、幅 1.5m ほどの小舟があり、主に工事資材の運搬に用いられた。

天竜川改修における計画の趣意書によると、工事の進行は、上流から下流、もしくは下流から上流というような方法を採らず、その年の流路状態から最も工事が必要と思われる場所を設定し、その区間から優先的に工事を行うことが指示されている⁹⁾。また、流路を安定させる工事も、攻撃斜面や水勢の強い場所を直接施工することは、技術的にも費用的にも困難であるため、必ずその上流側を施工していくことが示されている。工事以前における天竜川の河況は、例えば、堤防間の距離 1km の間を自由に乱流するため、増水の度にどこが主要な流路になるかわからず、降雨で一時的な増水をみた後に、突然堤防の直下に水勢の強い場所が現れることも少なくないという状況であった。それを、河道として幅 500m に限定し、この中で乱流する分には、どこが本流になっても対応出来るようにしたのが、この改修における河道の安定化であった。これにより、堤防間の差し引き 500m、一方の岸で 250m が「河川敷」となり、通常の水量であれば浸水しないが、増水した場合には「遊水地」として確保できる土地となる利点があった。

第一次改修は、河川改修という大規模工事ではあったが、旧来の堤防をそのまま使用するなど、これまでの治水方法を踏襲していた。しかし、河道に工作物を設置して、安定した一本の流路に固

定するという発想と、それを可能にした技術が、これまでになかった手法であったと位置づけることができよう。

そして、工事区域と、それに関する工事費も柔軟に設定されており、仮に工事中に他の場所で破堤災害などが起き、その被災区間が当該年の施工区間ではなかったとしても、ただちに資材や費用の振り替えを行い、被災区間の復旧工事に当たることとされている。これは、淀川や利根川といった、先に着工されていた河川での経験が生かされているものと思われる。

第一次改修が行われた場所(工区)と、その着工された日付や工期を見ると(第Ⅲ-2図)、最初に着工されたのは明治18年(1885)6月で、右岸の永島・八幡の堤防であった。この区間は、同年4月の天竜川洪水で破堤が発生していた場所であった。明治20年(1887)までに順次着工された区間は、いずれも第1章において確認した、江戸時代以来の水害が多発する「急所」を含んでいたことがわかる。例えば、2番目に着工された上野部工区は、この区間の南で、浜松御領分絵図で見た磐田原台地麓へ向かう本流部分の分岐点が存在していた。

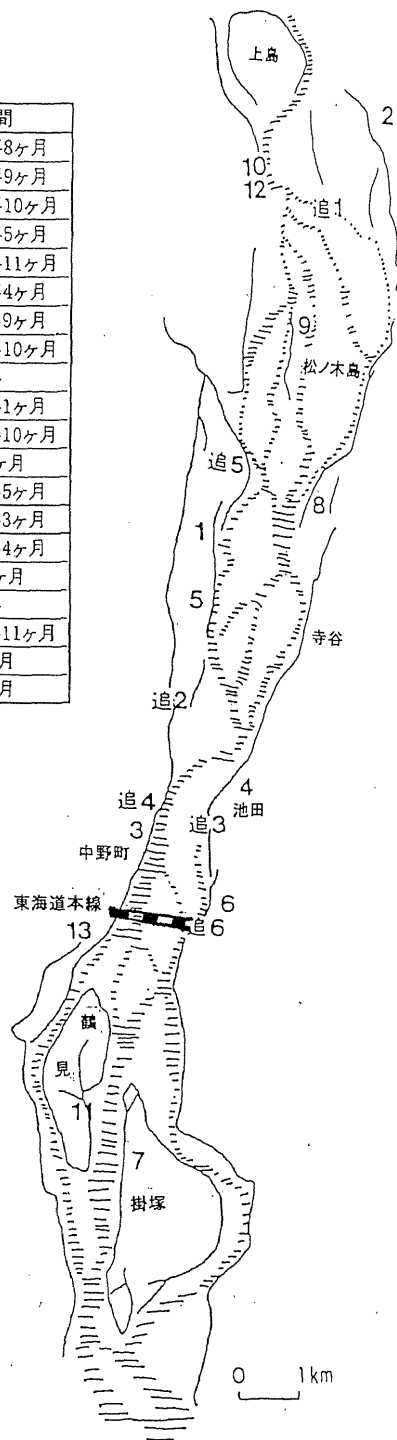
3番目、4番目の一色・中ノ町と、七蔵新田・池田はお互いが対岸に位置する区間であり、中世の本流である七蔵新田方面への旧低水路の存在、本流に突き出した形で存在する池田集落が乗る微高地が形成する狭窄部の存在、そして、それらを江戸時代中期以降、連続堤防で防御していたという、複合的に治水秩序の利害関係が入り組んでいた地点であった。

このように進められた第一次改修であったが、明治22年(1889)9月11日、天竜川が大きく増水し、右岸の中瀬村中瀬、左岸の広瀬村一貫寺・三家の、合わせて1000間の区間で堤防に損傷が生じた。一貫地・三家間は、上野部工区の南に位置しており、磐田原台地西麓に向かう流れが何本か残存する、川中島の集落である。この区間と対岸の中瀬、そして、下流に位置する寺谷、匂坂一帯の当初の工事計画は、

一貫寺と三家との間は洪水の時は水あるも平時は干涸して水なきを以て、幅8間の締切沈床を入れ平水心の元に遷移するを防ぎ、高水は溢流するに任せ三家村地先に至れば流心亦直に堤脚に当るを以て護岸水制とも中瀬村地先と同く50間毎に水制を作り永島村八幡村辺は水勢少しく衰うるを以て上部には60間毎に水制を作り、頭部沈床は長60間となし下部は中部堤塘の終りたる所より低堰250間を築き水制及頭部沈床の配置は中部に同くし寺谷村地先は洪水に際し、三家村の東に於て汎濫したる水、本川との会合点に当り堤塘は流心に向て湾曲す之が為水衝の局部となり防禦甚困難の所とす、故に60間毎に水制を作り頭部沈床も亦連続せしむると雖其下部は平水心の匂坂村地先に汎濫するを防ぐが為、沈床を作ること500間上層には石張をなせり

(「天竜川流域著調査書」¹⁰⁾)

番号	区間	工事種類	着工年月	竣工年月	期間
1	永島・八幡	制水・護岸	18.6	27.3	8年8ヶ月
2	上野部	制水・護岸	18.11	27.2	8年9ヶ月
3	一色・中野町	制水・護岸	19.5	27.3	7年10ヶ月
4	七蔵新田・池田	制水・護岸	20.4	26.9	6年5ヶ月
5	倉中瀬・末島	制水・護岸	20.4	27.3	6年11ヶ月
6	森本・仁兵衛新田	制水・護岸	20.11	27.3	6年4ヶ月
7	東大塚・掛塚	制水・護岸	21.6	26.3	4年9ヶ月
8	寺谷	制水・護岸	22.5	27.3	4年10ヶ月
9	一貫地・三家・松ノ木島	制水・護岸	23.3	27.3	4年
10	中瀬	制水・護岸	23.3	27.4	4年1ヶ月
11	西大塚・老間	制水・護岸	23.5	27.3	3年10ヶ月
12	中瀬	護岸	26.4	27.3	11ヶ月
13	半場	床固工	26.4	27.9	1年5ヶ月
14	時又・鹿島	危岩破碎	23.12	27.3	3年3ヶ月
追1	一貫地	制水・護岸	30.4	31.8	1年4ヶ月
追2	末島・常光	制水・護岸	30.6	31.5	11ヶ月
追3	池田	制水・護岸	30.8	31.8	1年
追4	富田・一色	制水・護岸	30.12	32.1	1年11ヶ月
追5	高菌	制水・護岸	31.8	32.1	5ヶ月
追6	森本	制水・護岸	31.8	32.2	6ヶ月



第Ⅲ－2図 天竜川における第一次改修の施工状況

(『天竜川－治水と利水－』より作成)

- 1) 図の数字は、表の数字に対応する。
- 2) 番号欄の「追」は、追加工事を示す。

となっており、この流れを完全に締め切ることはせずに洗堰を設け、ある程度の増水は今までの流路を伝って磐田原台地方面に流すという工法で進められた。

しかし、明治 22 年の洪水によってその計画が破綻し、護岸工事を中心とする工法、すなわち、高水工事に切り替えられた。これにより、三家とそれに南接する松ノ木島、対岸の中瀬の従来の堤防を削り取り、川幅を拡幅した。このため、35 町の民有地が河川敷に転用され、土地の所有者には移転料が払われることとなった。工事の変更は当初の内務省の意図とは違っていたと見え、まず明治 22 年の 10 月に静岡県知事時任為基から、内務大臣山県有朋宛に、洗堰工事から流路締切と堤防新築工事への転換願が出された。10 月 22 日に内務省土木局長は、小林五等技師に静岡県知事の要望に関する意見を求め¹¹⁾、10 月 24 日にはそれを了承する旨が確認されている¹²⁾。

このように例外ではあるが、当初の計画では対応しきれないような不測の事態が生じた場合には、国は一部区間ではあるが、その計画を変更することもあった。しかも、それが国の一方的な予定変更ではなく、現場などの要望をくみ取った上で判断した県の要望によって行われていたのであった。

b. 工事の終了と追加工事

護岸と川道安定の水制工事が最後に着工された区間は、西大塚・老間の、鶴見輪中を挟んだ天竜西派川の一角であり、明治 23 年(1890)5 月から開始された。また、それぞれの区間の竣工年月を見てみると、最も早く竣工したのは 7 番の東大塚・掛塚間で、掛塚輪中の西側、天竜川本川の左岸堤防であった。その 3 ヶ月後に七蔵新田・池田間が竣工するが、その他の区間は軒並み明治 27 年(1894)3 月、すなわち、9 年継続事業の最後にあたる明治 26 年度末まで工事を行っている。中には、10 区の中瀬や、13 区半場での床固工の施工区間で、年度末を越えても工事が終了していない部分も見受けられる。これは、工事資材の調達が滞り、計画通りに終了することが出来なかったことが影響していた。

工事の遅延は下流域にも影響を与えていたことがうかがえる。つぎに示す史料は、第一次改修工事が終了した翌年にあたる明治 28 年(1895)に、西縁水防組合で追加予算の支出を行う際に、それがなぜ必要なのかを示した、会議資料である。これには、以下のように書かれている。

第三号

天竜川西縁堤防ノ内豊西村大字末島其他改修堤築造ニ付キ国庫及地方税金額ヲ以テ支出スル予算ヲ告ケ予期ノ工事施行スルヲ得サルニ付キ潰地ニ関スル土地ノ寄付ヲ勧誘セントス、依テ其委員二名ヲ選挙シ其旅費日当ハ水防委員長ノ例ニヨルト雖モ別ニ手当トシテ一日金五拾銭ヲ支給ス

(「天竜川西縁水防組合明治三十年一月二十七日決議書」¹³⁾)

すなわち、豊西村の末島では、第一次改修が最終的に予算不足となり、計画通りの工事が出来ぬまま未完で終わってしまったのである。おそらく予定では、川幅の拡幅を図り、新たな堤防を従来の堤内地側に築くため、潰地となる民有地が選定され、その保障代についても当初は国や県が支払う予定で工事を進めていたのであろう。しかし、計画通り進まずに新堤防の築造が中断されてしまった。困った水防組合は、その土地を寄付してもらうことで決着を図ることにし、水防委員の中から2名を、土地所有者との交渉役にするため、選挙を行うことになったのである。

第一次改修は、このように一部には「やり残し」のような部分が存在していた。しかも、改修工事中に複数回にわたり天竜川の増水を受けたため、そのような場所の応急工事を優先し、本来の施工区間における洪水対策の効果に疑問が残る部分も存在した。

この工事では、明治18年(1885)の段階ですでに着工されていた永島・八幡や、上野部においても、竣工は明治27年(1894)3月と、終了予定期間間際まで工事を行っていた。この2区間では、8年以上の年月をかけて、堤防工事を行っていたことになる。一方、着工の遅かった西大塚・老間間ではその期間は4年に満たないものであり、着工区間によって、工事期間に大きな差が生じていた。

工事区域のおおよその位置を図示した第Ⅲ-2図に再び注目すると、第一次改修の工事区間は明治30、31年(1897、98)に行われた追加工事を含め、主として平野中央部に集中していたことがわかる。一方、南部の輪中地帯では、西派川が、左岸の西大塚・老間(11)のみであり、本川も左岸の東大塚・掛塚間(7)のみである。東派川に関しては、第一次改修では工事が一切行われていない。なお、掛塚輪中については、後に検討する。

北部や南部において工事箇所が少ないのは、この区間において大規模な河川改修を行うことが、幅の狭い輪中間の分流路を広げる工事、すなわち、大規模に集落や農地を削って河川用地にすることを意味するからである。第一次改修では、大規模な集落移転や、農地買収を予期した予算が策定されておらず、結果的に南部では、既存の堤防を補強する程度の、いわば「対症療法」による改良しかできなかった事が影響しているのである。

c. 下流域南部での工事とその限界

南部の鶴見輪中西側を流れる西派川は、当初の計画では次のように改修することとなっていた。鶴見・掛塚両輪中付近の景観や、各大字の位置関係は、第Ⅲ-3図によっている。

再び、『天竜川調査書』より引用してみる。

此所より以下本川は三派に分流し西派は金折村にて兩岸田堤の間即幅 80 間ありと雖全く流水面の幅は 4~50 間に過ぎず、此派川を締切るが為め半場村と鶴見村の間に長 200 間の新堤を築設し、又中流の幅を広め大塚村の地先に於て幅 100 間を切取り新に堤塘 230 間を建築す、此新堤は洪水の時に際し水衝場の突激を防ぐ為め護岸工を施し頭部沈床は各長 60 間とす 鶴見村の東より老間村の南に至る間は護岸に水衝強き局所は水制を作り頭部沈床を設け十郎島飛地は出水毎に堤防流出する所なるを以て地所を買上げ堤防を再築するを禁じたり 而して十郎島の旧堤及地所流亡し盡すと雖西派に溢れたる流水の水衝を防ぐ為め芋瀬村地先より弥助新田地先に至るの間護岸沈床水制頭部沈床等を作り、弥助新田地先より南には 600 間の沈床を作り低水を防ぎ上層石張を為し流水の方向を定め河口に於ては航路の変更を防ぐものとす

計画によると、当初は半場・鶴見村間に、長さ 200 間の西派川締切堤防を作る予定であったことがわかる。計画の立案は河川工学に精通した内務省の技師達であったが、堤防に関する予算の支出は県の担当となった。それゆえ、少ない予算額では工事を行うことが出来なかったのである。

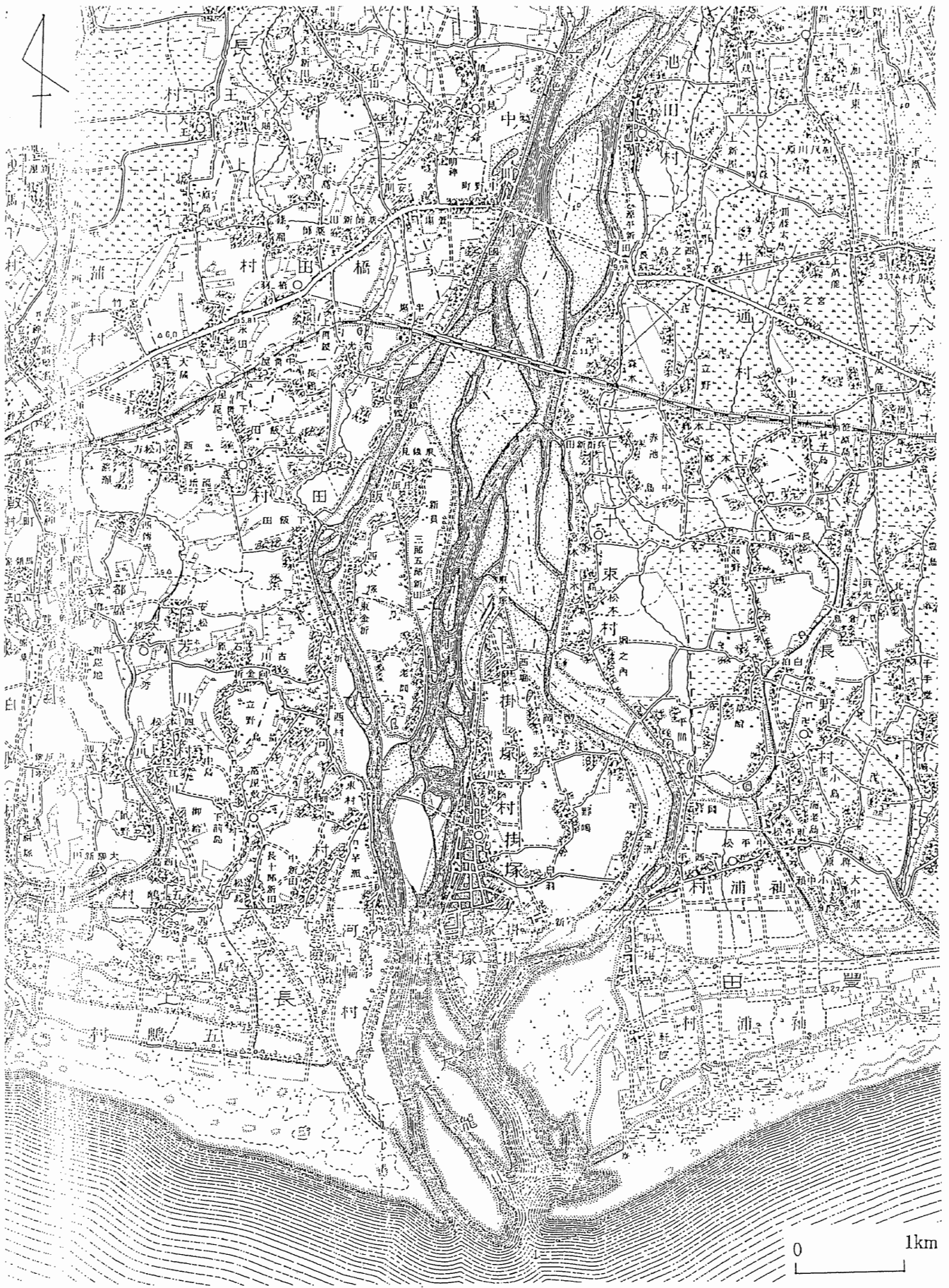
また、輪中地帯では、当時河口部に存在する掛塚が、天竜川を流れ下ってきた材木を中心とする物資の積み出し港になっていたことも影響し、治水を優先した河川改修が行えなかったことも予想される。ここにも、舟運路に配慮して治水一辺倒の河川管理を行わないという、この当時の政策が反映しているのである。

南部での不十分な河川改修は、流域の住民も認識していた。以下の史料は、『十束村誌¹⁴⁾』に記された、左岸に位置するこの村での、明治 44 年(1911)水害に関する被害状況である。この水害については後の章で述べるので、ここではその一部を検討するに留める。史料では、左岸各地での浸水状況が書かれた後、十束村付近の自然状況に触れ、次のような記述がみられる。

而して天竜川鉄橋以南に於ける所謂三川に分流し川幅之れを併すときは800余間なるにも不拘末流掛塚町地内の川幅東西両川を併するも500間以内に過ぎず。

是即ち下流を括りて上部を解放すると均しり。満水に際しては森本以南十束袖浦は恰も袋の形となり其の危険の虞れあること地形の然をしむる所なり、故に掛塚町に於ける上流より下流に至る川幅を改修し併せて加工を浚渫するに非らざれば洪水の危険を免るることを得ざるなり。故に鉄橋以南を直線に改修すると同時に東西の分流を締切、川幅を拡張するときは流身の方一定し土砂堆積を浚渫せしむると共に掛塚港湾頭河口排除を充分ならしむことを得べし

第一次改修からは 20 年以上が経過しており、その頃よりも河道の様子に変化が生じていたり、史料そのものが明治 44 年水害に関する記述であることを考慮に入れる必要がある。しかし、この記



第Ⅲ-3図 鶴見輪中・掛塚輪中とその周辺—明治中期—
 (明治23年測量5万分の1地形図「見附町」「掛塚」を使用)

からは、十束村が所在する天竜川下流域南部での、地形条件に起因する水害の危険性が指摘されており、これはどの年代にも共通したものであったことがわかる。具体的には、東海道本線の天竜川鉄橋付近では、天竜川の川幅は 800 間であるが、掛塚付近まで来ると、東派川、本川、西派川の三本を合わせても 500 間しかない。これは、上流部が広く開いているのに下流部で狭い、いわゆる狭窄部を意味しており、しかも森本・十束・袖浦と続く、天竜川東派川の左岸一帯が地形的に攻撃斜面に位置するため、最も危険が及ぶ場所となってしまっていると認識されている。その解決策として、掛塚町付近の川幅を広げ、河口を浚渫して排水を良好にすること、すなわち、東海道本線鉄橋以南の天竜川を直線的に改修し、東西の分流を締切り、本川の川幅を拡張することを主張している。この計画は、天竜川第二次改修においてようやく実現するのであるが、水害の根本的な除去は、分流の締切と本川の拡幅がなければ達成出来ないことを、すでに住民も認識していたのであった。

3) 工事の内容から見た直轄工事の特徴

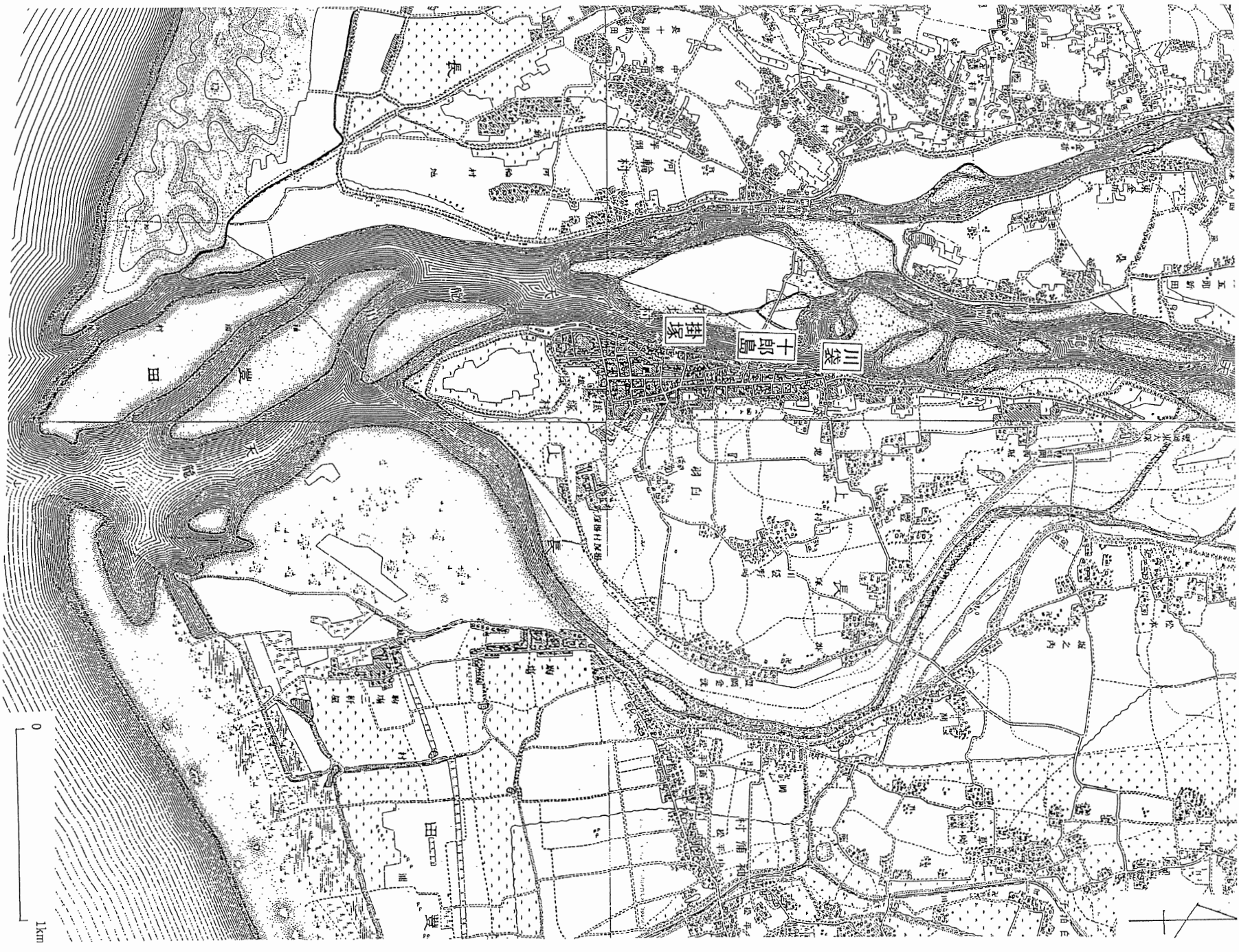
a. 掛塚輪中における工事の種目と施工区間

第一次改修によって施工された工事の詳細について、掛塚輪中を事例として検討を行う(第Ⅲ-4図)。掛塚やその周辺は、先述したように第一次改修では「狭窄部」が解消されず残存した区間であり、この地点の工事を見ることにより、それら治水の矛盾が鮮明となる。また、平野北部や中央部の工事区間は先に着工されているものの、工事半ばで天竜川増水の被害を受けて計画変更を余儀なくされたり、先に災害復旧を優先するため、当初から計画されていた工事の全容を明確にするのが難しい。それに比べ、掛塚付近は短期集中型とでもいえる工事期間設定となっており、ひとつの工区における工事の性格を検討するには適当であると考えられる。

はじめに一覧表のうち(第Ⅲ-2表)、明治23年(1890)に行われた工事を事例として、工事種目や区間の地名に言及しつつ、その特徴を見ていくこととする。

本表では、行われた工事の内容を示す工事種目と、その距離及び区間が判明する。工事種目によると、堤防本体の工事も、その位置によって分類がなされており、「堤」は川の流れに面した側を、「堤裏小段」は反対側、すなわち、堤内地側に設けられたのり面の水平部分¹⁵⁾を表している。また、「上置」とは堤防のかさ上げ工事のことである。それゆえ、「堤上置」、「堤裏小段上置」とある場合には、前者は堤防そのもののかさ上げを意味し、後者は堤内地側の、のり面をかさ上げしていることとなる。そして、「上置」の文字が付かない、たとえば「堤防裏小段」とだけ書かれているものは、補強工事や芝の張替えなど、特に堤防の高さや幅を変えない工事が行われていると考えられる。

それゆえ、例えば川袋の小字「天王西」では、46間の長さに渡って「堤裏小段」の補強が行われ、同じ長さの分、おそらくは堤防直下に存在していた用水路などの「掘合埋立」が行われた。これは、



第Ⅲ-4図 掛塚輪中一明治中期一
 (明治23年測量2万分の1地形図「見附」「浜松」「袖浦村」「五嶋村」を縮小して使用)

第Ⅲ-2表 天竜川第一次改修における掛塚付近の施工状況—明治23年～27年(1890～1894)—

年次	工事種目	工事延長	施工区間
明治23年 1890	堤裏小段上置	12間3尺	本町十郎島境～鈴木重郎屋敷
	堤上置	61間	川袋山田民次郎東～小笠原松吉屋敷
	堤上置	20間2尺4寸	川袋松林寺西
	堤上置	90間	川袋小笠原松吉屋敷境～天王前
	堤裏小段	46間	川袋天王西
	堀合埋立	46間	川袋天王西
	堤裏小段	15間	西堀善八西
	堤上置	49間	西堀善八西
	堤裏小段	80間	西堀新次郎門～塚樋南
	堤裏小段上置	50間3尺	西堀雄照寺西裏
	堤裏小段上置	49間3尺	東大塚
	堤裏小段	42間3尺	西堀神谷長四郎東
	堤裏小段	58間	西堀神谷長四郎東より下
	堤裏小段	100間	敷地17番出～22番出
	堤裏小段	58間	敷地諸色小屋～板屋河岸
	堤裏小段	52間	敷地29番出～31番出
	堤裏小段	24間	敷地34番出～35番出
	堤上置及び下築	26間	敷地35番出～36番出
	堤上置	41間	敷地36番出～37番出
	堤上置及び下築	50間	江口37番出～渡船場
	堤上置	7間	江口宮東より下
	堤上置及び下築	61間	江口宮東より下同所続き下
	堤裏小段	58間	江口大石五平屋敷前
	堤裏小段下築杭埋立	11間3尺	江口大石五平屋敷前
	堤上置	181間	江口大石五平屋敷前
	堤上置	121間	東町造船所～糶屋宅地
	堤上置及び下築	28間	東町造船所～糶屋宅地続き下
	堤上置及び下築	203間	糶屋宅地続き下～川普請所
	堤上置	59間	川普請場境より下
	堤上置	152間3分	川普請場境より下続き下
	堤裏小段	115間	川普請場境より下続き下
	水中埋立	7間	川普請場境より下続き下
	堤上置	48間	前新田水門
	堤下築	48間	前新田水門
堤裏小段	64間	前新田水門続き下	
水中埋立	6間	前新田水門続き下	
堤裏小段	16間	前新田25番出上	
出元上置	18間	十郎島1番出	
出元上置	18間8分	十郎島4番出	
出元出先	23間	砂町9番出	
出下築	8間5分	砂町9番出	
出先・出先下築	11間	中町回漕店西出	
出先上置	38間3尺	中町回漕店西出	
明治24年 1891	堤裏小段	59間4分	川袋天王南
		(85円14銭)	
	(潰地)	(3畝3歩)	川袋天王南
	(家屋移転料その他)	(44円99銭)	川袋天王南
	堤上置	-	前新田
	堤添築	-	前新田
	堤添築	-	龍光寺
	堤崩壊修繕	-	前新田
堤新築箇所竹植付	-	前新田・龍光寺	

年次	工事種目	工事延長	施工区間
明治25年 1892	堤上置	87間9分	本町松山千代吉西より下
	堤埋立	25間	本町香集寺西
	堤埋立	8間	川袋伊三郎西
	堤裏小段	45間	川袋松林寺西
	堤埋立	23間	川袋長谷八郎西
	堤添築	26間	川袋長谷八郎西
	堤埋立	22間	川袋小笠原角十南
	堤添築	30間	川袋天王前
	堤裏小段	85間	西堀鈴木長太郎西
	堤裏小段	30間	敷地26番出先
	堤添築	28間	敷地28番出下
	堤添築	84間	敷地34番出上
	堤上置	22間	敷地34番出下
	堤裏小段	16間	江口山田八東
	堤添築	16間	江口宮裏
	堤上置	42間	掛塚造船所東元切所
	堤上置	46間	龍光寺6番出～7番出
	堤裏小段	38間	龍光寺7番出～8番出
	堤表小段	18間	龍光寺8番出下
	堤表添築	26間	龍光寺8番出下続き下
堤裏小段	28間	前新田塚樋東	
堤添築	55間	前新田西側	
堤上置	80間	前新田西側松の木下より下	
明治26年 1893	堤小段修築	-	龍光寺池埋立・敷地伊東村一郎裏
明治27年 1894	堤切所復旧工事	-	龍光寺
	堤塘水防予備石備付	-	前新田

(『掛塚村誌』より作成)

1) 明治24, 26, 27年の工事は、施工区間の長さが不明

堤内地側の堤防が増強されるのに伴い、下を並行して流れる用水路などの位置も変更しなくてはならなくなり、その付け替え工事を示しているのではないかと考えられる。また、西堀の「善八西」という場所では、堤裏小段の補強工事が15間行われ、さらに堤防のかさ上げが49間の長さに渡って行われていた。

一方、工事の内容では、「下築」や「下築杭埋立」、「水中埋立」などが注目される。これらは、堤防が洗掘されないように基礎部分を固めたり、河道を安定させるために「河川敷」を造る工事であった。これら作業には、前述したように川の中に並べた作業舟が活躍したことであろう。

この他工事種目には「出元」、「出先」、「出下」などが見られ、これらは「出し」、すなわち、堤防から接続して、堤防そのものに強い水流が当たるのを防ぎ、流れを中央方向に仕向けるために設置される水制工に関連した工事である。これらが国が費用を負担する、河道の改善を目的とした工事に相当する。すなわち、掛塚において明治23年に着工された数々の工事のうち、種目に「下」、「水中」、「出」が付く工事が、国庫負担によるものと考えられる。試みに、前新田付近の「下」、「水中」に関する工事と、十郎島1番出から並ぶ、「出」の付く工事について、その合計した長さを算出すると、171.6間ということになる。一方、工事区間全体ののべ施工長は2080間になり、国庫支出の工事は施工区間の比率からすると、全体のわずか8%に過ぎなかったことがわかる。

しかも、国庫支出による工事が集中する、十郎島から砂町、中町にかけては、この周辺の中で最も人口の密集度が高い掛塚の町場であり、宅地が堤防に接して密集する区間である¹⁶⁾。明治22年(1889)に東海道本線が開通しているとはいえ、工事はその翌年であり、掛塚は依然として材木を中心とする上・中流域からの物資集散地として存在していた。それゆえこの堤防付近には上流から筏に組まれ流れ下ってきた大量の材木が横付けされ、堤防に近い場所には製材工場が立地する景観が見られた¹⁷⁾。当時の様子は、一覧表の工事区間からも知られ、例えば掛塚の中町における出しの工事では、「中町回漕店西出」とある。すなわち、水制工の設置場所を示す目印として、廻船問屋の店が選ばれているのであった。

掛塚での国庫支出による工事のうち着工1年目は、この区間の河道改良を行ったのみで、輪中に存在するその他の治水の急所には、工事が及んでいなかったことが判明する。しかし、県が主導する堤防のかさ上げや補強は、いくつかの地点で、以前からの急所を改良していることが見てとれる。その一つが江口地区で行われた工事であり、堤防全体のかさ上げと基礎の強化、ならびに堤防裏側のり面と基礎部分の補強が行われていた。江口は、掛塚輪中の東側、すなわち、天竜東派川の右岸に位置し、この対岸は、第Ⅱ章で見た天保水防組の東縁下組が活動の担当区域とした、岡村などの一体が存在していた。本表の資料では、岡を含む、十束村での工事の様子が判明しないので詳細は論じることができないが、これはおそらく攻撃斜面となる対岸の工事と連動して行われていたことが予想される。

このように、着工1年目の掛塚輪中における第一次改修では、内務省直轄とはいえ、実際に国庫から支出される工事の規模からすると全体のわずかな量でしかなく、しかも掛塚の河岸付近を改良するに過ぎなかった。一方、県の支出する堤防補強は輪中全体で施工されており、掛塚輪中では川幅の狭い河床の改良よりも、堤防本体に工事の重点が置かれていたことがわかる。

b. 工事費用の増減と地域への影響

掛塚輪中での着工2年目にあたる明治24年(1891)には、工事箇所が著しく減少し、川袋天王南、前新田、龍光寺の3カ所で工事が行われたに過ぎない。なお、史料ではこの年に関してのみ、支出された金額が判明する。それによると、「川袋天王南」での堤裏小段工事、59.4間には、85円14銭が支出されている。興味深いのは、同じ字内で、「家屋移転料」と潰れ地に関する保証代が含まれており、この2つの合計金額は約70円となっている。この土地に関する支出は、この年掛塚輪中で行われた工事では、二番目に費用の高いものであった。このことは、明治24年には多くの費用がかかる大規模な工事が行われなかったことを示している。これは、前年の各工事種目の合計が43地点であったのに対し、この年は僅か6地点であることから明らかである。また、工事はいずれも堤防本体に関するものであり、国庫負担の流身改良は行われていない。

また、明治24年は下流域北部での洪水被害により、改修計画よりも被害地点の復旧に重点を置いて工事を行った区間が存在していた。おそらく、こういった工事を優先するため、掛塚での計画が後回しになったことも考えられる。工事の趣意書にみられた、工事の優先順位や、資材・予算の融通性が、このような形で掛塚輪中での工事に影響していたのである。

つぎに明治25年(1892)以降について見てみよう。この年は施工区間が増加し、23地点となった。しかし、その施工区間に注目すると、これまでと同様に天竜川本川の左岸、すなわち、掛塚の集落付近の堤防を中心としていたことがわかる。一方、西派川側では、前年と同様に江口付近の堤防を補強している。しかし、その長さは、2カ所の合計で僅か32間ほどであり、本格的な河川改修とはほど遠い状況である。この後の明治26年(1893)には龍光寺、敷地の2カ所が施工されたに過ぎず、翌27年(1894)の、おそらくは第一次改修の予算額で行われた最後の工事は、龍光寺での増水で損傷した堤防の修復と、「堤塘水防予備石備付」という、水防資材の据付工事のみで終了していた。このうち龍光寺での堤防復旧は、当初から計画されていた工事ではなく、水害発生により応急的に行われたものであり、これを除くと、27年は水防資材を揃えただけという、およそ河川改修工事とは程遠い内容に終始していた。このようなことから、すでに明治26年から27年にかけては、当初から大きな工事を意図していたのではなく、極めて予算消化的な意味合いが強い中で、施工が進められていたものと考えられる。

掛塚輪中での第一次改修の内容からは、以下のことが判明した。

工事は、明治23年から開始されていたが、多くの施工区間を設定し、改修を進めたと認められたのは初年度と、その2年後の明治25年の2年間であった。その他の年には、工事区間の設定も少なく、しかも施工された距離も短い、極めて小規模な工事であった。また、国庫補助となっている河道の改良に関する工事は、初年度の明治23年に堤防の基礎や「出し」の補強が行われたのみで、その後は一切行われることはなかった。

掛塚輪中とその周辺は、従来までの川幅を維持して改修工事を行っても、その効果は薄く、根本的な水害除去にはならないという複雑な自然条件を持つ場所である。それゆえこの区間では、国は工事費用の負担に関しては及び腰であり、治水工事の矛盾点が予算規模や、工事種目にも現れる結果となっていた。

2 土木工事専門業者の進出

1) 工事請負人の存在とその特徴

本項では、第一次改修のうち実際に工事を行った組織に注目し、その形態や予算を掌握する国・県との関係を見ていくこととする。

天竜川右岸で組織された西縁水防組合が作成した工事代金の出納簿には、工事種目ごとの領収と受渡が記載されている¹⁸⁾。この帳簿からは、国や県が捻出した工事費用を、工事が進捗するごとに水防組合が分割して「領収」し、それをどこに「受渡」したかが判明する。本稿ではこのうち受渡先、すなわち、実際に工事を担当していた組織や人物に注目する。なお、この帳簿は西縁水防組合が管轄した部分であるため、天竜川の右岸工事に限定される。しかし、明治17年(1884)の緊急工事区間として、永島・白鳥・八幡・中野町・国吉付近が挙げられていたことから明らかなように、右岸の各工区とも、受渡先となる組織が重要な治水工事を担っていたことは間違いない。

また、受渡先の一つには水防組合自体の名が存在する。これには「鷹森真司」という名前が記載されており、この人物は西縁水防組合の組合長であった¹⁹⁾。すなわち、国や県が費用を負担した工事のいくつかは、水防組合の手によって施工されていたのである。これは、江戸時代以来の幕府・藩が費用負担する「御普請」を、組合に加入する流域村の人夫が担っていた構造と共通するものであると考えることができる。

江戸時代には、普請のすべてが組合内で完結する構造であったが、ここではそれとは別の存在が確認できる。それが、複数の請負人の存在である。なお、出納簿が作成されたのは工事期間中の明治時代中期である。現在までその帳簿は史料として保管されているが、記載方法が現在とは異なり、かつ、省略して書かれている部分も多いため、筆者の調査当時の建設省地方工事事務所の職員であっても、かなりの部分が判別不能であり、その全体像は残念ながら明らかにすることは出来ない。しかし、区間とその工事種別、そして、請負者がわかる部分も存在するので、その一覧表(第Ⅲ-3表)から検討を行ってみたい。

工事区間は、中瀬地区から、南部は河口に近い河輪村芋瀬まで、右岸のほぼ全域に渡っている。工事内容には、築堤や堤防の上置の他に、床堀工事も含まれており、単に堤防のかさ上げに関する工事だけではなく、ある程度の土木技術を必要とする河床や堤防の基礎部分の工事も行っていた。請負人は、これら工法に関する技術的な裏付けを有していた人物であったことがわかる。しかも、これら工事は国庫から捻出される、河道改良を目的とするものである。請負人は、国、県のどちらが管轄する工事にも参加していたのである。

つぎに、請負人に注目すると、ほとんどの工事に長谷川栄三郎という人物が登場している。また、請負は単独ではなく、多くは複数の人物によってなされていたことがわかる。その人物として、長谷川を筆頭に、堀内平四郎、大箸五郎作、佐藤平次郎の4名が確認でき、この区間の工事では、ほとんどこの4名が独占していたとも解釈出来るほどである。

4名は、いずれも居所が確認できる。それらを順に列挙すると、長谷川は竜池村高藪、堀内は掛塚村豊岡、大箸は広瀬村一貫地、佐藤は十束村平間であった。このように、請負人は天竜川下流域に居住しており、しかも全員が居住地区に天竜川本流の堤防を抱える、まさに天竜川の間近に

第Ⅲ-3表 天竜川第一次改修における工事個所と請負人—明治26年(1893)—

区間	工事種目	請負人	その他
中瀬村中瀬	上部築堤	長谷川栄三郎 佐藤平次郎 堀内平四郎	
	下部築堤	長谷川栄三郎 佐藤平次郎 堀内平四郎	
中瀬村中瀬	上部床堀	堀内平四郎 佐藤平次郎 長谷川栄三郎 大箸五郎作	
中瀬・永島間	床堀	長谷川栄三郎 大箸五郎作	
	改修堤	長谷川栄三郎 大箸五郎作 堀内平四郎 佐藤平次郎	
	改修堤工用丸石	大箸五郎作	材料調達
竜池村永島	床堀	長谷川栄三郎 大箸五郎作	
竜池村八幡	改修堤上置に関する堀割	長谷川栄三郎 堀内平四郎 大箸五郎作	
豊西村倉中瀬	改修堤	長谷川栄三郎 大箸五郎作	
中ノ町村中野町	改修堤	鈴木紋蔵	見積の提出者
河輪村芋瀬	改修堤	佐藤平次郎	代理大箸五郎作
河輪村3ヶ所	改修堤	東海組	会計大箸五郎作受取

(天竜川西縁水防組合「明治二十六年 改修工事請渡金高帳」より作成)

居住している人物なのであった。古い時代にはこれらの村々は川附村とされており、自身や家族が、何度も天竜川の水防活動や、堤防補修工事に参加した経験を有していたことであろう。

一方で一回だけ、これら4名とは異なる人物が堤防工事の請負に登場している。中野町の改修堤工事に関して、見積書を提出した鈴木紋蔵という人物がそれである。ただし、鈴木が何者かであるのか、そして、中野町の工事も「見積」とあるのみで、実際にこの鈴木が請け負ったのかどうかは判明しない。しかし、彼の居所は竜池村高菌であり、これは長谷川栄三郎と同じ大字ということがわかる。このことから、もし、鈴木が長谷川とは別に土木業を興して工事に参入している場合でも、その反対に長谷川と同調している場合でも、高菌地区には長谷川を含め二人の土木関連業従事者が存在していたことになる。これは、それだけ土木業への需要が大きかったことを意味していると考えられる。

また、長谷川栄三郎に関しては、『社団法人天竜建設業協会30周年記念誌²⁰⁾』の中に、以下のような記述が存在する。

明治9年祖父長谷川栄三郎が、静岡県29小区豊田郡高菌村(浜北市高菌)に土木・建築請負業、長谷川組を創立、また、明治26,27年頃には、秋山錠次郎(秋山組の先々代)と共同して東海組を設立。28年には小松金之丞も参画し、大きな勢力を張った。

後年二俣に移ると、先代の天竜土建工業社長長谷川栄治郎が長谷川組を継承、昭和19年5月に企業整備令が施行され、天竜土建工業(株)を組織、斉藤組、小笠原組、鈴茶組、大貞組、森下組、寺田工務店、神田組、丸久組、和田組が加わる。

(中略)

秋山錠次郎は、明治22年2月、人夫出しを中心に秋山組として天竜川流域の内務省直轄工事を手がける。秋山組は豊岡村下神増(番地省略)

秋山組については、後で検討することとし、ここでは長谷川栄三郎の動向に注目してみよう。

長谷川組は、明治9年(1876)から土木、建築請負業として活動を行っており、おそらく天竜川下流域ではこの頃から土木関係の業種を、専業に近い形で営業する組織や人物が存在していたのであろう。

また、昭和19年(1944)になると、戦時下の統制令により、この地方に存在していた複数の土木業者が天竜土建工業(株)として統合された。ここに記載された業者のうち、明治期に「東海組」となる長谷川組と秋山組以外については、その設立年次を明らかにすることはできない。ただし、森下組、神田組、和田組などは、天竜川下流域に存在する集落とその名称が一致しており²¹⁾、組織の中心者の出身地であったか、あるいは、その当時も集落内に所在していたことが予想される。また、小笠原組は掛塚輪中の川袋地区に存在し、現在でも操業を行っている。正確な創業年は不明であるが、大正期に開始される天竜川の第二次改修では、掛塚周辺の堤防工事などでその名が見られるので、それ以前から河川工事を含む土木工事に参画していたことは間違いないと思われる。

土木業者の合併に関して、再び一覧表の検討に戻る。そのうち、河輪村での改修工事に、「東海組会計大箸五郎作」という記述が見られる。すなわち、大箸も、長谷川と秋山が共同して設立した東海組に明治26年以降加わり、引き続き第一次改修にかかわっていたのである。また、堀内平四郎は、明治18年(1885)の治水土功会の会員にその名前が見られる²²⁾。この会については後述するが、水防組の機能を引き継ぐ組織であり、おそらくはその役員として名を連ねる堀内も、堤防の普請経験が多かったことが予想される。

また、河輪村芋瀬の床堀工事は、佐藤平次郎が請け負っているが、このときはどういう事情があったのか、受渡にはその代理人として大箸五郎作が記されている。佐藤は、東海組への参加は確認出来ないので、十束村において単独で土木業を営んでいた人物と考えられる。しかし、工費の受渡には大箸が訪れており、これら請負人は、組織的な連帯を持ちつつ、それぞれが工事の請負

と施工に従事していたものと考えられる。

2) 工事契約とその特徴

国費、県費による工事はどちらも、設定されている予算の年度内での消化と関連するため、終了時期が厳密に設定される。

先項でみた、4名の請負人たちは、工事に際して、以下のような誓約書を提出している。「工事請負ニ係ル条件ヲ誓約スル事左ノ如シ²³⁾」として記載された内容を書き出してみよう。

- 一 工事請負に係る総て事業は何人か従事するも私共連帯其責に任す
- 一 請負金額は工事落成の上官庁之受渡を万したる上其今に対し計算するものとす
- 一 請負に係る工事は如何なる天災時變に遭遇するも必規定因を竣工すべし
- 一 工事着手及竣工期限に経過し工事請負規定及心得書に違背する場合は請負金額に対し
1割2歩を以て之●出且本県庁土木工事請負規則に依り処分せらる
- 一 前項の場合に於ては既定工事に対し請負金額を減額せら(後欠)
- 一 工事目論見仕様帳土木工事工用品受負規則は本県庁の規則を堅守し工事心得書は別記之
通遵守すへき事

右は後日異議無事為を契約証書依て如件

(●は判別不能)

この後に、長谷川、佐藤、大箸、堀内の署名があり、提出先として西縁水防組合組合長の名前が書かれている。ここで注目したいのは、一つ書きの3番目と4番目である。これは工事の期限に関する内容であり、いかなる天災に遭遇しても規定にある工事を竣工させること、竣工期限までに工事が完成しなかった場合は、請け負った金額の1割2分を、いわば遅延金として納め、且つ別に定める静岡県の土木工事請負規定によって処分されることもあること、そして、そのような場合には、当初見積もられた請負金額より減額して渡すことがある、とし、竣工期限より遅れることを厳しく規定していることがわかる。

また、資料の中に登場する「本県庁土木工事請負規則²⁴⁾」がすでに存在していたことから、道路、港湾、河川といった、県の管轄下で大きな費用を要する土木工事には、「請負」が一般化しており、その請負方法を規定したり、違反者があった場合にはそれを処分するための規定があらかじめ成立していたことがわかる。

つぎに、使用される工事資材の規格と、納入期限に注目する。工事資材も、規格と一日の必要個数や納入期限を設定し、すぐに現場で使用可能な状態で搬入された。例えば、粗朶、杭として

使用する材木には以下のような取り決めがなされていた。

- 一 粗朶は粘質を有する落葉生樹木にして長 12 尺以上 14 尺以内元廻 2 尺 1 寸末廻 1 尺 8 寸を以て 1 束とす
- 一 柵粗朶は檜樁等粘質ある生樹木にして長 12 尺以上、元 4 尺 8 歩 25 を以て 1 束とす
- 一 杭木は柵全質ニシテ長 4 尺元口 1 寸 2 歩乃至 1 寸 4 歩 10 本を以て 1 束とす
- 一 粗朶柵粗朶杭木納期は 26 年 10 月 10 日より日々 50 束出納付 11 月 18 日迄 40 日間に皆納の事

(「工事心得書」²⁵⁾)

最後の一つ書きにあるように、この工区において使用される材木は明治 26 年(1893)10 月 10 日から 11 月 18 日までの 40 日間、毎日 50 束を納めるように定められている。

このような資材の調達はどうに行われていたのであろうか。ひとつには、先に見た一覧表の中に、堤防改修資材として使用される「丸石」を大箸五郎作が請け負っていることから明らかなように、工事請負人が独自に用意し、工事に使用していた。そしてもう一つ、以下の史料から、資材調達だけを専門に行ってる請負人の存在が明らかとなる。明治 27 年に出された、「請書²⁶⁾」の内容を示してみよう。

これは、豊西村倉中瀬における工区で必要とされた工事資材に関する、数量と金額、そして搬入の取り決めである。工事資材は、粗朶 400 束、柵粗朶 320 束、杭木 300 束で、金 56 円 20 銭で契約したことを確認している。そして「今般別紙物質数量ニ而、心得書之通り前書之種類ヲ以テ契約し、ついでには「本県土木工事及工用品請負規則堅ク相守」ること、そして指示された、「明治二十七年二月五日より二月十一日迄」に納付し、もしこれに違反することが有れば「規則条項ニヨリ御処分」されても異議はないとしている。そして契約保証金を添えて、保証人と連署した上で、この請書を差出している。この工事用の木材を調達するのは、野部村上野部に居住する山本泰治で、保証人は同じ大字に住む長津定次郎であった。

山本は、この他にも西縁水防組合が受け持っている改修工事の工区や、時には水防資材として必要とされる杭などの搬入も行っている人物であり、明治 27 年には、水防資材を備蓄する複数の「諸色小屋」に杭の納入を行っていたことが確認できる²⁷⁾。山本は、工事資材を調達し各工区に差配する、資材調達を専門とする「業者」であったことがわかる。しかも、山本は天竜川左岸北部の野部村上野部を居所としている。このような場所から、右岸の最南部に位置する芋瀬地区の堤防下にまで杭木を運び入れていたのであった。山本は、下流域全体を行き来して資材納入を行っていたことがわかる。

このような、ある業種に特化した「業者」の存在は、秋山組にも当てはまる。すなわち、先に見た史料によると、秋山組は明治22年(1889)2月から、天竜川下流域での内務省直轄工事に「人夫出し」として関わることになったという。しかし秋山組は、東海組設立以前には第一次改修を請け負った形跡がない。それゆえ、秋山組は人夫調達を専門とする、工事関連業者の一つとして位置づけることができよう。秋山組によって周旋された人夫が、どこからやってきたかについては史料がなく、ここでは明らかにしえない。しかし、『天竜川改修史』によると、人夫は流域の人々をはじめ、遠くは掛川や金谷方面からも動員されていた²⁹⁾、とされる。すなわち、流域に居住する人々だけでは動員が間に合わず、東海道筋の遠州地方東部などから人々がやってきていたのである。このことは、天竜川下流域での土木工事が、工事を行うことで自分達の地域が守られるという、いわゆる「受益者」だけのものではなく、それとは別の場所からもやってくるという点で、これまでの堤防工事とは大きく異なっている。

国や県が主体となって進められた天竜川での、第一次改修では、工区ごとに水防組合や、流域に居住する請負による土木業者がそれぞれに工事を行っていた。そして、人員、資材の調達を専門に行う者、実際に現場で工事を行う者、水防組合という三者が複雑に絡み合いながら工事を行っていたことが特徴的であった。このことは、第一次改修が「工期」を重視し、そのためにいくつもの「工区」と、「工事種目」を設定して、いわば限られた予算と時間の中で効率のよい分業体制を取らざるを得なかったために、請負業者の存在なしには工事が不可能となっていたことを示している。しかし、そこに動員される人々は、人夫周旋業の進出などからもわかるように、必ずしも工事による受益者、すなわち、下流域の住民のみが従事するものとは限らなくなっており、これまでとは違った堤防工事からの経済的還元構造がみられた。

3 水防組合の活動とその役割

1) 明治期における水防組合の組織的変遷

第一次改修が行われ、その工事に請負人や水防組合が従事する中で、平素より行われていた増水時の水防活動や、堤防の維持はどのような実態となっていたのであろうか。本節では、天竜川下流域の地域構造の一部を構成するものとして前章で検討した水防組合の活動が、大規模工事が進行中であった時期を通して、いかに変化しているかに注目していく。

検討の前に、江戸時代の天保水防組に端を発する水防組合が、明治中期までにたどった変遷を政府の河川政策や、地方自治政策と関連づけて検討してみたい。なお、これらの名称は変わっても、その目的は流域住民の生命や財産を洪水から守ることであり、具体的には増水時の堤防での防禦活動と、堤防の維持に関する土木工事という従来の機能をそのま

ま維持していた。

天竜川に限らず、江戸時代から水防組合を組織していた多くの河川沿岸では、明治時代に入って以降もその活動を継続していた。水防組合は、明治政府の治水政策や地方自治に関する政策の変更にあわせて、その名称や活動主体を変化させながら、維持されてきたのである。明治時代以降には、一般的に「水害予防組合」呼称されるこれら組織の変遷については、内田が全国的な状況と、その根拠となる法令について経年的に示している²⁸⁾。本稿でもそれらを引用しつつ、天竜川下流域での状況をみていくことにする。

明治時代の初期には、河川に関する諸策はすべて旧慣のとおり処理されてきた。水防組合もその例外ではなく、活動の主体や目的、国や県の政策との関連が初めて明記され、根拠となる法令が出来上がるのは明治13年(1880)の区町村会法の発布を待たねばならない。この法令により、区町村は、河川の治水・利水事業を実行するための町村組織として認められ、府県知事の許可する規則に従って事業計画を議決し、経費の徴収を当該の町村から行うことが認められた。

明治23年(1890)になると水利組合条例が発布され、河川堤防の築堤や水防活動を行う水害予防組合と、農業用水として利水を行う普通水利組合とが分割された。以降は地域の治水事業の進展にあわせて統廃合や解散が数多く見られるようになり、第二次世界大戦後の昭和23年に消防法の改正により、地域の消防団との兼任が可能となった。

これら制度的な変遷を、天竜川下流域で結成されていた水防組合の動向と関連させてみよう(第Ⅲ-4表)。天竜川では天保2年(1831)年に、前章で検討した村落連合としての水防組が結成された。この組織は明治時代に入っても旧慣のまま活動を続けたが、明治4年(1871)に組合組織を統括するのが浜松県となる。

明治7年(1874)には、天竜川沿岸の安間村に居住する金原明善が私財を提供し、堤防会社を組織、翌年に治水協力社と改称するが、県の堤防に関する土木工事を請け負う組織として活動を行った。金原は明治5年(1872)に静岡県から堤防付属役を命じられ、翌明治6年(1873)には天竜川通総取締に任命された。明治初期には、県も財政基盤が整わず、天竜川流域の有力者に依存して治水を進めようとしていたのであった。

一方、治水協力社とは別に、村落組織としての水防組合も存続しており、明治12年には江戸時代の水防組合を引き継いだ東縁、西縁の各組織が存在していた。この間天竜川には、金原の治水協力社と水防組合の2つの組織が同時に存在していたこととなる。双方の活動の詳細については明らかにしえない。

明治13年(1880)区町村法の発布に基づき、翌年に静岡県令甲第113号により、河川に関する普請は沿岸の村落に付属するものとし、工事費の一部を地方税より補助することと

第三-4表 天竜川下流域における水防組合組織の変遷-江戸時代末期～明治時代-

年次	治水関係の動き	流域内の水防組合				
		東縁水防組	—	西縁水防組	鶴見水防組	掛塚水防組
天保2年(1831)	天保水防組結成		—			
明治4年(1871)	浜松県県吏が統括	↓	—	↓	↓	↓
明治6年(1873)	堤防取締規則	↓	—	↓	↓	↓
明治7年(1874)	金原明善が堤防会社(私設)を組織	↓	—	↓	↓	↓
明治8年(1875)	堤防会社を治水協力社に改称、築堤と水防を専門とする	↓	—	↓	↓	↓
明治12年(1879)	堤防会社とは別に、村連合を組織(治水組織の二重構造)	東縁80ヶ村連合堤防組合	—	西縁117ヶ町村連合水防組合	↓	↓
明治13年(1880)	区町村会法発布	↓	—	↓	↓	↓
	太政官布告第49号、府県土木費下渡金廃止	↓	—	↓	↓	↓
明治14年(1881)	静岡県令甲第113号、本川普請は沿岸村落に付属し、工事費の幾分を地方税より補助 静岡県令甲第133号、治水委員設置の布達	↓	—	↓	↓ ↓	↓ ↓
		流域組合甲組	(寺谷新田以北) 流域組合丁組	流域組合乙組	流域組合丙組	
明治18年(1885)	運営組織の名称変更	水利土功会	↓	水利土功集会	↓	
明治20年(1887)	県令第214号により治水委員廃止、明治13年の区町村会法に依拠し、水防組合を結成	東縁水防組合	上野部村外6ヶ村水利土功会 三ツ家村外2ヶ村水利土功会	西縁水防組合	↓	
明治22年(1889)	市制町村制施行	↓	↓	↓	↓	
明治23年(1890)	水利組合条例	↓	↓	↓	↓	↓
	運営組織名の変更	岩田村外9ヶ村堤防保護組合	広瀬村外1ヶ村水防組合	浜名郡河輪村他16ヶ町村組合	飯田村外1ヶ村組合	掛塚町水防組
明治29年(1896)	河川法制定	(東縁水防組合)		(西縁水防組合)		↓
明治32年(1899)	水害予防組合に改称	↓		↓	↓	

(『天竜川水防誌』より作成)

なった。この法令発布以前まで、これまで静岡県との間で治水関係の請負を正式に行っていたのは治水協力社であったが、前述したようにこれは私設組織であり、県令の指定する地方税の補助を得る場合は村落を主体とする必要があった。そのため、従来の東縁、西縁の水防組織が流域組合と改称され活動が継承された。この流域組合では、左岸北部の、天保水防組の頃から組織に組み込まれていなかった、寺谷新田以北の村々が組合に加入した。また、従来から輪中に存在していた鶴見水防組、掛塚水防組が流域組合丙組として統合された。しかし、両輪中間は増水時には交通が遮断されるため、両者が協調して水防活動などを行なうことは不可能である。それゆえ、両輪中の組み分けの統合は、治水政策を遂行する上での機能的なものであったと考えられる。

明治 18 年 (1885)には、東縁と西縁、すなわち甲組と乙組に、同じ組織でありながら運営上の名称として水利土功会、水利土功集会用が使われている。これは、先述した内田の分類によると明治 13 年の区町村会法の発布以降に使用される名称であるが、天竜川の場合、この名称の初出がその 5 年後の明治 18 年であり、地域によって水利土功会の結成に年代差があったことがわかる。

明治 20 年 (1887) の県令第 214 号により、それまでの治水委員の設置が廃止されることとなった。明治 13 年より続いた治水委員設置と、その運営主体となる水利土功会がその目的を失うこととなり、流域組合甲組は再び東縁水防組合に、流域組合乙組は西縁水防組合となった。また、この改称に際しては、明治 13 年に発布された区町村会法を再び根拠としている。このように、当時の水防組織の名称変更や再編に関して、天竜川下流域においては、法令の発布と同時にそれらを実行するのではなく、運用している間に何か不都合が生じた場合に初めてなんらかの手段を講じていくという方法がとられていた。これは、それ以降の法令による運営主体の変化にも明確に見られる。

明治 23 年 (1890) に水利組合条例が施行され、水利土功会の活動から農業用水の維持や権利に関する内容がはずされた。

天竜川下流域では、従来から寺谷用水には別の用水組合が存在しており、水防組合の業務に水利に関するものは存在しておらず、新たな組織の再編は行われなかった。しかし、本来この年以降は河川政策上、水害予防組合と呼称される組織が、天竜川においては使用されておらず、かつての名称で使用されている。ただし、管理者との関係では、東縁の主要な水防組合は岩田村外 9 ヶ村堤防保護組合となり、これに寺谷新田以北の広瀬村外 1 ヶ村水防組合を合わせて、広義の「東縁水防組合」となった。一方右岸は、浜名郡河輪村外 16 ヶ町村組合と、鶴見輪中の飯田村外 1 ヶ村組合が広義の「西縁水防組合」となった。鶴見輪中は、これ以前は掛塚輪中とともに流域組合丙組を組織していたのであるが、この年

に運営の上でも再び分割されることとなった。

しかしながら、天竜川の水防組織において明治 26 年（1893）9 月 18 日に開催された臨時会の決議書²⁹⁾には、「天竜川西縁流域水利土功集会」と記載されている。しかもこの決議書は、表紙に「明治廿五年十二月起天竜川西縁水利土功集会決議書綴込 天竜川西縁水防事務所」と書かれており、西縁は浜名郡河輪村外 16 ヶ町村組合となり、水利土功会の名称は廃されていた後も、この名で呼ばれ続けていたことがわかる。

明治 29 年（1896）には河川法が制定され、国を中心とした河川管理の体系がようやく完成をみるが、水防組合の組織には改変等の影響は出ていない。天竜川では明治 32 年（1899）によりやく水害予防組合と改称されることとなった。

天竜川の事例で明らかなように、国や県での法令の発布と、実際の水防組織の再編の間には時間的なズレが存在していた。しかも、実際現場で業務を行なう水防組合では、本来使われなくなったはずの名称がそのまま組織の公式資料の中に残存しているなど、その対応が統一の取れたものではなかったことが明らかである。

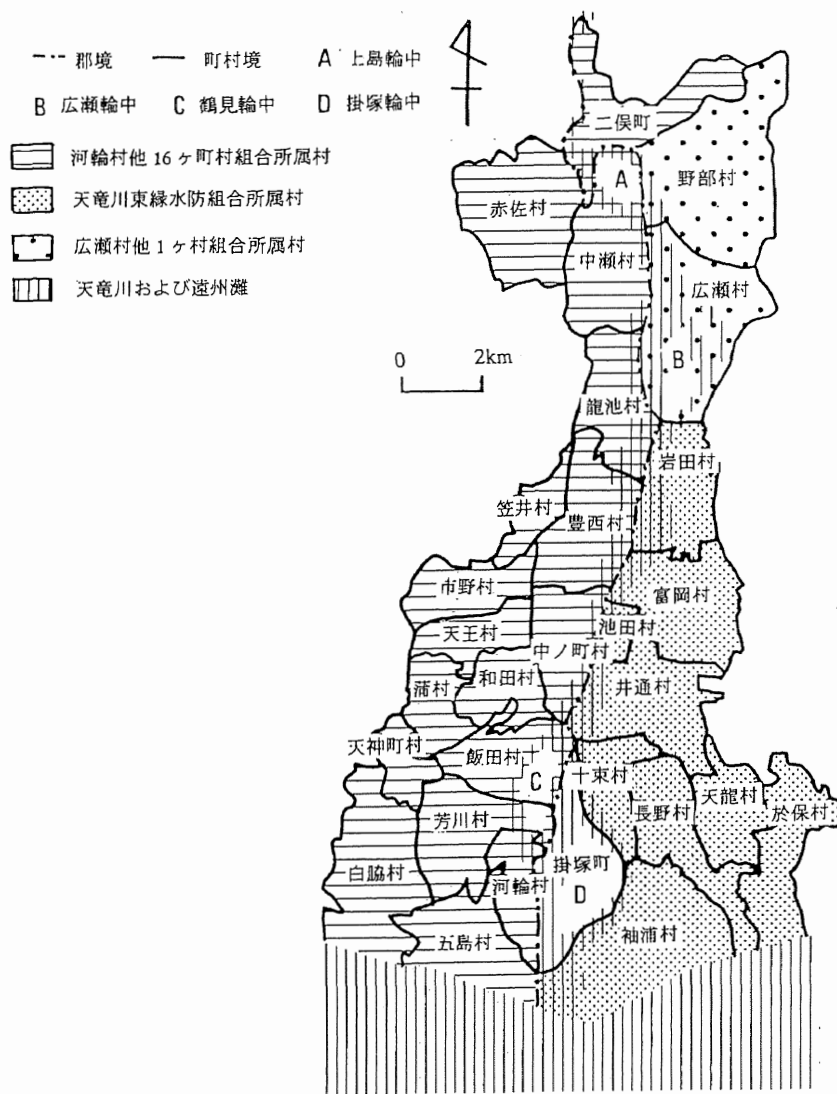
このことは、国や県と法的根拠をもとにやり取りを行なう、いわば対外的な目的で名称や区域の統合を行なうことと、流域に居住する住民を主体とした実際の活動とが並存していたことが要因であると考えられる。

2) 天竜川増水時における水防活動

明治期における天竜川下流域の水防組合は、天保水防組の範囲をほぼ引き継いで存続していた(第Ⅲ-5図)。右岸は一つの水防組合(天竜川西縁水防組合)が組織されていたのに対し、左岸では、野部・広瀬村の 2 村で組織する広瀬村他 1 ヶ村組合と、天竜川東縁水防組合の二つが存在していた。左岸両組合の境界である広瀬村・岩田村には、霞堤とそれに従う無堤地帯があり、しかも、明治 22 年(1889)の直轄工事でようやく流路を締め切った、磐田原台地西麓に向かう流れも、本来は両村間に存在していた。広瀬・岩田両村間では、霞堤を挟んで利害が相反したり、無堤地に増水が及び堤防間の往来が困難になった場合、統一のとれた水防活動に支障をきたす恐れがあるため、組合を二つに分割していたものと思われる。同じような理由から、北部の上島輪中と、南部の鶴見・掛塚の各輪中も、それぞれが独立した水防組合を組織していた³⁰⁾。

天竜川増水時における水防組合の活動を、明治 26 年(1893)の出水を例に、天竜川西縁水防組合(以下、西縁水防組合)の業務日誌³¹⁾から追っていくこととする(第Ⅲ-5表)。これら活動が行われていた中瀬と中野町付近の位置関係は、第Ⅲ-6図、第Ⅲ-7図による。日誌によると 8 月 17 日夜からの降雨により、翌 18 日朝から天竜川が増水を開始し、水防委員³²⁾が様子を見るため下流域北部の中瀬村附近を巡回している。この中瀬周辺の堤防は、当時内務省直轄工事による流身

の改修と、県営事業による新堤防建設が同時に進められていた地点であった。18日の10時以降に静岡県庁の土木課員が中瀬堤防に出張しているのは、県営工事区間、すなわち、かさ上げや基礎工事が進む堤防の状況を確認するためと思われる。同日の15時には、各地の改修工事を請け負い、施工を担当している長谷川栄三郎と、彼が引率してきた工事人夫が中瀬に到着している。彼らは工事のために雇われた人夫であるが、担当する工事区間の水防活動を行なうためにやって



第Ⅲ－5図 天竜川下流域沿岸の町村と所属水防組合—明治22年(1889)—

(明治23年測量5万分の1地形図「見附町」「掛塚」を元に作成)

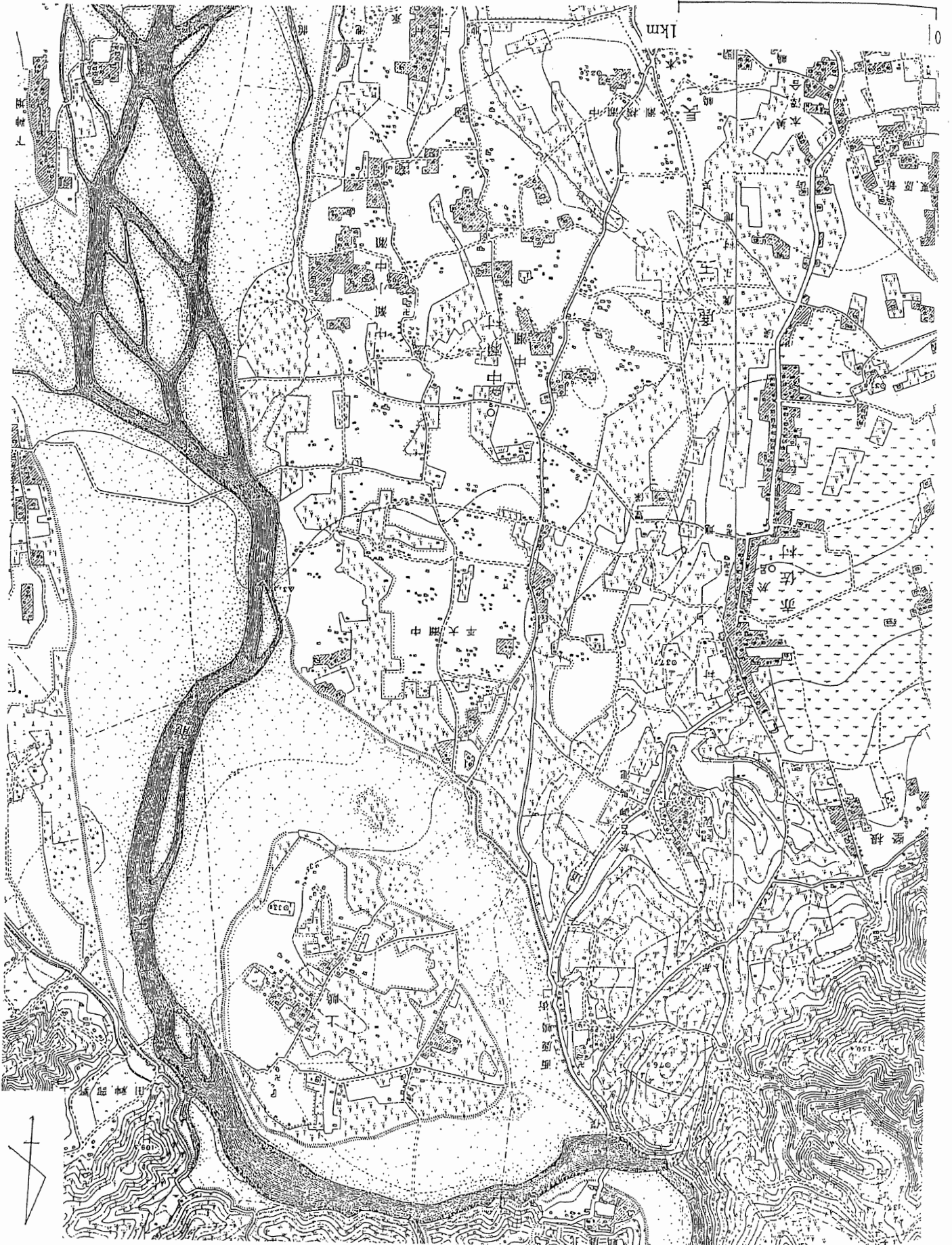
1) 輪中は、それぞれが独立した水防組合となっている。

第Ⅲ—5表 天竜川増水時における水防活動と人員の動き—明治26年(1893)—

中ノ町村		中瀬村			
状況	日 時	日 時	状況		
	降雨開始、東風	8/17	22:00		
	天竜川出水開始、量水計3尺8寸、風東南、降雨	8/18	5:00	8/18	5:00
					室内委員出張、中瀬付近の様子を見回り
					10:00 中瀬村役場に水防人夫出役を依頼
					県土木課員3人中瀬堤に出張
					中瀬村長中瀬堤に到着
					風雨さらに強くなる
					水防委員、村長に水防人夫再び100人招集を依頼
					村役場吏員2名堤防に到着、水防作業を手伝う
					中瀬宇窪の堤塘が危険との報が入る
					委員から龍池村役場に水防人夫50名招集を依頼
				15:00	改修堤工事請負人長谷川栄三郎が工事人夫を引率し到着、古堤と新堤の間の防御を担当
中ノ町村長水防事務所に着き、村長と水防委員1名は同村白鳥付近を見回り			16:00		
水防委員事務所に帰着			17:30		第2締切地点を中瀬村の地方人夫が担当
諏訪郡より水防事務所雨量電報到着、これを受けて沿岸各町村宛に水防人夫出役招集の依頼文作成			18:00		改修堤の長さ30間の危険個所に、土木監督署から粗朶を借用して使用、監督署技手も工夫を引率し防御に当たる
作成中に中ノ町村中野町・同村一色で4ヶ所の堤防漏水発生との報が入る					
水防委員2名現場へ出張、1名は途中で会った巡査に水防人夫の招集と引率を依頼、別の1名は中ノ町村長宅・和田村助役宅に水防人夫招集を依頼			18:20		
委員郡吏と合流、漏水場所で水防に従事			20:00		
水防委員長到着 中ノ町量水計12尺8寸の最大値を示す					
				21:00	床堀工事中の旧堤に水勢が押し寄せ、溢流まであと2尺となる
					防御に現在いる人夫では足りないので警戒中の巡査6名に、追加人夫招集を依頼
	天竜川減水開始		22:00	22:00	天竜川減水開始
郡長水防事務所に着	8/19	3:30			
				4:00	水防人夫解散
郡長・水防委員長現地堤防を視察、他の委員は防御個所の片付け	(朝)				大平南15番出し付近危険の報が入る。水防委員は現場に駆けつけ、中瀬区長に人夫招集および防御の依頼
					最大、堤防上まで2尺の増水となるが、減水

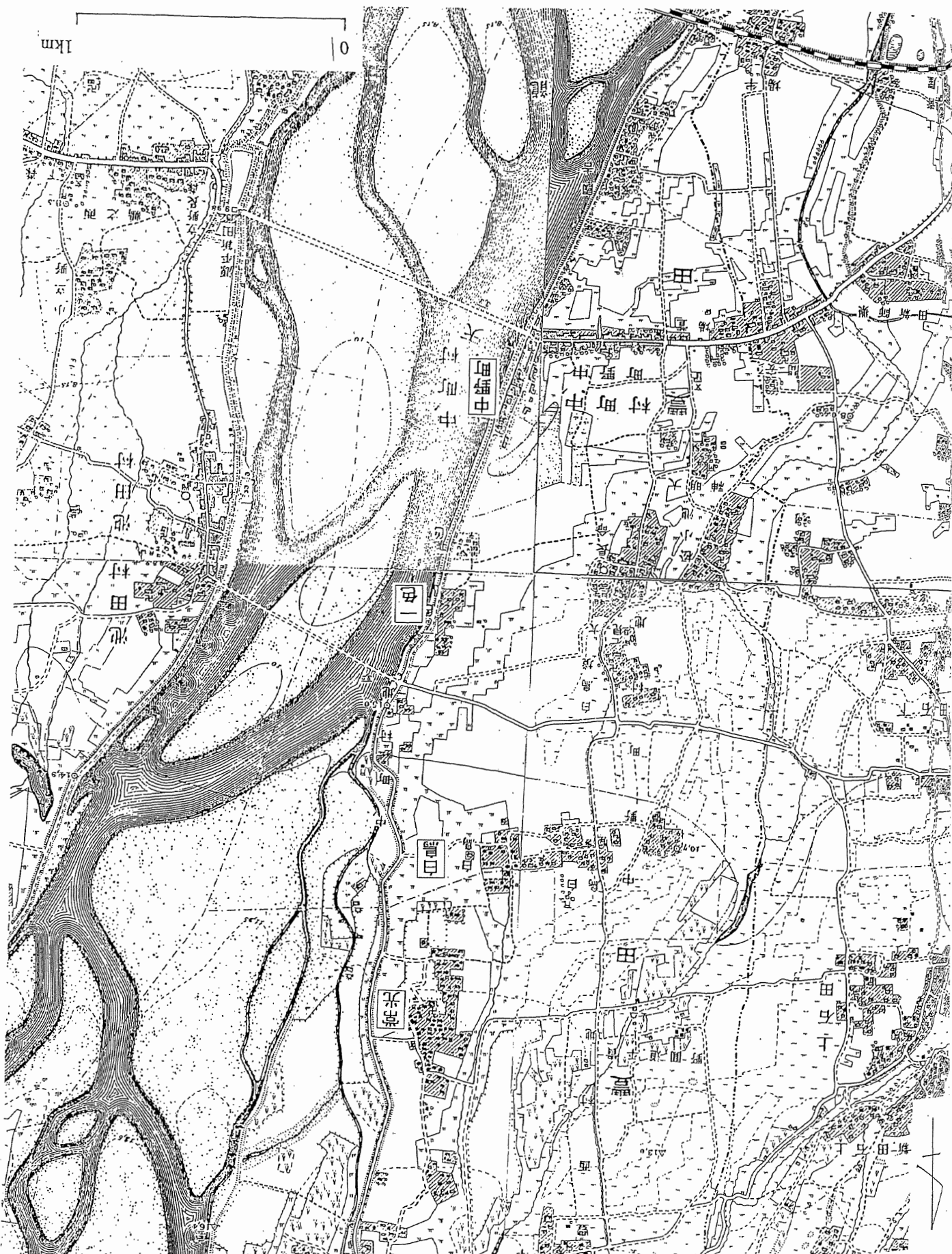
(天竜川西縁水防組合「明治26年日誌」より作成)

第III-6図 中瀬堤防とその周辺-明治中期-
(明治23年測量2万分の1地形図「二俣町」「鏡玉村」を使用)



(明治23年測量2万分の1地形図「向笠村」「三方原」「見附」「浜松」を使用)

第Ⅲ-7図 中野町堤防付近における大字の位置関係—明治中期—



きたものである。これには、流域の被害を食い止めるという目的と並んで、自らが請け負った工事区間である中瀬工区の被害を最小限に食い止めることも意図してのことであろう。なぜなら、請負の契約に際しては、天災による工事の遅延であっても、期限内に終了しない場合は違約金を取られてしまうからである。中瀬堤における水防活動では、内務省直轄工事の責任者である監督所技手も、工夫を引き連れて堤防の防御に従事している。水防組合の規定上、この区間での出水時に堤防防御の義務を負う中瀬村、龍池村には、水防委員から当該村長に水防人夫の出役が要請され、各々が水防の任務に就いていた。水防組合は、本来であれば堤防全体の水防を担当するはずであるが、新堤防工事区間での水防活動は行なっていない。このように中瀬堤周辺では、水防組合の水防活動以外にも、国、県の工夫が参加し、区間を分割して水防活動を行なっていたことが知られる。これら 3 者は、防御箇所の分担を連絡したり、内務省の資材である粗朶³³⁾を水防組合側に融通するなど、状況に応じて緊密に対応していたことがうかがえる。

つぎに、右岸中央部、中ノ町村付近の 2 地点での水防活動を時系列に位置づけ、両者を比較してみよう。

同日の中ノ町村地内における水防活動は、この区間に国、県の事業が施工されていなかったこともあり、水防人夫のみによって行なわれた。中ノ町村字中野町には、水防組合の業務全般を取り仕切っていた西縁水防組合事務所が設置されていた。天竜川上流部の諏訪郡(長野県)からの雨量電報や、水防組合の管轄する堤防での漏水発生への報告、下流域の他の水防組合との連絡などは、全てこの水防事務所に情報が集積するようになっていた。水防事務所からは、まず 15 時の段階で、水防組合を管轄する浜名郡の郡役所に状況報告のための「飛脚」を走らせている。そして、18 時 20 分には郡吏が、翌 19 日未明には郡長が出張してきており、水防事務所は、水防組合の指揮所として機能していたことがわかる。中ノ町の担当区間は、18 時以降 4ヶ所で堤防の漏水が発生したため水防活動が行なわれたが、幸いにも 22 時頃から天竜川が減水となり、翌朝には防御箇所の片付けを行なった後、解散している。一方中瀬堤では、同じく 22 時頃から減水となり、翌 19 日の朝 4 時をもって人夫は解散となった。しかし、その後、字大平南に設置されていた水制工の「15 番出し」付近で緊急に防禦の必要が発生し、再び水防活動が行なわれた。こちらも幸い、それ以上の被害が出ることはなかった。

天竜川増水時における水防活動では、中瀬堤の場合、内務省直轄工事や県営工事が進捗中であったため人夫の構成は通常と異なるものの、監督署技手と工事請負人が、水防組合と連携して増水に対処していた。これら国や県営工事に出役する工事人夫は、いずれも天竜川の水防工事の実務にかなり精通した、流域の住民が多く含まれていた可能性が高い。しかし、長谷川は竜池村高菌の住人であり、本来ならば高菌地区が担当する堤防の持ち場において、水防活動に従事するはずである。それゆえ、監督署の技手たちを含めた中瀬での水防活動は、組合に加入し、

出役を要請されたために行った行動ではなかったことがわかる。このことから、水防活動にも、直轄工事の影響が少なからず現れていたことがわかる。一方で、中ノ町村における水防活動では、従来とおりの人夫召集の手続きがなされ、防御活動が行われていた。すなわち、天竜川下流域では、増水という緊急時に機能する水防への出役は、一部で変則的な運用が見られたものの、江戸時代以来変わることなく維持されていたといえる。

3) 堤塘の維持・補修活動とその特徴

明治26年(1893)5月28日に天竜川において降雨による増水が発生した。先項で見た、水防活動が行われる3ヶ月前のことである。この時、豊西村常光・中ノ町村白鳥間(第Ⅲ-6図参照)の堤防では、水制工の破損が発生した。その補修工事は、破損箇所を村域として含む両村の村長が水防組合に実地検分を要求し、折衝を行うことから開始された(第Ⅲ-6表)。工事予算額決定のための会合には、水防組合を管轄する浜名郡から郡書記、堤塘工事の予算を管轄する静岡県から県吏、そして現場を指揮する水防組合からは水防委員が参加した。実地検分から2日後の5月30日には工事予算額が決定し、6月1日から富田組飯田八三郎の請負により補修工事が開始されている。請負人は、先の節においても大規模な河川改修事業に伴う県営工事に参加する者として確認されたが、水制工の修復など、毎年数回行われるような規模の小さな工事にも関与していたことがわかる。富田組は、第一次改修には請負人として参加した形跡が見られなかった。これを換言するならば、大規模に行われる改修工事は、長谷川ら請負人4者を中心に進められ、しかも彼らはおそらく改修工事で手一杯の状態となっており、応急的な水制工工事を請け負うまでは手を広げられないのであろう。富田組の存在は、天竜川下流域において東海組のような大きな会社組織と、小規模ではあるが突発的な需要にも柔軟に対応できる土木業者の存在があったことを示している。それだけ、水防組合と緊密に対応できる土木業者が、この地域に複数存在していたのである。水防組合は、堤塘の補修といった小規模な工事においても、県からの予算を取り、工事を業者に請け負わせるという、仲介者としての立場を鮮明にしている。これは、水防組合が増水時の水防活動にのみ義務を負い、そのほかの堤防維持・補修については、内務省、県、郡といった行政機関の一部として、河川管理を代行する立場に組み込まれていたためと考えられる。明治中期には、水防組合自体が、堤塘の維持・補修工事を直接行うことはしていなかったのである。

6月1日の工事開始以前から、水防組合は、水防諸色小屋に備蓄されていた材木や資材を用いて沈樁³⁴⁾を組み、それを応急的に水制工の破損箇所に搬入したり、工事開始に備え大量に必要となる竹の調達を開始している。竹は当初、組合加入村であり、工事箇所でもある中ノ町村と、南に隣接する和田村から提供されていた。しかし竹は慢性的に不足気味で、工事開始からほぼ連日にわたって中ノ町・和田両村に催促を行っている。それでも事態は好転せず、6月14日には竹

第Ⅲ-6表 天竜川増水後に行われた応急工事の進展-明治26年(1893)-

月日	関係者の対応	工事内容	資材	急破工事以外の内容
5.28	当該村長実地探査要求			
29	県吏・郡書記・水防委員工費の相談 水防委員静岡県庁へ出張	一色、白鳥の水防諸色小屋から沈杵3組搬出		
30	県庁にて工事費用見積額決定 浜松に戻り郡長と面談			
31	下阿多古村渡ヶ島に竹買い付け		中ノ町村・和田村へ竹100束刈出を指示	
6.1	工事費用見積額決定	水制工工事を飯田八三郎が請負う 沈杵、菱牛搬入		
2	蛇籠竹の欠乏に困窮		和田村から竹受渡	
3		土出し下に沈杵1組搬入	中ノ町村・和田村より竹到着するも欠乏	
4	和田村へ竹の催促 対岸寺谷で竹の買付けができるか相談	沈杵1組搬入		中瀬堤工事監督のため出張
5	白鳥堤塘の沈杵搬入場所を指示			
6	飯田村・和田村役場に竹の催促	沈杵1組搬入		
10				中瀬改修堤設計図面調整
11	郡長が堤防を視察			
13	中ノ町村議員、水防委員と竹の買付けで相談			
14	渡ヶ島に竹買付けの相談	竹不足により工事中止になる可能性が出る		
16			渡ヶ島より竹200束購入を契約	
18				中瀬改修堤設計図面調整
19	和田村に竹催促、岩田村に竹買入れの相談 渡ヶ島、岩田村に竹買入れの件で出張			
20	渡ヶ島、岩田村に竹買入れの件で出張			
22			渡ヶ島より竹100束追加契約	
25		大菱牛10組、沈杵10組搬入		
27			中瀬村住人より竹40束購入を契約	
28	岩田村に竹買入れの相談			
29			中ノ町村住人より大菱牛用の丸太を購入	
30	県知事が堤防を視察			
7.2				中瀬堤工事請負人と打合せ
3	工費300円のうち150円を中ノ町村銀行に預ける	中菱牛3組搬入	竹120束購入	
7	蛇籠作り代金支払い、工事工費の受取り			
8			沈杵1組、大菱牛2組を予備として白鳥諸色小屋に搬入	
10	一	応	急	工
				事
				終
				了
				一

(天竜川西縁水防組合「急破工事日誌」より作成)

不足が深刻で工事が中断してしまう恐れが出はじめていた。水防組合は、組合の範囲外である対岸の岩田村や、天竜川上流の下阿多古村渡ヶ島³⁵⁾などに掛け合い、数回にわたり竹の購入を行っている。資材のうち6月27日の竹や、29日の丸太に関しては、中瀬村や中ノ町村の個人に掛け合い、資材を調達している。中ノ町村には製材や木材加工など、材木業者が多く存在しており、水防組合はそのような業者から丸太の提供を受けたことが考えられる。

また、水防組合が竹の調達に苦慮しているのは、組合が加入町村に労力や資材を賦課することを前提としているため、前項でその存在を確認した山本泰作のような工事資材の調達業者に、簡単には依頼できないという、規則の縛りが存在していたことも影響していると思われる。しかも、西縁水防組合加入町村には、大規模な竹林がなく、個人の敷地に屋敷林として存在する程度の小規模なものがほとんどであった³⁶⁾。一方、岩田村を含めた、天竜川左岸は、村域に磐田原台地を含んでいる村が大半である。急崖をなす台地斜面には竹林が広く分布しており、これらの手入れのために頻繁に切り出しを行っていた³⁷⁾。このため、東縁水防組合は、西縁水防組合とは対照的に竹の調達に苦慮することはほとんどなかった。右岸・左岸の自然条件の違いとして、下流域を貫流する大きな用水路の有無はこれまでも言及されているが³⁸⁾、水防資材とその調達に注目すると、右岸・左岸でこのような違いが見られたのである。また、同じく水防組合が竹の調達先としている下阿多古村渡ヶ島も、天竜川の支流阿多古川に沿った谷筋に水害防御林として竹が植えられており、これらの手入れや更新の必要から、切り出し可能な竹が豊富に存在していた。

この西縁水防組合の堤防維持・補修工事では、新たに沈杵17組、大菱牛10組、中菱牛3組の水制工が搬入された。大量に必要とされた竹は、菱牛類を固定するための蛇籠を作成するために用いられた。

補修工事が始まり、水防委員が竹の調達に奔走している最中にも、右岸の各地では第一次改修が平行して進行中であった。水防委員は、本表にみられるように6月4,10,18日と7月2日に、新築される堤防の設計図の調整や、工事現場の視察を行っていた。

明治初・中期における天竜川下流域の水防活動では、江戸時代のように村単位による出役体制が存続してみられた。しかし、堤塘の修築工事では請負人による工事が一般的となっており、江戸時代にみられた組合加入村の村請による方法とは異なったものとなっていた。そのため下流域住民は、請負人を通じて天竜川で行われる工事に参加できたと考えられるが、それは個人個人のいわば請負人との契約によって成り立つものであり、村を単位として積極的に工事に関わることはなくなっていたことが特徴であった。

4) 治水請願と天竜川東縁水防組合長の行動

水防組合を統括する立場にあった組合長は、日々どのような活動を行い、地域の水防組合を運

営していたのであろうか。本節では、東縁水防組合長であった大橋頼模の日記をもとに、それらを検討してみたい。大橋は、明治 20 年代から日記を残しているが、現在原蔵者の許可を得て公開されている部分は、明治 43 年(1910)7 月から、翌 44 年(1911)3 月までの 9 ヶ月間である。それゆえ、これまで本章で検討してきた明治 20 年代からは時代が下ることになるが、天竜川下流域では、この間に、明治 43 年 8 月に発生した洪水とその復旧工事が行われ、さらには、全国的にも被害を大きく発生させたその年の水害を契機として、国内に治水の機運が高まり³⁹⁾、この地域においても国に天竜川の第二次河川改修工事着工の請願が行われることとなる。すなわち、不十分な工事箇所を残したまま終了した第一次改修工事の延長線上に、水防組合長である大橋の活動が位置付けられるのである。そしてこの日記からは、地域や水防組合長の意思がどのように政策に反映されていたのかを検討することができ、これまであまり明らかにされてこなかった、流域住民と国の政策とを結びつける人物の行動を把握することが可能である。

a. 大橋頼模の年譜と活動

日記の検討に入る前に、大橋頼模という人物の概略についてふれておく必要がある。作成した年譜(第IV-13表)を元に、その経歴を追ってみたい。

大橋頼模は、文久元年(1861)に、豊田郡小立野村において、大橋又兵衛の長子として誕生した。大橋家は、代々小立野村の名主を勤めた家で、伝承では村の草分けであったという。

19 歳で地元の西之島小学校の 3 級訓導補となったのを皮切りに、明治 14 年(1881)、21 歳のときに郡役所に勤務し、それ以降郡書記、戸長を歴任した後、明治 21 年(1888)、27 歳で静岡県議会議員に当選した。それ以降も村会議員、農会長、明治 22 年(1889)の町村合併以降小立野が含まれることとなった井通村の村長、米穀改良組合長、銀行頭取など、遠州地方の範囲を超えて政治、経済両面に渡って組織の中核を担うようになっていった。

一方で大橋は、県議会議員となった明治 21 年に、臨時天竜川東縁豊田山名二郡内八ヶ村水利土功会議長(明治 22 年の町村合併以降は十ヶ村)、寺谷用水改良工事委員、天竜川東縁堤塘保護組合議員、西部悪水組合会議員などを歴任し、治水・利水に関して天竜川の東縁堤防、すなわち、左岸一帯の村々の利害を代表する立場となっていった。この中で大橋は、明治 22 年には小立野村人民惣代として、他の 16 ヶ村人民惣代と連署した「天竜川東縁池田村以南堤防工事之儀ニ付上申」を県に提出し、左岸の村々の河川改修工事に関する意見を取りまとめた。県議会においても、明治 27 年(1894)11 月に富士・天竜・大井三大河川改修工事に関する建議⁴⁰⁾を行うなど、治水問題に関して積極的な活動を行った。

彼の政治活動は、これら天竜川左岸地域による支援を基盤としていたことが明らかである。そして彼の手腕は、単に名主の家柄の名誉職的なものに留まらなかったことが特徴であった。すなわ

ち、彼は県議会議員となった後に、自由党静岡支部幹事(後に憲政党静岡支部幹事)を務め、静岡新報社を設立、『静岡新報⁴¹⁾』を発刊し、党の見解を広く社会に伝える広報紙としての役割を持たせるなど、積極的に地域の利害を守り自己主張を行う、いわば「ものを言う」政治家として活動を行っていく。その頂点として、彼は明治41年(1908)に衆議院に当選、以後は国政の場においてその手腕を発揮することとなる。

一方で、生家のある井通村小立野を離れ、政治、経済両面の活動拠点を静岡市内に移しており、実質的な本拠地としては市街に所在する静岡新報社事務所が機能していた。明治43年(1910)には静岡市会議員にも当選し、代議士と兼任で職務にあたっていた。

遠州地方での活動拠点は、小立野の自宅のほか、見付町に所在する、彼の設立した新聞・広告取次事務所である「日進社」と、旧見付宿の本陣であった料亭「大孫」が、様々な打ち合わせや来客の対応のために利用されていた。大橋は、当時の東海道本線の所要時間で2時間ほどかけて、自

第三-7表 大橋頼模年譜

年月日(括弧内は年齢)	事項
文久元年 1861 (0) 2月9日	豊田郡小立野村大橋又兵衛の長子として誕生
明治12年 1879 (18) 4月	浜松中学校内師範速養科入学
	12月 西之島小学校3級訓導補
明治14年 1881 (20) 6月	豊田・山名・磐田郡役所用係に任命
明治15年 1882 (21) 1月	豊田・山名・磐田郡役所書記に任命
明治18年 1885 (24) 12月	山名郡川井村他11ヵ宿村戸長に任命
明治21年 1888 (27) 4月	静岡県議会議員に当選
明治22年 1889 (28) 3月	中遠倶楽部を結成
	4月 豊田郡井通村村会議員に当選
明治25年 1892 (31) 10月	中遠農会長に当選
明治26年 1893 (32) 11月	自由党静岡支部幹事に当選
明治28年 1895 (34) 1月	『静岡新報』発刊
	8月 井通村名誉職村長に当選(明治31年(1898)12月まで)
	10月 豊田・山名・磐田郡米穀改良組合長に当選
明治29年 1896 (35) 7月	中遠日進社取締役
	11月 磐田郡参事会員に選任
明治32年 1899 (38) 4月	憲政党静岡支部幹事に当選
	10月 静岡県議会参事会員に当選
明治33年 1900 (39) 4月	遠州共同銀行頭取に就任
明治34年 1901 (40) 5月	静岡県農会長に当選
明治35年 1902 (41) 1月	中遠疑獄事件が発覚(2月に収監される)
	11月 警察電話架設事件により収監
明治36年 1903 (42) 6月	小学校文部省令違反事件(教科書事件)により有罪
明治37年 1904 (43) 3月	東京控訴院中遠事件判決で無罪
明治40年 1907 (46) 6月	静岡印刷株式会社取締役・社長に就任
明治41年 1908 (47) 5月	衆議院議員に当選
明治42年 1909 (48) 10月	静岡市営電灯問題が起こる
明治43年 1910 (49) 4月	静岡市会議員に当選
明治45年 1912 (51) 5月	衆議院議員に再選
大正元年 1912 11月5日	心臓麻痺により死去

(『近代静岡の先駆者』p.94を使用)

宅や見付の最寄り駅である中泉(後の磐田駅)と静岡の間を、多いときには1日で1往復半と頻繁に行き来していた。

次項において検討を行う、日記の明治43年7月の段階で、大橋は衆議院議員として2年目を迎え、加えて静岡市議会に当選して3ヶ月という時期であった。

b. 日記に見られる水防組合長の行動

日記に記載された明治43年(1910)7月1日以降の大橋頼模の行動について、治水事業に関する活動を中心に追ってみたい(第Ⅲ-8表)。

大橋は、7月1日に静岡市内に滞在していた。興味深いのは翌7月2日の行動で、大橋は自身が組合長を勤める天竜川ではなく、静岡市街に近接して流れる安倍川の改修工事と、それに向けた現地の視察をどのようにするかという計画について協議を行っている。天竜川東縁水防組合長としての職務は、7月20日、21日に組合規約や、堤防に関する法規定の草案作成という形でようやく登場するが、その間にも安倍川の改修問題を引き続き頻繁にやりとりをしている。このことは、当時の大橋が、天竜川東縁水防組合長としての役割と並んで、静岡県全体の治水についてその調整役を行う立場にあったことを示している。これは、大橋の天竜川での経験が買われて、当時の事業の拠点であった静岡市内においても、安倍川の協議に参加することになったものであろう。いずれにせよ大橋の「治水事業の専門家」としての技量が、安倍川問題を抱える静岡においても期待されていたのである。

天竜川の水防組合関係の仕事では、25日、26日に再び法規定について、村政の代表者である助役や、郡書記と打ち合わせを行っている。この当時、水防組合を管轄するのは郡長であり、郡書記は、その代理として水防組合の協議に参加したのであろう。この打ち合わせの内容は明らかではないが、8月7日に、池田村の東縁水防組合事務所において開催された組合会において、同じ内容の審議が行われており、7月25、26日の打ち合わせは、このときの組合会に向けた準備が行われていたと思われる。

8月8日は、水防組合長としての行動を知る上で興味深い記述が見られる。すなわち、この日には、以前から頻繁に関係者と協議していた静岡県西部地方の宅地価修正問題に関して、それらを調査する委員の選挙が行われていた。大橋は、この問題の調整役として税務署や、各町村長と協議を繰り返し、選挙の当日の8日を迎えた。しかし、この投票は、400人の投票者のうち60人あまりが棄権しており、その理由として磐田郡東部での水害と、それによる交通路の寸断を挙げている。ここでいう水害とは、磐田原台地東麓を流れる、太田川流域における被害を示しているものと思われる。一方この時、天竜川下流域では大きな水害は発生しなかったものの、天竜川は磐田原台地を挟んで西側に位置しているため、当然ある程度の増水があり、その警戒には、両岸の水防組合

第Ⅲ－8表 日記より見た大橋頼模の行動－明治43年(1910)－

年月日	場所	用件	会合者
M43.7.1	県庁 市役所	戸数割制度 市税制調査会 安倍川踏査打ち合わせ	江田 十数名 土木調査員諸氏
M43.7.2	県庁	久能街道・安倍川改修陳情 安倍川踏査打ち合わせ	中村、田中、鈴清、鈴政、佐々木、杉本、大石、伊東 助役、小島部長、上原、野中
M43.7.6	現地踏査	安倍川実地視察牛妻→藁科	伊藤助役、管理区、主管、郡役所郡属、技手、市会 議員、土木員20名、賤機村長、宇惣代、治河村長、 助役、惣代
M43.7.13	安部郡役所	久能街道・安倍川改修協議	大沢郡長、伊藤助役
M43.7.15	県庁	安倍川改修	野中、神原、小島部長
M43.7.19	市役所	安倍川改修問題	金原
M43.7.20		東縁堤防に関する規定草案	
M43.7.21	市役所 会社	安倍川改修方針の陳情 東縁組合の法規定を起案	伊藤助役、青木松藏、県庁小島部長、上原、野中 郡属、大島保安課長
M43.7.25	大孫	東縁堤防規約の協議	山田助役、大杉郡書記
M43.7.26	大孫	水防組合規約	内山、鈴源、恒松、田辺
M43.7.28	市役所	安倍川出張の旅費清算	
M43.8.1	静岡県会議事堂	三大川・箱根・本坂道路工事国庫補助を建 議	鈴辰、済、県会議員20余名
M43.8.6	林昌寺	施餓鬼	
M43.8.7	池田堤防事務所	組合規約諸規定協議	山田助役、鈴木、石川、長谷川、青島、新村、金原、 斉藤
M43.8.8	税務署 大孫 大孫	山林所有問題 宅地価修正問題、調査委員選挙	鈴源、鈴鼎、樽松、内山 周知郡以北、磐田郡二俣以北町村長 400人中60人棄権、磐田郡東部は水害 鈴源、鈴鼎、樽松、内山
M43.8.17	静岡駅 千鳥座	水害地視察者の出迎え 明日の視察行路打ち合わせ	元田、岡村、高橋、●井清 寺崎
M43.8.18	藤枝 島田金谷 掛川陳列館 中泉見付郡役所 浜松	瀬戸川破堤場所、河口 被害状況視察 小笠郡の被害状況聞き取り 磐田管内状況聞き取り 工場見学	鈴木代議士、飯塚●属、町長、区長、郡長、警察署 長、巡査 富田氏案内、掛川警察署長 平野、鈴重、町村長、大杉郡書記 浜松町長
M43.8.19	県庁参事会	土木費提出 各地被害視察日程	鈴木辰次郎、松永、松城、平野、富田、森、田中
M43.8.20	富士	富士川被害視察	松浦、森田代議士、石井県参事議員、平野、松城、 加島村長、田子浦村長、その他有志
M43.8.21	安倍川	安倍川被害視察	松城、田中、県参事会員、市長、助役、村長、有志者
M43.8.23	市役所	安倍川改修協議	市長、助役
M43.8.24	県庁	三大鉄橋架橋費、安倍川富士川陳情	石原知事、野中
M43.8.27	東京政友会本部	県会における水害状況を述べる	松田、伊藤幹事長

(「大橋頼模日記」より作成)

1)「●」は判別不能を示す。

が当たったことは想像に難くない。しかし、この時の大橋は、水防組合長であるにもかかわらず水防活動については何ら行動をしていない。大橋が水防組合時事務所に現れたのは、7日に開催された組合会の場においてのみである。太田川に洪水を発生させた雨が、いつから降り出したのかについては定かではない。それが仮に7日からであったとしても、この日大橋は最初檀那寺である林昌寺の施餓鬼に出かけており、彼の行動からは、水防活動のための切迫した様子は感じられない。

このように、大橋の東縁水防組合長としての職務は、非常時の水防活動の指示など、現場における活動とは切り離されて存在していたことがわかる。むしろ大橋は、静岡県全域に関わる治水や、行政の調整役としての活動が顕著であった。

このような役割は、8月中旬以降さらに大きくなっている。すなわち、8月中には、2度にわたって、7月に発生した水害の被災地を視察することとなる。1回目の18日は、静岡を出発して藤枝で下車、町内の瀬戸川という中小河川を視察し、その後東海道本線を西進して、島田、金谷、掛川と小刻みに下車して視察を行っている。これには、鈴木代議士という国会議員と、各地元の町長と区長、県属、郡長といった行政の代表者が同伴していた。

2回目の視察は8月21日に行われ、静岡県東部の富士川と、静岡市内の安倍川の沿岸を巡視している。このことから、7月の水害は県全域に及んでいたことと、その後行われた被害視察には大橋が全てに同行し、関係する行政の長と頻りに顔を合わせていたことがわかる。

この視察から2日後の8月23日には、現地での巡視をふまえて静岡市長、助役と安倍川改修についての協議が行われ、翌24日には県知事に安倍川、富士川の改修について陳情を行っている。そして27日は東京に出張し、政友会本部において静岡県の水害状況を報告したのであった。現地視察以降の大橋の動きには、河川政策に携わる行政機関との対応順序が示されており興味深い。すなわち、まず現地の市町村長、郡の代表者らと被災地を視察して現状を把握した上で県知事と会見し、最後に中央の政党を通して政府に働きかけを行う準備を行っていたことが判明するのである。

c. 中央政府との利害調整

大橋の行動のうち、ここでは天竜川に関係して行った活動に絞って、それらを抜き出してみよう(第IV-15表)。そして、彼がいかに地元の意見を汲み上げ、静岡県全体の治水請願として位置づけをなし、政府への働きかけへとつなげていったのかを検討していく。

天竜川は、安倍川などに比べ現地視察などがそれまで行われておらず、一見すると行政の対応が出遅れていたように見受けられる。しかし、9月に入ると、視察の話が持ち上がり、それ以降は急速に実現に向けた動きが見られるようになる。まず、9月1日に静岡県庁において、県会議を傍聴

第Ⅲ－9表 天竜川第二次改修決定までの関係者の動き－明治43, 44年(1910, 11)－

年月日	場所	用件	出席者など
M43.9.1	静岡	県議会の後、水害の件について来談	磐田郡町村長
M43.9.4	池田	東縁水防組合組合会規約他数件審議	出席議員21名
M43.9.5	天竜川左岸 袖浦村	東縁堤塘巡視 巡視 水害地調査の善後策協議	鈴久、平作、長谷川助役、斎藤善八(舟)、大庭助役、地元惣代 本間、石川、平六 鈴清町長、鈴信町長、20余名
M43.9.8		各地河川増水の報告あり	
M43.9.16	出社 静岡知事官邸 県庁	天竜川視察の件 天竜川堤防の件 天竜川堤防(中島、匂坂)の件	平野政五郎 石原知事 小島郡長、野中
M43.10.1	中泉友愛館 大孫	駅で出迎え 歓迎会	東縁組合参事員諸氏、池田権太郎、松城、富田、田中、森田県参事会員、鈴木代議士、寺崎
M43.10.2		町村長参事会員と面会 神田より両縁視察 築堤その他の協議	県参事会委員5人、田中、鈴辰、午前9時帰郷 東縁組合参事会員鈴木議長、見付町長、西縁組合大塚卓一、20余名 山田代理者、左口会計係、鈴久、金原、斎藤、青島半三郎
M43.10.3	自宅	中島堤防の件	長谷川猪太郎、大庭浦太郎、茂野
M43.10.11	大孫	堤防及び参事会開会の件	山田代理者、長谷川、松本八郎
M43.10.14	池田 浮影楼	水防組合参事会(匂坂西、源兵衛新田、中島工事) その他組合協議 組合内反別戸数割調査の件	鈴久、斎藤、金原、長谷川、石川、山田代理者、左口会計 笹倉主幹、駒場相場長年、高木大庭浦次郎、井通松本八郎、立野・森本・西之島・源兵衛惣代 参事員諸氏
M43.10.19	県庁	安倍川改修工事の協議	市の委員、伊藤助役、県参事会会員
M43.10.22	市役所	安倍川改修問題	松城、長島市長、山田
M43.10.23	出社 佐之や	安倍川問題 安倍川改修工事	伊藤助役 山田、池田、平野、森
M43.10.27	県庁	安倍川官地使用の件 県参事会安倍川改修工事	土木課野中県属、山田 松城
M43.10.30		改修工事陳情(西之島、源兵衛新田惣代)	平野
M43.11.9	佐之や	天竜川視察の日程相談	平野政五郎
M43.11.10	大孫	参事会開会の件、掛塚などへ連絡	山田代理者、委員諸氏
M43.11.11	大孫	東縁水防組合組合参事会、視察、各村負担反別調査報告	吉田氏以外全員出席
M43.11.12	天竜川 天竜川	天竜川視察 池田、半場、鶴見輪中、掛塚西縁堤	鈴木県会議長、平野県参事会員、笹倉主幹、組合役員一同 松下家宿泊、掛塚町長、助役、町会議員
M43.11.13	大孫	港湾、福田、中泉	袖浦村長、相場、石川、浜口、山田代理者
M43.11.14	家	水防組合打ち合わせ	山田氏
M43.11.22		東縁組合に統合の件	掛塚池田藤七、左口
M43.11.25	県会議事堂	傍聴、四大川国庫支弁、五大橋架橋	
M43.11.24	東縁組合参事会	丈夫付、予算追加更正、掛塚町加入の件	
M43.11.26	見付税務署 大孫	宅地価修正委員会 東縁組合参事会反別調査	鈴清、富田以外出席 山田代理者が出席
M43.12.5	大孫	東縁各村の絵図面書き写し	左口、山田、長谷川
M43.12.6	大孫 税務署	東縁組合加入立件 組合内村部の絵図写し取り	掛塚袴田助役、山田代理者 長谷川
M43.12.13	池田水防組合役場	組合内町村及び参事会 掛塚町編入の件協議 改修工事請願、架橋請願	村長8名(池田は欠席) 鈴●、青島平、青島●、斎藤、石川、金原、新村、長谷川
M44.1.14	新報社	天竜川改修工事、総堤防保護を県当局に陳情打ち合わせ	西縁組合水防委員2名、東縁山田代理者、長谷川、金原
M44.1.24	国会	緒願委員第二分科会 天竜橋架設、天竜川国庫支弁、回収第一期編入決議	
M44.1.28	国会	静岡県における治水問題陳述	鈴木、大野、伊平代議士、一木次官、水の土木局長
M44.2.8	東京政友会本部	大井天竜安部改修工事に関する建議案について、党員の賛成を得る	

年月日	場所	用件	出席者など
M44.2.9	国会	本会議、三川改修工事案の質問をする	
M44.2.10	国会	所願委員会	
M44.2.11	井通自宅 井通村役場	掛塚町編入、天竜川改修工事説明	
M44.2.12	自宅	小立野耕地整理、池田井通改修工事の件 河原地開墾の件	野原平作、山田和一 九平他数名
M44.2.13	県庁	大井安倍川治水上の調査依頼	小島内務部長、六名土木課長
M44.2.14	国会	所願第二分会	
M44.2.16	国会	本会議、治水政策に対する演説をする 治水問題相談	元田
M44.2.18	国会	所願委員会 本会議天竜大井安倍川改修建議案委員付	鈴辰、大野
M44.2.27		三大川改修 大井安部、流域平面地質説明 天竜大井安倍川改修建議案について質問会	石原知事、小島部長 土谷課長、高野村長 土木局長、近藤、鈴辰、長、森田、高柳、田中法
M44.3.12	池田水防事務所 浮影楼	組合参事会、工事速成問題、掛塚編入の件 当局大臣議員へ陳情書の件 改修工事の件協議 陳情上京者決定	両縁組合、大塚 西之島、立野、森本区長、有志者 平野、青島、石川、袖浦村長高安同伴
M44.3.13	国会 本会議	諸願委員会、天竜川東縁水防組合委員と会見 天竜、大井、安部改修問題可決	10名
M44.3.17		平●治水会長へ天竜川代表者を紹介	平の政三郎他5名
M44.3.18		天竜川東西両縁委員を一木次官に紹介	両縁委員、一木次官

(「大橋頼模日記」より作成)

1)「●」は判別不能を示す。

し終えた大橋と磐田郡内の町村長らが会談を行った。そして4日には東縁水防組合の組合会が池田の水防事務所で行われ、翌5日に天竜川左岸、すなわち東縁水防組合の管轄する堤防の被害視察が行われた。この際、同行した村長2名と水害地調査に関する善後策の協議を行っている。

一方で9月8日には、「各地河川増水の報告あり」と記載されているものの、本人は7日から静岡におり、先述の8月8日の場合と同様に、東縁水防組合への指示等を出している様子はない。そして静岡滞在中ではあるが、自身が治水対策のために調整役となっている安倍川に関しても、堤防周辺で行われていたであろう増水時の水防活動については、一切関与していない。ここにも、現場を取り仕切る者とは一線を画した大橋の立場が見てとれる。

明治43年(1910)9月16日、大橋は静岡の新報社において平野政五郎という人物と天竜川視察の件を相談し、18日には見付の大孫において山田松一と天竜川堤防の件を相談している。山田松一は、留守がちな組合長の代理として池田の水防組合事務所に詰めている人物で、組合長の大橋に代わり、東縁組合の実質的な指揮をとっていた人物である。換言するなら、大橋は、この山田松一がいるからこそ、天竜川流域を離れて静岡や東京を歩き来してさまざまな活動を行うことが出来たのであった。

5日の天竜川現地視察の後、9月23日に天竜川堤防の件で県知事と面会し、その後に県の小

島部長などと打ち合わせを行っている。これはおそらく、最初に県知事と会談して要点を述べ、その後で待機していた県の幹部と詳細について協議を行っているのであろう。この小島部長との協議では、具体的に天竜川堤防のうち中島と匂坂地区についての内容であると明記されている。

10月1日、2日には、代議士や两岸の水防組合幹部などが参加し、2回目の天竜川下流域兩岸の視察が行われている。このことから、9月5日に行なわれた視察は、代議士などが参加したこの2回目の視察の下見として行われたものであった。それゆえ、この2回目の視察こそが、天竜川の被害状況や、復旧の状況を対外的にアピールする場として機能していたのである。

その後11日に組合会で審議する内容の確認を参事諸氏と行き、14日に池田の事務所で組合会が開催された。このときは、匂坂西、源兵衛新田、中島地区の堤防工事に関する件が議題として登場しており、去る9月23日に県知事や県幹部と協議した内容が組合会で取り上げられたことが確認できる。組合会協議の終了後には、池田の料亭、浮影楼に場所を移し、水防組合の歳入の基本となる加入町村への賦課算定のための、反別戸数割調査の件で打ち合わせが続けられた。

10月の中旬から下旬にかけては、天竜川に関係した動きは一段落し、再び安倍川改修問題について市と県のレベルで頻繁に協議が行われている。大橋はそのどちらにも参加しているが、これは換言するなら、安倍川、天竜川の各関係者の活動が、同時に重ならないように配慮されたものとも捉えることができる。

ようやく10月30日になって、大橋の井通村の自宅に西之島と源兵衛新田(ともに井通村)の惣代が訪問し、改修工事について何事か陳情を行っている。大橋は、市や県、時には政府への陳情を自らが代表者となって行う一方で、天竜川下流域内において利害調整が必要な際には、その地区の惣代などから陳情を受ける立場にあり、このような場で「地元の声」を収集していたのであった。

11月25日の県議会では、これまでに行った大橋の陳情や、県幹部との被災地巡視の結果、県の方針が政策としてまとめ、県内の四大河川(富士・安部・大井・天竜川)の改修に国庫支弁を要望すること、そして、同河川の架橋工事を推進する事などが審議された。大橋はこの県会を傍聴に訪れている。また、この日の県会終了後に静岡から中泉に移動し、そのまま組合の参事会に出席、組合の予算追加や掛塚町の東縁組合編入の件が話し合われた。ここでは、大橋が傍聴した県会での審議の様子も伝えられたことであろう。

12月13日には池田で組合の会合が開かれ、改修工事の国庫支弁を組合においても請願することが確認された。このように水防組合は、増水時の水防活動や、堤防工事の差配、仲介者としての、いわゆる堤防の保護に関する実務だけではなく、治水請願などの社会的な働きかけにも参加していたことが確認できる。

年が明けて明治44年(1911)1月に入ると国会が招集され、大橋は上京して本会議や分科委員

会に出席している。そしてその傍ら、静岡県当局と政府との調整役として頻繁に立ち回るようになる。その結果、いよいよ国会において天竜川をはじめとする静岡県内の諸河川に関する、改修工事は是非が審議されることになるのである。

まず、1月14日には、西縁水防組合の委員と合同で、県当局に行く陳情の打ち合わせを行っている。24日には国会の諸願委員第二分科会において、天竜川の架橋と天竜川改修に関する国庫支弁の審議、そして、その工期を早め、全国的な河川改修工事のうち、天竜川などを第一期に着工する必要のある河川に編入することが決議されている。この委員会の後、議案は本会議に掛けられることが決定された。大橋は28日に国会内において内務省の一次官⁴²⁾、水野土木局長らを前に、静岡県における治水問題について陳述を行った。

2月8日、大橋の所属政党である政友会は、本部で会合を開き、「大井天竜安倍川改修工事ニ関スル件」の議案について、党として賛成する方針を確認している。政友会はこのとき議会で最大の党員数を持っており、政友会の方針はすなわち、国会本会議での可決を意味していた。大橋は、翌9日に開かれた本会議において、三川改修工事案について、質疑に立っている。

ところで、本来大橋や静岡県当局が意図していたのは、「四大河川」の改修であった。しかし、「三川改修」、「大井天竜安部」という名称からも明らかなように、国との折衝の中で「富士川」が欠落しているのであるが、それに至った経緯については明らかにしえない。おそらく、四川全てを同時に改修することは予算などの関係で困難となり、何らかの政治的な妥協が探られた結果が、「三川改修」になったのであろう。

この後、大橋の調整役としての役割はますます大きくなり、まず10日の国会で委員会に出席した後、11日には井通の自宅に戻り、井通村役場に国会での状況を説明している。13日には静岡県庁を訪れ、小島内務部長、六名土木課長と面会、大井安部両川における治水上の調査を依頼している。この2名は、静岡県における河川行政の責任者であり、おそらくこの後国会で改修工事開始が可決されることを見越して、打ち合わせを行っているのであろう。14日には再び上京し、16日の国会で治水政策について発言を行った。そして18日の本会議において、天竜大井安倍川改修建議案が委員会に付託されることが決定した。これは、本会議で了承され、後は専門の委員会を組織して詳細について協議することを意味している。改修工事の開始が現実のものとなったためか、27日は静岡県庁において、知事や部長、課長あるいは、流域村長らと会談し、流域の地質や、図面について打ち合わせを行っている。3月4日に国会の専門委員会での質問会を終え、5日に静岡市内に戻った大橋は、天竜川改修工事の件について、沿岸の町村長や西縁組合への伝言を託している。そして3月8日に、付託された委員会で天竜大井安倍川の改修工事が決定となり、これ以降、天竜川では昭和戦前期まで続く、内務省直轄の第二次河川改修工事が本格的に始動することとなるのである。

3月12日にはそのことを報告する水防組合の臨時組合会が池田の水防事務所で開催され、内務省の担当者と委細の打ち合わせや陳情を行う、上京委員を決定した。14日には早速上京委員を伴い、大橋が案内してまず河川改修の問題が最初に審議された所願委員会に出向き挨拶を行っている。一行はその日の本会議で改修問題の可決を見届けた後、内務省に出向き土木局長などと面会している。18日には国会内において内務省の一次官に面会し、次々と政府の治水事業担当者と顔合わせを行っている。

資料の制約により、大橋本人と、彼を介した水防組合関係者の動向は3月18日までしか明らかにし得ない。しかし、この間にも天竜川をはじめとする県内三河川の、国庫支弁による河川改修工事と、第1期着工への編入が国会で可決されるまでの関係者達の動きが詳細に知られるのである。

一方大橋頼模自身は、この期間を通して、治水関係の法案可決とそれに関連した関係各所との連絡調整だけを行っていたのではない。自身の事業をはじめとし、電灯会社の静岡市営事業化問題、磐田郡内の宅地価修正に関する件でも各地を奔走し、静岡県西部と中部、東京、そして、宅地価問題では名古屋にまで出張することもあった。

このように、大橋は、天竜川東縁水防組合長としての職務に留まらず、治水政策そのものについて静岡県や中央政府にまで働きかけを行う存在であった。そして、ついには静岡県と政府を結ぶ調整役として機能することとなった。他方で大橋は、国会議員、新聞社経営者、農村の地主としての側面も持ち合わせていた。大橋は、自身が持つ、いわゆる地域の名望家としての地位を大いに発揮して、天竜川下流域の意思統一を、治水請願という形で成し遂げていった。そして、その構造の頂点に、政治家としての大橋自身を位置づけた。その一方で、大橋は水防組合長でありながら、実際の水防活動など、現場に出動して行う業務については一切の指揮を代理人に任せていた。

そして、大橋を組織の長とするこの頃の水防組合は、前節で見たような増水現場や堤防補修の工事に関する実務とならんで、政府への請願のため地域の意見を収斂し、治水の機運を高めるための「機能集団」としての役割をも担うこととなった。この5ヵ月後に発生する明治44年水害の対応が日記では判明せず、詳しい検討は別の資料を基に次章で行なうこととするが、この水防組合の、いわば行政への「圧力団体」的な活動は、本来組合が行なってきた現場での活動とは著しくかけ離れた目的を持つものであることに注目する必要がある。

大橋はこのような地元の要望を汲み取り、政治活動において一定の成果を上げることで、さらに地域の人々の賛同を集めていった。政策面で地元利益誘導を行う人物が、天竜川下流域の場合、それが治水と直結する水防組合長の職にあった大橋であったことが象徴的である。

第三章 注記

- 1) 服部敬(1997) 明治期における淀川改修工事と西淀川地域、ヒストリア 156、18～26 ページ。
- 2) この規則は、その公布に前後して、内務省に河川管轄が移された時であったため、「大蔵省番外」となり、法令番号を持っていない。
- 3) 渇水期など、低水時でも船舶が安全・自由に航行できるような水深と上流から下流への水面勾配(こうばい)の確保を目的とする河川工法で、河川の流路の整備、浅瀬の浚渫、要所での水流制御の施設や護岸の施工などを主な目的とする。
- 4) 内務省第四区土木監督署編・発行(1898)『天竜川流域調査書』、ただし、建設省中部地方建設局編・発行(1989)の復刻版を使用した。
- 5) 大正 12 年度(1923)以降 10 カ年内改修河川に指定され、大正 7 年(1918)より測量開始。
- 6) 前掲 4)、447 ページ。
- 7) 建設省中部地方浜松工事事務所編・発行(1990)『天竜川－治水と利水－』、131 ページ。
- 8) 前掲 7)、132 ページ。
- 9) 国土交通省浜松工事事務所所蔵文書のうち、「鈴木治三郎氏収集明治改修関係」と一括された文書群のコピーにあり、「天龍川治水沿革調査」の表題がある手書き原稿である。
- 10) 前掲 4)、447～448 ページ。
- 11) 上条宏之(1985)『天竜川流域調査書』の作成事情と特色について:建設省中部地方建設局(1989)天竜川流域調査書、巻末 18～19 ページ。
- 12) 前掲 11)。
- 13) 国土交通省中部地方建設局浜松工事事務所所蔵文書、天竜川西縁水防組合「明治三十年一月二十七日決議書」
- 14) 十束尋常小学校編・発行(1913)『十束村誌』。
- 15) 堤防の上面(馬踏)だけでなく、中段にも地面と水平部分を作り、堤防を補強するやり方。(川側)につける場合を表小段、堤内地(人家側)を補強する場合を裏小段と呼ぶ。
- 16) 現地調査による。なお、中町付近には江戸時代以来の旧本堤が、町内の道路として現存している。
- 17) 国土交通省中部地方建設局浜松工事事務所所蔵「河川台帳附図」による。なお、この地図については後述する。
- 18) 前掲 13)、天竜川西縁水防組合「明治二十六年七月改修工事請渡金高帳」による。
- 19) 居所は天王村下堀で、この時は村長も兼任している。
- 20) 天竜建設業協会 30 周年記念誌編集委員会編(1983)『社団法人天竜建設業協会 30 周年記念誌』、天竜建設業協会、24～25 ページ。また、浜名郡竜池村(1912)『竜池村誌』によると、長谷川は明治 22 年 5 月 8 日から 24 年 12 月 2 日まで、竜池村の初代村長を勤めている。
- 21) 神田は野部村神田(右岸北部)、和田は和田村和田(右岸中央部)に存在。
- 22) 堀内平四郎の居所は掛塚村豊岡 51 番地、堀之内集落。
- 23) 前掲 9) 表題に「約定証書」とある。

- 24) 前掲 9) 表題に「明治二十六年十二月改定土木工事及土用品受負規則」とある。
- 25) 前掲 9) 表題に「工事心得書」とある。
- 26) 前掲 9) 「表題欠」。
- 27) 前掲 9) 「領収書」、「催促状」などがある。これは明治 27 年頃に、水防倉庫に納入する分の丸太について、山本が納期に間に合わなかったことを示す一連のやりとりである。
- 28) 内田和子(1994)『近代日本の水害地域社会史』、古今書院、31～34 ページ。
- 29) 国土交通省中部地方建設局浜松工事事務所所蔵文書、「天竜川西縁水防組合 明治二十五年十二月起天竜川西縁水利土功集会決議書綴込」。
- 30) 磐田市史編さん委員会編・発行(1991)『磐田市史資料編2』、によると、明治 20 年(1887)に東縁水防組合が発足した際には掛塚輪中、広瀬村共に同組合に参加していたが、防御上の不都合から明治 23 年(1890)に脱退したといわれている。
- 31) 前掲 29)、「天竜川西縁水防組合 明治二十六年日誌」。
- 32) 水防組合に加入する町村から選挙により選出され、組合会の議決権を持ち、組織の運営を行った。
- 33) 樹木の枝や樹皮のことで、応急的な水制工作成の資材に用いられる。
- 34) 水制の一種で、丸太を組み合わせて河床の根固めに用いられる。
- 35) (著者・編集者・発行所名記載なし)(1912)『下阿多古村誌』によると、明治末年頃の材木の販売額として、杉・檜 6000 円、松・雑木 5000 円、竹 1000 円とあり、多くの需要があった。
- 36) 磐田市勾坂中での聞き取りによる。
- 37) 一貫地村では切り出した竹を仲買人などに入札させ、そこから得た売却費を村入用に当てており、明治時代にはその金銭出入を記した[竹勘定帳]が残されている。
- 38) 磐田市誌編纂委員会編・発行(1987)『磐田の新田開発』、225～293 ページ。
- 39) 山本三郎・松浦茂樹(1996)旧河川法の成立と河川行政(2)、水利科学 40-4、55～78 ページ。
- 40) 天竜川東縁水防組合編・発行(1938)『天竜川水防誌』、454～454 ページ。
- 41) 静岡新報は、明治 28 年(1895)1 月 4 日、「東海公論」(それまで沼津で発刊していた自由党系の「岳南新聞」を改題し、明治 27 年 6 月 15 日東海公論社から創刊)を改題し、静岡新報社から創刊。1941(昭和 16)年 12 月 1 日、一県一紙とする新聞統制により、静岡新聞に統合。
- 42) 一木喜徳郎 1867-1944。国史大辞典編集委員会編(1979)『国史大辞典第一巻』、吉川弘文館、633 ページ、によると、明治から昭和初期にかけての法学者、官僚政治家。遠江国佐野郡倉真村(静岡県掛川市)の出身。明治 43 年には、第二次桂内閣の元で内務次官を務め、地方改良運動などの尽力した。

第Ⅳ章 水害減少期における天竜川下流域の地域構造

前章までに見たように、天竜川下流域では、内務省直轄による第一次河川改修が明治 27 年 (1894) までに終了し、洪水軽減の一応の成果もみられた。これにより、天竜川下流域では、堤内地にまで激しい洪水流が侵入するような、堤防決壊を含んだ大規模な水害発生の危険は相対的に低下したのである。このことは、第Ⅱ章において検討したように、元来水害に遭遇することを「前提」として、自然条件に対応しながら展開してきた天竜川下流域の地域構造に変化をもたらす要因ともなっていく。それらを明らかにするため、本章では再び農業生産と水防組合の実態を検討していく。

一方で天竜川は、明治中期以降、中流域で伐採された材木の輸送路としても重要な機能を有することとなる。本章では、この新たな「利水」の一機能として捉えられる材木輸送と、それに付随した流通形態の展開を考察に加え、水害減少期の地域構造に位置づけてみたい。

1 農業生産と村落構造

1) 農業生産の特徴

a. 遠州4品の栽培

元来から商品作物栽培が盛んであったこの地域において、水害の危険が少なくなったことは、農業生産の安定を意味することとなる。ここでは、まず明治中期頃から始まった農作物の変化について概観し、その後この地域において主要な作物となっていく蔬菜栽培について検討を行う。そして、蔬菜産地形成の過程で再編されていく、下流域の村落構造について検討を行う。なお本節においては、本研究において中心的に論述する明治末期の状況より若干時代が下がるが、大正期以降の農業に関する史料を含めて考察を進めていく。

江戸時代以来続けられてきた自然堤防上の畑での綿作は、明治 20 年代後半になると、インドなどから安価な輸入綿が入るようになり、衰退していった。それにとって代わったのは藍であり、明治 30 年頃に人工染料が普及するまで盛んに栽培された。

しかし、綿作に付随して発達した綿織物工業は、従来からの高い技術を維持し続けた。それゆえ当地での綿工業は、農業としての綿、藍栽培が衰退した後も引き続き盛況であった。この地域で生産された綿織物は、江戸時代から「河西木綿」と呼ばれブランド力を有していたため、綿、藍生産が衰退し、原料を他所から調達するようになってからも、綿工業製品は「遠州木綿」として引き続き存在していた。これらを基盤とし、第二次世界大戦前には「別珍・コール天」の生産ですでに日本

有数の産地となっていく¹⁾。

藍が衰退しはじめる明治 30 年代になると、それまで藍を補完する存在であった蔬菜が、栽培の中心となっていった。そしてそれらに混じり、ヘチマ、ショウガ、トウガラシ、ラッカセイの 4 品が盛んに栽培されるようになっていった。これらの作物は、主として輸出を目的とするという販路の特徴から「遠州 4 品」として総称されていた。本稿においても、特別な事情がない限り、これら 4 品を総称する場合は遠州 4 品と記述することとする。

蔬菜類のうち、江戸時代末期から「継ぎ牛蒡」の一件などですでに浜松城下に知られていた根菜類は、畑地の深耕を必要とするため、大規模に栽培を行うのは容易ではなかった。根菜類栽培が盛んであったのは、天竜川に比較的近接した地域であり、詳しくは後述するが、自然条件と密接に関係していた。それに比べ遠州 4 品は容易に栽培が可能であったため、下流域に広く普及した。

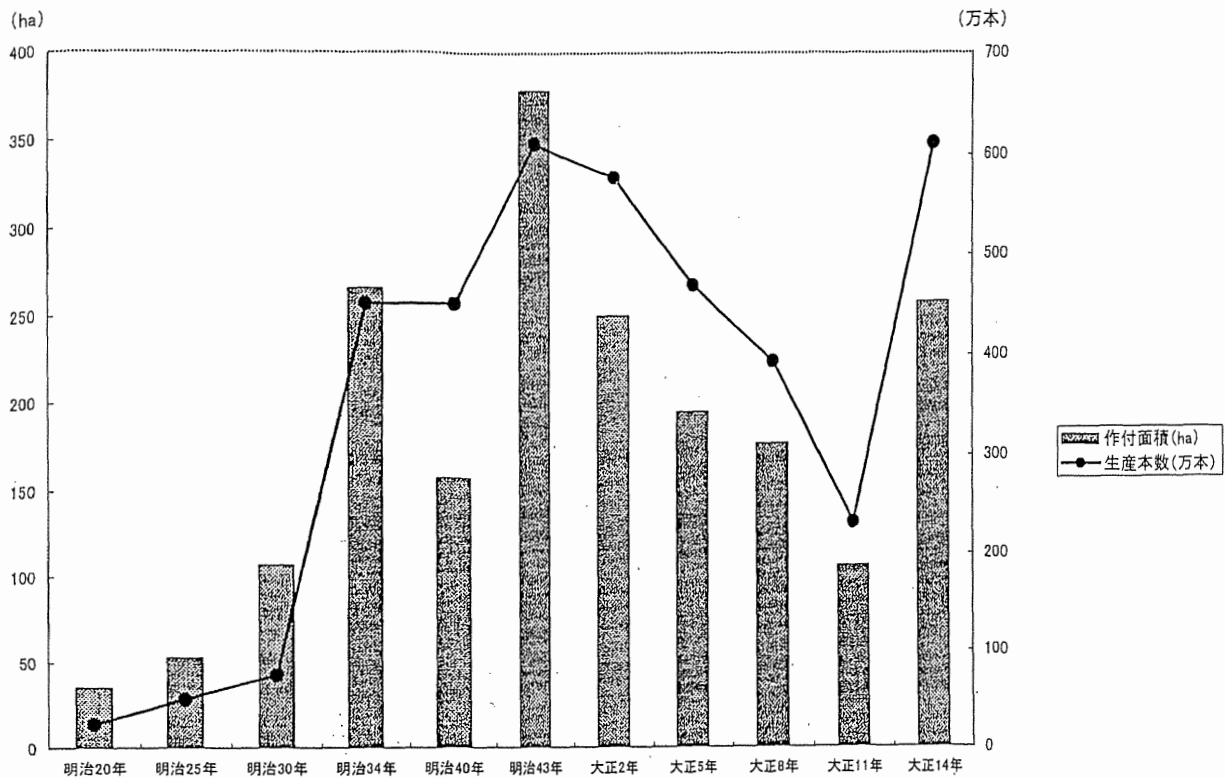
これら 4 品のうち、ヘチマは、食器の洗浄用や緩衝材など、現在スポンジが使用される用途全般に需要があった。特に紳士用の帽子の内張として重宝がられ、アメリカやヨーロッパに輸出されていた。また、綿工業地帯でもあるこの地域が、特産のヘチマが容易に手に入るという環境を放っておく訳がなく、繊維産業とヘチマという、ユニークな組み合わせによる帽子生産は、天竜川下流域においても行われた。明治 29 年(1896)には浜松市街、向宿町に帝国製帽株式会社が設立され、以降昭和 30 年代まで高級ソフト帽の生産が行われていた²⁾。

一方、ショウガは江戸時代から根の部分を乾燥させたものを「ハジカミ³⁾」と呼び、漢方薬の原料として高価に取引されていた。ラッカセイは、食用、搾油用に大きな需要があり、天竜川の沖積平野から三方ヶ原台地にかけて、広範囲に栽培が盛んになった。沖積平野上の村々にとって、自然条件の異なる台地上の農村と同じ作物を栽培し、時として情報の交換や出荷組合を組織することは、これまでの天竜川下流域ではほとんどみられなかったものであった。

ヘチマの生産量とその額や栽培面積は、栽培が本格的に開始されてすぐの時期にあたると思われる、明治 20 年(1887)から、3~5 年間隔で判明する(第 IV-1 図)。なお、この数値は浜名郡全体のものであるため、天竜川下流域での生産だけを抽出することはできない。しかし、浜名郡の動向は、当然天竜川下流域にも大きく影響を与えていたと考えられよう。

本図のうち、作付面積の推移に注目してみよう。ヘチマは、明治 30 年(1897)頃から、郡全体での作付面積が 100 ヘクタールを超える。それ以降は、明治 40 年(1907)や大正 11 年(1922)に面積が減少するものの、大正時代の終わりまで、100 ヘクタールを割り込むことはなかった。

つぎに生産量をみると、明治 30 年頃までは、100 万本に満たない生産量であり、ヘチマが導入されて間もない頃の、栽培も試行錯誤の段階で、また、販路も十分に開拓されていなかったのであろう。



第IV-1 図 浜名郡におけるヘチマ生産の推移—明治中期～大正期—
 (『浜名郡誌』より作成)

ところが、明治 34 年(1901)になると、面積、生産量共、飛躍的に増加している。しかも、次の明治 40 年に至るまでに、栽培面積が 100 ヘクタールほど減少するのに対して、生産量は明治 34 年の値を維持している。詳しい原因は不明であるが、おそらくこの時に、何らかの栽培技術や、方法の革新があったのではなかろうか。ヘチマ栽培は、次の明治 43 年(1910)にひとつのピークを迎えることとなる。

一方で、大正期に入ると徐々に面積、生産量共に減少し、大正 11 年(1922)に最も低い値となる。大正初年からの減少には、第一次世界大戦が影響していると考えられる。このように、輸出を主目的とした農産物は、市場が世界へと広がったため、国際的な社会情勢に出荷量や産額が影響を受けることとなった。これは、従来までのこの地域の農業では、まったく考えられなかった事象であった。

ところで、ラッカセイをのぞいた 3 品は、反当の収支と収量等が明らかとなる(第IV-1 表)。以下、表に即して、遠州 4 品に代表される商品作物の特徴を検討してみたい。

はじめにヘチマでは、収入の欄に 1 番成から 4 番成までがあり、それぞれ見積もられる価格が異なっている。収量を見ると、1~3 番成までは反当り 800~1000 本ほどであるが、4 番成は 150 本しかなく、この年は 3 番成までで収入のほとんどを占めていた。ヘチマ 1 本あたりの買い取り額は、1 番成が 6 銭で、以下 2 番成 5 銭、3 番成 4 銭、数が少ない 4 番成は 3 銭となっており、最初にでき

たへちまが最も値が高く、それ以降のものは順々に安く設定されていた。4 番成に至っては 1 本あたりの買い取り額が 1 番成の半額であり、収穫時期が遅くなるに従って品質が劣化していくものであったことがわかる。本表の事例農家では、4 番成りを 150 本、4 円 50 銭分しか出荷していない。これが意味するところは、以下のことが考えられよう。すなわち、品質が劣り、いわば「買い叩かれる」4 番成をあまり作らないという方針をとっているのであれば、へちま全体の利益が 6 円に過ぎないというのは、トウガラシ、ショウガと比較してもあまりに少ない。それゆえ、おそらくこの農家は、4 番成の売値が低いことは承知しながらも、当初は、3 番成りまでと同じくらいの収穫を見込んでいたのではないだろうか。4 番成りになると、結実時期が晩夏になるため、台風の襲来などもあり、栽培の途中でへちま棚が倒壊してしまったことも考えられる。それゆえ、当初の見込みより、へちまからの収益は減少したことが想像できる。

一方、支出に注目すると、全支出の半分ほどは耕作人夫への賃金となっている。これらは、へちまの収穫時や、棚の作成時に必要とされる人員と考えられる。男 29 人、女 13 人が動員されているが、人夫賃の総額 68 円 10 銭を一人当たりの日給で割ると、男女とも 1 人当たり 2、3 回という、短い日数でのみ労働に従事していたことがわかる。それゆえ、へちま栽培は多くが家族労働を基本としており、収穫期になると人々が一斉に集まって収穫を行ったのであろう。この人数は、後述するトウガラシとショウガにも共通しており、いずれも短期間に集中的に人を集めるのが特徴的である。おそらくは、集落内の人々が「ユイ」のような形で、手伝いに来ているのであろう。天竜川下流域では、磐田原台地上や、北遠の山間部で盛んに栽培された茶の収穫期になると、2、3 日の短期間で茶農家の元に出向き、茶摘みを行うこともあった⁴⁾。史料や現地調査からは明らかに出来なかったが、あるいは、このような農家間での労働力の融通が行われていたことも考えられる。これについては、今後検討する必要がある。

トウガラシは、品質によって 1 等から 3 等までの区分がされており、出荷されるもののほとんどは 1 等品であった。トウガラシの等級は、へちまのそれとは異なり、収穫期のずれによって生じるものではない。また、基幹の部分も 3 等より額は少ないが、販売用として出荷されている。これは、いわゆる「葉トウガラシ」などであり、佃煮や漬け物として用途があったのであろう。トウガラシ栽培の支出では、内訳に小作料が記載されている。すなわち、この事例農家は、トウガラシ栽培の畑を地主から借り受けていたことが明らかである。それでも、人夫賃の支出が示すように、農繁期には家族以外の人手を必要としていたのである。小作地でありながら人を雇い入れて栽培を行っている状況に、この地域での野菜栽培の特徴が見出せる。

ショウガは 400 貫近い生産量に対して製造高が 100 貫未満と、4 分の 1 に目減りしているため、多くが乾燥させたもの、すなわち、漢方薬の原料として出荷していたものと思われる。また、茎葉を肥料として換算しており、30 円で購入した金肥と合わせて使用していたことがわかる。

第IV-1表 遠州4品のうちヘチマ・トウガラシ・ショウガの収支および反当収量—大正9年(1920)—

ヘチマ

(円)(銭)

支出	133	90	
内訳	68	10	耕作人夫 男29人、女13人 男1円、女70銭
	38	10	肥料代
	15	70	棚代見積 棚は細丸太300本、竹30束、縄、針金等を使用 (3ヵ年継続使用と見越し、計上額は総計の3分の1)
	12		小作料
収入	140	50	
内訳	54		1番成900本
	50		2番成1000本
	32		3番成800本
	4	50	4番成150本
利益	6	60	

トウガラシ

(円)(銭)

支出	98	40	
内訳	48		人夫賃 男16人、女17人
	24	70	肥料代
	20		小作料
	7	70	種子、苗床材料、農具、その他
収入	161	70	
内訳	153		1等600斤
	6		2等50斤
	1	5	3等30斤
	2	20	基幹120斤
利益	61	30	

ショウガ

(円)(銭)

支出	124	50	
内訳	50		人夫賃 男25人、女25人 男1円20銭、女80銭
	40		種子代80貫
	30		肥料代(金肥のみ)
	2	50	乾燥器具代
	2		公課
収入	156	50	
内訳	155		生産量387貫500匁、製造高96貫880匁 1斤は250匁、1円につき2斤5分
	1	50	茎葉を肥料として見積、150貫
利益	32		

(『浜名郡史』より作成)

一方で、水田の反当収入はどれほどだったのであろうか。最後に稲作と遠州 4 品の比較を行い、これら輸出作物の相対的な優位性を概観してみたい。

遠州 4 品の反当収量調査が行われたのと同じ頃の調査である「静岡県農業経営事例⁵⁾」では、芳川村(ほうがわむら)において 9 反の水田単作経営を行っていた事例農家、中津川家の反当収量と、同調査によって収集したその他の事例農家を合わせた、地域の平均値が示されている。それによると、中津川家の稲作 1 反当の純益は 101 円 44 銭であった。同様に平均値は、98 円 60 銭ほどであり、およそ 1 反につき 100 円の純益があったことが明らかである。他方で、ヘチマ、トウガラシ、ショウガの反当純益だけを見るなら、それぞれ 140 円、161 円、156 円と、稲作を大きく上回っている。しかし 3 品の場合は、人夫賃や、おそらく稲作よりも大量に使用されているであろう肥料代など、支出の分を考慮する必要がある。しかし、自然堤防が卓越し、元来水田の少ない自然条件である下流域においては、純益において稲作を上回るこれら作物の栽培は、極めて重要な意味を持つものであったと考えられる。天竜川下流域では、これら商品作物や、蔬菜栽培を組み合わせた農業が展開されており、これは水害頻発期より引き続き畑を重要視していたことを示している。

b. 一般蔬菜の生産拡大

遠州 4 品と並んで、一般の野菜類、根菜類の栽培については、『中ノ町村誌⁶⁾』により明治 34 年(1901)とその 10 年後の明治 44 年(1911)における農作物の作付け面積を比較することが可能である。また、同種の史料から、明治 44 年における、隣接する和田村、飯田村の農作物とその作付け面積も明らかとなる⁷⁾。これらは、村ごとに調査基準が異なるため、3 村の状況を単純に比較することは出来ないことを考慮する必要はあるが、農作物の概要を知る上では、貴重な史料となろう。

作成した一覧表では(第IV-2 表)、中ノ町村の 10 年間の農作物と、その栽培面積の変化を知ることができる。一方、和田村、飯田村の作物は、調査項目が少ないが、中ノ町村と共通するものがいくつか見られるため、下流域平野の客観的な指標として見る事が出来る。

栽培作物は、遠州4品も見られるが、これらは村によってその作付けの規模が異なり、どの村も 4 品すべてを大規模に生産していたのではなかったことがわかる。明治 44 年(1911)では、和田村がショウガ、ヘチマ、飯田村はショウガの植え付けが盛んであった。中ノ町村のショウガ、ヘチマは 10 年間で減少したが、その代わりトウガラシ、ラッカセイが増加している。また、飯田村はコラフ⁸⁾、ゴボウなどの根菜類や、サトイモの作付けが目立っている。中ノ町村は、他村よりも調査項目が多いという特殊な事情があるものの、10 年間で実綿と葉藍の作付けが皆無になり、その代わりナス、キュウリ、蕪青⁹⁾などの蔬菜類が急速に面積を増加させていた。

このように、明治末期頃の天竜川下流域では、遠州4品のうちのどれかと、芋類や蔬菜類に生産の比重を置き、農業を展開していたことがわかる。また、この他にも『大正十二年農業調査報告¹⁰⁾』

第IV-2表 天竜川下流域における農産物とその作付面積－明治末期－

農産物	中ノ町村		和田村	飯田村
	明治34年	明治44年	明治44年	明治44年
	作付(反)	作付(反)	作付(反)	作付(反)
米	1377	1355	1600	1125
陸稲	-	-	200	300
麦	856	900	1330	1595
甘藷	370	150	-	220
葉藍	200	-	-	-
大豆	160	20	100	-
桑	73	-	220	-
○ショウガ	60	15	230	188
ソバ	60	-	-	-
小豆	50	20	35	-
黍	50	40	-	-
○へちま	50	3	180	10
蘿蔔	38	20	-	10
粟	20	23	10	-
実綿	20	-	-	-
葉煙草	19	2	130	210
ゴボウ	19	-	-	155
コラフ	18	-	-	150
トウモロコシ	15	1	-	-
ソラ豆	12	12	-	-
サトイモ	12	30	-	100
○落花生	6	45	-	-
馬鈴薯	5	5	-	-
白瓜	5	-	-	-
ナス	3	180	-	-
エンドウ	3	20	-	-
カボチャ	2	5	-	-
茶	2	-	-	-
キュウリ	1	106	-	-
菜種	-	90	-	50
(桑収量)	-	-	311石	218石
○トウガラシ	-	20	-	-
蕪青	-	150	-	-

(『中ノ町村誌』、『和田村誌』、『飯田村誌』より作成)

1)「○」は遠州4品を示す。

によると、芳川村金折では明治中期に初めて「人ノ喜バザリシ土地」においてレンコン栽培が開始された。蔬菜需要が増加している状況において、土地条件に見合う新たな作物を導入したり、旺盛な需要に合わせて様々な作物を模索していた様が想像される。

ところで、根菜類のよく育つ自然条件は、天竜川の洪水がもたらす土砂の堆積が関係しているといわれている¹¹⁾。この地域で行われていた畑の深耕法には、天竜川の洪水との関連が明瞭に残されている。古くから度重なる水害を受けたこの地域では、復旧作業として田畑に流入した土砂を起返しする際に、流入した分の土砂を取り除いて水害前の耕土面を地表に出した後、さらに地面を5尺ほど掘り下げ、そこに流入した土砂を埋め込んだ。そして最後に表土をかぶせ直して元の耕地に復旧していたという。数年単位で繰り返される洪水の復旧作業を行うたびに、地味の肥えた土が表土の下に取り込まれていたこととなり、結果的に水害が根菜栽培に適した土壌を作っていたと言えよう。また、昭和30年代まで、10年に1回の割合で表土とその下の土を入れ替える「天地おこし」を行っていたといい、水害の危険がなくなった後も深耕の習慣が残っていた。一方で、根菜栽培のうち、ゴボウやナガイモは収穫に手間と時間がかかるため、家族労働で行う農業形態では1反5畝以上の栽培は不可能であったという¹²⁾。

大正初年になると、芳川村に浜名郡の農事試験場蔬菜部¹³⁾が設置され、郡内の蔬菜類に関する栽培法や品種の研究が行われた。これにはこの地域が、蔬菜生産地としての性格が強かったことも、設置の要因となっていたことが考えられる。昭和初期頃になると、芳川村は施設園芸農業の先進地となっていくが、これには試験場の農業技術者からの教示も大きく影響をしていたという¹⁴⁾。

ところで、天竜川下流域では、平野内部における微少な自然条件の違いから、栽培作物の違いも生まれている。以下の2つの作物は、ともに1つの集落でしか生産、加工されていない特殊な作物であった。それがスゲとフトイ(太藪)で、前者は鶴見輪中最南端の老間、後者は大柳が産地となっていた(位置は第IV-2図参照)。

老間におけるスゲ栽培は、個人が、所有する水田の一角をスゲ田として利用しており、刈り取り後に乾燥させ、農閑期の副業として菅笠を編んだ。スゲ田は、家屋や屋敷林に近接し、日当たりに難のある水田を利用しており、その規模はほとんどが1畝程度で、大きな所でも2畝以上の規模を持つものはなかった。1畝から刈り取ったスゲから、およそ200個の笠が作られ、完成した笠は1軒の家に集められ、そこに浜松などから来た仲買人が一括して買い上げていたという¹⁵⁾。笠の販路は近郷の農村をはじめ、浜名湖北岸地域にまで広がっていた。遠州地方のなかでも、かなり広範囲に需要がありながら、スゲ笠は老間以外の集落では製造されておらず、例えば北隣の西大塚集落では、スゲ田は全く存在していなかった。他方で、笠と並んで夏季や雨天時の農作業に不可欠な蓑や各種藁細工などは、老間では全く作られておらず、スゲ笠の生産に特化した状況であった。また、老間は天竜川に面した深耕地帯であり、畑では根菜類の栽培も盛んな所であった。

つぎにフトイの場合を検討してみよう。大柳では、江戸時代以来、芳川の水の淀みや湿地に自生しているフトイを刈り取り、筵に加工することを慣習として行ってきた。明治時代に入ると、芳川の河川改修が行われ、大柳地籍の流作地が永続的に使用可能な水田として整備された。しかし、予想以上に地下水位が高かったため、この新たな農地も結局は生産性の低い湿地とならざるを得なかった。その後、それまで川などに自生していたフトイを、この湿地に持ち込むことに成功したため、それ以降は大規模な栽培が可能となった¹⁶⁾。フトイで作られた筵は、周辺農家の板の間に敷くために使用され、多くの需要があった。



第IV-2図 老間・大柳とその周辺—明治中期—
(明治23年測量2万分の1地形図「浜松」「五嶋村」を縮小して使用)

2)集約的土地利用と輪作体系

遠州4品と並び野菜需要の増加に対応した天竜川下流域の農家が、畑の利用をどのように行っていたのかについて、農事暦を元に明らかにしていく。ここでは、その栽培体系が一応の完成をみていると思われる大正期の野菜栽培について検討を行う。

第IV-3図は、『静岡県農業経営事例¹⁷⁾』に登場する飯田村渡瀬(位置は第IV-4 図参照)に居住する水谷熊吉家の野菜輪作法である。大正10年(1921)当時、水谷家では1町5反の農地を所有し、このうち6反4畝が野菜栽培に利用されていた。畑は8区画からなり、面積は最小で3畝、最大で2反5畝となっている。本来は輪作されている土地であるが、調査時にはその時点で畑に植えられている作物が書き上げられているので、便宜上区画を第1区から第8区と番号で示している。例えば、第1区とされる畑では、一年間に麦、水菜、キュウリ、ササゲ、ネギ、抜菜¹⁸⁾を栽培し、翌年には図中2段目の葱頭からはじまる作物を栽培する。このように、以下7年半かけて作物の組み合わせを変え、11月の麦、12月の水菜を植えて年が変わると、調査時と同じ一年目の組み合わせに戻るようになる。この輪作体系は、従来からあるものを改良して調査時の大正期に至っているので、以前からの伝統的な体系と土地利用を踏襲しているものと考えられる¹⁹⁾。

以下、注目される作物について見ていこう。

8区画ある畑の中で、最も作付け回数が多いのが麦であり、秋から冬にかけてほぼ毎年栽培されている。越年して栽培される冬作物を挙げると、第1区から順に小麦と水菜、第2~3区の大麦とダイコン、以下、小麦とホウレンソウ(第5~6区)、小麦と水菜(第6~7区)となっており、麦を中心としつつも、ダイコンや葉菜類などの野菜類を輪作体系に組み込んでいたことが明らかとなる。

一方、夏作の組み合わせについて、ここでは4月から8月の4ヶ月間に播種が行われた作物を抜き出してみる。この中ではキュウリ、ササゲ、ネギが該当し、各圃場において、毎年作付けが確認できる。

農事暦から明らかなように、例えば第1区の場合では、4月に水菜を収穫した場所は、2ヶ月の間においてササゲに、6月に麦を収穫した後が、同じく2ヶ月間においてネギ、抜菜の栽培に当てられていると考えられる。これを農作業のサイクルとして見てみると、冬作である水菜の収穫が終わるとすぐにキュウリが植えられ、麦の収穫後にはネギが、そして、8月になるとネギと抜菜が植えられるというように、1つの圃場では、その場所をいくつか区切り、場所をずらしながら1年中常に何かしらの作物が植えられている状態にあったことがわかる。

生産額を見てみると、1畝当たりの生産金額が高い作物には、ナスの10円、ネギ、ショウガ、キュウリの8円などがある。また、冬作の麦、水菜の生産額を見てみると、それぞれ順に第1区で5円と10円、第7区で25円と50円となっている。このように、冬季の水菜生産は、麦の2倍の産額を上げており、おそらく関西に向けた需要が大きかったことが考えられる。

区画	作物	月												収量	金額(円)	1畝あたり 金額(円)
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
第1区 (5畝)	麦						▲							1石	5	1
	水菜				▲									625貫	10	2
	キュウリ				●			▲						5,000本	40	8
	大角豆						●		▲					7,000本	20	4
	ネギ								●				▲	500貫	40	8
	拔菜								●	▲					—	3
第2区 (5畝)	ネギ		●					▲						373貫	20	4
	サトイモ				●				▲					325貫	25	5
	ダイコン								●					750	15	3
	麦											●		第3区麦へ移行		
第3区 (1反)	麦					▲								2石	15	1.5
	甘藷					●			▲					500貫	35	3.5
	コラフ								●				▲	400	50	5
	ダイコン											●		第4区ダイコンへ移行		
第4区 (3畝)	ダイコン				▲									300貫	12	4
	ショウガ				●				▲					180	24	8
	ハクサイ								●				▲	50	13.5	4.5
第5区 (7畝)	カンラン		●					▲						—	42	6
	ネギ							●					▲	—	56	8
	拔菜							●	▲	▲				—	14	2
	ハウレンソウ											●		第6区ハウレンソウへ移行		
	麦											●		第6区麦へ移行		
第6区 (3畝)	ハウレンソウ			▲										60貫	3	1
	麦						▲							6斗	6	2
	ナス					●					▲			15,000	30	10
	山東菜									●			▲	—	9	3
	麦											●		第7区麦へ移行		
	水菜											●		第7区水菜へ移行		
第7区 (2反5畝)	麦						▲							325斤	25	1
	水菜				▲									875貫	50	2
	カボチャ				●				▲					1,500	125	5
	ネギ								●				▲	2,500	200	8
第8区 (6畝)	体菜			●	▲									360	18	3
	ネギ				●			▲						360	18	3
	大角豆					●			▲					480	24	4
	ダイコン								●				▲	900	18	3
	麦											●		第1区麦へ移行		
	水菜											●		第1区水菜へ移行		

第IV-3図 飯田村における専業農家の畑作物農事暦—大正10年(1921)—

(「静岡県農業経営事例」より作成)

1) ●は栽培開始を、▲は収穫を示す。

2) 「—」は、収穫量不明。

3) 年を越して栽培される作物は、下の区画の農事暦に移動する。

第IV-4図 飯田村・芳川村大字の位置関係—明治中期—
(明治23年測量2万分の1地形図「浜松」を使用)



一方、この年一年間の畑からの収入は、1001.5 円となっており、作物ごとの合計が高いものでは葱類の 334 円、南瓜 125 円、大角豆 80 円となっている。これは 8 区画中最大の面積を持つ 2 反 5 畝の畑に、どの作物が作付けられるかによって、若干順位が変わってくる。生産額 1001.5 円のうち支出は 374.33 円であり、最も高い項目は肥料代で 242.6 円となっている。支出の 3 分の 2 を肥料代が占めるところに、蔬菜栽培地域の特徴が現れている。

ところで、水谷家は蔬菜畑のうち 1 反 9 畝を小作に出し、残り 4 反 4 畝を自作地としていた。農作業は家族 3 人の労働を中心としており、人を雇うことはしていないが、蔬菜栽培農家の中には臨時雇いをおくところもあった。臨時雇いは、主に播種期や収穫期の補助であり、遠州 4 品栽培の頃と比べても大きな変化は見られない。ただし、中には魚肥などの購入時に、拳大ほどの塊となっているものを小槌で割り、ほぐして畑に撒ける状態にするためだけに雇われる者も存在した²⁰⁾。

この他盛んであったものとして、タバコ栽培と養蚕があげられる。タバコは、永島種という品種が作られたが、これは竜池村永島の地名が由来となっており、古くから栽培が盛んであった様子が知られよう。一方の養蚕は、特に中瀬、竜池村など、平野北部において行われていた。竜池村では、タバコ畑の近くにある桑畑の桑を食べた蚕が成育が悪くなるので、なるべく桑の近くにタバコを植えないように喚起する内容の注意が村役場の史料として残されている²¹⁾。

蔬菜の生産は、冬作は麦と、冬季でも栽培可能な蔬菜を組み合わせ、夏作には単価の高いナス、カボチャ、キュウリなどの果菜類とネギを中心とし、これに豆類を加えた輪作体系を作り上げていた。

3) 温室による蔬菜促成栽培の発展

a. 温室の導入

江戸時代の綿作以来、作物を変えつつ発展を遂げてきた天竜川下流域での集約的農業は、大正末期になると温室施設を導入し、蔬菜の促成栽培を行うまでに発展していく。促成栽培は、大消費地に向けた蔬菜の販売が、他の産地と競合しないように出荷期をずらすために行うものである。大正末期以降になると、東京に向けた遠郊農業地域としての性格が大きくなり、地域もそれに向けて対応している状況を示している。

本項では、温室園芸が特に盛んであった芳川村都盛地区(第Ⅳ-4図参照)を中心に、蔬菜促成栽培の実態と、それらを統合する営農組織に注目し、地域におけるその意味を検討する。都盛が温室園芸の中心地となった経緯については不明な点が多いが、この集落の北部に位置する宇西伝寺に、浜名郡農事試験場蔬菜部が設置されていたことが影響しているといわれている。そして大正5年(1916)頃には、3人の人物が都盛において温室を導入し始めたといわれている。これら篤農家と芳川村農会などが、試験場の技術員から促成栽培の技術指導を受けたことがあったという。

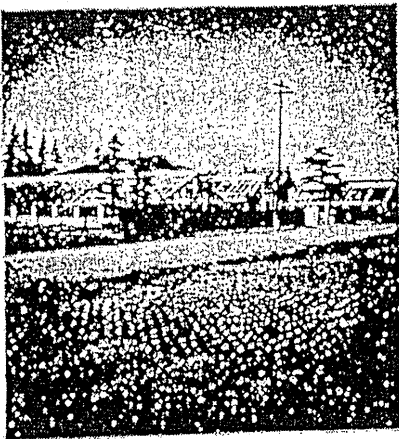
農会も、大正初期に当時すでに先進的な温室、温床を導入していた静岡、清水地区の久能山石垣イチゴ栽培の見学を主催しており、新たな農作物や技術の導入に力を入れていたようである²²⁾。

大正10年(1921)頃の温室は、試験的な導入期であり、いわば、従来までの蔬菜栽培の合間に副業的に行われていた時代であった。この導入期には、ナス・カボチャ・キュウリ・メロン・ブドウや、花卉類など、おそらく農事試験場で栽培されたものを何でも持ち込んでいたと思われるが、大正末期から昭和初期にかけての温室拡大期になると、ほとんどがキュウリとメロンの栽培に統合されていた。このほかに、バラなどの花卉のみを扱う温室も存在した。

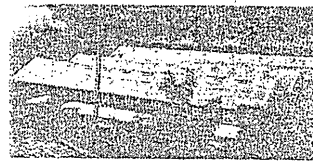
温室園芸を導入していた農家の農作物栽培パターンをみると、昭和10年(1935)頃の温室園芸最盛期には、9月から12月までがナスの作付け、12月から翌年3月までがキュウリとナス、3月から6月までがメロンを中心に若干のキュウリ、6月から9月までがメロンを栽培しており、1年間休むことなしに温室を利用した。これらは、ほとんどが東京と大阪に出荷され、特に大阪向けのメロンは「阪急メロン²³⁾」という商標を持つ高級品であった。

温室は1年を通して休みなく作付けされるため、年に2回ほど殺菌と地味回復を目的とした土壌の入れ替えを行っていた。この際に使用された土は、自家が所有する水田などから運んできたという。また温室は、石炭ボイラーによって温度管理を行っていたが、自動で温度調節する機能などない時代であるので、冬季には深夜に温度調節を行う必要があった。このため生活が不規則になることがあり、しかも温度の上昇した温室内で作業を行うため、体を壊す者も少なくなかった。温室園芸は高収入ではあるが、身近に体調を壊すものが出て、温室の規模を縮小する家もあったという²⁴⁾。温室は家族経営では限界があることも事実であり、それを大規模に行える農家は、常雇において企業的な経営を行っていたのである。

写真Ⅳ-1a、写真Ⅳ-1bは、当時の温室の外観を撮影したものである。温室は木の外枠にガラ



写真Ⅳ-1a 昭和初期における温室の概観
(『浜松の農業』93ページを使用)



写真Ⅳ-1b 大正末期における温室の概観
(『水と緑と光のデルタ』129ページを使用)

スをはめ込んだもので、1棟の規模は20坪前後、高さは最も高い部分で2mほどであった。ガラスはこの当時貴重品であったが、温室導入の試行段階からガラス店が資材提供を協力していたようである。同様に、石炭ボイラーも農機具店などが試行錯誤を繰り返しながら温室用に改良を行っていった。ガラス店は、温室ガラス用に大きさの異なる数段階のガラス規格を作成しており、新たに温室を作る際にはその規格に合わせて柱の間隔を調整していったという²⁵⁾。

温室の最盛期は、昭和10年代前半までであり、それ以降は戦時体制の強化により、メロンなどの贅沢品は衰退してしまった。また、第二次世界大戦中は、温室の形が工場の建物に似ているため頻繁に爆撃に遭い、温室園芸は壊滅的な打撃を受けた。

b. 組合事業に見られる集落構造の変容

温室園芸は、施設の導入や栽培中の作物の管理や技術の向上など、個人の営農活動だけでは到底対応し得ないものであり、先に見たガラスやボイラーの搬入を含めて、共同の組合組織が統括を行うことで初めて成り立つものであった。そこで、本項では、温室園芸に主導的な役割を果たし、加入者は遠州地方の西部に広範囲に存在した「静岡県丸浜温室園芸組合」に注目し、業務の内容から、この組織の特徴について明らかにしていく。組合は、組合長、副組合長各1名、理事9名、代議員22名からなる役員が選ばれ、運営に当たっていた。

はじめに、組合の活動を、組合規約²⁶⁾に書かれた内容から見てみよう。

規約では、第1条に「温室園芸ノ改良発達ヲ図リ組合員相互ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トスル」とあり、具体的に行う事業として、1. 生産品の共同出荷、2. 必需品の共同購入、3. 荷造りの改善統一、4. 販路の拡張、5. 生産販売に関する研究調査、が挙げられている。

このうち、1の共同出荷と3の荷造りの統一が重要な事業であった。そのことは、組合規約の中に「丸浜温室園芸組合共同荷造共同販売事業」という細則を設けていたことからもうかがえる。そして組合は芳川村内に専用の集荷所を有し、収穫された作物の選別と箱詰めにも当たった。2の共同購入では、ガラスなど温室設営時に必要とされる資材のほかに、消耗品として温室の熱源として使用する石炭の購入が重要であった。昭和10年(1935)には、石炭は240万斤(単位不明)の取扱量が記録されている。

つぎに、組合加入者の実態について検討を行う。温室組合者名簿によると、組合員の所有する温室の坪数は、最小の者で15坪となっている。一方、最大では1000坪を所有する農家が存在しており、組合加入者の平均所有温室坪数は約90坪であった。温室所有規模の大きな農家は芳川村に多く、最大の1000坪所有者も芳川村在住である。温室栽培は、この地方における温室発祥の地である芳川村において最も盛んとなっていた。

規約に示された組合での共同事業のいくつかは、メロンやキュウリといった作物の値段に、諸経

費として上乗せされる形で計上されている。組合のメモから判明する、昭和7年(1932)のメロンとキュウリ1箱あたりの諸経費とその内訳を検討してみよう²⁷⁾。

これらは、組合の経費として販売額に上乗せする13の項目を、この年の5月26日から9月25日までの、5ヶ月間の出荷箱数である44,100で割って算出したものである。金額として最も高いのはメロンの箱代、7銭5厘で、最も少ないものでは僅か2厘2毛となっている。それゆえ金額的には微々たるものであるが、諸経費に挙げられた項目は、そのまま組合が共同出荷を行う際に必要とされた支出を伴う諸業務の内容を示している。その内訳は、釘縄代、木毛代、ラベル代、鉄道納金、馬力運送代、積込並送荷案内、人件費、荷札伝票・材木・墨・その他、事務諸費、共済部掛金、会議費、販路拡張予備費からなっている。このうち、木毛は材木を繊維状に細かくした、メロンの箱に詰める緩衝材である。また、大正初期頃には、近隣製材工場で大量に発生するおがくずに蔬菜栽培農家が注目し、苗床や温床として利用したこともあるという²⁸⁾。この地域には温室が作られる以前から、促成栽培を導入する基礎が存在していたのである。そのきっかけとして、同じ地域内で発展を続けていた材木産業の、しかも、廃棄物に相当する木くずやおがくずが関係していたことは、非常に興味深い。

再び諸経費の検討に戻ろう。この中で人件費はメロンを栽培する際にかかるものではなく、ここでは共同出荷にかかる人件費のことである。このように見ていくと、出荷には箱の組み立てや、その際必要となる材料費、輸送にかかわる費用、そして、会議や販売促進にかかわる組合としての人件費からなっており、これらが重要な業務となっていたことがわかる。

同様に、キュウリの諸経費をみると、その内訳はほとんどがメロンと同様であるが、諸材料値上見込額、パラフィン紙代、チャリローズ紙代の3つ項目が多い。これら紙類は、表面が薬品で保護された防湿効果があり、出荷の際はこれらにくるんだ形で箱に詰められた。諸材料値上見込額というのをあらかじめ経費に見込んでいるのも興味深い。これはおそらく、組合の予算額が確定した後に材料の高騰が見込まれることとなり、諸経費の中にその差額分を組み込んでいるのであろう。ここにも、共同で事業を行う組合の特徴が見出せる。

また、メロン、キュウリともに、出荷に関しては以下のような規格が存在していた。その決まりを書き出してみると、メロンは、

顆ノ大キサハ三百匁ヲ標準トシ(11月ヨリ3月迄ニ収穫ノモノハ二百五十匁ヲ標準トス) ネット、
顆形、重量、色澤、香気、甘味等ニヨリ撰顆格付ス

キュウリ 特 5寸3分以上ノ形状ヨリ真直ナルモノ

松 4寸5分以上 5寸2分迄ノ形状ヨリ真直ナルモノ

竹 3寸8分以上 4寸4分迄ノ形状ヨリ真直ナルモノ
梅 特松竹ノ寸法ニシテ形状稍悪シキモノ及少曲リシモノ
桃 3寸7分以下ノモノ及曲リ又ハ特ニ大ニ過ギルモノ

となっている。そして、メロンは周年で、キュウリの場合は10月1日から翌年の5月15日までを共同荷造、共同販売期間とし、その時間は午前10時から午後2時までとなっていた。

このように、すでに昭和初期の段階において、キュウリでは長さに合わせた等級が厳密に決められており、しかも大きくて「真直」なものほど等級が高かった。協同組合の性質から、規格にあったメロンやキュウリの栽培を行えば、後は組合の販路を利用することが可能であった。しかし、出荷には、それに向けた共同作業を必要とするため、栽培するのは農家個人であっても、それを時間通りに共同の選果場に持ち込み、他の農家と一緒に出荷用に箱詰めする必要があった。このことは、組合に加入する農家が、定められた時間、規格に基づいて農業に従事することとなり、いわば、組合への出荷を第一義的に、自分達の栽培サイクルや生活そのものを、変化させていたことを意味する。それゆえ同じ集落に居住していても、組合加入者同士の結びつきが優先されることとなり、同じ農業を生業活動の中心におきながらも、組合未加入者との間には、属性の異なる集団としての意識が生じていたことが予想される。すなわち、温室園芸にまで行き着いた天竜川下流域の集約的農業は、盛んに高品質の農産物を作り出して行くことと引き替えに、従来までの農村における村落構造までも変えてしまうほどの影響力を有していたのである。

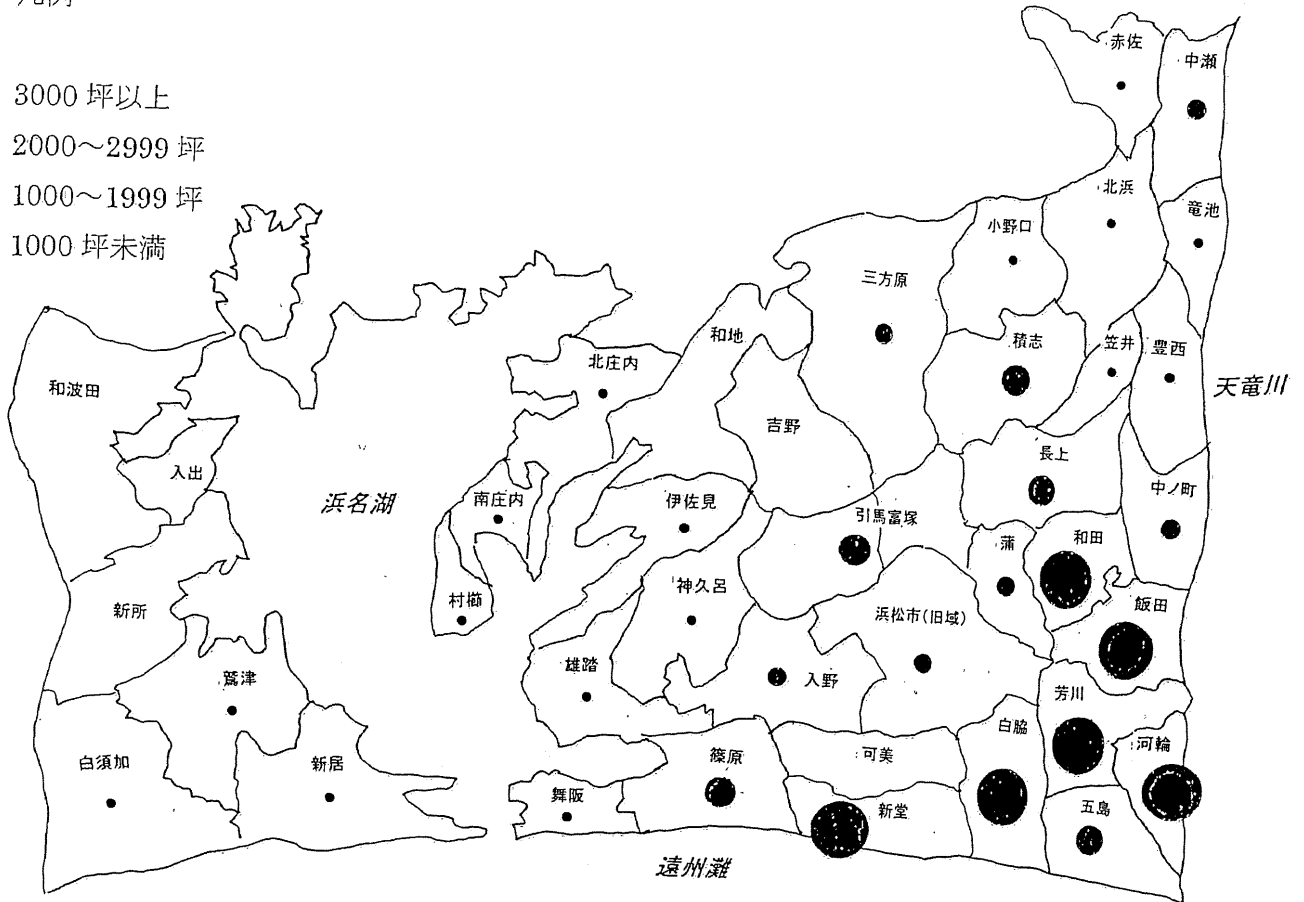
ところで、出荷組合に見られるような強固な機能集団は、なぜこの地域において展開することが可能だったのであろうか。前述したように、温室園芸そのものは大正初期に試験的に導入されて以降急速に広まったものである。組合組織はそれに併せて作られたのであるが、これら組織は、ゼロから突然作られたものではない。それ以前の時代、例えば、遠州4品の時代にも、出荷されるヘチマは4つに等級分けされ、買い取り金額に差が生じていたことが明らかであった。他の輸出作物についても、その性格上、個人での出荷ではなく、共同出荷によって対処していたであろう。すなわち、このような農家の生活リズムそのものを変えうる農業生産の萌芽は、すでに明治時代中期には存在していたのである。

また、このことは温室園芸組合への加入者の分布からも跡づけることが出来る。第IV-5図は、組合への加入者と、町村ごとの温室坪数を示したものである。組合は、天竜川下流域から浜名湖沿岸にかけて加入者が広がり、それらは支部のような形で4区に分割されている。中心となるのは芳川村であるが、この頃には温室栽培が遠州地方南西部に広がりつつあったことがわかる。

温室園芸の発展期には、自然条件の一致に起因する作物の選択や、栽培暦の共通性よりも、むしろそれを越えた遠州地方の農業地帯という大きな枠組みが存在し、その中の一つとして天竜

凡例

- 3000 坪以上
- 2000～2999 坪
- 1000～1999 坪
- 1000 坪未満



第IV-5図 丸浜温室園芸組合加入者の市町村別所有温室坪数—昭和10年(1935)代—
(「丸浜温室園芸組合関係文書」より作成)

川下流域が位置づけられるというように、これまでよりも、より大きな地域的結合が必要とされるようになっていたことがわかる。

一方で、組合参加者が集中する芳川村周辺においては、共同作業を中心とし、その出荷に合わせた形態を取る農家と、そうではない農家との間で、栽培のペースや、生活パターンにまで差が生じることとなった。丸浜出荷組合は、共同選別・共同出荷を目的とした組合であったため、集荷場までの距離が遠い農家は、出荷時間に間に合わせるために、収穫時間が限定されるという不都合があった。それゆえ、個人選別・個人出荷を掲げた西遠出荷組合²⁹⁾が、丸浜出荷組合から分離することとなった。両組合は、分離の理由が利益の不平等から出発しているため対抗意識が強く、互いを誹謗中傷する広告が取引先である東京や大阪に出回り、問題化することもあった³⁰⁾。

このように、出荷形態の違いが、地域内の対立を生じさせる事態まで確認できるのである。それゆえ、同じような耕地面積を所有し、同じ階層に属しているように見える農家においても、組合加入者と未加入者との間には、組織的な農業の末端部にいる者と、そうではない者という差が生まれることとなり、階層分化とは異なった、質的な所属階層の分化が集落の中で起こっていたことがいえる。

第Ⅱ章において論じたように、江戸時代以来、天竜川下流域の人々は、一年を通じておおよそ同じようなペースで、農業とそれに関連する「稼ぎ」を複合的に行ってきた。しかし、明治時代以降になると、個人が選択した作物や、栽培方法を維持するために、集落を超えた連携が必要とされ、場合によってはもはや集落としてのまとまりすら不必要になっていた村落構造が見出せるのである。

2 材木流通と天竜川の機能

1) 天竜川における材木流通の推移

a. 商業的林業の成立過程

明治中期以降、天竜川流域では急速に材木流通が発展した。本節では、水害減少期という天竜川との関わりが変化し始めた時代において、増水とともに大量に発生する流出材の取扱いに着目し、材木の生産地域である中流域との関係の中に下流域住民の果たした役割を位置づける。加えて、この時代における天竜川そのものが有していた機能の変化について検討する。

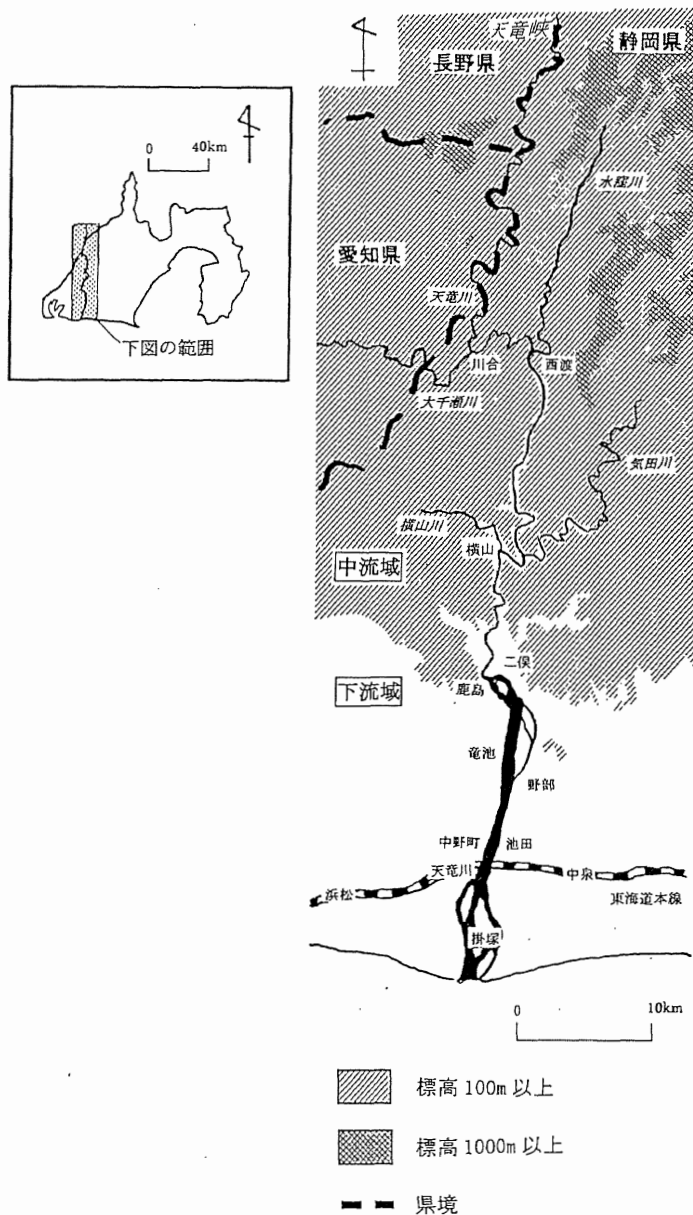
流出材は、本来天竜川中流域から筏流しされる材木が、河川の増水に伴い筏組みされる前に流失することから発生する。流出材は、増水時の水流に乗じて堤防や水制工といった治水施設、あるいは橋桁に損傷を与えたり、大量に漂着した場所では水勢そのものに変化を与えるなど、洪水被害を助長する危険性を有するものであった。しかも、材木流通においては、「商品」であるため、その取扱いには権利関係が発生し、対応に苦慮する「厄介」な存在であった³¹⁾。

天竜川は長野県の諏訪湖から伊那谷を流れた後、天竜峡一帯から狭窄部に入る。ここから、沖積平野に流れ出る谷口に位置する静岡県浜松市二俣付近まで、天竜川は標高 300~1000m ほどの山間部を流れる。この狭窄部以南の愛知県奥三河地方・静岡県北遠地方の県境地域から、谷口集落にあたる二俣までは、江戸時代からの木材生産地域であった³²⁾。本節ではこれら一帯を天竜川中流域とし、二俣以南の沖積平野である下流域と区別して論考を進めていくこととする(第Ⅳ-6図)。

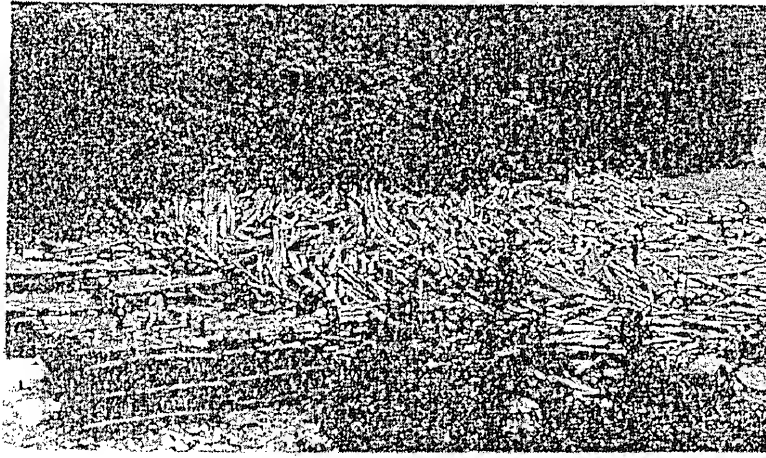
天竜川流域において切り出された材木は、沢を管流しされ、各地の天竜川本流との合流地点において一時的に貯木された。天竜川本流では、享保 10 年(1725)以降材木の管流しが中止されていたため³³⁾、材木は合流地点において筏に組まれ、下流に流送された。貯木と筏組を行うこのような場所を「土場」といい、天竜川本支流の合流点に多く存在していた(写真Ⅳ-2)。鉄道開通以前には、材木は天竜川河口の港である掛塚まで運ばれ、多くは東京に向けて海路運搬された³⁴⁾。明治 9(1876)年に東京に運搬された材木の地方別移入量によると、遠州材は紀州材に次いで第 2 位の地位にあり、鉄道開通以前から東京との材木取引が盛んであったことが知られる³⁵⁾。また、東京の材木集散地である木場では、昭和初期の頃においても、遠州地方の地名に関しては、当時から

ら人口第一の都市である「浜松」よりも、材木の積出港であった「掛塚」の方が認識度が高かったという³⁶⁾。かつての地域間関係が、地名のイメージとして残存している例として興味深い。

明治22年(1889)に金谷・浜松間の開通をもって東海道本線、新橋・神戸間が全通すると、筏組された材木は、鉄道の橋梁から至近の中ノ町村、和田村と、その対岸の池田村付近で陸揚げされるようになった³⁷⁾。明治31(1898)年には天竜川鉄橋から約1km西側の和田村半場付近に天竜川駅が開設され³⁸⁾、筏の荷揚げ場との間に引き込み線が敷設された。対岸の池田からは、明治42年(1909)に中泉駅(現磐田駅)までの約4kmの区間に軽便鉄道が敷設され、材木の輸送が行われた³⁹⁾。



第IV-6図 天竜川流域の材木産出地帯—明治～大正期—
(明治20年編集 20万分の1地勢図「豊橋」をもとに作成)



写真Ⅳ-2 水窪川・天竜川合流地点の渡場—昭和初期—
(『佐久間町史 下』491 ページを使用)

b. 製材業の推移

鉄道開通以前の明治 12(1879)年に、掛塚から海路出荷された物資を挙げてみると(第Ⅳ-3表)、材木関係の金額が約 26 万円であるのに対し、それ以外の物資はおよそ 8 分の 1 と少額である。掛塚において最も重要な移出品は、中流域から産出される材木と、その加工品であったことがわかる。

つぎに天竜川流域の材木加工場の立地に注目する(第Ⅳ-7図)。流域に存在した製材工場の分布をみると、明治 10~20 年代までの製材工場は、小規模な工場が山間部の中流域に存在している。その中でもとくに、明治 20 年代における工場数の増加が顕著である。

明治 30 年代になると、それまで機械製材のほとんどなかった下流域において、大規模な製材所が出現してくる。さらに明治 40 年代になると、下流域には 50 人以上の規模を有する製材所が 3 工場、11~49 人規模の製材所が 5 工場増加しており、とくに東海道線に近接した右岸の和田村付近にその集中が著しくなっている。

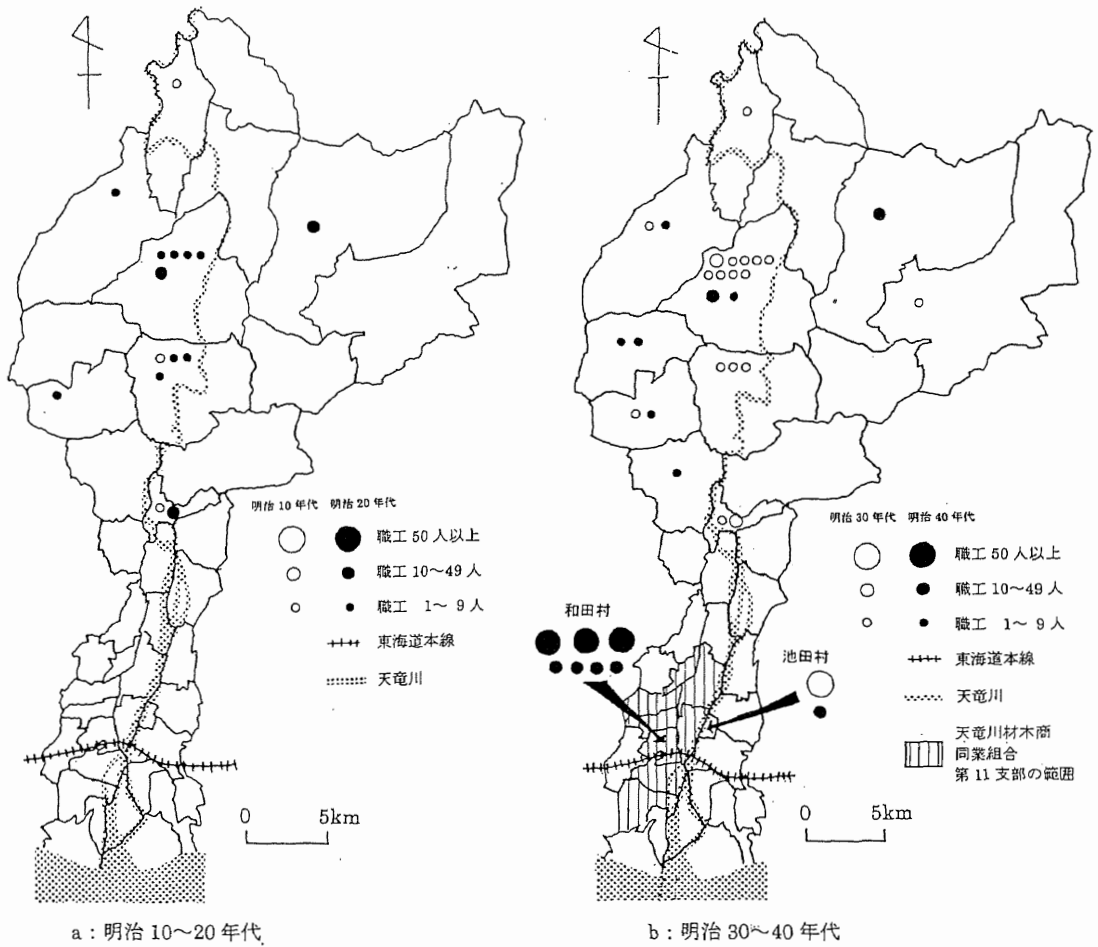
写真Ⅳ-3 は、大正初年頃の、和田村付近の様子である。写真の右側に天竜川の水面が映っており、背後に見える鉄橋は東海道本線である。この写真で最も目を引くのは、材木の夥しい数であろう。その様子を見ると、川の中に浮いている丸太は、天竜川を流れ下ってきた筏の状態でおおよそ 15 本が一まとまりにされ接岸している。石垣で組まれた護岸の上や、材木が積まれた広い土地の奥にも小屋があり、これらが製材工場であると思われる。

つぎに、材木集積地の様子を、地図によっても確認してみよう(第Ⅳ-8図)。本図は、「河川台帳附図⁴⁰⁾」という、明治 40 年頃の天竜川沿岸の堤防の高さや、周辺の土地利用を描いた大縮尺の実測図である。この地図は、当時の内務省が管轄する河川について、堤防や堤

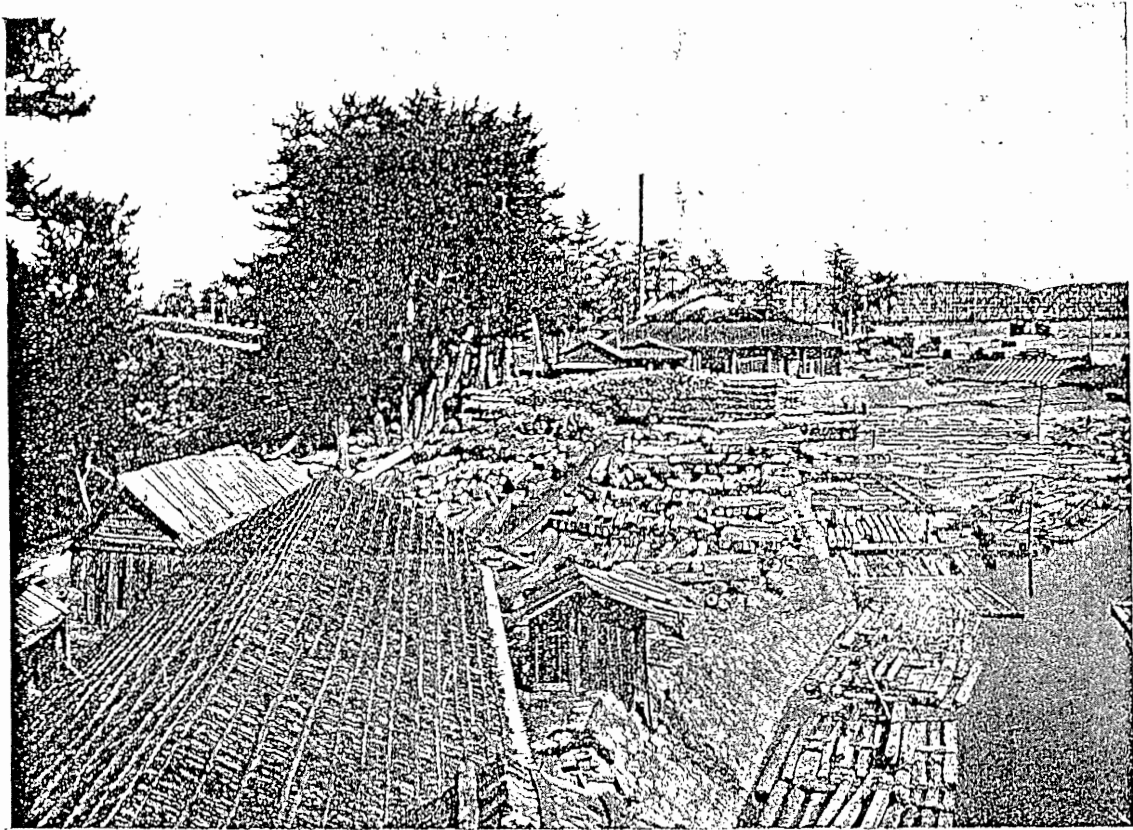
第IV-3表 掛塚港より移出された物品—明治12年(1879)—

品名(材木関係)	数量	金額(円)	品名(材木以外)	数量	金額(円)
杉大貫	2,409,723挺	92,681	操綿	941個	12,703
柿板	215,616個	53,904	米	1,769俵	5,133
杉中貫	1,661,895挺	33,237	石灰生石	349,186尺	2,530
杉四分板	2間入 52,971束	21,188	石灰	11,733俵	1,466
雑木	尺尺 13,733本	19,617	葉煙草	75個	1,340
桧角	尺尺 12,565本	12,565	砂糖	607個	1,214
杉角	尺尺 9,865本	7,588	綿香	1,370個	1,170
松角	尺尺 2,781本	3,436	炭	2,929俵	878
杉板子	1721本	2,458	芋麻	4,142尺	828
桧板子	尺尺 1,121本	2,242	串柿	322個	483
桧四分板	2間入 1,983束	1,322	製茶	78個	468
桧一六分板	1間入 1,788束	1,192	青石	1,392尺	417
檜四分板	2間入 2,950束	1,180	艦腕	1,751挺	375
槻角	尺尺 441本	1,103	藍玉	46個	276
桧八分板	1間半入 1,349束	1,011	太藺筵	102個	204
檜板子	670本	831	竹皮	61個	183
榎角	尺尺 481本	819	粉糖	373俵	171
檜一六分板	1間入 2,015束	806	竹	3836本	153
杉皮	3間入 2,109束	790	干薑	95俵	142
松敷居	8,643挺	576	焼酎	7石5斗	128
檜角	尺尺 584本	450	種油	17樽	119
槻板子	131本	439	椎	17個	102
杉六分板	1間半入 709束	354	茶実	46俵	80
桧丸太	尺尺 81本	271	蜜柑	63個	31
杉五分板	2間入 510束	255	ボロ	26個	26
檜六分板	1間半入 593束	254	香実	10俵	16
桧敷居	1,945束	243	古綿	11個	16
背板	4,750束	237	醬油	12樽	9
朴板子	82本	164			
楠板子	78本	156			
檜八分板	1間入 300束	150			
姫子	尺尺 68本	114			
茶箱板	455個	81			
桜板子	25本	64			
小計		261,778	小計		30,661

(『金原明善』より作成)



第IV-7図 天竜川流域における製材所の分布とその変化—明治期—
 (『静岡県材木史』より作成)

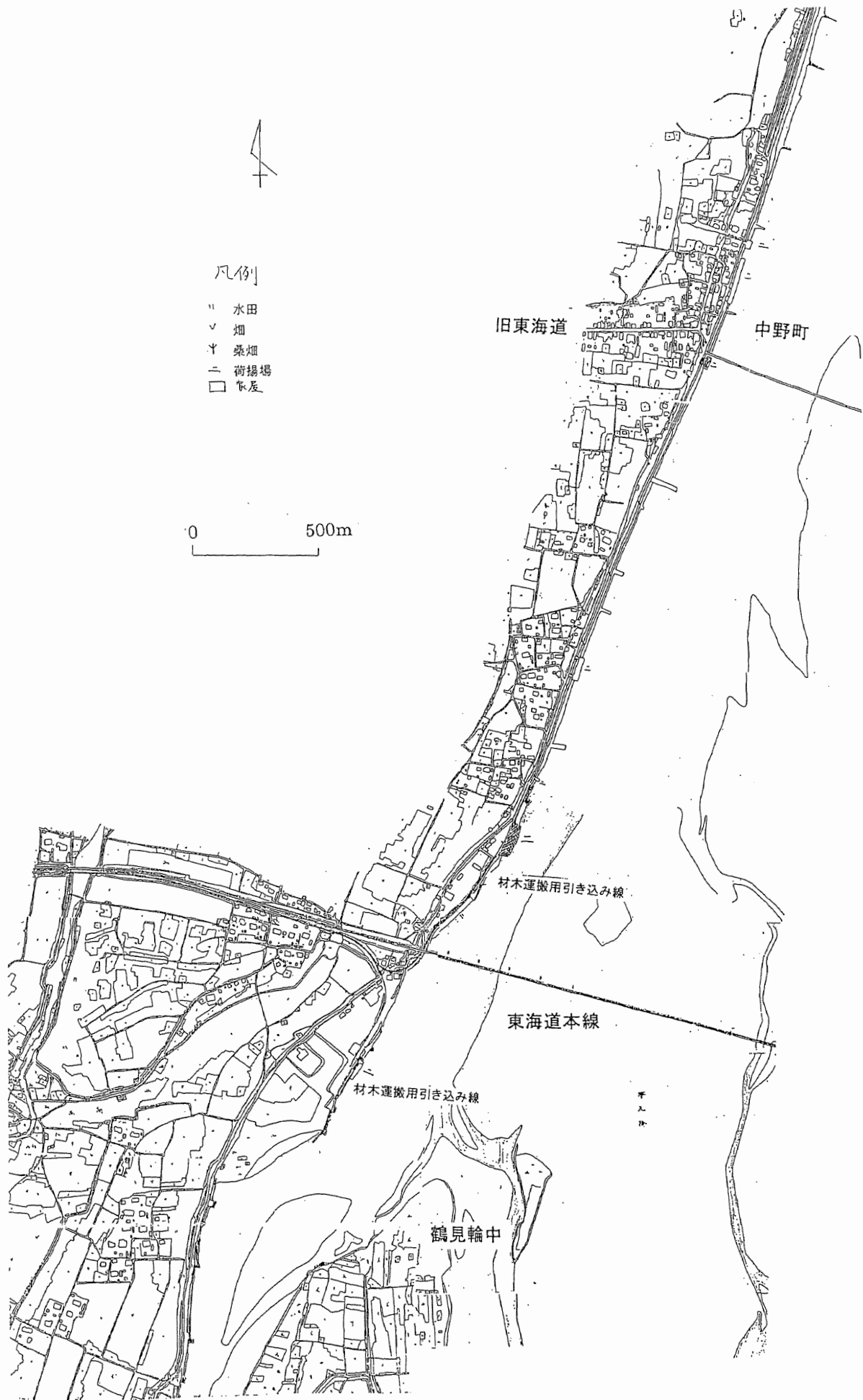


写真Ⅳ-3 和田村半場付近の製材所と貯木の様子—大正期—
(『天龍川流域の林業』口絵ページを使用)

外地の実況を把握するために作成したものである。それゆえ、宅地や農地の様子は、堤防に沿った部分のみ明らかにしうる。しかし、筏の着岸地点や、堤外地に存在する引き込み線、あるいは、堤防上の建築物に関しても、河川工作物とそれに付随するものとして捉えられ、「河川台帳⁴¹⁾」に登録されているため、その位置や大きさを、地図上で詳細に知ることができる。

東海道本線の天竜川鉄橋周辺の材木流通関連施設の立地をみると、この地図の範囲外、西側に天竜川駅があり、そこから2本の線路が天竜川に向かって東進している。このとき、東海道本線はまだ単線で、鉄橋部分のすぐ北側に、線路に沿って等間隔に5個の小さな河川工作物が確認できる。これは、このとき複線線路建設が進んでいた、線路の橋脚である。引き込み線のうち南側の線路は、川を渡る手前で大きく右にカーブを描く。カーブの中ほどで北向きと南向きの線路が分岐し、どちらも川の流れに並行して200メートルほど進んだところで行き止まりとなる。それと並んで、天竜川岸には荷揚場が存在している。このように、天竜川を流下してきた筏は、荷揚場に接岸したあと陸揚げされ、そのまま貨車積みして運び出すことが可能となっており、文字通り河川交通と鉄道との結節点になっていたのである。先に見た写真は、まさにこの南側の荷揚場を撮影したものであった。

ところで、河川台帳付図では、建物の大きさや、上から見た形までもが明らかとなる。この中で注



第IV-8図 中野町～半場間の材木関連施設—明治40年(1907)頃—
 (「天竜川台帳附図」より作成)

目されるのは、荷揚場と線路、そして、右岸の連続堤防に挟まれた部分に位置する建物の存在であり、これらが製材工場である。

このように、材木流通に関連した施設は、集落を守る堤防の堤外地、すなわち、川に面した側に集中して立地していた。これには、陸揚げした材木を遠くまで移動させることなく加工できることと、それに関連して、材木置き場として河川敷のような広い土地を必要とすることが要因として挙げられよう。あるいは、製材工場の騒音の問題や、万が一火災が発生した場合に材木やおがくず、機械油など、燃えやすいものが大量に存在する工場を、なるべく集落から離しておく必要があったことも想像される。

そして、このことは、材木流通に関連する諸業種が筏を介して結び付けられ、その筏の通り道となる天竜川の流れとそれに面した荷揚場など、極めて狭い範囲での「沿岸」に限定された中で行われていたことを示している。

2) 天竜川における材木流通の特徴

a. 資金の流れと中・下流域の関係

明治中期における、中流域の材木問屋と、掛塚の回船問屋兼材木問屋に交わされた流通資金の流れからは(第IV-4表)、中流域の問屋が、掛塚の問屋から資金を得ることで成立していたことが明らかとなる。この借入金の用途は、山林地主から立木を買い付ける際の資金や、伐採、搬出等の諸経費となっている。そして借用の担保には、下流に流送される予定の角材や板材が設定されており、資金の返済は、担保である材木が下流に到着し、売却した代金の中から支払われていた。

このほか、別の「山林立木売渡証文⁴²⁾」においても、山林所有者が立木を「売渡代金三百円」とし、うち「金二百円」は「内金」として既に中流域問屋からの受け取りを確認している。残金100円は、中流域問屋が下流域問屋に「借用」し、この立木が下流域問屋に流送され、売却された代金から返済されるとしている。

中流域の材木問屋は、伐採・出荷された材木が、無事に下流域まで到着するという仮定のもと、資金を下流域に立地する材木問屋や回船問屋に依存し、次の伐採を可能にしていた。それゆえ担保である材木が風水害等に巻き込まれ、遭難などにより届けられない状況になると、先に調達していた資金が負債となってしまう危険性もはらんでいた。中流域の材木問屋にとっては、材木が迅速に下流域や東京の間屋に運ばれ、伐採資金の仕切を完了させることが、材木流通を円滑に行う上で最も重要なことであった。

つぎに流送される筏の実態について検討を行う。筏の回漕問屋であった平賀家が筏として扱った材木については、大正7年(1918)7月から12月の約半年間に限定したものであるが、この間に

第IV-4表 天竜川における材木流通資金の流れ—明治期—

年.月.日	借入金	用途	担保	返済方法	借入者 居住地	貸し人 居住地	その他
明治10.11.11	30円	材木山出諸経費	杉角材尺ノ250本	担保貨物が掛塚に川下げ 完了後の売却金より	早瀬村	掛塚村	
明治10.11.28	50円	立木買い付け 山出諸経費	杉角尺ノ240本	担保貨物が掛塚に川下げ 完了後の売却金より	早瀬村	掛塚村	
明治10.12.28	30円	材木伐出入用	桧角材	来年1月、担保貨物の掛塚 川下げ完了後の売却金より	早瀬村	掛塚村	
明治11.11.23	50円	商方入用金	川下げ予定の 柿板280個	柿板売却代金にて	横山村	掛塚村	
明治11.1.28	50円	立木買い付け 山出諸経費	杉山立木7~800本 (尺ノ1500本相当)	7月に半分、10月に残りを 川下げした売却金にて	早瀬村	掛塚村	立木は長太郎から買う
明治11.1.28	10円	—	松角材尺ノ80本	担保貨物が掛塚に川下げ 完了後の売却金より	早瀬村	掛塚村	
明治12.1.16	25円	前金	1月20日までに川下げ される柿板140個分	東京問屋への御積為替金の中 から	横山村	掛塚村	
明治18.10.12	30円	材木伐出諸賄金	杉角材尺ノ200本 杉挽材尺ノ250本	11月10日、掛塚へ川下げ予定、 その売却金を充てる	早瀬村	掛塚村	
明治25.4.30	40円	山林支払	杉尺ノ419本 松角尺ノ256本	掛塚川下げ後、東京問屋に 売った残金より	瀬尻村	掛塚村	松は6月、杉は8月に 川下げ予定
明治25.6	30円	—	松角材尺ノ60本	6月20日に川下げし、東京問屋 へ運んだ仕切金の残金より	掛塚村	掛塚村	三州滝原村より伐り出し
明治25.7.18	30円	山林買入代金	北遠会社で挽立の 中貫30以上	川下げ後東京に売った残金より	瀬尻村	掛塚村	横山銀行の入札で 買入れた山林
明治27.8.22	35円	抵当山林の立木 買い取り金	杉・桧の中貫200束 桧角材尺ノ25本	12月掛塚到着後、東京へ運搬 する荷物内金と仕切残金より	瀬尻村	掛塚村	山林は永源寺住職から 買う

(『津倉家文書3』より作成)

送り出した筏の数と、切り出された材木の種類と産出地、そして送出先などが明らかとなる(第IV-5表)。

本表から、筏は水量の多い夏から秋だけでなく、渇水期の冬であっても流されていたことがわかる。平賀回漕店が扱った材木の産地は、菌目山、豊根山、出馬山などが頻繁に登場している。これらは、奥三河に位置する、標高1000メートル程度の山々で、いずれも谷筋から天竜川支流の大千瀬川に合流する同じ水系に属している。この大千瀬川は、平賀回漕店の所在する川合土場において、天竜川に合流する。このように、筏の回漕問屋は、それぞれの支流が天竜川に合流する土場に点在し、その支流が背後に抱える山々から切り出された材木を扱っていた。

一方、送出先をみると、略称の印で記載されているものもあるが、いくつかは地名が判明する。このうち、多く見られるのが、中野町(中ノ町)、半場、国吉といった地名である。半場は東海道本線の南側の引込み線付近、国吉は北側の引込み線付近の地名である。中野町と合わせて、いずれ

第IV-5表 川合渡場平賀回漕店が扱った筏の状況—大正7年(1918)7月~12月—

年月日	筏数	材種	産出地等	送出先等
大正7.7.6	23	杉桧松	赤柴山 菌目山 豊根山 夏目山	中野町 因 半場 因 中ノ町飯田合名会社
7.11	4	杉	日原山	半場 因
7.24	6	黒木 松	設楽郡三輪村	半場 因 運送 ①
7.25	2	杉	日原山 豊根山	半場 因
8.14	3	杉桧樫板	三州鳳来寺・大野町	中野町 因 木炭, 半場 因 輸送
8.24	5	杉松	赤柴山	中野町 因
8.28	1	付木	豊根山	半場 因 ②
9.3	4	杉桧松	高林重作	中ノ町飯田合名会社
9.4	6	杉桧松	高林重作	中ノ町飯田合名会社
9.6	8	杉桧松	永原和市出 赤柴山	中野町 因
9.8	13	杉桧	永原出 赤柴山 深造山	中野町 因 半場 因
9.9	11	杉桧松	高林重作出 赤羽根山	因 竜西材木, 中ノ町飯田合名会社
9.11	8	杉桧	夏目山	半場 因, 中ノ町飯田合名会社
9.11	2	挽角		平沢峰ノ沢鉾山, 西渡大井鉾山
9.18	9	杉桧松	赤柴山 永原和市出	中野町 因
10.5	3	杉	豊根山	半場 因
10.9	5	杉	豊根山 夏目山	半場 因
10.16	9	杉桧黒木	菌目山 高林重作出	中ノ町飯田合名会社
10.20	36	杉従	豊根山 金越山 兎ヶ島山	半場 因, 中野町 因
10.26	4	杉	豊根山 流材集木	中野町 因 木炭 中ノ町飯田合名会社
11.6	2	杉丸太	出馬山	中野町 因
11.7	5	杉丸太	出馬山	中野町 因, 国吉口業
11.8	4	杉桧丸太	菌目山	国吉竜西
11.9	2	杉桧丸太		国吉竜西
11.10	4	杉桧丸太	菌目山	国吉竜西
11.11	8	杉桧丸太	竹森長七出	鹿島 因 製材
11.18	4	杉丸太	神妻渡 坪井喜一郎出	中野町 因
12.2	2	諸木	坪井喜一郎出	中野町口業
12.3	2	黒木	坪井喜一郎出	峰ノ沢鉾山
12.5	3	諸木	坪井喜一郎出	中野町口業, 大井鉾山事務所
12.10	1	兎ヶ島山集木	兎ヶ島山	半場 因
12.19	1	竹	山香村	焼津 因 運送, 田中漁業会社
12.25	2	杉丸太	神妻山	中野町 因
12.25	2	杉松	出馬山	中野町 因
12.26	6	杉松	出馬山	中野町 因
12.28	8	杉松	出馬山	中野町 因 ③
12.29	3	杉松	出馬山	中野町 因

(『佐久間町史 下巻』より作成)

- ①7月1日から全54双流したうち平賀の扱いが6双
- ②8月1日~31日までに全6双流したうちの平賀扱いが1双
- ③他に筏の上に積木あり

も「河川台帳付図」において確認した、製材所の林立する天竜川岸が筏の送出先となっている。そして、送り出す材種は、そのほとんどがスギ、マツ、ヒノキなどの針葉樹であった。

また、一部には、12月初旬に取り扱った「諸木」や、12月9日の「竹」などもみられる。これらの送出先は、鉾山や焼津港の漁業者に向けられたものであり、特殊な用途が想像される。なかには、10月26日のように、豊根山で切り出されたものの、増水等により流出してしまった、「流材集木」が含まれている。また、12月28日には、筏の上に中流域で加工を終えた、なんらかの「積木」を載せて、中野町まで流送されている。このように、筏回漕店をはじめとする流域の材木流通業者は、時折需要がある、これら特殊な用途の材木にも対応し、流通を行っていたことが明らかである。

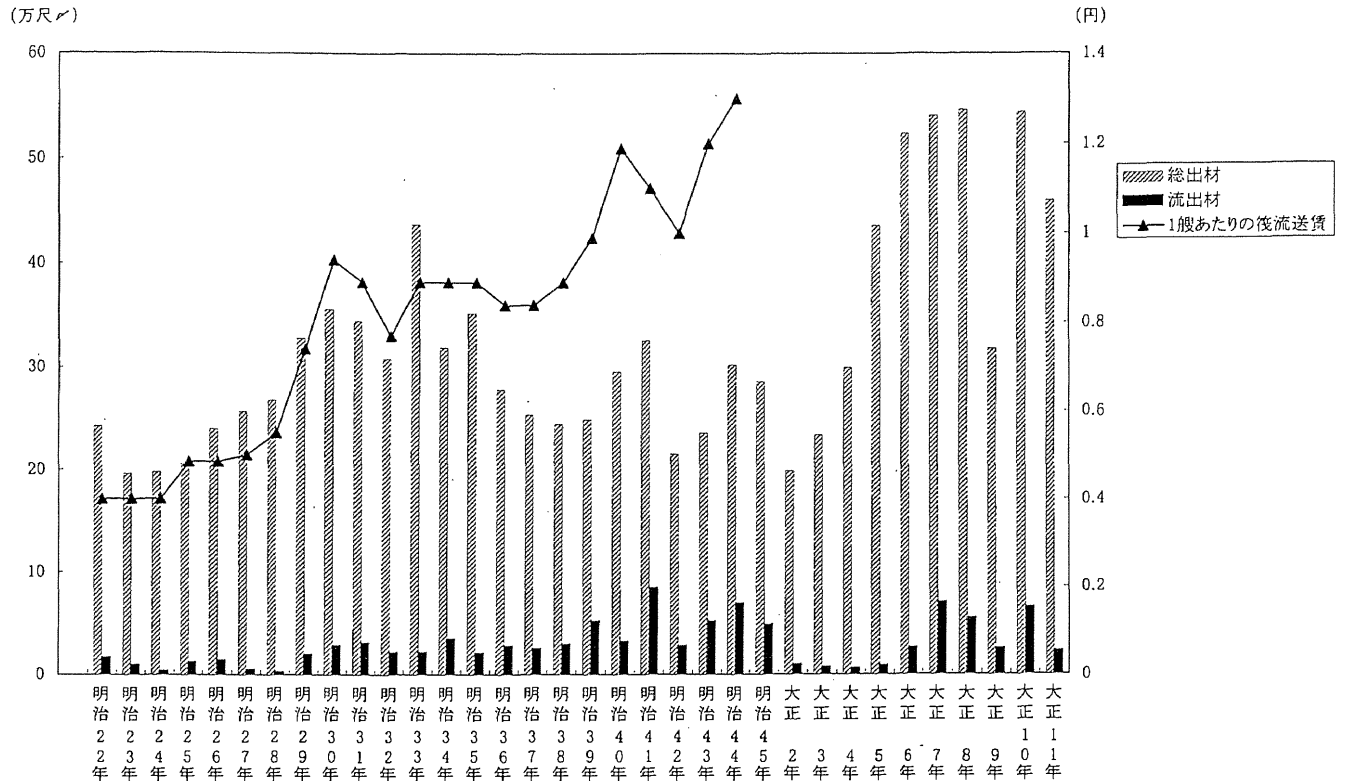
b. 流出材の発生と流筏の体系

明治から大正期にかけて、天竜川において切り出された材木の流下量と、増水時に土場から流出し、漂流した後拾い上げられた流出材との比率をみると、流出材は、明治30年(1897)前後からその量が増加していることがわかる。また、大正中期に材木の総出量が最も大きくなるのに比例して、流出材の量も増加している(第IV-9図)。しかし、総出量がピークである大正中期のおよそ半分しかない明治後期の方が、流出材の量が多いのも特徴的である。材木流下量に占める流出材の割合が最も高かったのは明治41年(1908)であり、天竜川を流下した材木のおよそ4分の1が、筏組される前に増水等によって流出し、漂流した後に収集されたことになる。天竜川の水害年表(第I-1表)によると、明治41年は特に大規模な水害が発生した年ではない。天竜川においては、むしろ明治44年(1911)の方が、後述するように山間部における土砂崩れと、下流域での堤防決壊を伴う浸水とが重なり、中・下流域に大きな被害をもたらしていた。

このように材木の総出量と流出材の割合をみた場合、洪水被害の大きかった年が、必ずしも流出材の発生が最も多かった年とならないことが特徴である。この要因として、材木の輸送費など中流域の経済的事実が考えられるため、本図のうち流出材の発生と筏流送賃の推移を比較してみる。筏流送賃は、明治28, 29年や、37~40年にかけて上昇し、その後一度値下げされるものの、43年から再び上昇している。一方、明治41年以外の年で流出材の本数が増加する年をみると、明治29~31年や、明治39, 43, 44年が挙げられ、多くが筏運賃の値上げされた年に一致している。

このように流出材は、原因は特定できないが、水害という不可抗力によって発生するのではなく、それ以外の要因も絡み合って発生する傾向にあったことが注目される⁴³⁾。

材木流通は、中流域の材木問屋が材木を下流域の問屋に届けることで仕切が完了し、その材木の伐採に必要な諸経費の前借りを返済することによって成り立つものであった。そのため、材木の流出は、場合によっては材木問屋としての存立を揺るがしかねない事態につながる恐れがあった。それゆえ流出材の処理は、中流域問屋のみの責任で行われるのではなく、天竜川材木商同



第IV-9図 天竜川における流出材の割合と流筏費との関係
 - 明治22年～大正11年(1899～1922) -

(『佐久間町史』、『静岡県木材史』より作成)

1) 1艘あたりの筏流送賃は、大正期以降が不明のため図示していない。

業組合(以下、材木商組合と記載)という組合組織を通じて行われていた。これは、明治7(1874)年に組織された天竜川材木商會を母体とし、以後数回組織を再編しつつ、明治34(1901)年の重要物産同業組合法の制定に伴い法人組織化されたもので、当初は517人が加入した⁴⁴⁾。この内訳は、中流域に居住する山林地主と材木問屋、回漕問屋と筏師、下流域の材木問屋と製材業者から成り、天竜川の材木流通にかかわる全ての業種が加入していた。組合内には流出した材木の処理を専門的に扱う部署「流材課」が設置されており、流出材の発生とその対応が、組合業務の大きな比重を占めていたことがわかる⁴⁵⁾。

材木商組合の流出材に対する立場を表すものとして、明治44年(1911)4月に発生した流出材の対応を「漂流材調査決議書⁴⁶⁾」から追っていくこととする。この増水が起きた際、東海道本線の天竜川鉄橋が複線化の工事中であったため、橋桁や工事の足場に、280本の材木が漂着し、工事の足場や建築資材の一部に損害が発生した。しかし材木商組合は、流出材の発生を「大災ニ起因スル不可抗力ニ出シモノ」とし、「損害負担ノ責任ナク従テ受負人ノ要求ハ全テ此ヲ拒絶スルコ

ト」を決定している。このように組合は、流出材の発生者である中流域を擁護していたことがわかる。

3) 天竜川における流出材の処理とその帰属

a. 流出材の実態と回収の行程

河川沿岸への材木の漂着は、その量や角度によっては堤防や水制工に過度な水圧をかけるものとなり、二次的な水害の要因になる恐れもあった。天竜川下流域の水防組合においては、水防活動中に堤防や水制工に漂着した材木を発見した場合、ただちに引き上げるように規定がなされており、材木の除去が水防活動の中でも重要な任務であった⁴⁷⁾。明治期になると、材木所有者である材木商組合と、流出材の拾得者となる下流域沿岸村との間で明確な取り決めが交わされるようになった。以下、明治23年(1890)に作成された「天竜川流材取扱ニ関スル事項契約⁴⁸⁾」に従い、流出材の発生から荷主へ材木が返還されるまでの流域の対応を追っていく。そして、材木商組合と共に流出材の収集に関与する下流域住民の役割を検討する。本稿では、下流域住民を構成するものとして、水防人夫、収集請負人、筏師、農民の4者に注目していく。

天竜川本・支流に増水があり、仮の貯木場である土場からの材木流出が確認されると、二俣町に所在する材木商組合の事務所に、中流域からその旨が電報で届けられる。組合は、それらの情報から流出材の合計数を見積もりし、おおよその到達時間を下流域沿岸村に伝達する。その頃下流域の堤防上では、水防組合が増水の警戒に当たっており、堤防や水制工に漂着した材木は、水防人夫によって即座に引き上げられる体制となっている。

天竜川が減水すると、今度は中州や水制工の下部に残った材木の収集が行われる。切り出される材木には、材木取引の目印として所有者がわかるようにあらかじめ登録がなされた焼き印や墨印などが付けられている。この印は沿岸町村にも届け出がされており、材木が流出したとしても、持ち主を特定できる仕組みとなっていた。

この所有者の印が持つ機能の具体例を、先にみた明治44年(1911)4月に、天竜川の東海道線鉄橋に漂着した材木280本の内訳から見ると(第IV-6表)、拾い上げられた材木は、そのすべてが有印か無印かが検分され、275本についてはその所有者が判明した。残る5本については、印はあるものの、該当者が存在せず、不明の扱いとなっている。不明の材木は、本来違う印であったものが、増水時の激しい流れに乗って天竜川を下っている最中に材木の表面が削れてしまったり、破損したりするために、本来の印が判別できなくなってしまうものが多い。2本存在する「ニ」という印の場合も、例えば本来は「三」という印であったのがどこか一画分が削り取られてしまっていたり、本来「ニ」の前後にも字が存在していたものが、読めなくなってしまう場合が考えられる。

印から明らかとなる材主の特徴も検討してみよう。例えば5本の「合資明治会社」と3本の「津倉亀作」は、印が異なるのは当然である。しかし、この二つが共同で材主となっている「合資会社明治

会社・津倉亀作」分についても、それぞれが所有する印とは別のものが使用されていることがわかる。同様に、この地点に最も多く漂着した材木の材主である「王子製紙株式会社中部分社」と、1本だけ漂着した「王子製紙株式会社気田分社」も、同系列の会社でありながら、使用する印は別物となっている。

このように印の使用は、材主が共同で所有している材木であっても、そのどちらかを使うのではなく、厳密に別の印を登録し、活用することになっていた。それだけ流出材の取り扱いには慎重を期

第IV-6表 漂着した有印材とその所有者—明治44年(1911)4月11日—

印	本数	所有者	
		居所	会社名・氏名
◎	128	磐田郡佐久間村中部	王子製紙株式会社中部分社
リウア (リ)	88	磐田郡池田村	龍東材木株式会社
ス久 (ス)	11	周知郡奥山村奥領家	鈴木定蔵
サニ (サ)	10	三重県桑名町桑名	佐々部材木店
天	7	浜名郡芳川村老間	横山仙吉
ヨコ山 (ヨ)	6	浜名郡芳川村金折	横山庄太郎
メ (メ)	5	浜名郡河輪村芋瀬	合資明治会社
テ (テ)	5	浜名郡和田村半場	天龍木材株式会社
エ (エ)	3	磐田郡掛塚町掛塚	津倉亀作
ナヒラ (ナ)	2	—	仲平角太郎
イソタ	2	—	磯田伊三郎
X	1	周知郡熊切村長蔵寺	尾上清次
— (一)	1	磐田郡浦川村浦川	長原和一
ナノ (ナ)	1	磐田郡山香村大井	小沢清吉
— I <	1	河輪村芋瀬・掛塚町掛塚	合資明治会社・津倉亀作
天	1	磐田郡龍山村下平山	遠山又蔵
日	1	周知郡犬井村堀之内	村松兵次
天	1	磐田郡二俣町鹿島	坪井喜一郎
ケセー	1	周知郡気田村気田	王子製紙株式会社気田分社
ニ	2	不明	不明
サ	1	不明	不明
ハタ	1	不明	不明
カマ	1	不明	不明
合計	280		

(天竜川材木商協同組合「流材関係決議書」より作成)

1)「—」は居所の記載なし

していたのである。そして材木問屋は、商取引の必要性という理由の他に、流出材が発生することを前提としてこのような印を活用していたのである。流出材の扱いはこの「有印材」と、流出中に印が判別不能となったり、印を押す前に流出してしまった「無印材」とで処理の方法が異なっていた。有印材の場合は、漂着した地点の町村長から囑託を受けた流材保管人を大字ごとに置き、収集された本数とその拾得者を確定した。一方天竜川材木商同業組合は、代表者として流材担当係と荷主総代を派遣し、流材保管人とともに数量の点検と、収集した現物の再出荷を差配した。

この際、実際に流出材を拾い上げた個人に対して、定められた金額の謝礼が保安料という名目で支払われた。これは流出材 1 本では微々たる金額であるが、増水時には数千本という単位で流出材が発生することもあり、これを拾い集めることは現金収入を得る機会でもあった。増水時に堤防の警戒にあたる水防人夫も、流出材を拾い上げれば保安料を受け取ることができた。また材木の利用価値が高かったため、転売などを目的とした流出材の不正拾得や、隠匿事件が発生したこともあった⁴⁹⁾。

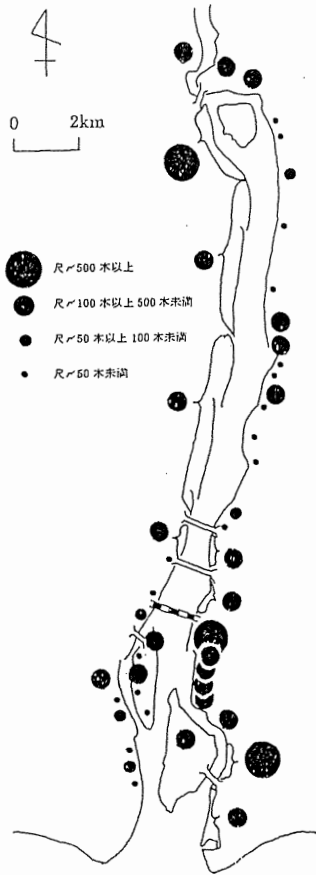
一方無印材は、材木商組合の入札によって収集請負人を決定し、その収集人によって回収された後、希望者に払い下げが行われた。

b. 流出材発生 of 具体例

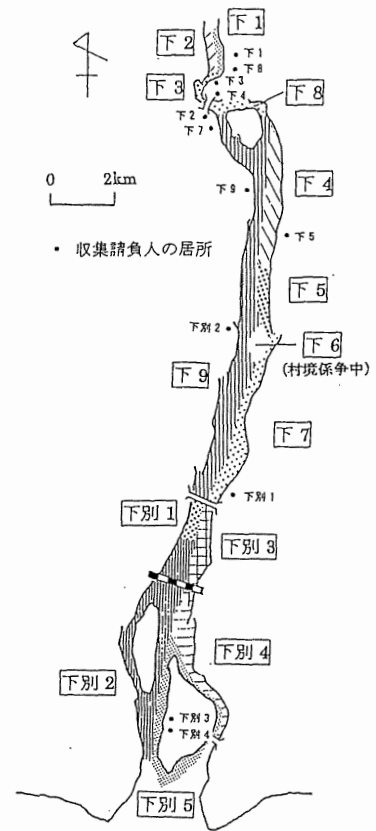
大正 3(1914)年 4 月に、沿岸の各村々に漂着した流出材の数量は、上島輪中右岸の大平と東海道本線鉄橋下流付近で、特にその数が多いことがわかる(第IV-10 図)。各大字で流出材の本数に差が生じるのは、当日の風向きや、増水時間、地形など、自然的要因に影響されているものと思われる。

この流出材処理のために、材木商組合は下流域沿岸を 15 の区域に分割し(第IV-11 図)、区域ごとに流出材の収集請負人を決定している(第IV-7 表)。図にはそれぞれの区域を担当する請負者の居住地とその担当区域を示した。これによると流出材処理は、西・北鹿島に居住する筏乗りが、多くの区域を請け負っていたことがわかる。収集された流出材は、「請負区域内流材木ノ所在現場ヨリ搬出筏組トシ⁵⁰⁾」という規定にあるように、再び筏に組まれ本来の目的地である東海道本線付近の製材所へと送られていった。それゆえ筏師は、下流域の各地で流出材の再出荷に中心的な役割を担っていたのである。

つぎに、収集請負人の性格を検討するため、これより古い年次のものと比較する。明治 37 年(1904)に行われた流出材処理では、沿岸がそれぞれ 14 の区域に分割された⁵¹⁾。このうち下 3, 4, 5 区に注目すると、収集請負人の中にその区間の大字である松ノ木島・掛下・寺谷新田という集落名が記載されており(第IV-12 図参照)、その見積もり数は、尺 \times 換算で 1000~1600 本となっている(第IV-8 表)。



10 図 天竜川下流域に漂着した流出材数—大正 3 年(1914)—
 市立内山真龍資料館所蔵「漂流材調査決議書」より作成)



第IV-11 図 天竜川下流域における流出材の担当区域と収集請負人の居所
 —大正 3 年(1914)—

(天竜市立内山真龍資料館所蔵「漂流材調査決議書」より作成)

1) 四角で囲った番号は区域名を表す

2) 請負人の居所にある番号は、その請負区域を表す

第IV-7表 天竜川における流出材の収集請負人—大正3年(1914)—

区域	流材数 (尺 ²)	収集請負人	居所
奥3	400	坪井清次郎	上島
下1	430	鈴木亀十郎	二俣
下2	150	西組筏世話人	西鹿島
下3	350	山下善之助	北鹿島
下4	250	鹿島筏世話人	北鹿島
下5	400	伊藤源次	三家
下6	100	(係争中)	
下7	280	西組筏世話人	西鹿島
下8	800	皆久保政吉	二俣
下9	600	大城広平	中瀬
下別1	250	寺田次郎八・高田甚吉	池田・七蔵新田
下別2	300	鈴木清次郎	新野
下別3	650	石川伝六外3人	掛塚
下別4	100	石川伝六外3人	掛塚

(天竜川材木商協同組合「漂流材調査決議書」より作成)

1) 各区域は、第IV-11図に対応する。

第IV-8表 天竜川における流出材の請負区間と収集請負人—明治37年(1904)—

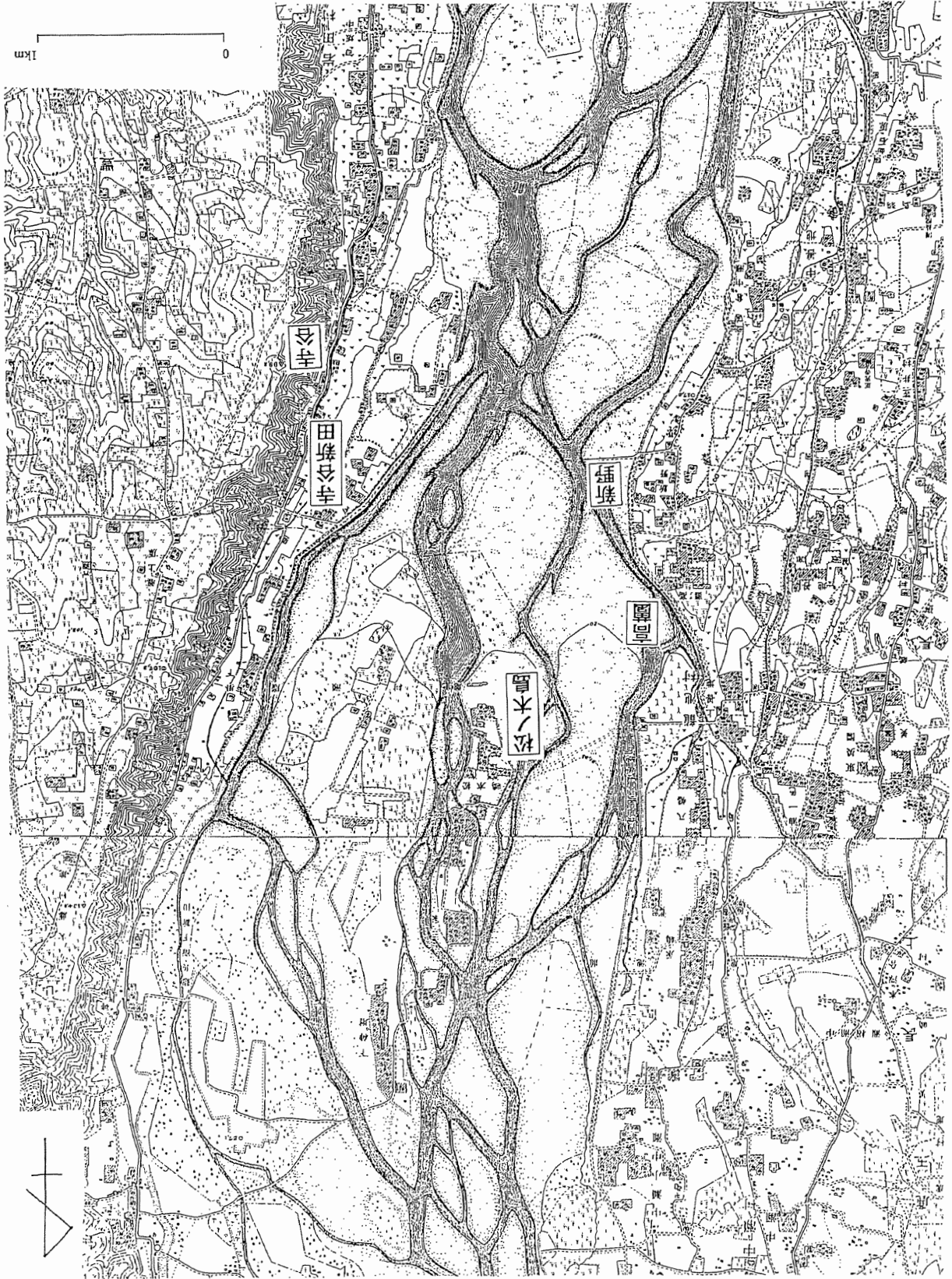
区域	区間	見積 尺 ²	請負賃 (尺 ² 1本・円)	収集請負人
奥1	—	100	0.45	新聞重吉
奥2	—	200	—	—
奥3	船明を除く	300	0.32	青柳周吉
奥3	船明	300	0.30	森川百次吉
下1	二俣・渡ヶ島・水神	500	0.13	岡部儀平
下2	野部～松ノ木島上	300	0.11	大沢善平
下3	松ノ木島下	1600	0.29	松ノ木島区
下4	掛下	1600	0.28	掛下区
下5	寺谷新田	1000	0.28	寺谷新田区
下6	匂坂上～池田橋	600	0.16	高田龍吉
下7	鹿島渡船場～蠟燭	800	0.39	高田龍吉
下8	蠟燭～中野町	300	0.33	鈴木米蔵
下9	池田橋下西岸	2000	0.09	大沢善平
海岸西	五島～舞阪	3500	0.32	高橋権兵衛
海岸東	—	2500	—	—

(天竜川材木商協同組合「漂流材木調査決議書」より作成)

1) 奥1区、奥2区は、担当区間の記載なし。

2) 海岸東区は設定されているが、請負人は不明

第IV-12図 天竜川下流域北部周辺の大字と位置関係—明治中期—
(明治23年測量2万分の1地形図「向笠村」「見附町」を縮小して使用)



この他にも明治中期の流出材処理には、落札するまでには至っていないが、請負を希望する者の中に村域と同一の区間の入札に参加している村が数多くみられる⁵²⁾。このことから明治中期以前における流出材処理は、材木が漂着した集落ごとに行われていたものと推測される。これは、江戸時代においても、流出材が発生すると、沿岸村に対してその収集と保管を徹底する旨の触書⁵³⁾が回状として出されていることから明らかである。しかし、明治中期以降材木の流下量が増加し、それに付随して流出材の量も多くなってくると、集落のみでは増加する流出材の処理に対応できなくなっていったことが考えられる。そして、明治後期以降の入札にみられるように、流出材処理そのものがある種の「権利」として確立し、漂着地点に関係なく流出材処理を行おうとする者が現れていることがわかる。

一方、無印材は、天竜川材木商同業組合に引き渡された後、入札による払い下げが行われた。明治 37(1904)年の材木払い下げの落札者のうち、居所のわかるものは、池田村の「マル龍(龍東木材)」、掛塚村の「カギ庄(回船問屋兼材木問屋の庄古北蔵)」などが挙げられる⁵⁴⁾。このように払い下げ材の落札者は、下流域沿岸で操業を行う製材業者や材木問屋を中心にしていたことがわかる。

c. 沿岸村が有する権利と流出材との関係

天竜川下流域沿岸の農民は、降雨によって増水していた天竜川が減水し始めると、競って堤防へ出かけ漂着した材木を拾い集めた⁵⁵⁾。流出材は、河川工作物に多く漂着する。そのため、橋桁や大聖牛のような大規模な水制工には、多くの人が集まって流出材を収集した。なかには橋の上から流れていく流出材をモリで突き上げる者もあった⁵⁶⁾。また、舟を所有する農民は、天竜川が減水する前から危険を顧みず中州に乗り付け、材木を収集していたという⁵⁷⁾。

その一方で、流出材の収集とそれらの帰属をめぐる、天竜川の対岸同士の村が訴訟を起こすという事態も発生した。以下、訴訟の内容を記した「漂着材木所得権確認事件中間判決⁵⁸⁾」から、村内における流木取扱の意味を検討していく。

大正元年(1912)9月22、23日にかけて天竜川では増水が発生し、下流域の沿岸には大量の流出材が漂着した。このとき、左岸の広瀬村松ノ木島地区と、対岸の竜池村高菌・新野両地区(位置は第IV-12 図参照)の住民は、堤防とその地先から流出材の収集を開始し、減水とともに中州付近に取り残された材木処理に着手した。この際、両村の境界付近に漂着した有印の流出材を、両村共に自村分として検知し、天竜川材木商同業組合に提出する帳簿に記載してしまった。村境付近の材木の本数は、尺ノ数で約8,000本という厩大なものであった(第IV-9表)。尺ノ1本当たりの拾得報酬は21~23銭と設定されており、中州の流出材は最低でも1,600円の価値があったことになる。この金額は、大正3年(1914)における竜池村の歳入4,806円⁵⁹⁾と比較しても、相当な金額

第IV－9表 竜池村新野・高菌に漂着した材木と報酬額－大正元年(1912)－

材種	本数	尺↔換算	尺↔1本当 たり報酬	報酬合計 (円)
杉・桧・榎	1,494	232	21銭	48.72
椴・樺	9,127	6,800	22銭	1,496.00
松・黒木	1,137	515	23銭	118.45
無印材	1,108	442	—	—
合計	12,866	7,989	—	1663.17

(『豊岡村誌』より作成)

1) 無印材の収集には報酬が設定されていない。

であったことがわかる。

このように、流出材の拾得は、時として大きな経済的還元を沿岸の村々にもたらすこととなった。流出材は、その複雑な材木流通の構造そのものに、発生の要因が存在していた。しかし、山林地主や問屋、筏師、製材業者といった、いわゆる材木関連産業の従事者だけでは、増加する流出材に到底対応しきれず、沿岸に居住する農民の存在なしにこれらに対処することは不可能であった。つまり、材木関連業者は、普段は材木とは無関係に存在する沿岸の住民を取り込むことで流出材に対応し、材木流通を維持させていたのである。

しかも天竜川は、明治17年(1894)から10年間行われた第一次改修と、その後も継続された県営の堤防改修工事により、扇頂の上島輪中と、河口付近の2つの輪中が残されてはいたが、その他の部分については改修堤防に挟まれた幅1キロほどの中に流路が固定された。このことにより、材木の取り扱いが、以前よりも容易になったと考えられる。

3 水防組合の活動と村落組織

1) 明治44年の水害とその実態

これまでに見たような、地域の変容が次第に明確になってきた明治44年(1911)、天竜川では過去50年で最大規模の洪水被害が発生する。この水害では、左岸岩田村において2ヶ所の堤防が決壊し、洪水流は井通村において平野を東西に横切る東海道線の線路を破壊し、最下流部にまで到達した。

一方、右岸においても中瀬村内で破堤があった。この他にも右岸では、堤防は持ちこたえたものの、各地で堤防を乗り越えるような増水に見舞われ、各地で浸水被害が相次いだ。

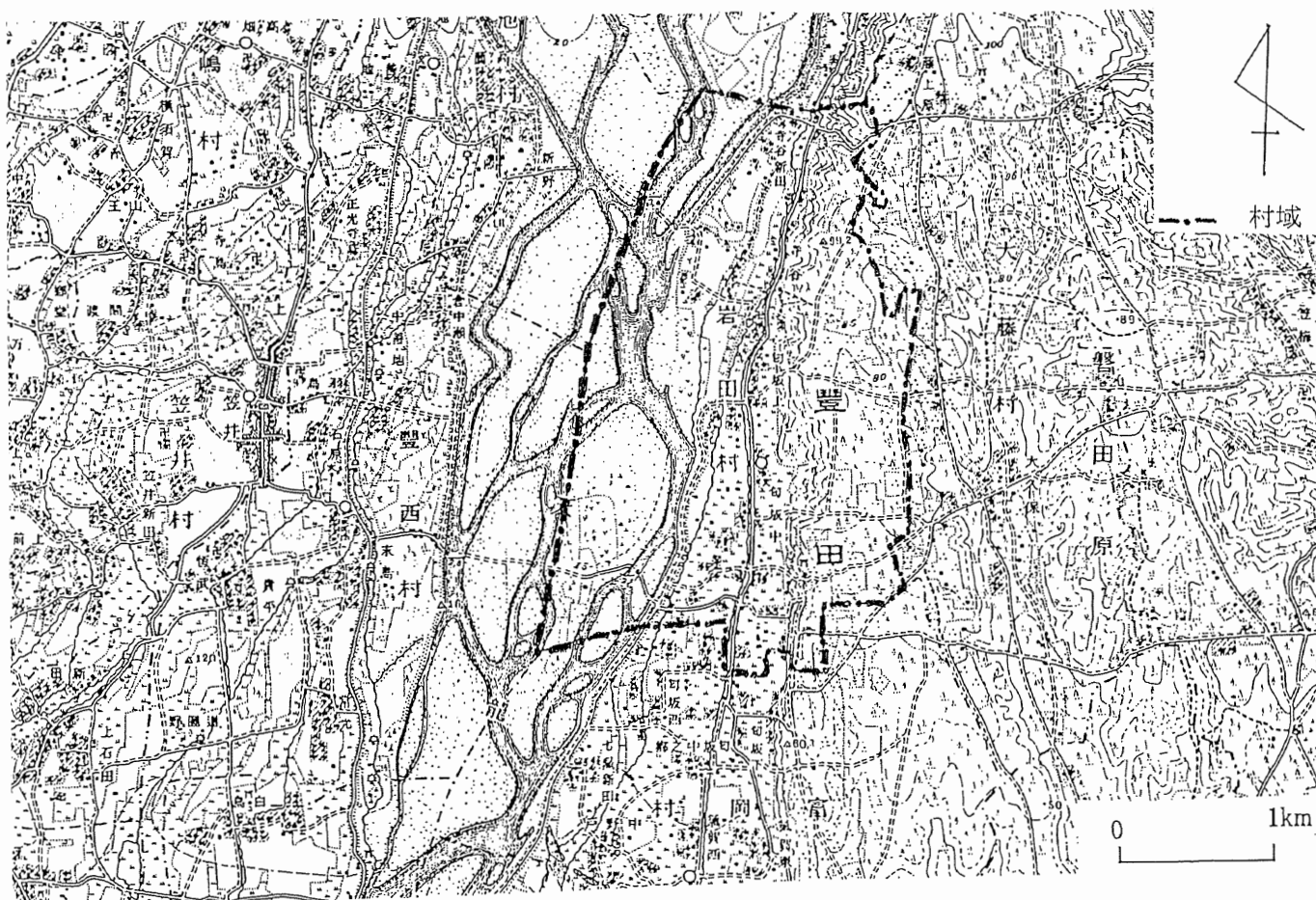
この増水は、前後の暴風の状況から中部地方を通過した台風によるものであったと考えられるが、下流域の被害を大きくした要因はこの時発生した中流域での被害と関連していた。中流域では、天竜川本流に面した急傾斜の山が土砂崩れを起こし、天然のダムのように川の流れを堰きとめてしまった。天竜川はそれ以降も増水を続けたため、川の水が堰き止めていた土砂を乗り越えるよう

になると、それまで停滞していた大量の水が一気に下流に向けて流れ出すこととなった。下流域の堤防は、この急激な増水に持ちこたえることができず、破堤してしまったのである。

本節では、このときの被害記録を元に、下流域全体での被害の実態を概観した後、そこから浮かび上がるこの水害の特徴について検討を行う。ここでは右岸の被害を中心に検討を行い、左岸地域の状況や周辺の土地利用については、次節において検討することとしたい。

a. 左岸岩田村における家屋の浸水状況

この時の洪水で最も被害の大きかった、左岸の状況から見ていくこととしよう。特に堤防決壊地点である岩田村(第IV-13 図参照)では、集落が洪水流の直撃を受けたため、多くの被害が出た。大字ごとの家屋の被害状況によると(第IV-10 表)、被害は流出、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の5つに区分されている。このうち流出は、家屋のある場所が洪水流の通り道となり、まさに跡形もなく流されてしまったものをいう。それだけ、このときの洪水流が激しかったことがうかがえる。



第IV-13 図 岩田村付近—明治中期—
(明治23年測量5万分の1地形図「見附町」を使用)

第IV-10表 明治44年(1911)水害における岩田村の被害状況
(単位:軒)

大字	流出	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	被害合計
匂坂中	7	1	3	64	28	103
寺谷新田	7	1	1	10	0	19
匂坂上	6	3	8	34	12	63
寺谷	5	1	8	51	1	66
匂坂新	0	*1	0	12	7	20
治郎作新田	0	0	0	12	0	12
伝右衛門新田	0	0	1	9	0	10
寺谷沖新田	0	0	1	0	0	1
合計	25	7	22	192	48	294

(『岩田村誌』より作成)

1)*は、土砂崩れによる家屋の倒壊を示す。

各大字の被害では、堤防の破堤地点である寺谷新田と寺谷で、それぞれ19軒、66軒の被害が確認できる。他方で、最も被害軒数の多かったのは破堤地点から南に下った匂坂中であり、ここでは103軒の被害が確認できる。これは、寺谷、寺谷新田の二ヶ所で破堤し、堤内に入り込んだ洪水流が、匂坂中やこの地区よりひとつ北側の匂坂上のあたりで合流したために被害が大きくなったことが考えられる。

このことは、流出家屋の軒数からも明らかである。すなわち、最大の流出家屋数である7軒の被害を出しているのは、決壊地点の寺谷新田と、この匂坂中の2大字であった。流出家屋は、匂坂上と寺谷においても確認でき、これらはいずれも洪水流が通過していった大字である。

一方で、被害が少なかったのは治郎作新田、伝右衛門新田、寺谷沖新田などであり、これらはその地名からも明らかなどおり、新田集落である。これらの大字は、家屋数が少ないため、相対的な被害も少ないことを考慮する必要があるが、本来ならば、生産活動の条件が不利なこのような新田集落が、真っ先に洪水流の直撃を受けたり、被害が大きくなったりすることが予想されよう。しかしながら、この水害では、古くから居住と開発が進み、ある程度の洪水流に対しては、自然堤防や田畑の配置から防御できるように立地しているはずの集落が最も被害を受けたのである。しかも洪水流は、家屋が立ち並ぶ、集落の中心部分を貫いて流れていった。すなわち、この水害では、岩田村の場合、本来最小限の被害に抑えられるはずの場所が最も被害が大きいという、これまでの水害では考えられなかった状況が発生していたのである。

b. 右岸中瀬村・竜池村における被害の実態

右岸では、平野最北部の中瀬村において破堤被害が発生した。この中瀬村と、南に隣接する竜池村については、被害の集計が存在する⁶⁰⁾(第IV-11表)。「堤防切所」という項目によると、このときの増水により中瀬村では堤防が3ヶ所、総延長にして389間が決壊してしまった。一方の竜池村は、同じ項目は「ナシ」となっており、このときの平野北部の被害は、中瀬村の決壊地点から押し寄せた洪水流が村内の多くの地点を通過し、南接する竜池村に流れ下ってきたために発生したも

第IV-11表 中瀬村・竜池村における洪水被害—明治44年(1911)—

項目	中瀬村	竜池村
総戸数	689	395
総人口	4,398	3,766
水田	7町1反5畝	80町9反4畝
畑	367町	161町3反7畝
宅地	45町9反2畝	29町5反4畝
浸水家屋	468	120
避難戸数、人数	16戸 80人	2戸 12人
被災者収容場所	中瀬尋常小学校	民家
炊出実施日時	8月5日7時～7日午後	8月5日5時～17時
炊出し救護戸数、人員	133戸 665人	111戸 518人
炊事米石数、費用	白米5石7斗7升 金250円	白米1石6升 金45円
流出橋梁	県道1 里道5	里道6
流出及被害家屋数	流失6 全壊7 半壊21	流失0 全壊2 半壊2
道路決壊箇所	県道3町 里道50ヶ所	ナシ
水田浸水面積	7町	27町2畝
畑浸水面積	285町	72町8反6畝
宅地浸水面積	42町	10町3畝
堤防決壊箇所	3ヶ所 389間	ナシ
堤防破損箇所	2ヶ所 43間	2ヶ所 18間
水制工破損箇所	3ヶ所 50間	ナシ
家畜被害	豚15頭 鶏5羽	豚1頭
救護に関する寄贈金品	金5円、手拭い300枚、味噌1樽	金3円
荒蕪地面積(水田)	4町	30町
(畑)	20町	5反
(宅地)	2町	ナシ
被害作物の主なる物	タバコ、ヘチマ、桑、ラッカセイ	タバコ、ヘチマ、稲、ラッカセイ

(「浜名郡洪水状況調」より作成)

のであった。中瀬村と竜池村の被害を比較してみると、激しい洪水流に襲われた中瀬村の方が被害の程度が大きい。そのことを考慮しつつ、被害の状況を見ていくこととしよう。

中瀬村は、被害前における田畑の比率が1対51と、畑が卓越している。これは、第1章において検討したように、中瀬村付近が扇頂となる、平野の自然的特徴を示すものである。一方の竜池村では、水田面積の比率が増加し、田畑の比率はおおよそ1対2となっている。

浸水反別をみると、中瀬村の水田は、7町1反5畝のうち、7町までが浸水しているのに対して、竜池村では27町が浸水している。これは、竜池村の水田面積全体の3分の1に相当する。水田は、比高の低い位置に存在するため、より浸水被害を受けやすいのであるが、竜池村では全面積の3分の2の水田は被害を免れていたことになる。これはおそらく、中瀬村からの洪水流が、網状に存在する旧低水路を満遍なく浸水させたのではなく、どこか一ヶ所ないし二ヶ所の旧低水路に集中的に流れ込んできたことを示している。これは、水田の荒蕪地面積を見ても明らかで、中瀬村では浸水7町のうち4町までが、竜池村の場合は浸水27町2畝より多い面積の30町が、荒蕪地として集計されている。堤防を決壊させた破壊的な洪水流により、その被害を受けた水田が土砂に埋まって、荒地のような惨状を呈している実態がうかがえる。

本表では、洪水により避難した戸数とその人数、そして避難中に行われた炊出しや、届けられた救護物資の内容が明らかとなる。中瀬村では、16戸80人が村内の尋常高等小学校に避難している。この時中瀬村では、流失及び全壊の被害家屋が13戸発生しており、おそらくは家を失った村民と、半壊21戸のうち程度の大きかったものが小学校に避難したのであろう。また、炊出しを受けた戸数、人員は133戸、665人に上っている。この数字は、支給を受けた人数の延べ数か、実数であるのかは判別しないが、少なくとも小学校に避難した戸数よりも多くの人々が、炊出しの恩恵を受けている。中瀬村での炊出しは、5日の朝7時から、7日の午後まで、3日間に渡って続けられた。

一方、中瀬村より被害の少なかった竜池村の実態は、避難戸数や炊出しの回数にも現れている。すなわち、家を離れて避難した戸数は2戸に止まっており、その場所も小学校などではなく、同じ村内の民家が受け入れ先となっている。炊出しは、111戸518人が利用しており、133戸を数えた中瀬村と比べて大きな差は見受けられないが、その期間は水害の発生した5日の日中で終了している。

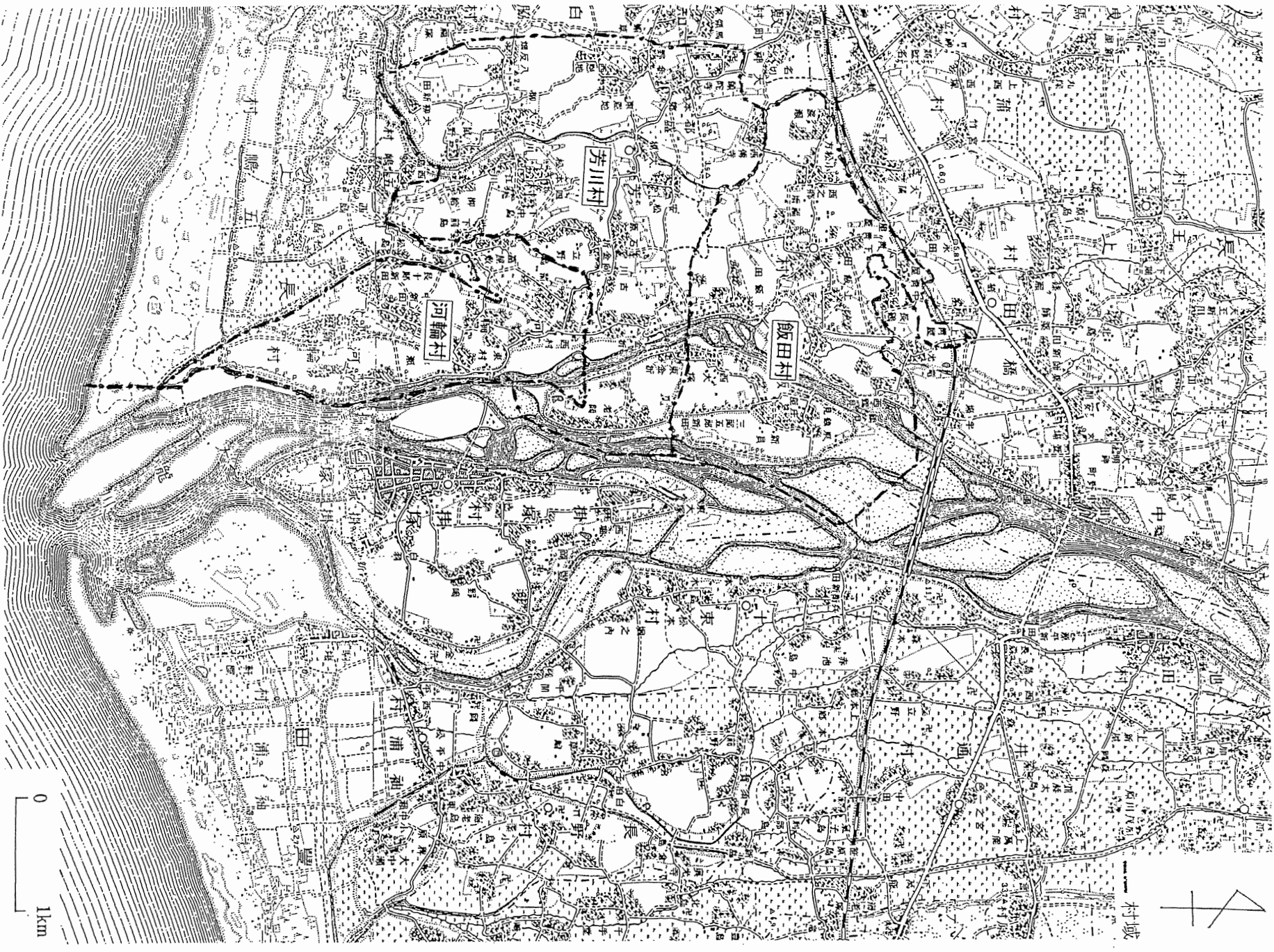
この他、救護品として中瀬村に届いた寄付の品物の中に、手拭い300枚というのがあり、当時の救援物資として必要とされていたものが知られ、興味深い。

最後に、被害作物をみると、畑では、中瀬村の78%、竜池村の45%で浸水被害が発生した。被害にあった主要な畑作物は、両村ともに、タバコ、ヘチマ、ラッカセイなど、前節で検討した作物が登場しており、盛んに栽培されていたことが知られる。浸水被害のうち完全に農地として使用できなくなった、いわゆる荒蕪地化してしまった土地は、中瀬村で畑反別総計のうち5%、竜池村ではわずか0.3%ほどであった。これはすなわち、天竜川が平水に戻り、堤内に入ってきた洪水流の排水と、決壊した堤防の仮切が順調に進めば、迅速に畑の復旧を行い得たことを示している。また、水害によって混乱した状況から、ある程度地域が落ち着いた状況に戻っていく様子は、炊出しの長さにも反映されていると思われる。すなわち、多くの被害を出した中瀬村においても、村民のために炊出しが実施されたのは3日間であり、それ以降は被災者といえども自分達で、自炊なり世話になる他人なりを頼り、生活していたのであった。

c. 右岸南部における農地の浸水状況

右岸では、下流域南部においても浸水被害がみられた。南部における浸水と農作物への被害については、飯田村、芳川村、河輪村の3ヶ村における状況を知ることができる(第IV-14図)。

ここで考慮を必要とするのは、先に見た中瀬・竜池両村における堤防決壊の被害と、本図における3ヶ村の被害は、直接的には関連がないことである。中瀬・竜池村を流れた洪水流は、竜池村の最南部に達したところで、北西から南東に向かって築かれた霞堤によってその流れを変えられ、新野地区において天竜川本流に戻るようになっている。この堤防は、江戸時代中期に存在してい



第IV-14 図 飯田・芳川・河輪3村の位置関係—明治中期—
 (明治23年測量5万分の1地形図「見附町」「天龍河口」を使用)

た流路を締め切るために築かれた「彦助堤」を延長し、幾度も改築を重ねてきた堤防である。明治44年水害時には、この霞堤は決壊しておらず、中瀬、竜池を流れ下ってきた洪水流は、この堤防によって阻止され、再び天竜川本流に合流したと考えられる。それゆえ、右岸の平野南部における浸水は、霞堤以南の豊西村から下流の複数の地点で天竜川堤防を乗り越えてきた洪水流や、中小河川として残存する、天竜川の旧低水路が氾濫したことに起因すると考えられる。

第IV-15 図は、飯田、芳川、河輪の3ヶ村のうち、大字ごとの水田、畑の浸水日数を示したものである。ここに挙げられていない大字については、被害が軽微であったと考えられ、資料とした「明治44年水害調査書⁶¹⁾」にその報告はない。

記載のある中で、最も被害の少ないのは飯田村の小松倉、渡瀬、福増の3大字と、芳川村の四本松、江川、下前島、河輪村の長十郎新田などであり、これらの大字では水田の浸水が1日、畑に至っては水に浸かることがなかった。

つぎに浸水程度の軽いのは、水田、畑ともに「1日浸水」の大字である。河輪村の大字は、すべてがこの被害程度の範疇に収まっている。河輪村内には、天竜川の本流に直接面している大字も存在するが、この時の増水では、河輪村内の天竜川堤防に破堤被害が発生しなかったため、この程度の被害で難を逃れることができたと考えられる。

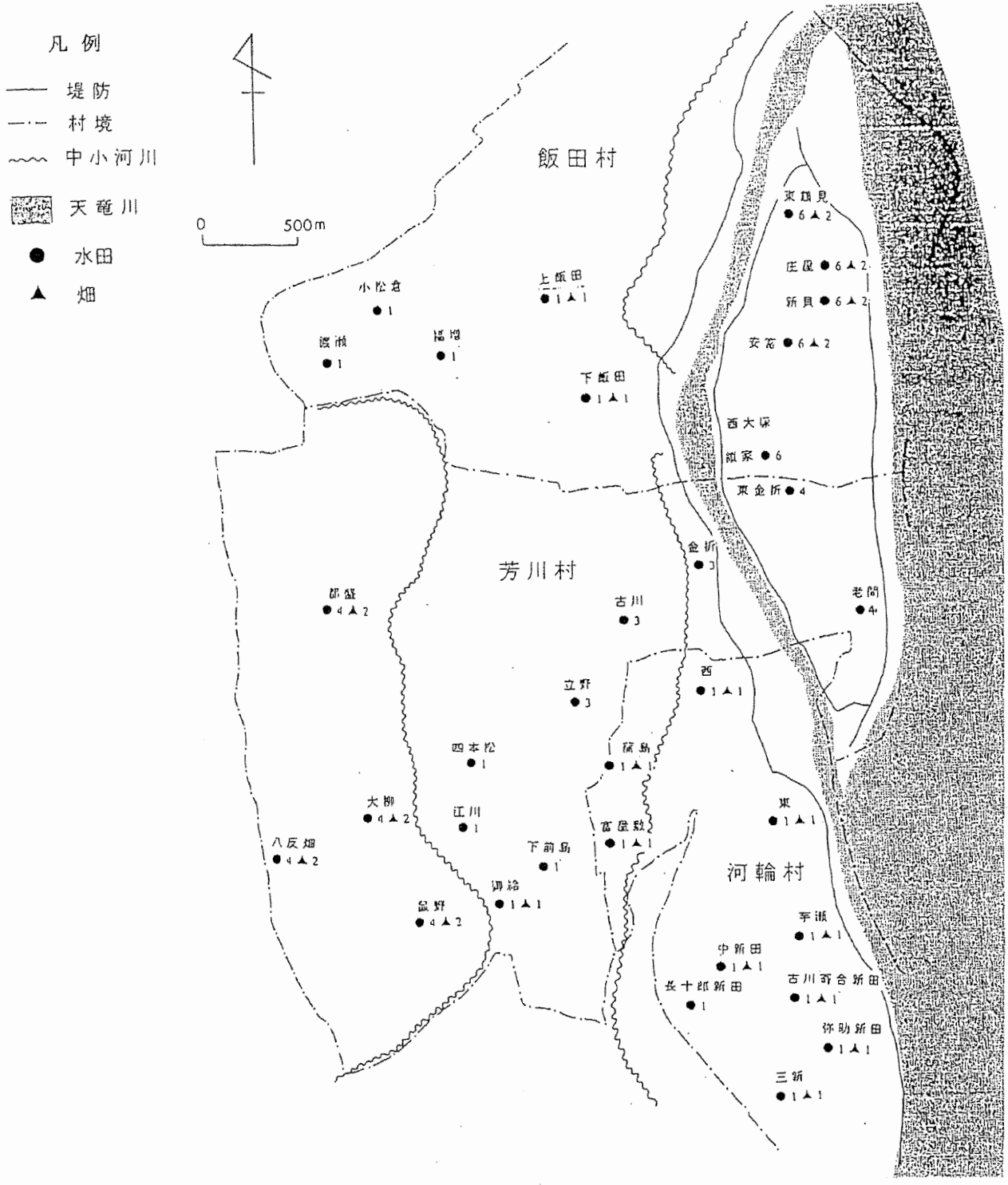
一方で、本図からは、天竜川との距離では河輪村の各大字よりも内側に存在する、芳川村西部において、浸水日数が長くなっている状況が見て取れる。例えば、都盛、大柳、八反畑、鼠野の大字では、水田4日、畑2日の浸水被害が発生しているのである。これはおそらく、豊西村以南において堤防を溢流した洪水流が旧低水路を伝って流れ下り、図中芳川村の中央を北から南に流下する小河川(芳川)に達し、この川が氾濫したために発生したものと考えられる。

また同様に、水田1日の浸水被害のみであった芳川村四本松などの北東側には、金折、古川、立野という3大字で水田3日浸水となっているのが確認できる。これには、金折から南流する小河川の影響が考えられ、同じ村内であっても旧低水路や中小河川の存在により、洪水流の伝わりに差違が生じ、そのことが浸水状況の差となって現れるのであろう。

このように、明治20年代に改修堤防が築かれ、水害の発生は相対的に減少していたにもかかわらず、ひとたび堤防が破堤した場合には、これまでと同様に、どの旧低水路に洪水流が流下するか、予測できないという状況が残存していた。

明治末期の天竜川下流域では、農業や諸産業が発展を続けていたが、その基盤である足元、すなわち平野の自然条件に関しては、なんらこれまでと変わることはなかったのである。農業、材木流通などにおいて、地域的結合の形や意味が変化しつつあったこの時代に、天竜川下流域で発生したこの水害は、おそらくこのことを流域住民に久しぶりに思い起こさせることとなったであろう。

その一方で、第一次改修以降も河川工事が継続して進められ、平野北部や中央部ではこれま



第IV-15 図 明治44年(1911)水害における飯田・芳川・河輪各村の浸水被害
 (『明治四十四年水害調査書』より作成)

1) 数字は、浸水日数を示す。

での乱流路を締め切り、連続堤防化が進んだことは、次のような被害の拡大を引き起こす要因ともなった。すなわち、これまでの治水方法では、流域住民の経験によって認識された「危険個所」が少なからず存在していた。人々は、このような場所を「急所」として重点的に防御したり、それが困難である場合には最初から無堤部分を作って遊水地とし、その周辺には人家や高度な土地利用を行なわないことで、被害を最小限に食い止める工夫をしてきた。しかし、第一次改修の段階で高水工事に対応することを見越して、その後も断続的に築堤が進んだ改修堤防は、工事施工区間すべてにおいて同じ規格によって、画一的に築かれていった。その結果、かつての危険個所とそうでない個所の区別はなくなったが、反対に今度は、「どこの堤防が切れてもおかしくない」という状況を作り出した。岩田村において次々と家屋を流失させた洪水流は、まさに「これまで決壊しなかった」地点において堤防が決壊したことが原因であった。

それゆえ、明治 44 年水害を大きくした要因には、人災とはいいいきれないまでも、連続堤防化が一因となっていたことは明らかである。

2) 水防組合の活動と復旧工事の特徴

a. 右岸中ノ町村での水防活動

北部の両岸で破堤被害を出し、さらに沿岸各地で浸水被害をもたらした明治 44 年(1911)8月の洪水では、各地で堤防の防御や、被害を最小限に食い止めるための水防活動が行われた。本節では右岸、左岸におけるそれらの対応と、堤防の破堤から復旧工事にいたるまでの水防組合の動きを通して、組織の影響力や意味を検討していく。

はじめに、右岸の水防活動について、その詳細が判明する『中ノ町村誌⁶²⁾』の記載から明らかにする。なお、本史料は、次項で取り上げる、左岸の増水とその後の復旧工事について詳細に記録された『治水彙報⁶³⁾』の内容と重複する面があるが、『治水彙報』は天竜川東縁水防組合を中心とする、左岸での破堤被害とその対応を記録したものである。一方、『中ノ町村誌』記載の内容は、当日の中ノ町村での増水に対応する動きに加えて、西縁水防組合の事務所がこの地にあった関係で、いわゆる右岸の村々の対応も知る事ができる。少し長くなるが、その記載を要約しつつ、実際の水防活動がどのようなものであったのか記述してみよう。

明治 44 年 8 月 4 日の降雨により、天竜川では当日正午 12 時ころより増水が顕著となり、午後 2 時には中ノ町村地先に設置された量水標が 12 尺(3.6m)に、午後 4 時には 12 尺 5 寸(3.75m)に達した。天竜川は、なおも増水する見込みとなったため中ノ町村駐在所の巡査に協力を仰ぎ、まずは水防組合の小頭を招集し、堤防警戒について協議を行った。その結果、午後 4 時 30 分に半鐘を鳴らし、組合員に招集がかけられた。小頭は中ノ町村の天竜川堤防を水防活動の受け持ち区間とする各大字の代表者である。

水防組合の組合員は消防の火の見やぐら前に集合し、中ノ町村が防禦を担当する堤防区間の指揮系統のトップ、頭取の富田秀太郎より簡単な訓辞が行われている。この中では、「本日ノ洪水ハ普通ナラズ、明治 37 年洪水ノ経験ニ依ルモ、今ヨリ充分警戒ノ必要アル」こと、「夜間ニ至リ倍々増水シ危険ハ極度ニ達スルモ、自家ヲ顧慮ツツ先ヅ極力水防ニ従事ス可キ」ことが述べられている。このことから、西縁水防組合のうち、中ノ町村に非常呼集がかかったのは、大きな増水を見た明治 37 年(1904)以来であったことがわかる。そして、自分の家のことを気かけつつも、まずは水防活動を優先して行うよう、組員に徹底を図っている。

この後組員を 4 隊にわけ、小頭をそれぞれの監督とし、平素から危険と認識されている場所において警戒を開始した。午後 6 時頃に、4 つに分けたうちの第二区隊の警戒場所が危険という通報が入り、堤防を保護する水防活動が展開される。午後 6 時 30 分に、この危険箇所から約 10 間(18m)上流側の堤防斜面から激しい漏水が発生したため、4 隊すべてを集結させてこの区間の応急工事が行われた。この漏水は無事に止めることができたが、午後 10 時を過ぎると、今度はさらに増水した天竜川の流れが堤防を乗り越えて中ノ町村の堤内地にまで溢れ出すようになってきた。水防組合は、「急連ノ増水ニテ水防用材料ノ準備シアラザル」ため、「止ムヲ得ズ各人ノ畳、若クハ重量アルモノハ貴重ヲ顧ミズ水防ニ使用」し、かろうじて堤防を乗り越えてくる溢流を食い止めている状況であった。

このように、数年前の洪水時の経験を大いに生かしつつ、さらなる用心を徹底して開始した今回の水防活動ではあったが、増水のペースが予想外に速く、水防資材を準備する時間すらなかったことが明らかである。

この後、対応の遅れはさらに顕著となっていく。午後 11 時になると、水防組合員の疲労の色も濃くなってきており、「到底防止スル能ワザル事トナリタル」状況であった。そのため、笠井村の警察分署から派遣されてきていた 2 人の巡查と、中ノ町駐在所の巡查 1 名の計 3 名は、笠井の消防組に応援を頼むため、水防組合員 2 名とともに現地に赴いたのであるが、笠井地区においても危険箇所があるので、応援を仰ぐことはできなかった。そこで天竜川西縁水防事務所に至り、詰めていた所員から組合加入の村に対して、追加人夫の召集を要求したのであるが、「多クハ各人ノ避難ニ忙殺サレ」、「途中道路皆浸水シ行動自由ナラザル」ので、人を集めることができなかった。

江戸時代には、堤防を村域として持たない浜部村のような内郷村でさえも、水防活動のために人員を確保し、川附村からの指示があれば即座に対応できるよう準備を整えていたものであった。しかし、明治 44 年水害では、水防活動の応援要員が容易に召集されず、すでに流域に居住する住民自身が堤防を守るという、本来あるべき意識が薄れていることがうかがえる。

この後も水防活動は続けられるが、「偶ク少数ノ人夫来ルモ以外ノ大水ニ恐レテ直チニ避難」してしまい、まったく役に立たない状態であった。しかも、本来率先して水防組合を補助し、且つ求め

に応じて人員を出す立場にあるはずの中ノ町村の住民であっても、「破堤ノ免ガレザルト思料シ何レモ家族家財ノ避難ヲ為シ水防ニ従事スルモノナシ」というありさまであった。

組合は現在いる人員を再び分割し各危険箇所へ配置したが、人数が少なすぎるため、今度は川下に位置する和田村の橋場消防組に応援を要請し、幸いにも人員の手配がついた。橋場からの応援が到着すると、はじめに中ノ町の消防組と合流し、不足している水防資材を調達しながら防御活動を行うこととなった。これにより、側面から噴出するように激しく漏水していた 2 ヶ所、増水が堤防を溢流していた 1 ヶ所、溢流と堤防の陥没が同時に発生した 1 ヶ所、堤防に亀裂の入った 1 ヶ所の、合計 5 ヶ所に石俵、杭、畳など、手元にある資材をやりくりして辛うじて防御することができた。溢流箇所には、上流からの流れに乗って勢いのついた、材木などの大きな漂流物が時々堤防上に飛び込んでくるため、防御活動自体が非常に危険な状況であった。

堤防の警戒はなおも続いたが、日付の変わった午前 0 時半ころから少しずつ減水し始め、午前 1 時を過ぎると暴風が収まってきたため、炊き出しをして休憩となった。警戒は明け方まで続いたのち、ようやく解散となった。中ノ町村付近で天竜川が減水し始めたのは、皮肉にも平野北部の対岸、広瀬村・岩田村付近において堤防が決壊し、その地点から左岸一帯に洪水流が侵入して大きな被害が発生したからである。しかし、破堤しなかったとはいえ、中ノ町村においても、相当深刻な堤防の損傷が発生していた。しかもそれを防御した村内の組織は、最初に集合した規定人数だけの、まさに最低限の水防人夫と、村の消防組員、そして、応援要請により途中から駆けつけた隣村の消防組員のみであった。かろうじて防御は完了したものの、その活動は人員不足のまま進められ、組織的にも非常に脆く、危険な活動であった。しかもこの間、本来は非常召集が掛かってもいいように待機しているはずの中ノ町村住民も、各自が勝手に避難してしまい、水防組合の人員召集と活動が、最小限しか機能していなかったことがわかる。

この時期になると、役目として恒常的に水防組合や消防組に参加している者でない限り、「自分たちの地域を水害からどう守るか」という主体としての意識が完全に薄れていることがわかる。西縁水防組合事務所が設置され、日常的に水防関係の業務が行われ、住民にとっても水防組合は近い存在であったであろう中ノ町村においても、人員調達が機能せず、また、水防資材も急な増水に対応できないなど、組織の弱体化が顕著に認められた。これが、他の村々においても同様な、それ以下の対応しかできないほどに組織の求心力が弱っていたことは想像に難くない。しかも中ノ町村は最初の小頭の訓示から察するに、これより 7 年前の明治 37 年の増水が、大がかりな活動であったと認識されていたのであろう。しかしそれ以降、水防組合の人夫がすべて出動し、水防活動を行うような天竜川の増水は、この村に関してはなかったことになる。天竜川では明治中期以降、水防組合が水防活動を行う機会が急速に減少しており、それはひとえに内務省直轄による河川改修が行われ、河床の状況が改善し、堤防に害が及ぶような大きな洪水が発生しなくなったことと関連

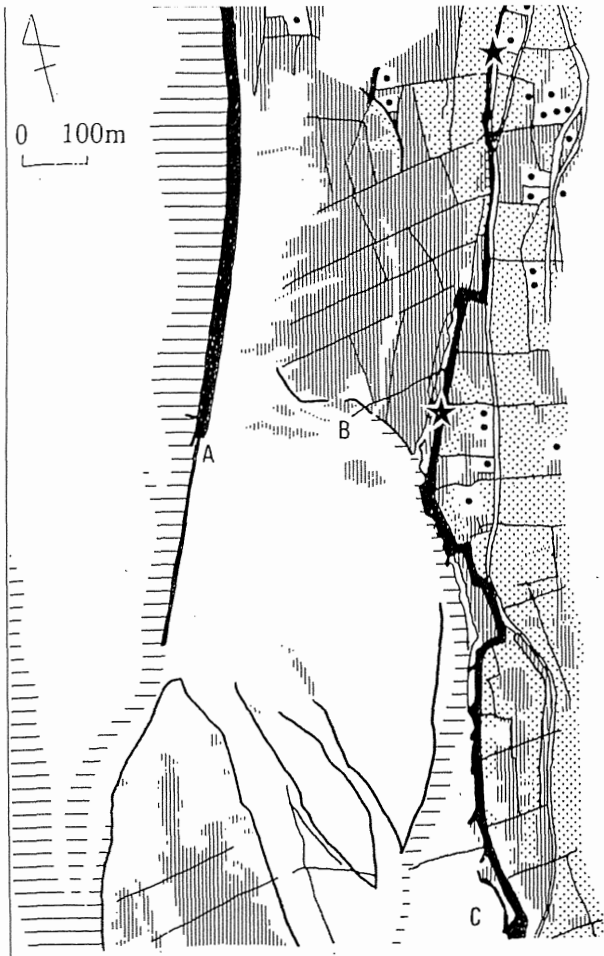
があろう。しかし一方で洪水の減少は、水防組合を弱体化させる要因にもなっていった。そのことはすなわち、水防組合を形成する村々そのものが、天竜川の治水活動の主体的存在ではなくなってきていることを意味しているものといえる。

b. 東縁水防組合の活動と岩田村の被害状況

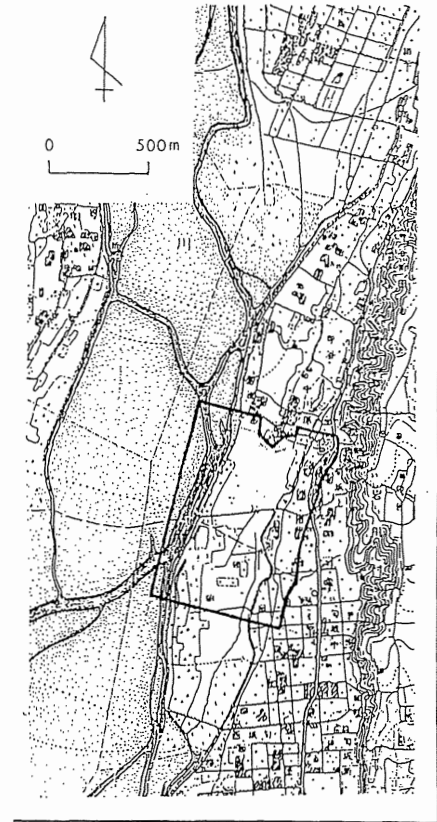
大規模な水防活動が行われなくなって以降、初めて発生した明治 44 年(1911) 水害と、その後に行われた復旧に至るまでの流域住民の対応を、東縁水防組合の活動を報告した『治水彙報』の記述からみていくこととする。

本史料によると、東縁水防組合は、堤防が決壊した原因として「天竜川ハ明治十九年度ヨリ改修工事ニ着手シ堅牢ナル築堤ヲ為」したため、「水下人民亦多少堵ニ安シ、改修堤ニ重キヲ措キ旧式堤防ハ殆ント度外視」する傾向が強くなり、「田畑開墾ヲ目的トシ旧式堤防ヲ侵害」しようとしていたことを挙げている。さらに、「寺谷新田堤防接続地ハ地元村ヨリ曩日ニ廢堤ヲ出願」していた事実があり、第一次改修以降に流域住民の堤防に対する意識が変化し、堤防を取り払った跡地を耕地化しようとする動きが生じていた。しかも、その場所は、「寺谷新田堤防接続地」という言葉で表されているように、かつての寺谷用水の取水口を防御していた霞堤と、天竜川本流に沿った連続堤防とが接続する、いわば水防の重要地点に相当する。このような、以前では考えられなかったような場所でも、耕地化が推し進められていたことになり、住民の、水防に対する意識の変化を裏付けることが出来る。この頃の景観を復原するため、前節で利用した「天龍川台帳附図」を再び用いて、堤防決壊地点周辺の土地利用を示した(第IV-16a 図)。最も川に近い西側の直線的な堤防は、明治 18 年(1885)の内務省直轄工事以来、県営事業として工事が進捗していた改修堤防である。「天龍川台帳附図」の作成当時、改修堤防はまだ築堤中であったため、中央部付近(A 地点)で途切れており、その周辺は広大な河川敷となっていた。改修堤防築堤以前は、A 地点周辺の空白部は天竜川の堤外地であり、川が増水すると流路の一部となる場合もあった。改修堤防が完成すると、このような旧堤外地は徐々に耕地化され、大正中期頃には桑畑として利用されることが多かった(第IV-16b 図)。改修堤防が途切れる南側には、堤外地に存在する耕地を囲っている小規模な輪中堤が残存している。このうち、2ヶ所の堤防は、川上にあたる北側の輪中堤が存在していない。輪中のような囲い堤の場合、川上側に無堤部分を作ることは通常考えられない。それゆえ、この場所では、改修堤防の延長に従い、増水時に流路となることが無くなったため、廢堤にしている様子が見える。かつての流路に沿って築かれた堤防のうち、B 地点では堤防が崩され、畑地化していることもわかる。『治水彙報』の記述は、このような状況を伝えているのである。

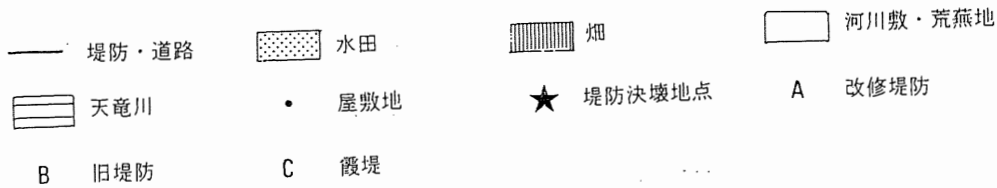
内堤の幅は、相当の規模を持ったもので、上流部では改修堤防と接続していない霞堤となっている。内堤の堤内地は宅地と水田が卓越しており、ここを流れる寺谷用水に関連して古くから開発



IV-16a 寺谷周辺



IV-16b 堤防決壊地点周辺の土地利用



第IV-16 図 岩田村における堤防決壊地点と周辺の土地利用—明治40年(1907)頃—
(大正9年測図2万5千分の1地形図「笠井」、「天龍川河川台帳附図」により作成)

が進んでいた。岩田村での破堤地点は、この内堤の2ヶ所であり、これより西側は、改修堤防が存在するとはいえ、古くから流作地的な土地利用のもとに成り立ってきた新しい開発地である。しかし、内堤の東側は、いわば村内で最も重要な土地生産基盤を有する一体であり、この堤防が決壊することは村の存亡に係わるといえるほどの場所である。つまり、「最も切れてはいけない場所」で、堤防が切れてしまったことが、この明治44年水害の特徴である。しかも、図から明らかなように、決壊地点は住居と極めて近接した場所である。岩田村の家屋が壊滅的な被害を受けた原因は先節において検討を行ったが、まさにその状況が、地図からも跡付けられるのである。

c. 復旧工事とその特徴

明治44年(1911)8月4日に発生した洪水の後、下流域では復旧工事が開始された。ここでは、決壊した左岸堤防の応急工事の進捗状況について、工事人夫の構成を中心に検討する。

この洪水により、左岸では合計3ヶ所で堤防が決壊した。1ヶ所は県営工事により連続堤防化の工事が進行中であった広瀬村壱貫地内の本堤⁶⁴⁾であり、残りの2ヶ所は前項でみた岩田村の寺谷新田地内と、寺谷地内における内堤であった。東縁水防組合は、堤防決壊から3日後の8月7日から堤防復旧に向けた活動を開始し、はじめに静岡県と復旧の進め方について折衝を行なった。水防組合は復旧工事の際し、岩田村内の2か所の同時着工を望んだが、県は予算の関係と、決壊した寺谷新田附近の水深が5m以上あり、即座に工事を開始することが困難という理由から、1ヶ所ずつの工事を決定した。県の計画は、はじめに寺谷堤の復旧工事から着工しようとするものであった。しかし、2か所の内堤を同時に着工しないと、後回しになる寺谷新田地先から堤内への氾濫を防止できず、下流域の被害をさらに大きくしかねない状況が予想された。そこで組合では、決壊地点での水深が浅い寺谷堤での工事を組合の自普請として暫定的に着工し、寺谷新田堤の工事を水深が減り次第、県が即座に着工することで、両地点の着工の時間差を可能な限り短くする様に計画の変更を要請した。県はこれを了承し、2か所の工事が着工されることとなった。ここでは着工された順に、水防組合の自普請となった寺谷堤での応急工事から、その状況をみていく。

水防組合は、工事決定後の会合で組合加入村から2000人の非常人夫を強制的に招集し、2日間で堤防の仮締め切りを完成させる計画を策定した。水防組合は8月7日の22時から23時の間に、加入村役場にその旨を通達し、翌8日の朝6時から招集された人夫により工事を開始した。この人夫の内訳をみると(第IV-12表)、招集される人夫は最終的に2,573人となっており、井通、富岡、天竜の各村では、出役者数と村の賦課戸数とが一致している。このことから工事は、賦課戸数

第IV-12表 寺谷村自普請における水防組合加入村の人夫内訳—明治44年(1911)—

	賦課戸数	人夫割当	村内出役	買上げ人夫	不足金(円)
袖浦村	527	252	252	-	-
井通村	520	520	26	494	-
長野村	510	450	450	-	30
富岡村	349	349	117	232	-
十束村	326	323	323	-	1.5
池田村	290	86	86	-	102
天龍村	284	284	249	35	-
岩田村	268	268	109	159	-
於保村	172	41	41	-	65.5
合計	3,246	2,573	1,653	920	199

(『治水彙報』より作成)

1) 不足金は、不足人夫1人につき50銭で換算する。

1戸につき1人の割り当てとなっており、最大で3,246人を動員することが可能であった。しかし、実際に加入村内から出役した人夫は1,653人で、賦課総数の約半数に過ぎない。不足分は各村とも買い上げ人夫として組合加入村外から雇い入れるか、人夫の代わりに不足金を納めることで対応していた。買い上げ人夫の出役が特に多い村は井通、富岡、岩田の3ヶ村である。これらの村は決壊地点に近く、洪水被害が大きかったために、一時的に村外に避難した者などがあり、自村内のみでは人夫を調達できなかったものと考えられる。招集された人夫による堤防の応急工事の様子について『治水彙報』は、「午前六時頃ヨリ続々出夫セル正人夫ハ数百名ニ達セル」も、「規律無く自身勝手ノ行動ヲ執リ更ニ統一スルコトヲ得ズ」と報告している。しかも出役する予定になっていた人夫が来ていなかったり、引率するはずの村長、区長がおらず、どこの村からきた人夫なのか水防組合役員が把握できていないなど、現場では指揮系統が混乱していた。そのため水防組合は人夫の統率がとれず、計画通りに工事が進捗しなかった人夫の行動も、「熱心ニ水防ニ従事スル誠実者」もいるが、「冷淡ニシテ利害ヲ感セサルモノ」、「数里ノ往復徒歩ニ疲レ出役ニ堪ヘサルモノ」、「現場ニ出夫セルモ渦巻ク水勢ヲ看テ已ニ心胆ヲ奪ハレ戦慄シテ水中ニ入ルコトヲ得サル人夫」などが少なからず存在しており、出役して来たもののあまり役に立たない者が出る始末であった。強制的に人夫を招集する復旧工事においても、水防組合とその加入村が組織として効果的に機能していなかったことがわかる。

水防組合の自普請による復旧工事は、完成予定の8月9日によりやく7割が完了したが、同日の降雨により天竜川が増水し、水流が仮締め切り堤を乗り越えたため工事中断となった。『治水彙報』によると、工事の遅延により水防組合では「多数ノ正人夫ヲ招集セシモ比較的其ノ効果ナキ而巳ナラズ義務的人夫ハ實際ニ於テ適応セサルヲ認メ熟練者ヲ選択シ臨時買上人夫ヲ以テ従事セシメ速ニ成功セシムルノ適當ナルヲ認ム」という意見が出はじめたことを述べている。水防組合は、加入村に数合わせ的な人夫招集の義務を負わせるよりも、請負業者などに頼り、熟練工をあらかじめ選抜する『買上げ人夫』の方が作業効率が良いことをすでに自覚していたのであった。

寺谷堤の工事は8月10日に県営工事に移管され、12日に仮締め切り堤が完成した。水防組合は、江戸時代にみられたような人夫を加入村から召集するやり方で復旧工事を進めようとした。しかし、前章において見たように、内務省直轄による河川改修の堤防築堤や通常増水後の水制工搬入工事でさえも、すでに請負人による施工が一般的となっていた明治時代中期以降にあって、再び急に水防組合が工事施工者として現場のすべてを取り仕切ることには、到底不可能な事であった。水防組合と招集人夫の工事に関する機能性は、著しく低下していたのである。

つぎに、県主導による寺谷新田堤の工事をみていくこととする。

寺谷新田の決壊地点は水深が深く様子見が続いたため、工事が開始されたのは8月12日であった。工事着工後は、必要な人夫数や資材の指示が、県から水防組合を経て、組合加入村へ

次々と伝達された(第IV-13表)。工事は8月12日から18日まで行われ、14日からは昼夜に交代による突貫工事の態勢となった。12日、18日の工事には舟および舟夫も動員されており、特に12日の場合、東縁水防組合には加入していない掛塚村からも舟を徴用した。掛塚は、天竜川から太平洋へと繋がる河口港でもあり、川舟を数多く所有していた⁶⁵⁾。この水害では、輪中堤における決壊被害が出なかったため、掛塚では他の被害地域に救援用の舟を貸し出せる体制にあったものと思われる。

招集人夫の数は、最大で8月13日の330人であり、工事を通して常時200人前後が動員されている。このうち組合の中で決壊地点から遠い天龍・長野・袖浦の各村は、人夫の招集日数が少ない。また池田村では、工事開始の12日に動員があつたのみとなっている。池田村は先にその自然条件を確認したように、集落のある自然堤防の上流側に遊水地機能を果たす場所があるため洪水の直接的な被害を受けにくく、この洪水においても集落のほとんどが被害を免れていた。

県営工事への出役人夫や資材提供も、水防組合が試みたものと同様、流域の村々からの派遣を前提として指示が出されている。同じ人夫の調達方法を探りながら、機能しなかった組合の工事

第IV-13表 寺谷新田堤復旧工事における周辺各村の人夫出役状況—明治44年(1911)—

月日	集合時刻	通達村および人員・工具数								備考	
		井通	富岡	十束	池田	岩田	袖浦	掛塚	長野		天龍
8.12	6:00	60 鶴嘴 5、鋤 20	50 鯰2、鋤 10、鋤・ 鶴嘴20	40	30 鯰3						
	9:00	○	○	○	○	○	○	○			鶴飼舟七分ザツパ舟、舟夫付
8.13	6:00	100		100					80	50	追ッテ人夫ニハ相当賃金県庁ヨリ支払
8.14	6:00 (夜)	60 ○	50 ○	50		○					弁当3食持参 3ヶ村の青年団250人
	18:00						200				土持ち箆1人1つ、弁当3食、土工器具持参
8.15	(朝)	○	○			○					3ヶ村の青年団250人
	6:00	50	50	50						100	土持ち箆1人1つ、弁当3食、土工器具持参
	18:00										(合計250人)
8.16	5:30										(合計250人)
	18:00	100	70			30					土工器具持参
8.17	18:00			40			50		80	30	箆、弁当3食持参
8.18	6:00	50	50			50					箆、弁当3食持参
	6:00	舟5	舟12	舟3		舟3	舟5				鶴飼舟七分ザツパ舟、舟夫付

(『治水彙報』より作成)

1)「○」は、人数が不明ながら割り当てがあつたことを示す。

と、この県営工事との差は、どこにあるのであろうか。

県営復旧工事は組合の自普請と異なり、人夫への賃金を含む工事予算を事前に策定し、工事の進捗に合わせて出役人夫数を調整する。それゆえ、効率よく工事を行うことができたと考えられる。さらに、県営工事には青年団の参加など、村内の組合員だけではない別組織が率先して活動していることも注目されよう。この工事にかかわる指示系統では、水防組合は県が必要な人員、資材を加入村に通達するのみで、工事の実務に果たす役割はほとんどなかった。すなわち、これは、県の命令が直接村々に届くことを意味する。水防組合のように、賦課戸数から割当の人夫数を算出し、それをどう割り振るかという面倒な行程を必要とせず、「この村から何人」と指示できることは大きい。すなわち、組合主導の場合は、工事自体が機能しなかったと同時に、加入村の中の割当数という、活動自体の取り決めが足かせとなって、逆に融通の利く人員調達が出来なかったことも、工事の失敗に拍車をかける結果となったのである。

仮締め切り堤が完成した後、堤塘の本格的な復旧工事が開始されることとなった。これらの工事は、山田竹治郎、秋山錠治郎、鈴木宇吉、長谷川栄三郎らの請負によって着工されることが県と水防組合によって了承された。堤防工事は、前章においてその存在を確認した長谷川や秋山の「東海組」をはじめとする、第一次改修以来の専門業者の手に再び委ねられたのである。

3) 水害減少期における地域構造

本章では、明治時代中期以降における農業生産、材木流通、水害の状況と水防組合活動について、それぞれの側面から検討してきた。ここでは、本章の小括として、それらを水害頻発期の状況と対応させながら、天竜川下流域全体の動向として捉えなおし、水害減少期における地域構造として提示してみたい。

明治時代初期に綿作は衰退したが、土地生産性の高い自然堤防上の畑では商品作物生産の重要性は持続しており、輸出を目的とする「遠州 4 品」や蔬菜栽培が行われていた。これら農業生産は、大正末期の温室園芸導入試行期を経て、昭和初期にはキュウリやメロン等の促成栽培の先進地にまで発展していった。

明治 22 年(1889)の、東海道本線の開通によってその移出が容易となった天竜川中流域からの材木輸送は、天竜川を筏流しの輸送路とすることで成り立っていた。この際発生する流出材は、普段は材木流通に関与していない、下流域の農民によって收拾された。流出材は、その收拾者に報酬金が支払われるため、收拾活動自体が経済活動の側面をも有していた。明治中期は、大都市の需要が重なったこともあり、材木輸送は盛況であった。それゆえ、発生する流出材の数量も相対的に多く、流出材收拾による経済的な還元は、下流域住民にとっては大きな意味を有していたものと考えられる。

このような状況の下、明治 44 年に下流域では最後で最大級の洪水が発生した。この時の水防組合の活動では、非常時の人員招集に支障をきたすこととなり、結果的に増水時の防御、破堤した堤防の応急工事ともに、かつてのように機能することができなかった。そして、そのことが堤防の決壊被害を大きくし、その後の浸水期間を長引かせる遠因ともなった。決壊した堤防の応急締め切り工事は県が主導し、その後行われた本格的な復旧工事には、第一次直轄工事において現場で中心的な役割を担っていた、土木請負業者が携わることとなった。明治中期以降、水防組合がその役割として堤防での土木工事を掲げることは、すでにその意味を持たなくなっていたのであった。

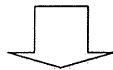
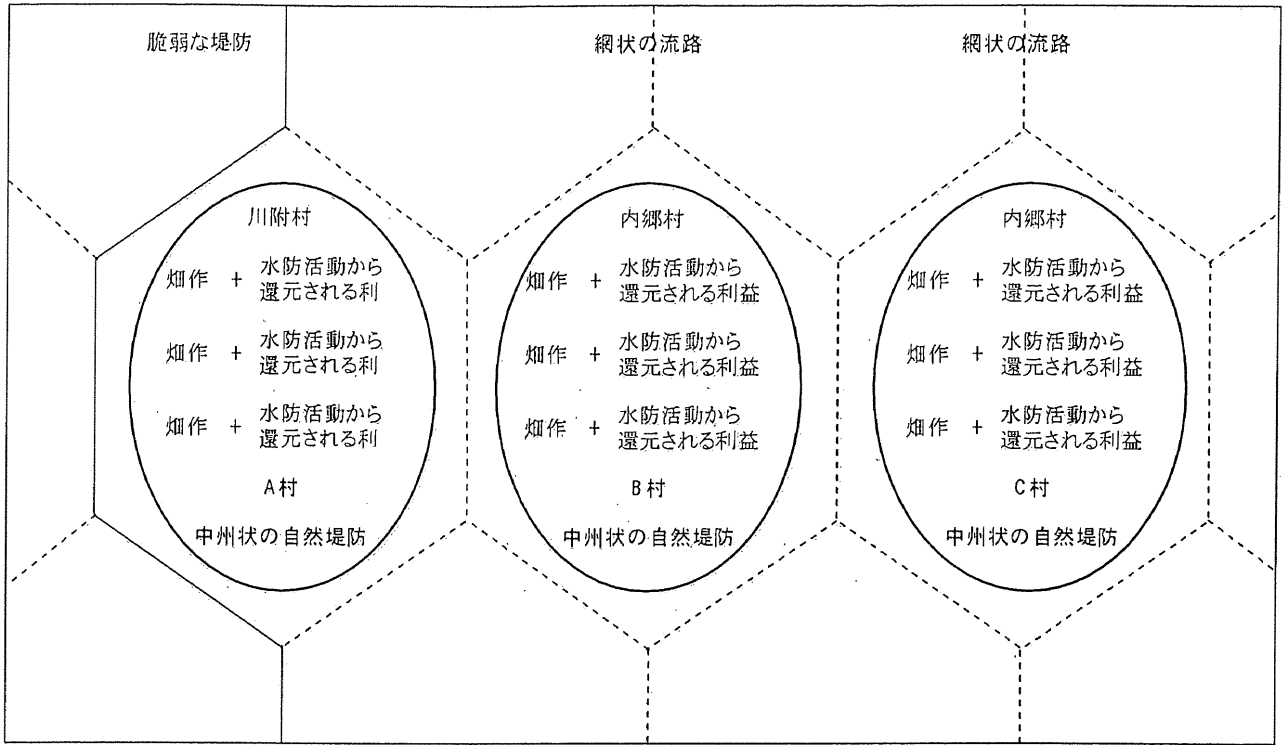
以上の諸要素について、水害減少期におけるそれぞれの連関と、それより前の時代、すなわち、水害頻発期の地域構造からの変容を模式的に表したのが、第IV-17 図である。水害減少期の地域構造を論じる前提として、水害頻発期のそれを大まかに説明してみたい。人々の自然条件への働きかけが水害を克服するまでには及んでいない時代には、洪水流の浸水程度が低い、中州状に広がる自然堤防上の土地利用を重点的に行っていた。すなわち、それは住居と畑であり、浸水の危険が大きい網状の旧低水路には水田が存在した。人々は、畑において商品作物を栽培し、それが平時には重要な収入源となっていた。一方で、収穫が期待できない水害時には、堤防の維持・補修を通じた水防組合活動から還元される利益が存在し、水害時、平時両面において天竜川下流域の存立基盤となる構造が存在していた。

水害減少期に至っても、網状の乱流路と、中州状の自然堤防という自然条件はそのまま維持された。しかし、第一次改修によって近代工法による堤防が築堤され、それまでの「流路の統合は進んだものの、依然としてどの乱流路が主流路になるかはわからない」という状況を脱し、初めて天竜川の河道が固定された。

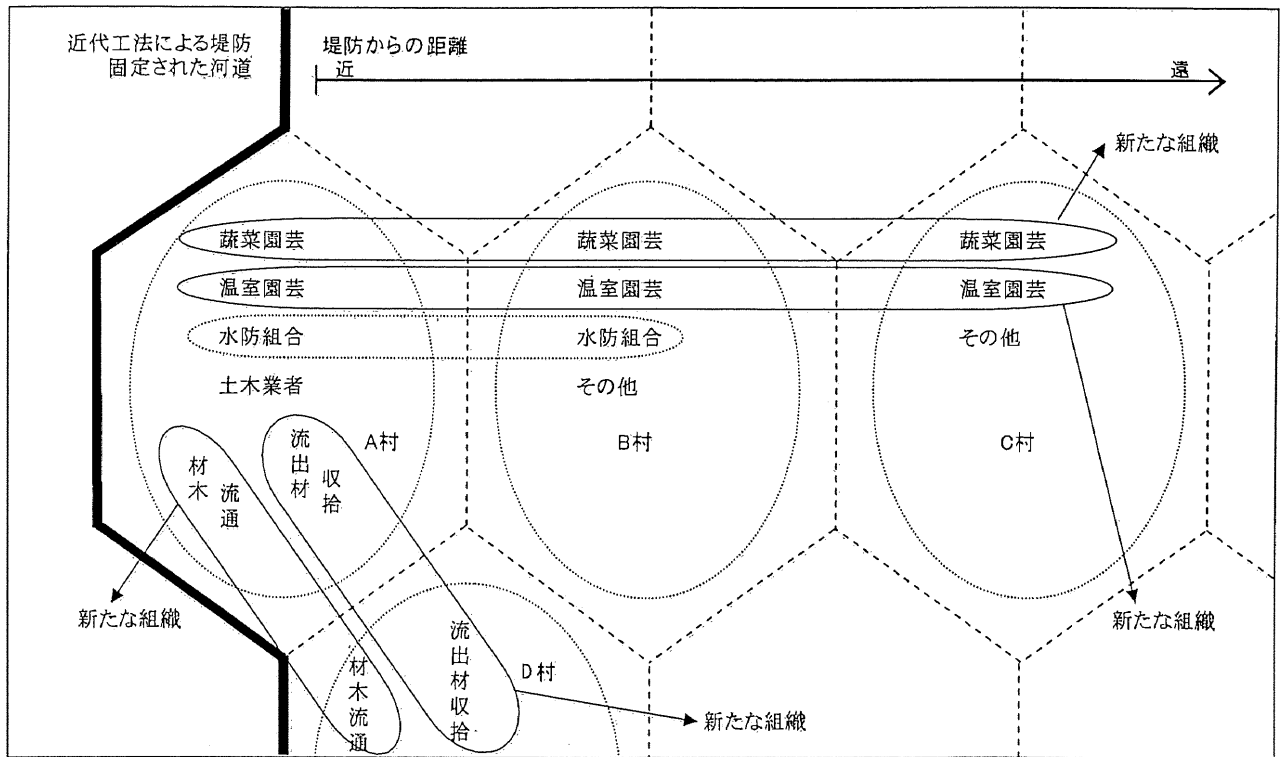
農業生産に注目すると、遠州 4 品をはじめとし、蔬菜生産の特化に向かう過程は、同時に強固な農業組織の発達を推し進めることとなった。遠州 4 品はいずれも出荷組合が存在しており、品質向上に向けた取り組みや、仲買、貿易商とのやりとりなど、その栽培には組織的な対応が必要とされたことは想像に難くない。蔬菜栽培においても、東京・大阪への出荷を目的とする場合には汽車の発車時刻に合わせて出荷時間を調整したり、共同選果を行う必要が生じた。それゆえ、以前は天竜川下流域という自然条件を前提に、地域で広く共有されていた生活サイクルよりも、流域住民の個々が選択した農作物や農業形態が重視され、所属する組織内での連帯に重点が置かれるようになっていった。このことは、温室園芸の導入以降、さらに顕著なものとなり、一時は出荷時の利害対立から組合組織が分裂し、双方を誹謗中傷する騒ぎも発生するほどであった。

生活サイクルの分解は、天竜川を輸送路として利用する材木流通からも明らかなものとなった。大都市の旺盛な需要により明治中期以降急速に発展した材木流通は、天竜川下流域で河川改修

水害頻発期における天竜川下流域の地域構造



水害減少期における天竜川下流域の地域構造



第IV-17 図 水害減少期における天竜川下流域の地域構造概念図

が行われ、流路の固定化が一応の成果を上げていた時期と重なっていることも看過できない。なぜなら、連続堤防で固定された流路ならば、筏に組む前に流出した材木が紛失したり、大きく痛んだりする危険も少なくなるからである。

流出材発生時に、それらを収集するのは、この新たに固定された流路に沿って居住する住民であった。流路の固定化は、それ以前までの「同じ自然条件を持つ下流域全体」という構図から切り離されて、河道からの距離に応じた天竜川との関わり方を生じさせた。材木流通においては、堤防付近とその周辺だけが、天竜川の上になぞられる「带状」に機能集団を形成しはじめたのである。それゆえ、村域に天竜川堤防を持たない村は、流出材木拾得の権利が発生せず、したがって材木流通によって結ばれる、天竜川中・下流域の関係にも関与する余地がないことを意味した。

これら機能集団化の過程において重要となったのは、集落や平野全体としての意志統一ではなく、より広域に組織された新たな組織との関係であったがゆえに、集落内である程度的人员を必要とし、結果として下流域全体が治水を目的に機能することとなる水防組合の活動を維持させていくことは、生活サイクルの上からも困難な状況になっていた。そして、水害そのものの減少により、水防組合を介した経済的還元がほとんど意味をなさなくなっていたことも、下流域全体の生活サイクル再編を加速させ、水防組合の形骸化が進む要因の一つになっていた。

第Ⅳ章 注 記

- 1) 藤田錦司(1954)『日本別珍コール天五十年史』、社団法人繊維振興協会、47～50 ページ、によると、遠州地方での別珍(ベルベット)、コール天(コーデュロイ)、加工前の生地(ブロック)を合わせた生産額は、昭和5年に全国合計値の64.5%、同9年には83.8%に達した。
- 2) 帝国制帽株式会社編・発行(1937)『創立四十周年史』、によると、会社は明治29年(1896)に創立、明治32年(1899)には第二工場も稼働し、3年後の明治35年(1902)には両工場で299人の職工がいたという。
- 3) 浜名郡編(1929)『浜名郡誌』、浜名郡役所、333 ページ、によると、組合組織ははじめ明治34年(1901)遠江生姜・糸瓜同業組合として設立され、明治37年(1904)に静岡県生姜・糸瓜・蕃椒・落花生同業組合となった、とある。
- 4) 豊田町誌編さん委員会編・発行(1996)『豊田町誌通史編』、750～751 ページ。
- 5) 静岡県農会事務所編・発行(1917)『静岡県農業経営事例』、54～55 ページ。
- 6) 浜名郡中ノ町村役場編・発行(1912)中ノ町村誌。
- 7) ①和田村役場編・発行(1913)『和田村誌』、②飯田尋常小学校編・発行(1913)『飯田村誌』。
- 8) 貝原益軒(1714)「諸菜譜」、では「胡蘿蔔」とあり、セリニンジンのこと。
- 9) 前掲8)によると、カブラナ、カブのこと。
- 10) 静岡県農会編・発行(1924)『自大正十年度至大正十二年度農家経済調査』、146 ページ。
- 11) 浜松市老間町、西大塚、四本松町(いずれも旧芳川村)での聞き取りによる。
- 12) 浜松市老間町、西大塚での聞き取りによる。
- 13) 浜名郡農会編・発行(1916)『浜名郡農会報』、35～36 ページ。
- 14) 芳川尋常小学校編・発行(1932)『芳川村郷土誌』、59 ページ。
- 15) 浜松市老間町での聞き取りによる。
- 16) 前掲14)、54 ページ。
- 17) 前掲5)、443～451 ページ。
- 18) 一般的には「間引き菜」のことを示すが、遠州地方ではとくに、ダイコンを植え付けて一ヶ月ほど経過したものを、葉を食用にするため収穫するものをいう。以上は、浜松市西大塚、磐田市掛塚での聞き取りによる。
- 19) 浜松市老間町、西大塚、四本松町(いずれも旧芳川村)での聞き取りによる
- 20) 前掲10)には、飯田村の長芋栽培の事例の中で、「菜種粕粗砕キ人夫二人」とある。
- 21) 浜北市編・発行(1999)『浜北市史資料編近現代』、228 ページ、「蚕飼育法改良結果申告書」による。
- 22) 前掲14)、57～58 ページ。
- 23) 浜松市安松町西尾氏所蔵文書「昭和五年出荷台帳」による。
- 24) 浜松市西大塚、福田町清庵新田(現磐田市)での聞き取りによる。
- 25) 前掲24)。

- 26)前掲 23)「静岡県丸浜温室園芸組合規約」による、
- 27)前掲 23)「昭和十年度丸浜温室園芸組合経費歳入歳出予算」のうち、「昭和七年負担金額産出参考資料」の項目。
- 28)前掲 22)、57 ページ。
- 29)浜松市役所編・発行(1981)『浜松市史三』、451～452
- 30)前掲 23)「丸浜農事実行組合事業状況」による。
- 31)荻野敏雄(1975)『内地材流送史論』、日本林業調査会、6～7 ページ。
- 32)藤田佳久(1984)天竜川中流域における育成林化の地域的性格、徳川林政史研究所研究紀要昭和 59 年度、149～188 ページ。
- 33)飯岡正毅(1977)遠州船明における幕府用材の中継機能、徳川林政史研究所研究紀要昭和 52 年度、95～117 ページ、によると、本流の管流しは享保 10 年(1725)に中止となり、以降はすべて筏による川下げに変更されている。
- 34)静岡県木材協同組合連合会編・発行(1968)『静岡県木材史』、224 ページ。
- 35)前掲 34)、148～149 ページ。
- 36)竜洋町掛塚(現磐田市)での聞き取りによる。
- 37)前掲 31)、43 ページ。
- 38)明治 29 年(1896)に、鉄橋下からの材木輸送用軌道との結節点に天竜川貨物取扱所として開設し、2 年後の明治 31 年(1898)に天竜川駅となった。
- 39)前掲 34)、225 ページ。
- 40)明治 29 年(1896)勅令第 331 号「河川台帳ニ関スル件」に基づき作成された実測図で、流域の河川工作物の位置および若干の堤内地の土地利用が描かれている。「天龍川台帳附図」は明治 43 年(1910)頃の作成と思われ、国土交通省中部地方建設局浜松工事事務所が所蔵している。縮尺は 3600 分の 1 で、二俣付近から河口までが 9 分割されている。なお、河川台帳附図の研究は、河田重三(1996)埼玉県管内荒川平面図について、文書館紀要 8、100～109、に詳しい。
- 41)前掲 40)に対応する台帳で、附図記載の河川工作物の位置や規模が実測に基づき記載されている。
- 42)前掲 34)、187～191 ページ。
- 43)流出材の大量に発生する年が水害の年とは一致せず、筏運送料の値上げの年に一致していることから、その背景には故意を含む人為的要素が関係している可能性がある。
- 44)静岡県内務部編・発行(1929)『天竜川流域の林業』、148～151 ページ。
- 45)佐久間町編・発行(1982)『佐久間町史(下)』、490～492 ページ。
- 46)天竜川材木商協同組合文書「漂流材調査決議書」(天竜市内山真龍資料館所蔵)による。
- 47)豊岡村史編さん委員会編・発行(1993)『豊岡村史資料編二近現代編』、272～275 ページ。
- 48)豊岡村一貫地(現磐田市)河合家文書(豊岡村教育委員会コピー所蔵)。
- 49)明治 35 年(1902)には、警察署が隠匿材の検挙を行っており不正拾得 9 件の検挙があった。また昭和初期にも隠匿材に関する一斉検挙が行われた。これらは、①前掲 46)「実業要報第 14 号」、明治 35

- 年(1902)発行、②前掲46)「流材作業日誌」などの資料による。
- 50)前掲46)「天竜川材木月報第13号」、大正8年(1919)発行。
- 51)前掲46)。
- 52)前掲46)「重要契約書」、によると、明治20年代には収集担当区域に該当する各大字が入札に参加している。
- 53)天竜市教育委員会編・発行(1999)『天竜市史続資料編I 田代家文書一』、249～250 ページ。
- 54)前掲46)「組合要報第1号」、明治34年(1901)年発行。
- 55)豊田町誌編さん委員会編・発行(2001)『豊田町誌別編2 民俗文化史』、88～89 ページ。
- 56)天竜市二俣(現浜松市)、竜洋町掛塚(現磐田市)での聞き取りによる。
- 57)前掲56)。
- 58)前掲55)、88～89 ページ、では、中間判決に関する史料のみが取り上げられており、最終的な判決は不明である。聞き取りによっても、結果は明らかにならなかった。
- 59)浜北市編・発行(1994)『浜北市史通史下巻』306 ページ。
- 60)国土交通省浜松工事事務所所蔵文書のうち、「治水文書関係」と一括された文書群のコピーにあり、表題「浜名郡出水状況調」。
- 61)前掲60)「農作物被害調」
- 62)浜名郡中ノ町村役場編・発行(1912)『中ノ町村誌』。
- 63)天竜川東縁水防組合編・発行(1912)『治水彙報』。
- 64)広瀬村壱貫地はかつて中州の集落であったが、第一次改修により一部の集落移転を伴う連続堤防が築造された。
- 65)「明治40年徴発物件表」によると、当時掛塚村には小船114艘、漁用船45艘があった。

結 章 天竜川下流域における地域構造

1 地域像の提示と展望

本研究において設定した基本的な課題は、かつて水害が頻発し、そのことにより条件「不利」地域として捉えられてきた河川下流域において、そこに居住する人々がいかにして社会経済活動を維持していたのか、そして、それが明治時代以降導入された土木技術による水害の減少を通じて、いかに変容していったのかを明らかにすることであった。

天竜川を事例とした考察に際しては、そこに「近代化」の過程が存在していることに着目し、筆者はそれを二つの側面から検討した。第一の側面は、地域の変容をもたらした外的要因そのものであり、これは従来から産業革命の諸相として取り上げられてきたものであった。すなわち本稿では第3章において述べた、土木工学に基づいた河川改修工事の進展や、東海道本線の開通などが産業革命の結果もたらされた外的要因として位置づけられる。第二の側面は、それら外的要因を受容した天竜川下流域そのものの変容として捉えられた。具体的には、本稿の第2章で描いた水害頻発期の地域構造が、第4章において明らかにした、水害減少期に見られたように変化したことを意味する。それぞれについての分析は各章において述べたので、ここではそれらに関連させる中で導き出される新たな地域像を浮き彫りにし、合わせて今後の課題について論述していく。

天竜川で繰り返されてきた水害のうち、破堤被害のあった場所と年次に注目すると、ある一定の地点に被害が集中し、その地点は、時代を経るに従い変化していく傾向にあった。被害地点の変遷は、そのときに採用している天竜川下流域の治水システムに由来する。江戸時代初期の場合は、左岸北部に取水口を持つ「寺谷用水」を保護するために、洪水流を右岸方向に流すように意図していた。それゆえ右岸にはいくつかの乱流路が残存し、これらの締切が試みられるのは1670年代以降であり、最後の分流が締め切られたのは、昭和初期になってからであった。

つぎに水害が激化するのは1700年代の中ごろで、これは天竜川の洪水規模がそれまでに比べて大きくなったというよりは、平野中央部が紀州流の治水工法である連続堤防を採用したために、破堤する確率が増えたことに起因するものであった。同様に、輪中地域への被害増加も、輪中堤防の強化がかえって破堤の増加をもたらした。これら中央部、南部での破堤では、いくつかの被害頻発地点が存在しており、それらの場所を遊水地とすることで、結果的に広範囲に水害が及ぶことを逃れていたとも考えられる。一方、明治中期以降になると、それまで頻繁に繰り返されてきた水害は、相対的に減少し、河川改修工事の効果が確認された。

天竜川下流域では、網状に広がる乱流路に沿って洪水流が侵入し、浸水と土砂の堆積、あるいは水勢の激しい洪水流によりそれまでの地形が改変されて被害が拡大するのが特徴であ

った。これは、例えば利根川下流域における排水不良地帯が、広範囲で「面的」な浸水被害を生じさせるのとは大きく違なり、水田と畑の比率がほぼ 1 対 1 という、天竜川下流域の自然条件を如実に示すものであった。

このことは、以下に述べる水害頻発期の地域構造にも大きく関連していた。天竜川下流域では、平野の開発が進展した江戸時代初期以来、比高の低い旧低水路の水田に洪水流が侵入しやすいため、自然堤防上での居住と畑の利用が重要な意味を持ち、そのことが結果的に下流域における夏作の綿、冬作の麦を中心とする標準的な農作物生産として定まっていた。そして平野上では、どの地点であっても、自然条件、景観形成の歴史的展開、土地利用のいずれもが同じ性格を持っており、そこに居住する住民に共通の生活サイクルをもたらすこととなった。この生活サイクルの中に、住民によって組織された水防組合が存在し、堤防上での水防活動や土木工事も組み込まれていた。

水害頻発期には、この土木工事から得られる経済的還元への比重は大きく、江戸時代中期には水制工の不正工事の存在が明らかとなっていた。下流域住民にとって堤防工事の意味は、単に地域の水害を除去するというだけでなく、「少々堤防が破損してくれた方が、普請の機会が増えて村が潤う」という、被害の軽減という目的とはかけ離れた側面も持ち合わせていた。しかも、極端な例ではあるが、場合によっては地域に水害の危険性を高めかねない「手抜き工事」でさえも、住民たち自らの手で行っていたのであった。それゆえ、下流域であればどこでも、水害が少ない年には畑作物の栽培が順調となり、とくに全国的な流通体系に組み込まれた綿栽培を収入源にすることが可能であった。その逆に水害が多ければ、畑作物の収穫量は減少するものの、頻繁に維持・保守を必要とする堤防工事によって経済的還元が期待できたのであった。この構造が存在したことによって、天竜川下流域は常習化する水害にもかかわらず、社会経済活動を持続しえたのである。

明治 18 年～26 年(1885～1893)の間、天竜川では内務省による河川改修工事が行われた。これらの工事では、同じ区間の工事であってもそれぞれに工程を分割し、工事期間と予算の関係から、「工区」や「工期」を設定していた。これを、それまでの住民の生活サイクルに当てはめた場合、農閑期には安定して大量の人員を工事に派遣することが可能であっても、それ以外の時期には対応することが困難となることを意味した。それゆえ通年で人員、資材を供給可能な「土木業者」が誕生し、それら業者が内務省直轄工事や、通年の堤防補修作業を支えることとなった。堤防工事には、業者に雇われた流域住民が多数参加したが、もはや水防組合加入者としての「出役」ではなく、業者と個人との間で結ばれた「契約」によるものであった。

この河川改修工事が終了した後、天竜川を取り巻く社会経済状況は急速に変化していく。このうち、畑作物は依然として重要性を持続しており、集約的農業による輸出作物（遠州 4 品）や蔬菜栽培が行なわれていた。しかし、それらの生産では同じ作物や同じ農法を導入する者同士の

連帯が強くなり、水害頻発期に見られたような下流域で広範に共有された生活サイクルや生業活動を前提とする構造とは異なった展開を見せた。

同じことは、明治中期以降大幅に増加した材木流通にも当てはまる。天竜川での材木流通は、中流域に位置する山間部で伐採された材木を筏に組んで下流域まで流すことで成り立っていた。明治中期以降の筏流しは、下流域においては「連続堤防」として固定された流路の中で完結するものとなった。材木輸送の過程で発生する流出材は、この連続堤防の存在と、流域住民の收拾活動があつて、初めて円滑に行なうことが可能となる。材木流通は、平時にはそれらに関与せず、材木商協同組合にも加入していない沿岸住民を、増水時にのみ巻き込むことで成り立っていたのである。

このような状況の下、明治44年(1911)に発生した水害においては、水防組合の弱体化、機能の低下が白日の下にさらされることとなった。水防組合は、下流域一帯が同一の生活サイクルであることを前提にしているがゆえに有効に機能していた。そしてそれは、村々の治水に関連した利害を調整し、かつ、工事費用の支出母体の異なる複雑な慣習を一元化し、それを地域の存立基盤として「経済的還元」に変えていく重要な「装置」であつたがゆえに、強固な結束を持って維持されていたといえる。しかし、従来は水防人夫として出役した下流域住民の個々が、明治時代以降、新たに発展を始めた様々な機能集団に依拠し、再編されつつあつたこと、そして水害そのものの減少と工事機会も減少したことにより、組織の形骸化が著しく進んでいったのであつた。

以上のことを踏まえて展望するならば、天竜川下流域で明らかとなつた地域構造の変容とは、水害頻発期に存在した自然条件の共通性を元にした強固な地域的協業体制が、水害減少期に至り、それぞれの業種の頂点に大消費地である東京や大阪を位置づける機能集団として再編されていった過程として捉えられる。すなわち、天竜川下流域は、遠郊農業、材木流通を通じて、効率よく大消費地に「商品」を供給することを目的とした、「合理性」を重視した組織の集合体に変貌を遂げたのである。それゆえ、この新しい機能を担うことを選択した時点で、天竜川下流域自体の持続的な存立を最大の目的としてきた地域的協業体制とは、相容れないものになつたのであつた。しかもこれら産業ごとの新たな組織化は、天竜川下流域だけで再編が進んだものではない。例えば、遠州4品や蔬菜栽培では、天竜川下流域が栽培の中心的役割を担っているとはいえ、必要とされた組織は遠州地方全域にまたがるものであつた。すなわち、これら商品作物の大消費地への供給過程で、他産地との競争などから、「遠州地方」というより広域な組織化が必要とされたのである。しかも、移出に際しては必ず浜松駅を利用することとなり、出荷の利便性と、広域化した組織の中心地として、浜松の都市機能も発展していくこととなった。その際、天竜川下流域に必要とされたのは、商品作物栽培の伝統を有する良質な農作物の産地という機能のみであり、そこには水害時に機能

する構造や背景といった、これまで地域の存続に重要であった部分は、経済活動と切り離されたのである。

このことは材木流通においても同様である。消費地の関心は、「良質な天竜材」が安定して供給されるかという一点であり、産地である天竜川中・下流域も、それに応えるために、さらに合理性を追求することにつながったのである。一方で流出材が再流通していく過程は、以下のような地域の変容を象徴するものとしても捉えることができる。天竜川では、堤防や水制工を損傷させる恐れがあるため、通常は材木の流出は厳しく取り締まるべきものとされており、ましてや本流を材木 1 本単位で流下させるいわゆる「管流し」は江戸時代中期以降禁止されていた。

しかし、明治中期以降、河川に関する国の法律の整備により、堤防の管理主体は国と府県に定められた。しかも、第一次改修の終了以降も継続して築造が進む連続堤防は、それまでの脆弱な堤防とは異なり、堅固で、かつ河川工学の規格に従って、画一的に作り変えられていった。その結果流出材は、一つには発生しても堤防本体に大きな損傷を与える危険が減少したこと、そして他方では堤防の管理主体が国や県に移行し、かつ水害の減少自体が地域と堤防との関わりを弱めていった時期に相当したことも重なり、増水という不可抗力以外の理由によっても発生することにつながったと考えられる。いふならば、禁止されている「管流し」を、不可抗力に見せかけて行うという、本来は行うべきではないが取り締まる方法がない、いわば「脱法行為」として流出材が存在していたのである。

洪水頻発期においては、自然条件に基づいた地域的協業の構造が、水利や入会などに代表される集落の基本的な存立基盤と同様に、この地域の自然条件を受け入れた時点で必然的に重要な要素となった。そしてそれは、水害を「前提」とした結果もたらされたものであったが、その中には水害時以外、すなわち「平時」の機能も有する、二面的な構造を持つものであった。しかし、産業革命後の技術導入による堤防構築以降、その重層構造をもたらした最大の要因であったはずの「水害」そのものが減少していった。それゆえ、この地域に水害を前提としない恒常的な「平時」の空間が固定されることとなり、それ以降の地域構造の変容に大きな影響を与えることとなったのである。

2 今後の課題

業者主導の下で河川工事が進捗していた明治中期には、国内各地で築港事業や、道路改修工事なども行われていた。河川工事を含めたこれら土木工事は一括され、工事の主体を中央政府や府県に集約し、いわゆる「公共工事」、「公共事業」として社会に浸透していくこととなる。本研究では沖積平野を中心とする洪水頻発地域を考察したため、河川下流域の枠組みを越えて着手されていく、これら事業については位置づけを行うことはできなかった。また、このほかにも、本研究

において着手し得なかつた地域構造解明の側面も存在している。以下、筆者が特に重要と考える2つの事柄について、記述しておく。

第一に、本稿では、地域構造を検討する上で農業と材木流通の検討は行ったが、農業生産にある程度の比重を置きつつ賃金労働者としても働く、兼業農家の動向に関しては検討が行えなかつた。本研究で課題の一つに挙げた、近代化を捉える一指標としての都市の発達を考慮するならば、当該地域における近世以来の城下町であり、最大の人口規模を有する浜松市街の動向も当然視野に入るべきである。浜松は、明治末期に鉄道橋至近に立地した製材工場以外にも、鉄道省浜松工場、帝国制帽株式会社など、100人以上の工員を要する大工場がいくつか存在しており、それ以外の中小工場や会社組織を合わせるなら、相当数の「勤め人」が周辺の農村部から通勤していたと考えられる。兼業農家増加の萌芽期は、当地域での水害減少期とも重なり、それまで堤防維持に必要とされた労働力が、浜松市街への通勤者として形を変えたものとしても捉えられよう。これら人々の影響を、地域構造に位置づけることは今後の大きな課題である。

第二に、本研究では土砂供給量の多さという観点から天竜川を事例地域に選定し、その中から近代化の意味を検討したため、一つの河川下流域に限定して考察を行ってきた。しかし、先述した天竜川下流域での社会構造を決定付けた要因の一つである、土砂の堆積が多いという自然条件は、他河川との比較を行うことによって、よりその位置づけが明確なものとなるであろう。そして、他河川における、地域構造の変容に至る過程や、天竜川との時代差を比較検討していくことも水害常襲地域研究では重要な課題であろう。公共工事そのものの意味づけと合わせて、今後の課題としたい。

参考文献一覧

- 青木伸好(1968)農村地域の構造把握への試みー西遠地方を事例にしてー、人文地理 20-2
- 青木伸好(1970)輪中の近代化ー〔濃尾〕高須輪中の場合ー、人文 16 京都大学教養学部
- 赤峰倫介(1960)最近における災害研究の成果と課題、人文地理 12-1
- 天野 武弘 他(1999)天竜川中流域の銅鉦山遺構ー久根鉦山と峰之沢鉦山ー、産業遺産研究6
- 阿由葉司(1987)利根川下流の水塚について、歴史地理学紀要 29
- 新井鎮久(1977)『地域農業と立地環境』、大明堂
- 有井琢磨(1977)天竜川の流路に関する研究、東京学芸大学紀要 29
- 有蘭正一郎(1981) 芦田川下流域における近世木綿作の地域的性格、立命館文學 427
- 有蘭正一郎(1997)低湿地水田における冬季高畦の研究、歴史地理学 39-1
- 安藤万寿男(1960)資本主義の発展と果樹栽培地域-3-、名城商学 9-3
- 安藤万寿男(1960)濃尾平野の土地利用の推移ー農業を中心として、地理 5-2
- 安藤万寿男(1960)資本主義の発展と果樹栽培地域-4-、名城商学 9-4
- 安藤万寿男(1962)日本の果樹地帯、地理 7-11
- 安藤万寿男(1966)大都市周辺農業の諸類型、愛知大学法経論集:経済編 51、52
- 安藤万寿男(1968)日本の大都市圏における農業の比較 (1967 年度秋季大会記事) - (大都市圏の比較研究(シンポジウム))、地理学評論 41-2
- 安藤万寿男(1975)輪中とポルダール、地理 20-11
- 安藤万寿男(1977)輪中に関する二,三の考察ー 1ー、水利科学 21-2
- 安藤万寿男(1977)輪中に関する二,三の考察ー 2ー、水利科学 21-3
- 安藤万寿男(1985)干拓輪中の形成と拡大、愛知大学総合郷土研究所紀要 30
- 安藤万寿男(1986)木曾川右岸の高位部輪中の形成と推移ー 正木・大浦・松枝 3 輪中ー、愛知大学総合郷土研究所紀要 31
- 安藤万寿男(1986)愛知県の輪中(除,干拓輪中)の成立とその変容、愛知大学法経論集:経済・経営篇 110-2
- 安藤万寿男(1988)木曾 3 川低地部(輪中地域)の人々の生活 (木曾 3 川<特集>)、地学雑誌 97-2
- 安藤万寿男(1990)輪中との比較におけるオランダのポルダール、愛知経営論集 120,121
- 安藤万寿男(1995)天正 14 年以前の木曾川中流部の流路、愛知大学総合郷土研究所紀要 40
- 安藤万寿男(1996)明治河川改修以前の立田輪中、愛知大学総合郷土研究所紀要 41
- 安藤万寿男(1997)明治河川改修以前の立田輪中(続)、愛知大学総合郷土研究所紀要 42
- 安藤万寿男(1998)尾張藩の治水行政と水害対策、愛知大学総合郷土研究所紀要 43
- 安藤万寿男(2001)美濃平野低地部における輪中形成の時期とその築造者、岐阜史学 97
- 安藤萬壽男編(1975)『輪中ー その展開と構造ー』、古今書院

- 安藤萬壽男編(1988)『輪中— その形成と推移—』、大明堂
- 飯岡正毅(1977)遠州船明における幕府用材の中継機能、徳川林政史研究所研究紀要昭和52年度
- 飯田尋常小学校編・発行(1913)『飯田村誌』
- 伊沢 利久(1992)播磨平野市川下流域の地誌的考察、立正地理 32-2
- 市川恒(1991)明治の大水害と岩田村、磐南文化 17
- 伊藤純子(1984)豊川下流域における施設園芸、地理学報告 58:愛知教育大学地理学会
- 伊東 達也 他(1976)阿武隈川下流域における桑園残存の要因について、東北地理 16-2
- 伊藤安男(1976)輪中の災害と治水— 宝暦治水以降の水論について—、歴史地理学紀要 18
- 伊藤安男(1976)輪中は生きていた— 9・12 災害と輪中の問題点—、地理 21-11
- 伊藤安男(1979)古地図よりみた輪中災害、歴史地理学紀要 21
- 伊藤安男(1981)輪中景観(歴史的景観の保全<特集>)、地理 26-11
- 伊藤安男(1992)困堤と輪中地域—洪水とその対応形式(〔地方史研究協議会1992年度〕大会特集—
河川—境界と交流)—(問題提起)、地方史研究 42-4
- 伊藤安男(1994)『治水思想の風土—近世から現代へ—』、古今書院
- 伊藤安男(2000)輪中災害と堤切所絵図、岐阜県歴史資料館報 23
- 伊藤安男(2003)輪中再考—水と共生をめぐる—、河川 59-1
- 伊藤安雄編(1996)『変貌する輪中』、古今書院
- 猪俣 好光(1962)狩野川下流域の地形と洪水、日本大学文理学部(三島)研究年報 10
- 井森 陸平(1953)濃尾輪中農村の村落構成と生活の近代化、金沢大学法文学部論集:哲学史学編 1
- 井森 陸平(1954)濃尾輪中農村の村落構成と生活の近代化—2—、金沢大学法文学部論集:哲学史
学編 2
- 岩崎公弥(1984)天竜川下流平野の島畑形成に関する歴史地理学的考察、地理学報告 58:愛知教育
大学地理学会
- 岩崎公弥(1994)尾張地域における近世綿作の地域的特色、歴史地理学 36-4
- 磐田郡役所編・発行(1921)磐田郡誌
- 岩田浩太郎(1985)幕末維新期の村方人足役と下層農民—利根川沿岸諸村の事例を中心に—、歴史
学研究 548
- 磐田市誌シリーズ「天竜川流域の暮らしと文化」編纂委員会編・発行(1989)『天竜川流域の暮らしと文
化(上)』
- 磐田市誌シリーズ「天竜川流域の暮らしと文化」編纂委員会編・発行(1990)『天竜川流域の暮らしと文
化(下)』
- 磐田市誌編纂委員会編・発行(1987)『磐田の新田開発』
- 磐田市誌編纂委員会編・発行(1981)『中泉代官』
- 磐田市史編さん委員会編・発行(1991)『磐田市史資料編2』
- 磐田市史編さん委員会編・発行(1996)『磐田市史資料編5』
- 上田弘一郎(1955)『水害防備林』、産業図書

- 上野福男編(1986)『日本の山村と地理学』、農林統計協会
- 浮田典良(1955)江戸時代綿作の分布と立地に関する歴史地理学的考察、人文地理 7
- 内田和子(1984)一関遊水地計画の展開過程- 2- 狐禅寺狭窄部の水害地形とそれをめぐる地域的
対抗関係、水利科学 28-1
- 内田和子(1986)都市河川にみる治水システムと遊水地の意義- 1- 鶴見川を例として、水利科学
30-2
- 内田和子(1986)都市河川にみる治水システムと遊水地の意義- 鶴見川を例として- 2-、水利科学
30-3
- 内田和子(1986)近世における鶴見川の治水、水利科学 30-4
- 内田和子(1988)治水工事の費用負担に関する研究- 近世における鶴見川流域を例として-、地理科
学 43-1
- 内田和子(1989)治水費用賦課からみた水害予防組合の解体過程- 神奈川県鶴見川水害予防組合
を例として-、地理科学 44-1
- 内田和子(1989)水害常習地における治水政策の受容とその費用負担に関する一考察- 明治期の鶴
見川流域を例として-、地学雑誌 98-7
- 内田和子(1990)信濃川下流部水害常習地における水害予防組合の特質- 新潟県上郷水害予防組
合を例として-、地理科学 45-2
- 内田和子(1991)用水と排水をめぐる地域間の対立と調整- 新潟県西蒲原地域を例として-、人文地
理 43-2
- 内田和子(1991)新潟県西蒲原地域における洪水の変化に関する一考察、地学雑誌 100-3
- 内田和子(1991)佐渡島・国中平野の水害地形と洪水パターン、水利科学 35-4
- 内田和子(1992)治水事業と費用負担の地域分析- 佐渡島国府川水害予防組合の場合-、人文地理
44-3
- 内田和子(1992)兵庫県佐治川流域における地形と洪水の特色、水利科学 36-3
- 内田和子(1993)地域社会における治水事業進展の活動と費用負担- 兵庫県佐治川水害予防組合を
例として-、地学雑誌 102-1
- 内田和子(1993)土地改良区の設立と水害予防組合の減少に関する一考察、地域研究 34-1
- 内田和子(1994)『近代日本の水害地域社会史』、古今書院
- 内田和子(1994)日本における水害予防組合の展開過程、地理学評論 67-5
- 内田和子(1994)治水事業の進展と地域社会の対応に関する研究(平成5年度助成研究要旨)、地学
雑誌 103-4
- 内田和子(1995)治水事業の費用負担と地域社会の対応- 水害予防組合の賦課方式を例として-、
地学雑誌 104-4
- 内田和子(1997)近代における治水政策と地域社会の対応- 治水組織の機能と選択を中心として- 歴
史地理学 39-1

- 内田和子(1997)近世における治水対策と地域社会の対応ー治水組織の機能と選択を中心としてー、
歴史地理学 39-1
- 江波戸昭(1994)明治初年における東京農業ー『東京府志料』を中心にー、明治大学教養論集
大垣市教育委員会編・発行(1988)『大垣輪中調査報告書』
- 大熊孝(1978)水防と治水の変遷、新潟大学工学部研究報告 27
- 大熊孝(1981)『利根川治水の変遷と水害』、東京大学出版会
- 大熊孝編(1994)『川を制した近代技術：叢書近代日本の技術と社会』、平凡社
- 大熊孝(1996)越後平野の治水と河川開発史(特集 平野の自然と人類史ー越後平野を例にしてー)、
第四紀研究 35-3
- 大塚昌利(1986)『地方都市工業の地域構造』、古今書院
- 大矢雅彦(1993)『河川地理学』、古今書院
- 大八木規夫(1991)自然災害とその研究史、地学雑誌 100
- 岡光夫(1977)綿圃要務解題、山田龍雄・飯沼三郎・岡光夫・守田志郎編『日本農書全集 15』、農山漁
村文化協会
- 岡光夫(1983)耕地改良と乾田牛馬耕ー明治農法の前提ー、永原慶二ほか編『講座日本技術の社会
史第1巻』、日本評論社。
- 小笠原長和他(1961)千葉県香取郡東庄町近世史料調査報告ー幕末に於ける利根川下流域農村
の一姿相ー、文化科学紀要 3:千葉大学文理学部
- 岡村光展(1973)大井川扇状地における近世散居集落の展開、人文地理 25-3
- 荻野敏雄(1975)『戦前期における木曾材経済史』、農林出版
- 荻野敏雄(1975)『内地材流送史論』、日本林業調査会
- 貝塚和実(1985)明治維新时期における直轄県政と民衆ー利根川中流域の治水・水利問題をめぐって
ー、歴史学研究 548
- 籠瀬良明(1990)『自然堤防の諸類型ー河岸平野と水害ー』、古今書院
- 加藤徹(1984)北上川下流域の開発と土地改良事業の展開、農業土木学会誌 52-7
- 門村浩(1965)航空写真による軟弱地盤の判読ー第1報ー、写真測量 4-4
- 河合孝(1976)『写真集輪中』、大垣青年会議所
- 河田重三(1995)文書館所蔵の「埼玉県管内荒川平面図」について、文書館紀要8
- 河田重三(1995)文書館所蔵の「埼玉県管内荒川平面図」について、文書館紀要 8
- 河田重三(1996)文書館所蔵の「荒川堤外地調査平面図」について、文書館紀要9
- 河村克典(2003)近世佐波川下流域における洪水ー絵図の分析を通してー、地図 41-1
- 川本彰(1966)農業発展と村落組織ー輪中地帯村落組織に及ぼした大規模土地改良事業の社会的影
響ー、明治學院論叢
- 河輪村尋常小学校編・発行(1913)『河輪村誌』
- 神立春樹(1985)産業革命と地域社会、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史近代 2』、東京
大学出版会

- 菊池万雄(1986)『日本の歴史災害— 明治編—』、古今書院
- 金原治山治水財団編・発行(1968)『金原明善』
- 九学会連合利根川流域調査委員会(1971)『利根川— 自然・文化・社会—』、弘文堂
- 日下 雅義(1962)那賀川下流域における平野地形の発達と開発の進展、人文地理 14-1
- 日下 雅義(1964)紀ノ川下流域平野の開発に関する基礎的研究、人文地理 16-4
- 日下 雅義(1972)木津川下流域の開発に関する基礎的研究、立命館文學 320
- 工藤 豊利(1985)吉野川下流域における新田開発について、四国女子大学紀要 5-1
- 建設省中部地方建設局(1989)『天竜川流域調査書』(内務省第四区土木監督署(1898)の復刻版)
- 建設省中部地方磐田工事事務所(1957)『天竜川工法集』
- 建設省中部地方磐田工事事務所(1962)『天竜川治水年表』
- 建設省中部地方浜松工事事務所(1957)『天竜川の思い出— 工事 30 周年記念誌—』
- 建設省中部地方浜松工事事務所(1982)『天竜川』
- 建設省中部地方浜松工事事務所(1987)『天竜川— 改修 60 年を語る—』
- 建設省中部地方浜松工事事務所(1990)『天竜川— 治水と利水—』
- 建設省北陸地方建設局編(1979)『信濃川百年史』、北陸建設弘済会
- 小出博(1970)『日本の河川— 自然史と社会史—』、東京大学出版会
- 小出博(1972)『日本の河川研究— 地域性と個別性—』、東京大学出版会
- 後藤藤平編(1911)『静岡県特種産物調査』、静岡県農会事務所
- 後藤藤平編(1915)『続静岡県特種産物調査』、静岡県農会事務所
- 斎藤光格・木曾敏行(1964)長良川上流部の河川工事が周辺集落に及ぼした影響について、地理学評論 37-4
- 坂本英夫(1983)天竜川下流のネギ産地— 露地野菜の生産維持の一形式—、経済地理学年報 29-4
- 佐久間町編・発行(1980)『佐久間町史(上)』
- 佐久間町編・発行(1982)『佐久間町史(下)』
- 佐々木清治(1932)郊村の農業形態(1)— 概念と方法—、地理学評論 8-5
- 佐々木清治(1932)郊村の農業形態(2)— 問題構成—、地理学評論 8-6
- 佐々木清治(1969)天竜川中州の新田— 川沿新田の特殊形態として—、静岡英和女子短期大学紀要
- 2
- 佐々木博(1961)蒲原平野における農業集落景観の変遷、地理学評論 34-12
- 佐々木博(1985)新潟平野における農地流動と大規模農家の事例、人文地理学研究IX:筑波大学
- 笹本正治(2003)『災害文化史の研究』、高志書院
- 斉藤享治(1988)『日本の扇状地』、古今書院
- 佐藤甚次郎・佐々木史郎・大羅陽一(1980)荒川流域における水塚、歴史地理学紀要 22
- 産業組合史編さん会編・発行(1965)『産業組合発達史』
- 静岡県(1923)『農業調査報告』
- 静岡県近代史研究会編(1999)『近代静岡の先駆者』、静岡新聞社

静岡県木材協同組合連合会編・発行(1968)『静岡県木材史』
 静岡県商工課(1937)『遠州織物ニ関スル調査書』
 静岡県内務部(1929)『天竜川流域の林業』
 静岡県農会編・発行(1924)『自大正十年度至大正十二年度農家経済調査』
 静岡県農会編・発行(1926)『大正十三年度農業経営調査』
 静岡県農会事務所編・発行(1917)『静岡県農業経営事例』
 静岡県編・発行(1991)『富里の民俗－磐田郡豊田町－：静岡県史民俗調査報告書第11集』
 静岡県編・発行(1996)『静岡県史別編2』
 静岡地理教育研究会(1976)『富士川の変貌と住民』、大明堂
 芝野 照夫(1988)天竜川扇状地と遠州灘海岸の形成、京都大学防災研究所年報 31B-2
 島田錦蔵(1977)近世天竜林業地における年季山売買、徳川林政史研究所研究紀要昭和 52 年度
 島田錦蔵(1978)近世天竜林業地における資金流通過程、徳川林政史研究所研究紀要昭和 53 年度
 島田錦蔵(1979)近世天竜林業地における年季山の管理経営－年季山控帳による解析－、徳川林政
 史研究所研究紀要昭和 54 年度
 島田錦蔵(1980)近世天竜林業地における年季山の管理経営－他村年季山控帳による解析－、徳川
 林政史研究所研究紀要昭和 55 年度
 水利科学研究所編・発行(1955)水経済年報一九五五年版
 末尾至行(1952)農村工業立地論－その実験の場としての加古川中流流域－、人文地理 4-4
 鈴木 富志郎(1981)芦田川中・下流域における繊維工業の進展、立命館文学 427
 繊維振興協会編・発行(1956)『遠州織物発達史』
 総理府資源調査(1955)『天竜川下流域の地形と水害型』
 大日本農会編・発行(1980)『大日本農会百年史』
 高橋誠(1989)浜松都市圏における農村地域分化と村落社会の機能変化、地理学評論 62-12
 高見 寛(1978)林地の転用と下流域の水災害、林業技術 437
 竹内常行(1965)天竜川下流平野と三方原台地の土地利用と水利の発達、人文地理 17-6
 竹内常行(1968)島畑景観の分布について、地理学評論 41-4
 谷岡武雄(1964)『平野の開発』、古今書院
 谷岡武雄(1966)天竜川下流域における松尾神社領池田荘の歴史地理学的研究、史林 49-2
 知野泰明・大熊孝(1992)新潟平野における治水技術の変遷に関する研究、土木学会論文集 440
 千葉徳爾(1972)天竜川溪谷の焼畑-佐久間町浦川の文書資料について、愛知大学総合郷土研究所
 紀要 17
 千葉徳爾(1986)『近世の山間村落』、名著出版
 坪井俊三(1979)近世中・後期天竜林業について、地方史静岡9
 寺谷用水組合編・発行(1925)『寺谷用水史』
 天竜建設業協会 30 周年記念誌編集委員会編・発行(1983)『社団法人天竜建設業協会 30 周年記念
 誌』、天竜建設業協会

天竜市教育委員会編・発行(1999)『天竜市史続資料編I - 田代家文書 -』
 天竜川東縁水防組合編・発行(1912)『治水彙報』
 天竜川東縁水防組合編・発行(1938)『天竜川水防誌』
 土地改良投資調査委員会編・発行(1954)『天竜川下流域における治水と土地改良の発展』
 十束尋常小学校編・発行(1913)『十束村誌』
 豊岡村史編さん委員会編・発行(1993)『豊岡村史資料編(二)近現代編』
 豊田町誌編さん委員会編・発行(1994)『豊田町誌近世編3』
 豊田町誌編さん委員会編・発行(1996)『豊田町誌通史編』
 豊田町誌編さん委員会編・発行(2001)『豊田町誌別編2民俗文化史』
 永井 唐九郎(1998)天竜川の水輸送と日本通運天竜川専用鉄道、産業遺産研究 5
 中野栄治(1974)紀ノ川下流域の水害- 和歌山市街を中心として-、人文地理 26-3
 中野尊正(1956)『日本の平野』、古今書院
 中島峰広(1992)わが国における江戸後期- 明治初期の商品作物の畑地灌漑-、歴史地理学 161
 中山正民(1994)駿府とその周辺の地域の開発- 環境史から見た安倍川と駿府の関係-、歴史地理
 36-2
 長妻廣至(2000)近世における水利組織の問題- 岡山県湛井堰を中心として-、農業史研究 34
 日本土木学会(1973)『明治以前日本土木史』、岩波書店
 西田真樹(1984)『川除と国役普請: 永原慶二・山口啓二編「講座・日本の技術と社会史6土木」』、日本
 評論社
 間宏(1965)林業経営と飯場制- 大正期天竜川流域の一事例-、東京教育大学文学部紀要 54
 服部敬(1997)明治期における淀川改修工事と西淀川地域、ヒストリア 156
 馬場昭(1965)『水利事業の展開と地主制: 近代土地制度史研究叢書7』、御茶の水書房
 浜北村村誌編纂委員会編・発行(1954)『北浜村誌資料』
 浜北市編・発行(1989)『浜北市史- 浜北と天竜川 -』
 浜北市編・発行(1990)『浜北市史通史上巻』
 浜北市編・発行(1990)『浜北市史資料編近世1』
 浜北市編・発行(1992)『浜北市史資料編近世2』
 浜北市編・発行(1994)『浜北市史通史下巻』
 浜北市編・発行(1999)『浜北市史資料編近現代』
 浜名郡中ノ町村役場編・発行(1912)『中ノ町村誌』
 浜名郡農会編・発行(1918)『浜名郡農会報第8号』
 浜名郡役所編(1929)『浜名郡誌』、浜名郡
 浜名郡竜池村編・発行(1912)『竜池村誌』
 浜松市博物館編・発行(1998)『川と生活- 水防と利水の歴史』
 浜松市編・発行(1940)『浜松の農業』
 浜松市編・発行(1971)『浜松市史二』

- 浜松市編・発行(1976)『浜松市史三』
- 浜松市役所編・発行(1957)『浜松市史資料編 1』
- 浜松市立南陽公民館編・発行(1991)『水と緑と光のデルタ』
- 原淳二(1992)近世・下利根川の水防組織、地方史研究 42-4
- 袋井市史編纂委員会編・発行(1987)『袋井市史通史編』
- 藤井泰介・渡辺操(1956)常習水害地における農業の変貌、地理学評論 29-10
- 藤井素介・岩塚守公(1956)災害の地理学的研究—とくに水害について—、地理学評論 29-10
- 藤田錦司(1954)『日本別珍コール天五十年史』、社団法人繊維振興協会
- 藤田 佳久(1984)天竜川中流域における育成林化の地域的性格、徳川林政史研究所研究紀要昭和 58 年度
- 藤田佳久(1998)『吉野林業地帯』、古今書院
- 藤田佳久(1995)『日本・育成林業地域形成論』、古今書院
- 藤田佳久(1984)天竜川中流域における育成林化の地域的性格、徳川林政史研究所研究紀要昭和 58 年度
- 藤田佳久(1995)豊川下流域における霞堤の成立条件およびその改廃と土地利用—豊川・霞堤の研究(その 1)—、愛知大学地理学研究報告 15
- 藤田佳久(1996)近世における豊川下流域の霞堤の復元—豊川・霞堤の研究(その 2)—、愛知大学地理学研究報告 16
- 藤田佳久(1997)豊川下流域における水害と治水運動—豊川・霞堤の研究(その 3)—、愛知大学総合郷土研究所紀要 42
- 芳川尋常小学校編・発行(1913)『芳川村誌』
- 芳川尋常小学校編・発行(1932)『芳川村郷土誌』
- 細井淳志朗(1978)近世村落の性格形成と育成林の展開に関する要因—遠江国小川村を事例に—、歴史地理学紀要 20
- 本間 勝喜(1983)下流域にみる近世の最上川と周辺農村、地方史研究 33-4
- 松浦茂樹(1994)明治 8 年の第 1 回地方官会議における治水についての議論、水利科学 38-2
- 松下智(1990)天竜川流域・佐久間地区の山茶について、愛知大学総合郷土研究所紀要奥三河特集
- 松原義継(1977)『本阿弥輪中』、二宮書店
- 松本繁樹(2000)『山地・河川の自然と文化—赤石山地の焼き畑文化と東海型河川の洪水—』、大明堂
- 宮村忠(1985)『水害』、中公新書
- 村瀬 典章(1983)近世天竜川水運の成立と発展—樽木の流通過程を中心にして、史叢 30
- 村瀬 典章(1985)近世中・後期天竜川における材木運搬請負人、地方史研究 35-3
- 村瀬 典章(1986)遠州掛塚湊における廻船問屋—天竜川水運に関連して—、日本歴史 459
- 村瀬 典章(1990)天竜川水運による樽木の使途と勘定、史叢 45
- 村瀬 典章(1992)天竜川における樽木の川下げと通船、地方史研究 42-4

- 明治二十九年大洪水一〇〇周年記念事業実行委員会編・発行(1996)明治二十九年岐阜県水災誌—
大垣町、安八郡(復刻版)—
- 元木靖(1997)日本における滞水性低地の開発—クレーク水田地域の比較歴史地理学序説—、歴史地
理学 39-1
- 山下琢巳(2000)天竜川下流域における水防組合活動とその経済的基盤—明治から昭和戦前期を中
心として—、歴史地理学 42-1
- 山下琢巳(2002)天竜川下流域における治水事業の進展と流域住民の対応—江戸時代から明治時代
までを中心として—、地理学評論 75-6
- 山下琢巳(2004)天竜川における流出材木の流通と下流域沿岸住民の対応—明治期から昭和初期を
中心として—、歴史地理学 46-2
- 山田安彦(1976)水害発生常習地の歴史地理学的研究に関する課題、歴史地理学紀要 18
- 山田安彦(1980)北上川の河川災害の地域的抵抗性と歴史地理学的課題—水文歴史地理への提唱
—、歴史地理学紀要 22
- 山中進(1977)明治・大正期の農家副業からみた八尾地域の変容、人文地理 29-6
- 山中進(1991)『農村地域の工業化』、大明堂
- 山本三郎・松浦茂樹(1996)旧河川法の成立と河川行政(1)、水利科学 40-3
- 山本三郎・松浦茂樹(1996)旧河川法の成立と河川行政(2)、水利科学 40-4
- 山本英二(1988)近世北遠地域における「山地」利用の形態—犬居山中の場合—、徳川林政史研究所
研究紀要昭和 62 年度
- 竜洋町教育委員会(1999)『掛塚湊回船問屋津倉家文書二』
- 和田村役場編・発行(1913)『和田村誌』
- (著者・編集者・発行所名記載なし)(1912)『下阿多古村誌』